

令和7年第1回（3月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和7年 3月6日 開会

令和7年 3月24日 閉会

東伊豆町議会

令和七年

第一回〔三月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和 7 年第 1 回 東伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○施政方針	6
○一般質問	1 5
楠 山 節 雄 君	1 5
栗 原 京 子 君	3 2
須 佐 衛 君	5 0
山 田 豪 彦 君	6 2
鈴 木 伸 和 君	7 2
○散会の宣告	9 0

第 2 号 (3月7日)

○議事日程	9 1
○出席議員	9 2
○欠席議員	9 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 3
○職務のため出席した者の職氏名	9 3

○開議の宣告	9 4
○議事日程の報告	9 4
○一般質問	9 4
西 塚 孝 男 君	9 4
山 田 直 志 君	1 0 4
○発議第 1 号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例について	1 2 2
○専決承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度東伊豆町 一般会計補正予算（第 1 0 号））	1 2 4
○議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について	1 2 7
○議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関 する条例の制定について	1 2 9
○議案第 3 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について	1 3 0
○議案第 4 号 東伊豆町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について	1 3 1
○議案第 5 号 東伊豆町住民参加型自家用有償旅客運送条例の制定について	1 3 4
○議案第 6 号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部 を改正する条例について	1 4 0
○議案第 7 号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい て	1 4 2
○議案第 8 号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について	1 4 4
○議案第 9 号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の 一部を改正する条例について	1 4 5
○議案第 1 0 号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 の一部を改正する条例について	1 4 7
○議案第 1 1 号 東伊豆町観光施設整備基金条例の一部を改正する条例について	1 4 8
○議案第 1 2 号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	1 5 1

○議案第 13 号	東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について……………	153
○議案第 14 号	東伊豆町風力発電事業特別会計条例を廃止する条例について……………	154
○議案第 15 号	東伊豆町風力発電事業基金条例を廃止する条例について……………	156
○議案第 16 号	静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について……………	157
○議案第 17 号	公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町いきいきセンター）……………	158
○議案第 18 号	公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町奈良本けやき公園）……………	161
○議案第 19 号	令和 6 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 11 号）……………	167
○議案第 20 号	令和 6 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）……………	182
○議案第 21 号	令和 6 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）……………	186
○議案第 22 号	令和 6 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	188
○議案第 23 号	令和 6 年度東伊豆稲取財産区特別会計補正予算（第 1 号）……………	194
○会議時間の延長について……………		197
○議案第 24 号	令和 6 年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	197
○議案第 25 号	令和 6 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	199
○議案第 26 号	令和 6 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 4 号）……………	201
○議案第 27 号	指定金融機関の指定について……………	205
○散会の宣告……………		206

第 3 号 （3月10日）

○議事日程……………	207
○出席議員……………	207
○欠席議員……………	207
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	207
○職務のため出席した者の職氏名……………	208
○開議の宣告……………	209

○議事日程の報告	209
○議案第28号 令和7年度東伊豆町一般会計予算	209
○議案第29号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算	209
○議案第30号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	209
○議案第31号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計予算	209
○議案第32号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算	209
○議案第33号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算	209
○議案第34号 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算	209
○散会の宣告	234

第 4 号 （3月24日）

○議事日程	235
○出席議員	236
○欠席議員	236
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	236
○職務のため出席した者の職氏名	236
○開議の宣告	237
○議事日程の報告	237
○議案第28号 令和7年度東伊豆町一般会計予算	237
○議案第29号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算	237
○議案第30号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	237
○議案第31号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計予算	237
○議案第32号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算	237
○議案第33号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算	237
○議案第34号 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算	237
○意見書案第1号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書について	248
○意見書案第2号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める 意見書について	250

○意見書案第 3 号	訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書について……	2 5 4
○意見書案第 4 号	選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書について……	2 5 6
○同意案第 1 号	東伊豆町農業委員会委員の選任について……	2 5 8
○同意案第 2 号	東伊豆町農業委員会委員の選任について……	2 5 8
○同意案第 3 号	東伊豆町農業委員会委員の選任について……	2 5 8
○同意案第 4 号	東伊豆町農業委員会委員の選任について……	2 5 8
○同意案第 5 号	東伊豆町農業委員会委員の選任について……	2 5 8
○同意案第 6 号	東伊豆町農業委員会委員の選任について……	2 5 8
○同意案第 7 号	東伊豆町農業委員会委員の選任について……	2 5 8
○同意案第 8 号	東伊豆町農業委員会委員の選任について……	2 5 8
○同意案第 9 号	東伊豆町農業委員会委員の選任について……	2 5 8
○同意案第 1 0 号	東伊豆町農業委員会委員の選任について……	2 5 8
○常任委員会所管事務調査の報告について……		2 6 4
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について……		2 7 0
○閉会の宣告……		2 7 0
○署名議員……		2 7 3

令和7年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和7年3月6日（木）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針

日程第 5 一般質問

1. 3番 楠 山 節 雄 君

- 1) ごみ問題について
- 2) 地域商品券の取り組みについて
- 3) 入湯税について

2. 7番 栗 原 京 子 君

- 1) ケアマネジャーの確保について
- 2) 不登校支援について

3. 10番 須 佐 衛 君

- 1) 医療・介護事業への支援について
- 2) 熱川の風力発電施設について

4. 1番 山 田 豪 彦 君

- 1) 町の公式LINEについて

5. 2番 鈴 木 伸 和 君

- 1) 白田川橋の検討結果と今後について
- 2) 町長の政治姿勢について

出席議員（12名）

1番 山 田 豪 彦 君

2番 鈴 木 伸 和 君

3番 楠 山 節 雄 君

5番 笠 井 政 明 君

6番 稲 葉 義 仁 君

7番 栗 原 京 子 君

8 番 西 塚 孝 男 君

1 1 番 村 木 脩 君

1 3 番 定 居 利 子 君

1 0 番 須 佐 衛 君

1 2 番 内 山 慎 一 君

1 4 番 山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 嘉 久 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	福 岡 俊 裕 君
企画調整課長	太 田 正 浩 君	税 務 課 長	木 田 尚 宏 君
住民福祉課長	鈴 木 貞 雄 君	健康づくり課長	山 田 義 則 君
健康づくり課参事	柴 田 美保子 君	観光産業課長	梅 原 巧 君
建設整備課長	村 上 則 将 君	防 災 課 長	鈴 木 尚 和 君
教育委員会事務局 長	齋 藤 和 也 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 木 善 幸 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

令和7年東伊豆町議会第1回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、新年度予算を審議する重要な議会であります。議会として、町民福祉の向上や町の発展のために、十分審議を尽くし、町民の要望する諸施策に反映すべく尽力いたしたいと存じます。

なお、寒暖差が大きい日々を迎えております。皆様方には健康に十分注意され、議会運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和7年東伊豆町議会第1回定例会は成立しましたので、開会します。

また、水道課長に代わり、水道課長補佐が本定例会に出席するとの届出がありましたので、報告します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（笠井政明君） 議会運営委員長より報告を求めます。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 議会運営委員会より、令和7年第1回定例会の運営について、協議した結果を報告します。

本定例会では、7名の議員より15問の一般質問が通告されております。一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。

また、町長には反問権の行使が認められております。なお、反問に要する時間は、制限時間には含みません。

質問通告者の中で、掲示板使用の願いが10番議員、14番議員より、資料配付の願いが8番

議員、10番議員より出されております。

本定例会の提出案件は、専決承認1件、条例の制定、一部改正、廃止が15件、規約の変更1件、指定管理者の指定2件、指定金融機関の指定1件、令和6年度の一般会計及び特別会計7会計の補正予算、令和7年度の各会計予算7件、同意案10件がそれぞれ日程に組み込まれています。

なお、議案第28号から第34号までと、同意案第1号から第10号までを、それぞれ一括議題とし、質疑は一括、討論と採決は各号ごとに行います。

議会からは、発議、意見書案、常任委員会の所管事務調査報告についての審議も予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

補正予算の説明に関しましては、一般会計はおおむね300万円以上、特別会計はおおむね50万円以上で説明すること。条例改正の説明には、新旧対照表または説明資料を用いるなど、概要説明により行うこととします。

令和7年度の各会計予算につきましては、一括上程後、町長の提案理由、担当課長の概要説明を受けた後、1つの特別委員会を設置、付託して議案の審査を行います。

以上の内容を踏まえ、本定例会の会期につきましては、本日より3月24日までの19日間といたします。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本定例会につきましては、町が動き出す重要な新年度予算の審議があります。

議員及び職員の皆様には、体調管理に十分留意され、円滑な議会運営に御協力いただきますよう、お願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（笠井政明君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、鈴木議員、3番、楠山議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（笠井政明君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの19日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（笠井政明君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 施政方針

○議長（笠井政明君） 日程第4 町長より施政方針を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆様、おはようございます。

令和7年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとお忙しい中御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和7年度の当初予算案、その他、諸議案の御審議をお願いするに当たり、所信の一端と大綱を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、政府は、令和7年の通常国会において、地方創生を核心に位置づけ「令和の日本列島改造を進める」との趣旨説明に続き、経済政策にとって「最重視すべきは賃上げである」と認識の下、物価上昇に負けない賃上げを起点として「所得と経済全体の生産性の向上を図る」などとしております。

また、社会保障制度等の改正についても述べられていることから、町といたしましても国の動向を注視しつつ、持続可能な財政構造の確立、堅持を着実に進めながら、一方では必要な投資は行い、現在を生きる町民の皆様のご幸福度を、高められるよう、努めるとともに将来世代に「健全で希望あふれるまちづくりの基盤」を引き継ぐべく、令和7年度予算を編成してまいります。

今回の予算編成ですが、令和6年3月に策定いたしました、まちづくりの基本的な方向性を示す「東伊豆町まちづくり総合指針」に基づき、計画期間の2年目となります、令和7年度は「緩和」「適応」「全員参加」という3つのコンセプトの下、柱となる「生きる力と郷土愛を育む、ベビーファーストの推進」「稼ぐ力の復活」「健康で安全・安心な暮らしの実現」「自然と共生した快適な生活環境の整備」「多様性の尊重と時代変化への順応」「生涯学習と生涯活躍の推進」及び「効率的で信頼に応える行政運営」の7つの政策目標に沿って、予算を編成しております。

特に、旧稲取幼稚園「よりみち135」は、令和7年度の工事着手を目指し、現在、詳細設

計を作成しております。子供から高齢者までの全世代が集い、楽しめる空間として、住民のみならず観光客等も含めて、相互交流が図れる場を目指し、整備してまいります。

それでは、予算規模について申し上げます。

まず、一般会計の予算規模は67億円となり、令和6年度当初予算に対しまして7億1,300万円、11.9%の増となっております。

次に、国民健康保険、介護保険など6つの特別会計は、合計で34億1,011万3,000円となり、前年に比べ0.8%の減となりました。水道事業会計は支出ベースで、10億2,078万2,000円で前年対比33.6%の増となっております。

一般会計当初予算歳入のうち、自主財源の根幹をなす町税は、全体で前年対比7.3%、1億2,827万2,000円の増収となる18億9,715万5,000円を予算に計上いたしました。このうち、町民税につきましては、賃金上昇などによる個人町民税の伸びや、企業収益の回復による法人町民税の増により、5.5%の増収を見込んでいる一方、町税の5割強を占める固定資産税におきましては、宅地等の地価が平均2.1%下落している状況や、家屋の経年補正などの影響を受け、0.9%の減収となる厳しい状況が続くと見込んでおります。

また、入湯税におきましては、観光需要が回復傾向にあり、安定的な観光財源の確保が課題であることから、令和7年3月より入湯税を1人1日につき、150円から300円に引き上げを行い、令和6年度と比べて、1億1,145万円の増収となる2億100万円を見込みました。

現在、国内観光地の地域間競争が激しさを増しており、観光客の満足度が高い、きれいで快適な魅力ある観光地として勝ち残っていくためには、施設整備を含めた観光振興、維持管理などが、さらに重要となることから、入湯税の引き上げによる増収分を観光財源とすべく、基金に積み立てることといたしました。今後、使途につきまして観光・宿泊関係者と協議の上、具体的な方策を探ってまいりたいと考えております。

さらに、財源確保における重要な課題である、町税の収納率向上を図るため、静岡地方税滞納整理機構の活用による滞納整理をはじめ、賀茂地区、1市5町で構成する、賀茂地方税債権整理回収協議会や下田財務事務所との連携を強化するとともに、納税者の利便性を高める、町税の申告・申請手続の電子化対応等の拡充に取り組み、さらなる税收の確保に努めてまいります。

次に、地方交付税のうち普通交付税につきましては、令和6年度と比較し、2,500万円の増となる14億円を計上いたしました。国・県からの情報に基づき、試算した結果と合わせ、近年の実績も勘案したものでございます。また、特別交付税につきましても、近年の実績額

に合わせて、前年対比、500万円増の1億円を計上いたしました。

寄附金のうち、ふるさと納税寄附金は、制度改正による影響等の懸念があることから、令和6年度より若干増となる5億3,000万円、前年度比2,000万円の増を計上いたしました。今後もさらなる取組により、ふるさと納税の増額に努めてまいります。

それでは、令和7年度の具体的な取組の概要を御説明いたします。

最初に、1つ目の政策目標である「生きる力と郷土愛を育む、ベビーファーストの推進」についてであります。

「ベビーファースト運動」の理念の下、若い世代が定住し、子供を安心して産み育てる環境を整備するため、令和7年度の新規事業として、遠方の産科医療機関において、健診を受ける妊婦に対し、通院費用の一部を補助する計画を立てており、分娩時における交通費や宿泊費についても、支援してまいりたいと考えております。

また、エネルギー・食料品価格等、物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対しまして、令和6年12月31日現在、住民登録のある子供1人当たり2万円を給付し、家計の負担軽減を図るとともに、令和6年10月、児童手当が最大で3万円に拡充されたことから、引き続き、高校卒業までの子供全員に給付を継続して、子育て家庭の生活の安定を図るよう努めてまいります。

教育環境の向上では、児童生徒の減少による教育課題に対応するため、学校の在り方を検討し、町の未来を見据え、より地域と一体となった新しい学校教育の形や、当町にふさわしい特色ある学校教育、環境整備を図るとともに、「心ゆたかな人をはぐくむ、生涯学習の推進と文化の創造」と、定めた基本方針を実現するため、ライフステージに応じた町民への生涯学習の環境づくりの推進や、郷土に伝わる伝統文化の発掘と継承に努め、当町ならではの文化の創造を推進してまいります。

学校教育、環境整備委員会から答申を受けました「町立幼稚園、小学校、中学校の統合」につきまして、同委員会で示された方向性を尊重して、現在の熱川中学校に整備をすることで検討しております。また、私から県に対して提案した、県立稲取高校との一体的な整備についても、引き続き、県と協議を進めており、前向きに検討いただいていると承知しております。現時点では、県との間で確定した事項はございませんが、町立学校の統合につきましては、直実に推進していきたいと考えており、今後、進展がありましたら、議会に対しましても御報告いたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

学校教育の関係では、国のGIGAスクール構想に基づく、児童生徒1人1台端末の更新時期を迎え、その整備を着実に推進し、子供たちの学習活動の一層の充実に努めてまいりま

す。また、近年の猛暑が厳しさを増していることに対応し、児童生徒の学習環境を改善するため、小学校の音楽室と理科室の特別教室に、空調設備の整備を予定しており、次年度以降、中学校の整備も順次、進めてまいりたいと考えております。なお、学校給食につきましては、物価高騰による食材費の増額分を補助し、子育て世帯の家計への負担軽減と給食の質の確保に努めてまいります。

町立幼稚園におきましては、引き続き、幼児教育の充実を図るとともに、未就園児を対象に親と子の交流・相談の場として設けた「ひよこの会」を充実させ、子育て支援を継続してまいります。

次に、2つ目の政策目標である「稼ぐ力の復活」についてですが、昨年度から取り組んでいます、台湾の九份をモデルとした熱川温泉の景観整備につきましては、台湾提灯による夜間のにぎわい創出を進めており、現在、町商工会を中心に、「熱川に九份が灯る。」まちづくり協議会が計画的に継続して、夜市を開催しております。新規で、店舗経営に乗り出す方も現れ、熱川温泉は徐々に活気を取り戻しつつあり、順調に地域の活性化が進んでおります。町では、出店を希望する方に「創業支援補助金」を交付することとしており、新規出店に向け、力強い応援となるものと考えております。

これからのまちづくりには、観光と商工を融合して、相互に活性化を図っていくという考え方が、重要となりますので、引き続き、町商工会には、その中心的な立場で活躍していただきたいと願っております。

稲取温泉につきましては、令和6年度も環境整備の検討を行っており、令和7年度に整備方針を固め、計画を進めていきたいと考えております。また、ほかの地域につきましても、環境整備を含めた活性化事業を検討し、町全体が活気に満ちた観光地となれるよう、努力を重ねてまいります。

観光協会事業につきましては、令和7年度もインバウンド対策を含め、誘客宣伝を積極的に実施するとともに、観光イベントにつきましても、細野高原での「山菜狩り」をはじめ「ホテル観賞の夕べ」「石曳き道灌まつり」なども引き続き、開催していく計画であります。

その中で「秋のすすきイベント」につきましては、持続的な草原維持を目的とした「細野高原みらい協議会」が立ち上がり、私が会長を務めさせていただいております。令和7年度からは「細野高原みらい協議会」が町の補助を受け、事業を実施する母体となるよう検討を進めており、今後も活発な協議を重ね、未来に残したい草原の自然環境を守りつつ、お客様にも喜ばれる場所として、魅力的な環境を整えていく所存です。

令和6年度、観光PR・地場産品の販路拡大を図るため、東京都渋谷区にて開催いたしました「渋谷温泉イベント」につきまして、令和7年度は新たに賀茂郡内の町にも参加を呼びかけ、伊豆の各地をPRするとともに、地名度のアップと来遊客の増加につなげていきたいと考えております。二子玉川高島屋での「雛のつるし飾り」の展示や、町内農産物の紹介を絡めた観光宣伝なども、引き続き、実施してまいります。

静岡県補助をいただき進めている「観光地域づくり整備事業」につきまして、令和6年度、北川温泉築城石公園の観光トイレ改修を実施し、トイレの洋式化とバリアフリー対応を図り、お客様に不自由のないトイレとして生まれ変わりました。令和7年度は「ユネスコ世界ジオパーク」に認定されている、伊豆半島ジオパークのジオスポットである熱川温泉文化サイトを継続認証してもらうため、多言語化の案内看板を整備してまいります。

地域経済の活性化に向け、農業関係では、引き続き「農地の見える化」を進めております。過去50年以上にわたる農地移動情報のデジタル化をはじめとし、貸出し可能な農地のリスト化や地図への落とし込み、また、それらをネット上で検索できるような環境の整備を行い、農地情報のDX化を推進してまいります。加えて、持続可能な農業経営を支援する「環境保全型農業直接支援交付金」事業や地域保全管理を促している「中山間地域等直接支払制度補助金」につきましても、継続して実施してまいります。

一方、当町の漁業において、重要な要素である金目鯛や魚介類の水揚げ減少が、近年、深刻さを増しております。原因究明や対応策など静岡県水産・海洋技術研究所、伊豆分場の意見も伺いながら、伊豆漁業協同組合、稲取支所の要望に応えていきたいと考えております。

次に、3つ目の政策目標である「健康で安全・安心な暮らしの実現」についてですが、防災関係では今後発生が危惧されている、南海トラフ、駿河トラフ、相模トラフ等での大規模地震並びに近年多発している風水害、土砂災害等の自然災害に備え、令和7年度も6月に土砂災害防災訓練を実施いたします。

また、防災週間の9月に実施しておりました、総合防災訓練につきましては、近年9月に入っても猛暑が続く状況であることを踏まえ、訓練参加者の健康に配慮し、実施時期を10月に変更することといたしましたので、御理解のほどよろしくお願いいたします。また、12月には大規模地震の発生を想定した地域防災訓練、3月には津波避難訓練の実施を予定しております。

自然災害は、いつ起こるか分かりません。町民の皆様には発災に備えて自宅の状況や避難所、避難経路等をハザードマップで確認していただくとともに、7日分以上の食料、飲料水

等の備蓄、各地区で行われる防災訓練への参加等、平時から災害への備えに心がけていただければと存じます。

大切な命を守るためには、住宅の耐震化も重要な要素となります。昭和56年以前の建物であっても、耐震補強を実施することにより、新築住宅と同等の耐震強度を得ることが可能となりますので、住宅の改修工事などと併せ、町の補助金制度を活用し耐震化対策を進め、有事に備えていただければと思います。

また、令和7年度からは、耐震シェルターと防災ベッドの設置に対する補助制度を創設いたします。地震の二次災害から御自宅を守るため、令和6年10月より始めております、耐震ブレイカーの設置の補助事業と併せ、命を守ることを最優先に考え、御活用いただければと思います。

消防関係につきましては、近年は火災だけでなく、自然災害も頻発する中、消防団の組織体制の強化、見直しは急務となっております。消防団本部を中心に団員の負担の軽減を図りながら、消防防災力を低下させない施策を推進し、住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

道路関係では、大川地区から奈良本地区までの県代行事業・町道湯ヶ岡赤川線の第7工区の協定を静岡県と締結し、用地と補償について調査を進めるとともに、国道135号の機能強化及び大川地区と伊東市を連結する、バイパスの実現に向け、国・県に対し粘り強く要望してまいります。

町内の橋梁補修につきましては、5年に一度の点検実施後、補修が必要な橋梁については、計画的に工事を実施しておりますが、令和7年度は4橋の補修工事、2橋の設計委託を予定しております。なお、懸案であります白田川橋につきましては、令和7年度に撤去工事を実施いたします。

近隣の皆様には、工事实施の際、御迷惑をおかけすることになろうかと思いますが、御理解、御協力をお願いいたします。

そのほか、津波災害警戒区域を対象として、平成29年度から地籍調査事業を進めておりますが、官民境界を明確にすることにより、被災後の復興事業の期間が大幅に短縮されますので、引き続き、推進するとともに、町営漁港では北川漁港の網干場護岸の補修に係る測量設計を実施してまいります。なお、県営稲取漁港及び県営中山間地域総合整備事業につきましても、それぞれ事業が推進される予定となっております。

ソフト事業の関係では、低所得世帯への物価高騰対策といたしまして、食料品やエネルギー

一関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち、賃上げや年金物価スライド等で賄い切れない部分を、おおむねカバーできる水準として、令和6年12月13日現在、住民登録のある住民税非課税世帯1世帯当たり3万円、その世帯の子供1人当たり2万円を給付してまいります。また、世帯所得が500万円以下の新婚世帯で、年齢が29歳以下の世帯に上限60万円、39歳以下の世帯に上限30万円の生活支援を行い、結婚に伴う新生活の経済的不安の軽減に努めてまいります。

近年、住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、重層的な支援体制を整備する必要があります。従来の子供、障害、高齢、生活困窮など、分野別の縦割り型の支援体制では、対応し切れないケースに対し、多機関や他部署がチームとして「はざまニーズ」にも対応できる「断らない相談体制」の構築を目指し、令和8年度の実施に向けて、準備を進めてまいります。

予防接種事業では、新たに高齢者带状疱疹ワクチンが定期接種化され、65歳から100歳以上の方のうち、5歳刻み年齢の方を対象として実施してまいります。なお、任意接種につきましても、昨年度に引き続き、助成を予定しております。

また、成人保健事業では75歳以上の後期高齢者医療制度に加入されている方を対象とした、人間ドック助成制度を新たに事業化する予定で進めております。現行の助成制度と併せて疾病の予防、重症化を防ぐ対策、いわゆる未病対策とフレイル対策として、多くの方に活用していただければと考えております。

健康増進事業では、各地区サロンで出前教室やウォーキングイベントなど、各種健康教室の開催に加えて、地域医療や健康づくりを考えるためのイベントとして、秋頃を目安に「健康まつり」「健康フォーラム」を計画しております。開催の時期が近づきましたら広報などにより、御案内いたしますので、町民の皆様の御参加をお願いいたします。自身の健康を見直す機会として、また、今後の東伊豆町の医療の在り方について関係機関を交え、町民の皆様の前で議論できればと考えております。

次に、4つ目の政策目標である「自然と共生した快適な生活環境の整備」についてですが、運転免許証の返納後の生活に不安を持たれている高齢者や、観光客の移動手段を確保するため、鉄道の駅を中心とした、まちづくりを進めるとともに、地域公共交通の充実及び新たなチャレンジを行ってまいります。今後も自主運行バスを継続すると同時に、住民の「あいのり型」ライドシェアである「ノッカルひがしいず」を進化させてまいります。

この「ノッカルひがしいず」は、令和6年2月から奈良本地区及び片瀬・白田地区での運

行を、12月から稲取地区での運行及びエリア間の移動を開始いたしました。

新年度は、当日予約の実証実験を予定しており、住民ドライバーを増やしながら、より一層、利用しやすい制度にしていきたいと思います。また、県補助金を活用した中で、観光客を含めた全ての方が予約なしで利用できる「巡回型グリーンスローモビリティ」の実証実験を行いたいと考えております。30分程度で稲取地区を一周する巡回型交通を想定しており、移動の利便性向上に加え、買物及び観光を楽しめるよう、チャレンジしていきたいと思います。

稲取細野高原の利活用につきましては、先ほど述べましたとおり「細野高原みらい協議会」の中で、観光の活用のみならず、保護・保存や環境教育などを検討し、貴重な資源である細野高原を今後、末永く活用していけるよう、協議していくことになっておりますので、町といたしましても、積極的に参画していきたいと思います。

次に、5つ目の政策目標である「多様性の尊重と時代変化への順応」についてですが、移住・関係人口政策では人口が減少する中で、町の活力を維持するために必要となる、関係人口の構築に取り組んでまいります。

令和6年度、移住・関係人口担当の地域おこし協力隊、2名を増員いたしましたので、移住相談会への積極的な参加や情報発信を行うとともに、「まちまるごとオフィス」のコンセプトによるワーケーションの推進や「ひがしいずファンクラブ」によるファンの獲得に努め、関係人口増、さらには移住につなげてまいりたいと考えております。当町の地域おこし協力隊は、令和6年度に2名が卒業するため、10名となりますが、インバウンド担当を含め2名を新規に募集していきたいと思います。

最近では、全国的に地域おこし協力隊を受け入れる自治体が増えており、隊員の確保が難しい状況も生じておりますが、卒業後には、定住につながるケースが増えておりますので、ぜひ、積極的な人材確保に努めていきたいと考えております。

次に、6つ目の政策目標である「生涯学習と生涯活躍の推進」についてですが、稲取地区に古くから伝わる、雛のつるし飾りにつきまして、これまでは、発祥地で制作されたものと分かるような、仕組みがありませんでしたので、発祥地としてブランドイメージを明確にするためにも、何らかの表示ができないかと考え、専門的な知識を持つ方に、リブランディングをお願いする計画を立てております。

生涯学習及びスポーツ振興につきましては、引き続き、各種講座やスポーツ教室を通じて、学習機会の充実に努め、生涯学習推進委員やスポーツ推進委員の皆様の協力をいただきながら、町民の皆様が利用しやすい環境を整備していきたいと思います。

次に、7つ目の政策目標である「効率的で信頼に応える行政運営」についてですが、現在、ペーパーレス化や効率のよい行政運営を図るため、令和7年度の本格稼働に向け、文書管理の電子化や電子決済のシステム導入のための最終調整を行っております。今後、行政運営の効率化は、ますます重要性を増すものと考えており、多様化・複雑化する住民ニーズに応えていくため、引き続き、DX化の推進に取り組んでまいります。

次に、主な特別会計でございます。

国民健康保険後期高齢者医療関係では、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、国民健康保険から後期高齢者医療に移行する方が年々増加しております。

医療技術の高度化等により1人当たりの医療費負担も増加傾向にあることから、特定健康診査などの保健事業を推進するとともに、県及び後期高齢者医療広域連合と連携を深めながら、健全な制度運営に努めてまいります。

介護保険関係では高齢化社会が進む中、介護給付費も年々増加しており、団塊の世代のさらなる高齢化に伴い、介護給付費の上昇は避けられない状況にあります。

地域共生社会の実現を進める中、介護サービス需要の増加・多様化に対応するためにも、引き続き、関係機関と連携を図りながら、介護保険制度の適正運用に努めてまいります。

風力発電事業関係では、令和6年度町営風力発電設備の解体・撤去が完了したことから、本定例会に条例及び特別会計の廃止について、議案を上程しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

水道事業関係では、電気料金をはじめとした物価高騰の影響により、経営は非常に厳しい状況が続いており、新年度予算編成においても、純利益を確保できず、大変苦慮したところであります。水道ビジョン等、計画に沿って施設・設備の更新や維持管理を進め、ダウンサイジングなどを図りながら、効率的な経営を実現していくことが重要と考えており、経営の改善に向けた経費削減に努めておりますが、料金収入の減少、更新需要の増加という中で、経営努力だけでは限界があるため、収支改善に向けた料金水準の見直しなど、経営基盤の強化に取り組んでいく必要があると考えております。住民の皆様には、安全で安心な水道水を供給していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、令和7年度の町政運営に対する基本的な考え方について、その概要を御説明申し上げます。

最後になりますが、まちづくりは挑戦の連続であります。

社会経済情勢の変化や新たな行政課題に柔軟に対応しつつ、町民の皆様の声に真摯に耳を

傾け、今の暮らしをより良く、そして、より良い未来をつないでいくために、挑戦を続けていく必要があると考えております。このためにも、町民と行政が一体となって事業を進める、協働のまちづくりを推進し、町の発展のために誠心誠意、取り組んでまいりますので、町民の皆様並びに議員各位に御理解と御協力をお願い申し上げ、令和7年度の施策方針といたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は質問・答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は、持ち時間60分に含めませんので御承知ください。

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員の第1問、ごみ問題についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 皆さん、おはようございます。

今回も3問通告をしてありますので、順次、お答えをお願いしたいと思います。

まず1問目、ごみ問題について。

焼却施設の延命やSDGsの考えの中、県下で最低ランクだった1人当たりのごみ排出量や資源ごみリサイクル率の低さの状況の中で、ごみの減量化のため、ごみ袋の有料化や生ごみの堆肥化等の取組が行われています。ごみ処理等は東河環境センターが所轄しており、東伊豆町だけでの取組ではなく河津町と足並みをそろえることが重要との認識をしていますが、町長の考え方について、以下の点をお伺いいたします。

1点目、ごみ袋の有料化以降のごみの排出量や、資源ごみのリサイクル率の推移はどうなっていますか。

2 点目、過去に視察した鎌倉市では、最終処分場がないとの驚きの対策を行っていますが、こうした取組についてのお考えは。

3 点目、現在、行われているごみ分別の種類の拡大のお考えは。

4 点目、さきに視察研修で訪問した三島市では粗大ごみをメルカリ等で、富士市ではオークションで販売するなど、ごみを削減する意味でも大変有効であるとの認識をしていますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 第 1 問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員の質問にお答えをいたします。

ごみ問題についてということですが、まず最初に、ごみ袋の有料化以降のごみの排出量、またはリサイクル率についての御質問でございます。

初めに、ごみ袋の有料化以降のごみの排出量についてですが、燃やすごみ、可燃ごみであります。このうち有料化の影響を確認するため、青色の指定袋に関する排出量の推移を、確認をさせていただきました。

現在、把握できている生活系ごみの推移になりますが、令和元年度が3,568トン、令和2年度が3,234トンで334トン、9.4%の減、令和3年度が3,051トンで183トン、5.7%の減、令和4年度が2,821トンで230トン、7.5%の減、令和5年度が2,599トンで222トン、7.9%の減となっております。有料化は令和4年4月からでしたが、大きな影響はなく若干減少率に変動があった程度だと認識をしております。

次に、資源ごみのリサイクル率の推移についてですが、令和元年度9.94%、令和2年度9.77%、令和3年度9.74%、令和4年度9.47%、令和5年度9.56%と僅かですが、数値が減少傾向となっております。

続きまして、鎌倉にたしか議員と一緒にいったと思いますけれども、非常に勉強になるというか、参考になる場所が多かったと思っておりますが、そのときの関係しての質問だと思います。

まず、鎌倉市では民間事業者に委託し、焼却残渣の熔融固化というのがあるのですが、熔融固化処理を行うということで、最終処分場への埋立てを行っていないという、結構、画期的というかびっくりした話ですけども、ということでありました。

今、お話しした熔融固化とは、廃棄物の焼却残渣を高温で溶かして固化させる技術で、高

熱処理によりましてダイオキシンとか、重金属が無害化されるということで、固化物は無害化できているということで、路盤材とか建設土木資材として活用されているという技術であります。この熔融固化処理を行うためには、かなり高温でやらなきゃいけないということで、施設整備といったプラントの整備とか、民間事業者に委託するための経費が必要になってくると思います。

一方で、東伊豆町においては、最終処分場を建設し、埋立て処理を行う方法を選択しております。一方で同じ一部事務組合に所属する河津町では、やり方がちょっと異なっております。民間最終処分場への排出、持っていくということで、そういう選択をしている状況です。それぞれの方法にメリット、デメリット等があるかと思われますので、当町の最終処分場の埋立て可能年数を考慮しながら、町にとってどの方法が効率的か、どの方法が適しているのか、コスト的なものも当然念頭に置きながら、今後検討していく必要があるというふうに感じております。

続きまして、ごみの分別についてであります。私も以前、四国にある上勝町というところに行きまして、あそこはほぼ分別しているという、日本で一番有名になっているところですが、そんなこともちょっと踏まえながら、少しお話をしたいと思います。

まずは、現在の分別の状況であります。燃やすごみ、当町における状況であります。燃やすごみ、ビン類、3分別、蛍光管、埋立てごみ、資源ごみ、6分類、空き缶、粗大ごみ、乾電池、廃食用油の16分類となっております。

現状では、燃やすごみの中に紙類やプラスチックも含まれておりまして、分別の対象としておりませんが、今後はそれらのさらなる細分化など、町に適した分別の在り方を調査研究していくとともに、町民の皆様への分別意識の啓発ということも将来的には、やる必要があるかなというふうに思っております。

そして、4番目であります。これまた、視察、御一緒させていただきました。最近行かせていただいた視察から、得られた知見に基づいての御質問だというふうに認識しております。

粗大ごみ等の扱いということだと思いますが、視察で訪問した三島市で、まだ使える粗大ごみ等を、メルカリさんを使って出品し、販売しているということでありました。事業の目的は市民のリユース意識の醸成やリユースの推進によるごみの減量化ということでありました。最終処分場への埋立て量の削減にもつながるということでもありました。事業を進める上で、出品できそうな品物の選別や限られた保管用倉庫での商品管理、また職員がなかなかいないということで、それをやらなければいけないということで、少ない職員で対応してい

るということなど、幾つかの課題があるという話も同時にいただきました。販売を拡大するのは難しくて商品の厳選が必要との説明も同時に受けました。

三島市が行っているように、住民の皆様もメルカリやリサイクルショップで販売することも可能なので、まだ使える品物を粗大ごみとして排出するのではなく、御自分で出品するなど、リユースを啓発していったらというふうにも思っております。

町にとって、行政が粗大ごみの販売を行う方法がよいのか、または今のように町民の皆様、それぞれリユースに取り組んでいただき、ごみの排出を減らす方法がよいのか、視察で学んだことを参考にしながら検討していきたいと思います。どちらか一方ではないのかもしれないし、その辺はちょっと考えなきゃいけないのかなとは思っています。

参考までに、町では「よりみち135」において、旧幼稚園に残っているおもちゃや備品など、町有の備品を整理するために、フリーマーケット「よりみちノミのいち」の開催を予定しております。「よりみちノミのいち」では町の物品販売と同時に、町民の出店も募集し、家庭に眠っている古着とか、古本、おもちゃなどの販売も行う予定になっております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） すみません。ありがとうございました。

ごみの排出量について、町長から今年度別に逐次数字を上げていただいて、そこを見てみると確実に、ごみの減量化が進んでいるなというふうに私は認識をしました。結論を言っちゃうみたいだけど、ともかく、ごみを減らす、資源化していくということが最終目標だなというふうに思っている中で、ごみについては着実に減少がされているんだけど、このリサイクル率が上がってきていないということの現状を捉えると、この辺の取組がどうしても必要になってくるなというふうに思っています。

町長からもお話がありましたように、最終処分場の関係もあるでしょうけど、こうしたことが延命をする、まだちょっと余裕があると思うんですけど、延命をしていく。最終的にはそうはいつでも満杯になる。そのことを考えると、鎌倉市については最終処分場がないという、ここの部分はいろいろな理由があると思うんですけど、担当とこの前、電話で話したのは、新たに最終処分場を造るとなると、その建設予定地の周辺の地域住民からの反対等の運動が起こったりする。そういうことが一番の要因で最終処分場を造らないというふうな考え方に至ったそうですので、町長、先ほどいろんな考え方がある、河津町との絡みもあり

ますので、この辺はぜひ河津町だけではなく広域的な考え方ということを考えると、郡下で首長さんたちが集まる機会でも、こうした問題をちょっと取り上げていただいて、ぜひ御検討をいただけないかということ、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

このごみの問題を考えるときによく言われる言葉で、「混ぜればごみだけど分ければ資源」という話があって、まさにそうだなというところは痛感をしております。上勝町に行ったときもそういう認識でおります。なので、鎌倉市の場合は恐らく、とにかく最終処分場をつくる余地が全くないというところからスタートしているので、その代替的な手段として、少しコストはかかるけれども、プラントをつくってごみをゼロにしていくという方法を取られた。逆に言うところ取るしかなかったのかもしれない。

当町においては、今のところ最終処分場があるということ。また、適地があるかどうかという話がありますが、ちょっとその辺は状況が違うのかなと思いますが、伊豆半島は観光地ですので、その辺のことも含めて幅広に考えなきゃいけないのかなと思います。

ごみの広域化の話は今、ちょっとホットな話題でございまして、なかなか踏み込んだ発言ができないんですけども、ただ、町がある程度、考え方を変えていって、それに伴って全体が同じような考え方になるというふうになるのかなと思います。いきなり全部が全部、変わるわけではないと思いますので、そういうことを踏まえまして、まずは東伊豆町においてそのごみの縮減というところを、リサイクル率の向上ということも考えながら、ちゃんと検討を開始したいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） すみません。ありがとうございました。

広域化の関係については、例えば、うちの町だけで焼却灰を、高熱処理をするにしても、絶対数が少ないので業者さんとして、わざわざそのために来てくれるかということを見ると、ほかの市町と合わせての焼却灰の運搬で処理をしていただくという部分が、取り組みやすいのかなというふうな、そういう思いですから広域の部分の話は話をさせていただきました。

それで、町長の答弁の中でもちょっと出たと思うんですけど、鎌倉市に行ったときにごみの排出量が極端に減ったというときがあるんですよね。それは、なぜかという、プラスチ

ック系の品物を資源化した、そのことによって一挙にごみの排出量が減ったという実績もありますので、先ほどの数字を見ると着実に減っているんだけど、一挙に減らすというのはそれが一番かなとも。東伊豆町は町長言われたように、結構な種類を分別して資源化みたいな形で処理をしていると思うんですけど、ぜひそのプラスチック系のごみは、量もある程度ありますでしょうし、そうしたものの取組は可燃ごみの排出量の減少につながるということです、ぜひその取組を河津町の町長ともお話をさせていただいて、やっていただけないのかなということ、その考え方をちょっとお聞きします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

プラスチック等、その他の資源ごみについて資源化していくというのは、とても重要だと思っています。多分、鎌倉市とちょっと状況がまた違うところが何かというと、半島なのでここである程度、仮置きをしていく場所の話と、あとは仮置きをして業者さんも採算が合わないんじゃないので、運搬コストの話もあって、その辺が必ず伊豆半島においては、ごみを考えるときに、処分のコストのところに必ず乗っかってくる話になってくるので、その辺をうまくどう負担が少なくなるように、やっていくかというのも一つの課題かなと思っています。将来的には広域で、そんな話ができるといいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 以前、担当課との話の中というか、担当課からの発言だったと思うんですけど、ごみの減量化のために新たな取組として、ごみステーション的なものの設置を行いたい、そういう意向をお聞きしたんですけれども、その辺の考え方は町長どうでしょう。ごみステーションの設置、いろんな市町を車で通ったりすると、ごみステーションみたいなものが置かれていて、いつでもそこにごみを排出できる。新聞だとか、ものによって限られているんですけど、そういう取組をしている市町がすごく多いと思うんですけど、町長その辺のステーションの設置の考え方はどんなでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

具体的な話まで、なかなかいかないんですけども、先ほどお話をした上勝町はまさにその最先端行っている場所で、そこも見てきました。あそこは、ごみの分別している種類も、

ものすごくたくさんあるのと、住民がごみを搬入したときにうまく分類をしながらぐるぐるっと回りながら、分別がしやすいような動線が確保できているということと、ごみ自体に、このごみあたりどれぐらい処理にお金がかかるとか、逆に、これを資源化すると、幾らもうかるか、みたいな見える化がしてあって、とても工夫がされていました。

ステーションについて、将来的にどういうものをどこにとかは、なかなかまだ言えないんですけども、そういう基本的な考え方自体は、私は大切ななと思っていまして、同時に作るだけではなくて、今、お話ししたようないろんな工夫、町民の皆さんが同意していただかなきゃいけないとか、インセンティブ。もう一つ忘れていましたけれども、たしか、あそこはごみを出すと、ポイントを頂いて、商品に換えられるみたいな話があって、その辺のバランスも少しあるのかなと思っていますので、そこも踏まえて少し時間をかけさせていただいて、検討できれば将来的にありがたいなと思っています。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） すみません。ごみステーションの関係については、河津町との足並みをそろえることは大切だよ、みたいなお話をさせてもらっているんですけど、河津町では役場の敷地の中にイナバの物置みたいなものを置いて、そこである程度の時間を区切って排出ができると。

その中でうちの町がやられていない、そこには雑誌だとか新聞だとかいろんな資源ごみが置かれるようなことになっているんですけど、パソコンだとかああいうものに使うインクのカートリッジ、そういうものはうちの町での取組というのはされていないと思うんですよ。河津町はそこをインクのカートリッジみたいな置場を、ちゃんとしっかりとつくって、それを業者に回収をしてもらっているというやり方をしている。

これは、さっき言ったようにごみを資源化するという意味合いでも、やっぱり重要だなというふうに思っていますので、ぜひそんな考え方も念頭に入れていただければと思います。

町長のほうからお話がありました、「よりみち135」で行政がオークションだとか、メルカリだとか販売をするということより、自分でなるべくごみとして出さないで、オークション等を利用してから、販売をしてごみに出さないというお話がありましたよね。「よりみち135」では、そういうことが行われるというふうなことをお聞きしてから、本当にいいことだなというふうに思ったんです。

自分は、なぜメルカリだとか、オークションだとか、ということをここに上げたかという

と、三島市の場合は、そのほかにも、もったいない市ということで陶器だとか子供服だとか、そうしたものを清掃センターで即売会、販売会を行っているんですよ。埋立てごみにしない、焼却をしないというそういうことの考え方の中でやっているんですけど、そこに子供たちも含めて大人も含めて、来ていただくということは、リサイクルの勉強になって、子供たちが小さい頃からおみを出すのではなくて、なるべく活用できるという教育の場にもなっていくのかなという、その場が。

オークションだとかフリマだとかいうのも一つの手段かも知れないけれども、そうしたことがやっぱり重要じゃないかなというような考え方をしましたけど、町長、その辺の考え方はどうでしょう。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、三島市さんの担当者の方とお話をしたときに受けた印象が、行政は行政でやれるけれども、なかなか自分たちだけではできないので、民間の既にできているスキームをうまく利用しているという印象を受けました。既にやっているものに行政が乗っかるという形、それはそれで、とてもありかなと思っています。

あと、もったいない市とか、ああいう活動についても、とても重要でこれは余談ですけども、今、いろいろ物価が上がって大変じゃないですか。野菜もむちゃくちゃ高いし、全てのものが上がっていて。そういうときに基本的に、何がどうすればいいのかなと毎日考えているんですけども、あくまでも独り言ですけども、昔はお裾分けとか物々交換とか、というのがあったじゃないですか。

そういう経済的な動きを地域である程度やれば、少し物価上昇のところについても、消費税がかからないので、その行為は。そういう考え方というのは将来、地方にとって、やれるんだったらいいのかなと、ちょっと個人的には思っています。

そういう意味でも、自分が使わなくなった物を譲るとか、あとは有効活用するとか、お互いにそれをやるという機運というのは、とてもいいことだなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、地域商品券の取組についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

では2問目、地域商品券の取組について。

物価高騰等による厳しい状況下にある消費者や商工会事業者の支援策として、令和6年度

には20%のプレミアム地域商品券の事業実施をいたしました。そこで以下についてお伺いいたします。

1点目、地域商品券の発行予定数に対する令和7年1月末までの販売実績は。

2点目、20%のプレミアムで効果があるとの説明を以前受けましたが、町長の認識は。

3点目、現行では商工会加入事業者を中心に、使用対象店舗を制限していますが、他市町が行っている使用金額を限定した大型店等への利用を拡大するお考えはあるのか。また、大型店舗等で使用可能としている市町に、影響等の検証を行う考え方はありますか。

4点目、世帯での制限を行っていますが、1人何冊までの内容に変更する考え方は。

5点目、毎年、補正予算対応になっていますが、なぜ当初予算として計上しないのか。

以上、5点お願いをいたします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員、第2問の御答弁を申し上げます。

地域商品券の取組についてということで、5ついただいております。

まず最初に、販売実績ということでございますが、御質問のとおり地域商品券は、商工会から要望によって実施している事業でありまして、商工事業者支援策として商工会に委託をさせていただいております。

この事業は、町内の事業者だけでなく町内で生活する方々にとっても、援助となる取組だというふうに考えております。今年、1月末までの販売実績として、用意した商品券6,000冊分は完売済みでございますので、500円券が7万2,000枚、3,600万円が、お買物で利用されることということになります。

また、20%のプレミアム率みたいなところについての御質問であります。20%のプレミアムが適正かどうかというお話は、様々な御意見があるとは思いますが。実際、行政でもいろんなものをやっているのも認識はしております。このあたりは、国の交付金が事前に使える見込みがあるのか、また、町の財政面での検討もありますので、今年度は20%ということにさせていただきました。

この事業は継続的に実施されていることもありまして、商工会加盟店舗だけではなく、消費者である町民の方々も期待している事業ということで、理解をしております。

また、この事業の一環として実施されている、お楽しみ抽選会も町民の方々の楽しみの一

つとなっております。プレミアム率についての御意見は、今、お話ししたとおり様々あると存じますが、この事業は町の経済にとって、よい効果があると捉えて、断続的に行っているという段階でございます。

続きまして、3番目ですけれども、対象についてであります。

現在は、商工会が実施する事業として委託しているため、商工会加入業者に限って利用可能となっております。他市町の状況は商工会にて調査した経緯があるため、そちらの結果をお知らせしますが、下田市を含めた賀茂郡自治体では、当町を除いて1市3町が事業実施しております。窓口は全て商工会、商工会議所ということとなっております。そのうち、1市2町は、いわゆる大型店舗でも金額制限つきで、買物可能となっております。大型店では販売額の半額まで等の制限を設け、券のデザインを変えて対応しているということも伺いました。

取りまとめを商工会がしているにも関わらず、大型店の買物を可能とした経緯というのがあると思いますが、それは、補助金元の自治体から住民の要望が強くあるため、大型店を含めて発行をするよう指示があったためとのことでした。大型店を含めないと生鮮などの商店が少なく、生活支援とならないためという理由もあるようです。利用する方にとって、大型店で利用できるほうが便利であるとは思いますが、地域に根差した商店や事業者の振興策という面を重視したいという考えで実施されております。

東伊豆町は、地元のスーパーマーケットもあり、大型店を含めないと買物に困るということとは、今の話に比べれば少ないかというふうに思います。町内事業者の振興策を重視するのか、住民サービスを重視するのかによって、大型店での利用を可能とするかしないかというのは、意見が分かれるところだと思います。

大型店を対象とした事業としては、令和元年度に国の交付金事業にてプレミアム商品券、このときは、たしかコロナ対策だったかと思いますが、令和4年度にはLINEクーポン、このときは、たしかLINE登録が目的だった。目的が違う使い方だったと思いますがけれども、実施しております。令和元年度では、大型店3店舗、合計で55.8%が利用されました。令和4年度のLINEクーポンでは、マックスバリュのみであっても、1回目30%、2回目37%が利用されました。生活必需品の買物はほぼ大型店で消費される傾向と言えると思います。

参考までに、この定例会にこの間の話ですけれども、東伊豆町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について、上程をさせていただきました。この条例は、町関係団体、町民が相互に連携して、町内中小企業等の活性化を目指すものとしておりますので、町内事業者

の振興策としてのプレミアム商品券事業は、この考えにもこの意味では合致しているのかなというふうにも思います。

4つ目であります、世帯での制限についてであります、御質問のとおり現在は1世帯から5,000円から2万円まで、上限4冊までという限度を設けております。この仕組みで券の売れ残りが大量に発生するような状況があるとするならば、1人何冊までという仕組みに変更することも考えなければいけないと思います。

現在の限度額のまま世帯ではなく、個人が買えるようにするためには、販売枚数を増やすことが必要となり、現在よりも予算を多く設ける必要もあります。下田市は個人での購入としていますが、それ以外は世帯単位での販売となっております。下田市が違う対応をしているということで、購入限度額にもよりますが、1人1人が購入できる形で実施した場合、経済的に余裕のある家庭が、より恩恵を受けることも考えられるため、慎重な判断が必要かなというふうに思っております。

そして、最後であります、どうして毎年、補正予算なんだという御質問でございます。

このプレミアム商品券は、おっしゃるとおり毎年発行をされております。それは先ほどの中小企業振興という意味があるということではありますが、今回も予算審査の中で、当初予算に計上する案も検討してまいりました。

この事業は、事業者支援の面と経済対策、住民消費の支援等、様々な側面を持った施策でもあります。場合によっていろいろ活用できるということですが。

このことから、全国的な課題が持ち上がった際には、国の緊急対策としての交付金を活用し、このプレミアム商品券事業に充てるということが考えられます。その際、国の支援によってはプレミアム率を上げて実施することも、要は柔軟に対応したいという考えですが、そのために、予算が流用的になることが考えられ、担当課と検討した結果、補正予算での対応ということにさせていただいた次第です。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。順番が行き来して1点目からではなくて、5点目から入ったりする、そういうことがあると思いますけど、すみません御容赦いただきたいと思います。

まず、補正予算対応というのは流動的な部分があって、なかなか当初予算で計上するのは

難しいよという、今、町長の説明だったと思うんですけど、町長何回も言っているように、私たちもそうだと思うんですけど、事業者支援と町民への支援という、その考え方が根底にあるということであれば、補正予算対応ということも可能ですから、ぜひ当初予算に上げていただいて継続的に事業者、それから町民への支援をしていくという、その姿勢が私は必要じゃないかな。

今は本当に大変な物価高騰の状況下にあるんですけど、そういう状況下の中でからプレミアムを増やしていくとかという、その考え方はその時点でできないでしょうか。まずそれをちょっとお伺いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 正確な話は担当課から少しお話しするかもしれませんが、多分、事務的な補助金が来たときは、こちら受け手としては何が大変かというと、事務処理というか手続の煩雑さというか、その辺が結構大変だったり、期間が短かったりいろいろあるかと思っています。

その中で、やはりなるべく状況が、ある程度明確に分かった段階で、効果的な施策を打ちたいという思いがあるのかというふうに思います。もし補足があれば、担当課長からお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 追加の御情報ですけれども、今まで行った住民支援に特化した形みたいなものと住民福祉課のほうで予算を用意していただいたり、前回のLINEクーポンですと、企画調整課のほうで予算を用意していただいたりしてありました。現在のとおり、商工会窓口産業課がお願いするという形であれば、大丈夫ですけれども、そのときの国の経済対策の支援のメインのメニューによりましては、ほかの課が担当する場合も考えられるじゃないかなということで現在の状況にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 先ほど町長からお話をいただいて、6,000冊分が完売というお話を伺いました。私の認識だと第一次募集が、たしか10月の2日間をかけて、この商品券の20%のプレミアムの募集があったんですけど、そこで完売ができていなくて、それで追加という形を取ったと思うんですよ。それが1月末までというふうなことで。

結果的には1月末で完売はできたというお話だったんですけれども、商工会あたりに行ってみると、まだ1月末近くにも販売を続けているような状況で、この20%というのは、たしか私も購入をさせていただいたし、事業者にとってもお金が回っていくという意味では、事業者にとっては、そういう意味では効果があったなと思うんですけれども、町長のほうからいろいろほかの市町でも、いろいろやられているよということですから、私もほかの議員から資料提供もいただいたんですけれども、南伊豆町は驚きの100%のプレミアム、今回も新聞で出ていたと思うんですけど、そういう形、それから、伊豆の国市も100%、河津町、伊東市、松崎町、こうしたところについても50%というすごく高いプレミアムでやっているんですよね。

実際、完売ができたからよかったなという思いはあるんですけれども、この辺がなかなか完売できない苦戦というのは、その20%のプレミアム率が足りないんじゃないかという町民の意識の表れが、その辺の第1次募集で大分残ったというふうな状況になっているんじゃないかと思うんですけど。

各市町の状況も様々でしょうし、お金の関係、費用の関係で東伊豆町はそういう判断をしたと思うんですけど、特に今は町長がさっき言ったように、野菜から何から政府だとか、そういう関係機関が発表する十何%の高騰じゃなくて、30%も40%も米に限っては、この前90%、100%倍近くに上がっているような状況の中で、こうしたことの消費者支援、町民支援ということを考えると、大きなプレミアムというのが私は必要じゃないかなと認識をしていますけど、町長の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 多分、物価高騰の対策は何らか打つべきときに打たなきゃいけないなと思っています。それが、全てプレミアム商品券で行くのか行かないかという問題も、多分あろうかという話と、食材に対しての支援というのは、じゃいつまでやるんだという話も多分あって、急激な変化というのは皆さんついていけないので、本当に大変な思いをするので、そこは国も含めて支援しようというふうに言っていると思いますが、その後どうなるかという話の見極めも必要かなと。それは全く町も同じだというふうに思っています。

同時に、プレミアム率を上げて100%はすごいなと思うんですけれども、財源の問題も1個あるということと、財源も考慮しながらより効果的な効果を、結果を出すためにどうするかという線引きをしなければいけないかという話が1個あるということと、あとは多分、プレミアム商品券の使い道がどういう状況になっているのか、ということも少し念頭に、本当

にその使い道が、燃料購入だけにいっているのが本当にそれでいいのかとか。ちょっとその辺は複雑な話もあるので、今後少し検討しながら、どのラインで引くのがいいかというのは、継続的にそれは状況を見ながら、多分世の中の状況も踏まえながらだと思うので、いろいろ変わってくる可能性もあるので、それは担当課と協議をしながら決めていきたいなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 1世帯に限ってのことですけど、1世帯1人の単独独居の世帯もありますし、極端なことを言うと、10人ぐらい家族がいる家も1世帯という扱いの状況ですので、この辺、公平さを考えると、担当課と商工会のほうでも、この辺協議をして、どういう方向がいいのか、そこの検討をぜひ、していただきたいなというふうに思っております。

あとは、町長、私プレミアムを増やせというのは、こういう物価高騰が異常なときにこういう施策というのは、増やしての施策というのは打つべきで、通常は20%ぐらいのプレミアムを毎年行っていくという、その考え方でいいと思うんですけども、こういう状況下にあるために、私はプレミアムを増やしたらどうかという考え方なんです。先ほどの1世帯と1人というその部分の考え方と、大型店舗で使用できる部分については、ぜひこれは影響も大きいですし、地元の商店を守っていきたいという考え方は、当然私も持っているんですけど、消費者の考え方も含めて、その辺の判断、大切じゃないかなというふうに思いますので、そこを最後にお聞かせください。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） プレミアム商品券のスキームについては、先ほど冒頭少しお話したように、何のためにやっているかというのが、そのときそのとき、ちょっとニュアンスが違ふということをお話したかと思います。要は観光産業課がやるのか、企画がやるかによっても、また目的が違ってということなので、そこは、そのときの状況に応じて制度設計はずっと固定ではないと思うので、そこはしっかり状況を踏まえながら、本当に急激な景気対策、物価高騰により町民が苦心しているということであれば、そういうところを踏まえながら、より柔軟な対応が今後必要になると思いますので、これはしっかりと担当課と検討していきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、入湯税についてを許します。

3番、楠山議員。

(3番 楠山節雄君登壇)

○3番(楠山節雄君) 3問目です。入湯税について。

この3月から入湯税が現行の150円から300円に引き上げられることになりました。このことは町内の宿泊利用者が何回も協議を重ね、厳しい町財政にも考慮しての決断と理解をしています。そこで、以下についてお伺いをいたします。

1点目、現行の入湯税150円は観光や環境、消防に使用目的が限られています。今回の引上げ分については、観光に特化した事業等に使途すると明記されていますが、使途の割り振りは従来分と今回の引上げ分をどのように区分をしますか。

それから2点目、観光振興に使途した後、残りを基金に積み立てるとしてありますが、分かりにくいため、まず基金に積立てをし、使途を検討する組織で決定する仕組みが分かりやすいと考えますがいかがでしょうか。

3点目、使途については関係者中心の組織を立ち上げ、活用を審議するとしていますが、透明性や公平性を担保するためには、第三者的な方の参加が望ましいと考えますがいかがでしょうか。

4点目、10年間の時限立法的な考えでスタートをしましたが、恒久的なお考えは。

5点目、引上げによる宿泊業者への影響を懸念しますが、どのように対応しますか。よろしく願いいたします。

○議長(笠井政明君) 第3問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 第3問目に御答弁を申し上げます。

入湯税、3月からということですが、入湯税ということでございます。

入湯税は、入湯施設の利用と行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場での入湯に対して課する目的税であります。入湯税の使途は、環境衛生施設の整備、消防施設の整備、観光施設の整備を含む、観光の振興に要する費用に充てることとされております。

入湯税の標準税率は150円となりまして、その使い道は町のホームページで公表もさせていただいております。また、本年3月1日から、今、お話ししましたが、令和17年2月28日までの間、税率を150円引き上げて300円といたしました。超過課税に関わる150円分は観光振興のために、基金に積み立てて観光財源として、使途の明確化を図れるよう工夫をしまして、基金条例の一部を改正したいとも考えております。

続きまして、使途については、第三者的な意思決定のところだと思います。

現時点では入湯税の使途を審議するメンバーを定めているわけではありませんで、御提案の御意見は、人選の際に考慮させていただければと思います。

これまでの観光関係者との話合いにおいても、納税義務者である旅館経営者だけではなく、地域の方も含めてほしいという、そんな声もございました。増額分の入湯税の使い道を検討していく際には、観光の用途に限定ではありますが、様々な意見を聞きながら進めていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

次が、時限立法10年間というところについての御質問でございます。

入湯税の税額変更につきましては、条例の附則において令和7年度から令和16年度までとなっております。これは、10年間で目的を果たすため、その後は必要ないという考え方ではありません。必要であれば継続するという意識がございます。期限とした10年間の間に劇的な社会変化があり、増額分の額が適正なのか、または入湯税と宿泊税のどちらが観光対策としてふさわしいのか等、様々な議論が出てくることも予想されます。10年あります。なので、期間をあえて設けさせていただきました。

10年後において、入湯税の増額分が必要であれば、もちろん継続実施を。目的は観光整備で増額分を使うわけで、それが本当に十分であれば取る理由がなくなってくると思いますし、まだまだ必要だということであれば、当然それを継続するというのが普通の判断ではないかなというふうに思っております。

最後であります、引上げによる宿泊業者への影響ということで、懸念をされているということですが、入湯税の引上げについては様々な御意見があることは当然考えております。入湯税額の引上げについては、町の財政が厳しいという状況において、宿泊業の方々から提案をしていただいて実現に至ったということは、御承知のとおりだと思います。確かに、入湯税の納税義務者となる宿泊業の皆様にとっては、お客様への御理解を得ることや増額の説明も求められたりするなど負担が増えるほか、予約も減少するのではないかと心配をされているということは承知しております。

これを受けまして、既に入湯税を上げた自治体のその後の状況を確認いたしました。収入減等の大きな影響はないとのこと。そんなに大きな影響は出ていないということは一応、先例を確認させていただいております。実際に、宿泊事業者様との話合いにおいては、入湯税の増額分の使われ方が問題であり、お客様のための方策であり、観光地として環境整備が進むのであれば、増額は許容する、むしろ積極的にこれまで以上の観光振興を望むという声が

実は多くありました。

お客様の中には入湯税が観光地として、より良い方向に活用されるなら応援します、という声もいただいたということでございますし、そういうお客様も多くいるということ、実際そういう状況だということでございます。

宿泊事業者様への支援については、直接的にも間接的にも様々な方策が考えられますので、皆様の要望によって必要な支援を検討していければと思います。まだ具体的にどうするという事ではないんですけれども、何らかの手だては必要かなというふうには思っております。

納税義務者となる宿泊施設には、納税いただくお客様に対し、私から感謝の意を示すために直筆で「感謝」と書いて、紙を作りましたので、それを掲示させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 時間がないので、総体的なことで。当初、町から頂いた資料説明によると、観光振興、観光整備も含めて使った残りを基金に積み立てるということだったんですけど、この伊豆新聞さんのものや当初予算を見ると、まず、基金に積み立てるということが分かりましたので、それは承知をいたしました。

影響については、本来だったら先進の事例があって、そこで調査をした結果、大きな影響はないよということが分かっているんだけど、東伊豆町にとってはどうなのかというの、値上げ前に調査をしてアンケートみたいなものを取っていただいて、実施をしたほうがよかったのかなというふうに再度そこを確認する意味でも、ということを思いました。

町長、宿泊税との絡みもあると思うんですけど、私は宿泊数によって金額が違ってくるにしても、1億円前後の大きな金額は町にとってすごく大きな収入源になると思うんですよ。こうしたものを時限立法的な10年間という区切りをしないで、町長も行政報告の中で言っていますよね。町が継続的に輝く観光地をつくっていくために、この入湯税の値上げをした、その考え方というのは、10年経ったら施設整備も含めて、全てのものが終わるなんていう考え方というのは絶対できないと思うんですよ。観光振興というのはずっと未来永劫やっていかなきゃならないことでしょうから、10年間というものではなくて、宿泊税の必要性があれば、またそのときに新たに条例なりを設置してやっていくべきだなと思う。簡単にお答えください、すみません。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、今回の150円を上げた、150から300に上げた150円分については、もともとどういう発想かという、これまでの観光施策はイベントとか、そういうものに基本的には、それは継続的に町のほうからも支援はするんですけども、そういうお金の流れはあったと思います。ただ、観光地として必要なまちづくりの観点からの使い方、支出というのが、あんまり観光地の視点ではなかったのかなと思っています。

今、コロナが終わってインバウンドが流入をし始めていて、地域観光競争、これは伊豆半島の中でも多分起こっていることだと思うんですけども、そういう中で何が一番必要かというと、基本的にベースとなる、まちづくり自体を観光のお客様が、満足いくようなものにしていかなくちゃいけないということがありました。当然、まちづくりの視点で考えるのであれば、その予算規模というのは、シャビーなものではなくて、ある程度一定的な、まとまったもの。今回150円上げますけれども、その分については再配分するという観点ではなくて、町の中で重要なところの集中投下をするというような、基本的な考え方でやっていければと思っています。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時25分まで休憩とします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

○議長（笠井政明君） 休憩前を閉じ、再開します。

◇ 栗 原 京 子 君

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員の第1問、ケアマネジャーの確保についてを許します。

7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） よろしく申し上げます。

ケアマネジャーに限らず、介護業界の人材不足というのは、本当に深刻で解決しなきゃいけない喫緊の課題だとは存じていますけれども、文教厚生常任委員会のほうで今回高齢者の支援について、いろいろ研究調査をしておりますので、私からはケアマネジャーにフォーカスして質問をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

ケアマネジャーの確保について。

ケアマネジャーは介護を必要としている人や、その家族の相談に乗り、その人の身体の状態に応じて、最適な介護サービスが受けられるように介護事業所や市区町村と調整をする専門職ですが、近年、その過剰な業務負担が問題になっています。また、高齢化の進展に伴い、介護サービスの利用者が増加し、ケアマネ不足がさらに深刻化することも懸念をされています。

介護保険制度を支える要であるケアマネの確保や負担軽減について、以下の点を伺います。

- 1、町内のケアマネ不足の現状は。
 - 2、町内のケアマネの人数と介護認定者数に対する割合は。
 - 3、ケアマネ不足は町民の介護サービスに、どのような影響を与えるか。また、それに対する対策は。
 - 4、ケアマネ確保に向けた町の取組は。
 - 5、ケアマネの業務負担を軽減するための町の取組は。
 - 6、ケアマネや関係機関、行政などの意見交換の場はあるか。
- 以上、よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 栗原議員の質問に御答弁を申し上げます。

最初、ケアマネジャーの確保についてということで、大変、介護人材確保ということでは、とても重要な視点だと思っております。

まず、町内のケアマネさんの不足の状況はということであります。

介護サービスを受けるために作成されるケアプランについては、介護支援専門員、これ通称ケアマネと言われておりますけれども、その方によって作成をされます。ケアマネが不足すると、ケアプランの作成をお願いしたくても、なかなかケアマネが決まらないケースが生

じてくることが想定をされます。

東伊豆町でいうと、現在、そのような相談、苦情について、介護保険の保険者である町や地域包括支援センターには、そのような御意見というのは寄せられていないことから、ケアマネが不足している状態ではないと担当者からは聞いている状況です。

続きまして、町内のケアマネの人数と介護認定者数に対する割合であります。

令和6年12月31日現在、町内のケアマネの人数は、施設介護を除く居宅介護支援に関わるケアマネは16名、介護認定者数については786人となっており、介護認定者数に対するケアマネの割合は1人当たり49.1人になります。

一方、実際のケアプラン作成に関わる事務量に対する割合を申し上げますと、12月のケアプラン作成人数は412人となっており、ケアプラン作成人数に対するケアマネの割合は、1人当たり25.8人となっております。なお、介護報酬が45人を超えると減額加算になることから、1人当たり44人を作成上限として考えると、16人のケアマネが最大704人をカバーできる計算となることから、1点目のケアマネが不足していない状況が、数値的にも読み取れるかと思います。

続きまして、3番目と4番目ではありますが、ケアマネ不足は町民の介護サービスにどのような影響を与えるかということと、またその確保に向けた町の取組ということであります。

先ほど申し上げましたとおり、当町では現時点において、ケアマネ不足は発生していない状況ではありますが、もし、ケアマネ不足が発生した場合、一般的にサービス利用までの待機期間が長くなるおそれがあると推測されます。

それに対する対策、取組ですが、町では今年度より介護人材育成支援事業補助金要綱を施行し、介護職員の人材確保と職場への定着を図ることを目的に、介護職員研修を修了した介護職員に研修費用の一部を補助する事業を開始しております。ケアマネが資格保持に関する全ての法定研修は助成できるようにしており、現在、ケアマネの資格を持ちつつ、業務に従事しない潜在ケアマネへの就労促進にも、つながればよいと考えております。

また、5つ目ではありますが、ケアマネの業務負担を軽減する取組ということではありますが、地域包括支援センターの3種類の中に、主任ケアマネが配置されており、一番重要な仕事がケアマネの支援であります。介護事業で働くケアマネが業務負担を感じ、また精神的負担を強く感じている場合などは、話を聞き業務の見直しをアドバイスするなど、悩みを抱えるケアマネに寄り添えるよう、地域包括支援センターでは心がけていると伺っております。

また、ケアマネが困っているケース、例えば、老老世帯とか単身世帯等ではありますが、そ

のような場合においては、必要に応じ問題のあるケースに対し、同行訪問ということも行っております。

そのほか、困難事例の案件に対しては、地域包括支援センターが相談を受け、必要に応じて関係する機関を招き、個別地域ケア会議、通称暮らし会議を開催しております。関係する方々が協力をし、役割分担を明確化した中で、ケアマネの後方支援の体制を整え、対応を図っているところです。

最後に、ケアマネが関係機関、行政などの意見交換の場はあるか、という質問でございます。

毎年、年に4回から5回、介護支援専門員連絡会というケアマネとの連絡会議を定期的で開催し、国からの制度改正の周知や町からの連絡事項の伝達などを議題とし、地域包括ケアセンターや町内サービス提供エリアとしている、全ての居宅介護事業所と小規模多機能型居宅介護支援が参集し、意見交換を行っております。定期的に行っております。また、地域包括支援センターは、町の直営組織という利点もあり、役場窓口での相談や電話での相談など、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、気軽に相談できる体制ができているところであります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） 御答弁ありがとうございます。

今、ケアマネジャーの数は、2018年度の日本全部で18万9,754人をピークに、減少の傾向にあるそうであります。2022年度には18万3,278人、4年間で約6,500人もの人が現場から離れているということでありました。

なかなか若い人たちがケアマネさんになるというケースが、5年の実務経験という条件があって、なかなか難しい状況で、あとは高齢化になってケアマネさん自体が家族の介護などに関わるようになって、職場で仕事が続けられないという状況なども課題となっているようであります。

この傾向がどんどん続いていくと、ケアマネの担い手が急激に減少していくことが予測されていて、一方で、高齢者の人口は増加の一途をたどり2040年には、高齢化率が35%を超えるという推計もされております。いわゆる介護を必要とする人が、適切なサービスを受けられない事態につながりかねないということで、大変に危惧されているところであります。

ケアマネさんがどうして職場から離れてしまうのかということで、今、問題になっているのが、ケアマネさんの法定業務以外の業務の増加、いわゆる報酬につながらないシャドーワークなどが大変に増えているということで、具体的には利用者さん、ケアマネさんが担当している利用者さんの入院時の対応とか、救急搬送された場合の同乗、同じ救急車に乗っていくとか、様々な書類を作成しなければいけないということで、現在はケアマネジャーさんの善意に依存する形で業務が行われているけれども、それが非常に大変になってきているという課題もあるようです。

また、処遇改善とか研修費用の自己負担も大きいということで、先ほど町としては研修費用の補助をしているということで、大変にありがたい制度だなというふうには思っています。

また、大きく見ては、その受験の要綱の見直し、オンラインでもオーケーだったり、いろんな問題があったりしますけれども、それは国がやってくさることなので、町としては何ができるのかということで、質問をさせていただきました。

先ほどの大変、業務負担が大きくなってきているというところで、高齢者の有識者検討会というものが持たれていまして、この12月に中間整理が公表されました。これを基に今年度は社会保障審議会で具体策が検討されて、2027年の2年度の次期介護保険制度改革に反映されるということで、その中間整理が公表されたわけですがけれども、そのケアマネの業務が4つに今回分類をされました。

1つは法定業務、これはケアマネさんがするべき、お仕事内容で、利用者さんからの相談対応や関係機関との連絡調整、または、先ほど町長が申し上げていましたケアプランの作成などであります。

2つ目として、保険外サービスとして対応し得る業務として、郵便などの発送や受取、書類作成や発送、救急搬送時の同乗など。

3番目の多機関につなぐべき業務として、今、ケアマネさんがシャドーワークで、善意で支えてくれている部分ですが、部屋の片づけやごみ出し、買物などの家事支援、福祉サービスの利用や支払いの手続、預貯金の引き出しや振り込み、また、入院時など入院に必要な着替えや必要物品などの調達、これが今後、市町村が主体となって地域全体で取り組むべき課題として、明記をされるということでありました。

4つ目に対応困難な業務として、医療同意などがあるんですけども、先ほど町長の施政方針の中で、重層的な支援体制を整備していくというお話が出ておりました。この介護認定を受けているケアマネさんが抱えている利用者さんの課題も、この重層的支援で対応できる

のかどうかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） 重層的支援体制整備、これにつきましては今年、来年と準備期間を経まして、令和8年から正式に体制が始動するという形になっております。相談の内容ですけれども、まず、基本的には持ち場の原課のほうでできることはやると。それで、懸念的にそれでは済まないものが出てきた場合に、課を横断した中で、その重層的支援体制のタクトを振る、指揮者的な役割、これは住民福祉課のほうに置く形にはなる予定ではありますけれども、そこが中心となって役割分担、そこら辺を決めて課題解決を図るような、そういう仕組み、今、町は取り組んでおります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

まずは、原課で対応ということで、この業務負担の軽減ですけれども、町でできることはいろいろあると思うんです。もちろん、国で介護保険制度の中で決められた業務もありますけれども、例えば、書類作成の負担軽減、ケアマネさんがする代行して今、やっている書類作成の負担軽減があると思うんですが、元ケアマネさんや現場で今、ケアマネさんをやっている方、何人かにお話を伺ったんですが、東伊豆町はそこら辺がとても厳しいという話を、声が結構あちこちから出ていました。

具体的に言うと、例えば、書類作成に関わることだと、手すりの取付けなどの住宅改修があると思うんですけれども、この申請書というのは大体近隣市町だと業者さんに書類作成をお願いしているそうですが、東伊豆町の場合は、全部ケアマネさんが書いているということでありました。しかも、1社じゃなくて相見積を取らなきゃいけないので、何社分かの書類を作成しなきゃいけないということで、ここはちょっとケアマネさんの業務を軽減させてあげるためにも、見直してもいいのかなというふうに感じています。

2番目に、監査指導が近隣市町に比べて、ちょっと厳しいというお話もありました。まだ県のほうが、融通が利く部分があって、例えば全国展開の介護事業所だと統一ルールというのがあるそうです。それに比べても、この東伊豆町は厳しいんだということで、どういうことかということ、最終的には新規事業者が参入しづらい状況が、今あるということで、今後増えていくであろう要介護認定された方と、そのサービスが今のところ、町ではケアマネさん

は不足していないということですが、今後のことを見込んだときに、新規の事業所が参入しづらい状況というのは、ちょっと見直したほうがいいのかなという思いもありました。

3点目が、福祉用品のレンタルですが、去年の4月から規定が厳しくなっているようで、例えば、手押し車、外出するときに休める、座れるようになって下に車輪がついている小さい手押し車や、ベッドサイドとかに置く置き型の手すりは、近隣市町だと介護保険を使ってのレンタルができるんですが、東伊豆町はレンタルができない、自分で買取りという形になるということで、そこをもうちょっと融通を利かせていただくと、ありがたいというお話がありました。長い期間使うものであれば、買取りありだと思えるんですけども、介護度は状況、状況で重くなる状況があるので、どのくらいの期間使うのか分からないものなので、できたらレンタルを許可していただけたらというお話がありました。

また、事例ですけれども、電動ベッド、頭がぐっと上がって、ベッドそのものの高さが電動で変えられるベッドが、今、介護度2以上の方がレンタルできるんですけども、以前、見直しのたびに介護度1と介護度2を行ったり来たりしている方がいたそうです。東伊豆町、見直しのときに介護度2になると福祉用具レンタルオーケーだよという感じで、介護度1に軽くなると、自腹でというか、自費で借りるという形で、繰り返していたそうで、これも伊東市だと主治医の一筆があると継続的に使ったほうが、介護予防にも、重度化の予防にもなるし、介護する家族の負担も軽減されるということで、主治医の一筆があれば、介護度1に戻っても介護保険を使ってのレンタルが可能だということで、そこら辺ももうちょっと優しくしていただけるとありがたいというお話がありました。

また、先ほど会議をケアマネさんの相談体制として、年に4回でしたっけ、会議をしてくださっているということで、そういう場がたくさん年に四、五回持っていただけるとということで、ありがたいなというふうに思ったんですが、まだまだケアマネさんのほうからは、そういう細々したことを言う機会というのが、なかなかないという認識のほうが多いようなので、ここら辺をもうちょっとケアマネさんの声を十分に、小さな声でも吸い上げていけるような、そういう内容にしていただけたらありがたいなと思うんですけども、書類作成の負担軽減とか、監査指導、福祉用品のレンタル、地域ケア会議などについて、町のお考えを伺えたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

同じような話が耳に届くことは、確かにあります。それで、ただ一方で、役場サイドとし

での考え方もあるという話も聞いていて、その辺を1回ちょっと、担当課長のほうから少し
どういう認識かを聞いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） まず、介護保険の利用に当たってのケアマネの申請のしづ
らさやそういう運用の件ですけれども、これにつきましては、基本的には国の基準があつて、
それに則ってやるということで、基本的にローカルルールみたいなものは、存在しないとい
うことで、そこら辺は御理解を願いたいと思います。

あと運用の仕方について非常に細かい個別的なものがありますので、それについては包括
支援センターを中心に、今後それらをどういうふうに扱っていくかということは考えたいと
思います。

国のほうも審議会のほう、12月先ほど栗原議員が申しましたとおり、中間報告という形で
次期第10次の高齢者福祉計画のほうに盛り込むために、いろいろとそういう作業をやってい
る中で、その事務経験については、一番考えているところで、例えば、研修につきましても
オンラインの受講を認めようとか、そういうことで制度的にいろいろ運用方法も変わってき
ますので、その運用に関してはケアマネの連絡、専門会議のほうを使っていろいろと話をし
て協議した中で、改善できることは改善したいと思っております。

あと会議ですね。ケアマネの連絡会議の件ですけれども、それぞれがケアマネさんと役場
の行政職、特に地域包括支援センターの間で、うまく連絡が取れない部分もあるではないか
というところだと思うんですけれども、それについては、うちの職員は定期的に連絡協議等
を積極的にやっております。他の市町に比べて回数的にも多いと思っております。そうい
う中で話しやすい雰囲気というんですか、そういうことは注意しながら、もっとよりよい運営
ができるように、その会議を利用してもっと効果的に風通しのいい関係ができるように努め
てまいりたいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今、担当課のほうから御説明がありましたが、ただ、若干現場サイド
の話と。担当課はちゃんとした根拠があつて話をしていると思うのですが、ちょっとそこが
かみ合っていないような気がしますので、どこかのタイミングで現場の皆さんの声を聞ける
ような場があれば、ありがたいかなというふうに思いました。

すぐどうのこうのではないんですけれども、実際、現場の声がどういう話なのか、どうい

うことを考えているのか。役場は役場でこういう考えがあるんだというのもお伝えしなければいけないとも思いますので、そういう場があればいいかなと思いますので、まずはその辺考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

基本的には国のルールに沿ってということで、ローカルルールはないよということですが、保険者判断でできる部分もあると思いますので、そこら辺をということと、町が厳しいんですけども、間違っていないですね。本当に正しく運営をしてくださっているなというふうには思っています。それはケアマネさんたちもおっしゃっています。本当に正しいと。というのは、あれもいい、これもいいとなってきたら、甘くするのはいいんだけれども、また介護保険料が上がっちゃうという側面もあるので、そこら辺は、線引きは必要でしょうということですが、

でも、何のための介護保険なのかなということを考えたときに、線引きは必要ですが、そのぎりぎりのところや、遊びの部分というか、融通を利かせていただきたい部分、片目つぶって判断していただきたい部分というのは、多々あると思うので、そこら辺もう一度見直しをお願いしたいと思います。

また、町長のほうから現場と行政との食い違いの部分が感じられるので、そういう声を聞く場を設けたいということも、検討したいということでしたので、ぜひ、現場のケアマネさんたちの素直な思いを酌み取っていただいて、またよりよい介護保険制度となるように町としてもお願いしたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（笠井政明君） この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

7番、栗原議員の第2問、不登校支援についてを許します。

7番、栗原議員。

(7番 栗原京子君登壇)

○7番(栗原京子君) 午前中に引き続きまして2問目の質問をさせていただきます。

不登校支援について。

不登校とは年間30日以上欠席した児童生徒のうち病気や経済的理由によるものを除いたものを定義しています。2023年度の全国公立私立小中学校で不登校と判断された児童生徒は約35万人、前年度比約16%の増で、11年連続で増え続けているそうであります。

不登校を問題行動と捉えるのではなく、当該児童生徒の自立を支援し、学校に通うことだけをゴールとせず、将来のことを考えつつ自己肯定感を高めていく支援が重要とされていますが、当町の取組について以下の点を伺います。

1、町の不登校児童生徒の現状と課題、支援の取組は。

2、児童生徒や保護者の相談体制はどうなっていますか。

3、学校や家庭以外に安心して過ごせる場所づくりが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

4、学習にアクセスできる場の提供はどうなっていますか。4月開校の静岡バーチャルスクールへの参加推進の考えは。

5、保護者や周りの大人たちの理解を深めるための講演会などを開催するお考えは。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(笠井政明君) 第2問の答弁を求めます。

町長。

○町長(岩井茂樹君) この点につきましては、学校教育に関係していることだと思いますので、教育長のほうから御答弁を申し上げます。

○議長(笠井政明君) 教育長。

(教育長 横山尋司君登壇)

○教育長(横山尋司君) それでは、栗原議員の第2問、不登校支援については5点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、将来の不登校と判断される児童生徒は、今年度の1月末現在、小学校で5名、中学校で15名となっています。そのうち、昨年度から調査項目に加えられた者なんですが、欠席日数90日以上、出席日数10日以下の生徒が中学校で10名おります。

それ以外で30日には満たないのですが、それに近い不登校相当、準不登校と定義される児童が2名おります。

課題といたしましては、質問の中にもありますが、不登校児童生徒がそれぞれのケースで社会的な自立を目指すことができる居場所づくりが必要と考えております。また、不登校の要因は本当に様々なものがありまして、ケースによっては本人の漠然とした不安によるものや家庭環境等によるものなど、先生方が対応に苦慮する場面、場合もたくさんあります。さらに、日常的に業務を多く抱えている教職員にとって時間的な負担もやや大きなものとなっているのが現状です。

支援の取組としては、やはりそういう子供たちは通常どおり登校し普通教室で学習することが困難なことが多いです。中には、放課後に登校したり、別室で学習したりする児童生徒もいます。登校できたときには、主に学級担任が学習支援を担当するのですが、養護教諭や空き時間の先生方、時には管理職が支援に回ることもあります。

そんな中で、熱川中学校では、今年度、校内サテライト教室と称した空き教室での不登校支援を9月から開始したところ、そこを居場所として不定期に登校できるようになった生徒も数名いるようです。また、登校できない日には1人1台端末を活用した在宅学習に取り組ませたり、自宅と教室をつないだオンライン授業を試みたりしたこともあります。また、欠席が続くような場合には、担任が電話や家庭訪問をして現状の確認を行っております。さらに、学年部会や生徒指導部会においてそれらの情報を共有し、必要に応じてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連絡調整し、様々な外部機関と連携・協力してケース会議を開いて対応を検討する場合もあります。

続いて、2点目、児童生徒や保護者の相談体制ということなんですけれども、学校には月に一、二回、専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが勤務しております。スクールカウンセラーは心配なあらわれのある児童生徒との個別面談や、要望があった場合に保護者面談も行っております。保護者の心理的ケアや解決への手がかりを探る対応も行っております。

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの先生には、今年度、個別相談会を実施していただきました。学校に限らず、保健センター、図書館、場合によっては家庭訪問と参加しやすい会場を提供し、不登校に限定せず、全ての家庭に周知したところ、予想以上に利用希望者があり、相談を受けました。現在のところ7件、延べ回数で言うと10回ほどそういうケースがありました。

現在、稲取地区、熱川地区で2名のスクールソーシャルワーカーが勤務しており、各学期に町の保健師も交えて連絡協議会を開催しております。その中で教育支援センターや校内協力支援センターの紹介や運営方法など、不登校対応の様々な提案をいただいております。

次に、3点目についてですが、学校や家庭以外で安心して過ごせる居場所づくりということですが、町内には教育支援センターやフリースクールのような学校に行きにくい児童生徒を対象とした学習支援や集団活動、相談などを行う施設がないため、学校以外の居場所という選択肢を増やす意味からも必要なものと考えております。配置する専門職の問題などではありますが、今現在、その実現に向けて、「よりみち135」の利活用の一つとして前向きに検討中であります。

具体的には、2階の1つの教室を活用することを考えており、現在、町長あるいは企画課と相談中であります。

次に、4点目についてです。静岡バーチャルスクールへの参加推進の考え方ですが、学習にアクセスできる場の提供として、繰り返しになりますが、登校できない日には1人1台端末を活用した在宅学習に取り組ませたり、自宅と教室とをつないだオンライン授業を試みたりはしています。静岡バーチャルスクールについては、県が主催する学校以外の新しい学びの場の一つとして、1人1台端末でアクセスできる仮想空間で、好きなアバターを使って、自分のペースに合わせて学習交流体験ができるというものです。県より、秋に試行運用の参加募集の案内があり、各学校に周知はしましたが、県内では盛況で希望者も多かったようですけれども、本町においては希望者はありませんでした。賀茂地区でも希望者は数名だったと聞いております。

令和7年度からの本格運用ということですので、今後また県から案内があったときに、改めて具体的な提案方法も考えながら周知していきたいと考えております。

最後に、5点目ですが、講演会等の開催ということだったのですが、講演会の開催については、今のところはっきりとした予定はありませんが、啓蒙活動とか啓発活動は必要なことだと考えております。

今年度、他市町で開催された講演会にスクールソーシャルワーカーと指導主事が参加し、その内容について学校に情報伝達はしております。未然防止の観点からも、講演会は必要だとは考えております。ただ、町で主催となるとなかなか難しいところもあるので、協力いただけるNPOや団体があれば、協賛という形で検討していきたいと考えております。

ただ、不登校の要因は様々なものがありますので、開催については、ちょっとその内容等

を検討しながら慎重に検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

この不登校の質問については、おとしの12月に山田直志議員が同じように不登校についてということで質問されました。そのときに答弁の中で、町内の不登校が、小学生が2名、中学生が8名だったのが、今回5名と15名に増えているということで、本当に全国的に今不登校の子供たちというのは増えていて、2023年度の静岡県内の不登校児は、小学生が4,679人、中学生が6,845人で、初めて合計で1万人を超えたそうです。これは5年前の2倍の人数だということで、本当にこのところしっかりと支援を充実させていかなきゃいけないなというふうには考えています。

先ほど居場所づくりは重要だということを教育長は答弁されていましたが、本当に不登校児の原因は様々で、原因がはっきりしない子たちも多いということで苦慮しているというお話もありました。

過日、伊東市のほうで行われたNPO主催の不登校支援の講演会のほうに参加をして勉強しに行ってきました。本当にその方たちが言うのは、一番大事なのは親支援だというんですね、はっきり学校に行けない理由がある子もいて、知覚過敏とかがあつて、明るい部屋とか、あと白いものが全部ぱっと白浮きしちゃって見えるとか、入ったときに柔軟剤のにおいがするとか、いろんな原因がある子たちには対応しやすいと思うんですけども、大体の子はこれといった理由が分からない、分からないけれども学校に行けないという子が多いそうです。

親のほうは、やっぱりそれによってとても悩むと思うんですね。何でうちの子は学校に行けないんだ、将来どうしよう、社会に出ていけるんだろうとか、勉強も遅れちゃうとか、いろんな悩みがあると思うんですけども、そこの大人の不安というのが一番子供たちのにとって影響が強く出てしまうということで、先ほど、ちょっと順番は前後しますが、講演会の話がありました。内容とかは繊細な部分もあるので、ちょっと検討してというお話がありました。不登校というのは、何か特別な家庭の子供になるとかそういうことではなくて、山田議員のその質問のときにおっしゃっていましたが、いつ、どこで、どの子の不登校になってしまうか分からないという状況の中で、やっぱり地域の課題という側面もあると

思うんです。そうなってくると、例えば不登校についての講演会がありますとやったところで、うちは学校に行っているし関係ないわという人たちは行かないと思うんですね、あえて。やっぱりこちらから各種団体とかにお願いして来てもらうという姿勢も大事だと思いますし、本当に不登校に対する考え方というのがまだいろいろあって、もっと厳しくさせていかなきゃ駄目だよという考えの方もいるだろうし、でも、不登校の子供たちに対する考え方ってこうなんだよというのは、本当に地域の皆さんに知っていただきたい部分ではあるなというふうに思います。

例えば、居場所、「よりみち135」という話が出ていました。あそこは地域の人たち全世代の方が交流できる場所にということで町長があれしていますけれども、そんな中で、例えば地域の高齢者がぱたっと不登校の子の居場所に行って会ったときに、悪気はなかった言葉がとても深く傷つけてしまう場合もあると思うんです。そう思うと、保護者は悩みに対して相談したりするので、いろんな理解は多少深まってはいても、地域の人たちというのは全く関係がなかったりすると、全く不登校のことって分からないと思うんですね。なので、そこら辺の講演は、内容的にもすごく難しい話ではなくて、そうなんだ、そういう捉え方をするんだと、いろんな事例を通しながらの話でしたので、ぜひそこら辺も主催となってくれる方が見つかるといいんですけれども、また前向きに検討をしていただけたらなというふうに思います。

また、居場所づくりということで、「よりみち135」を使えるように、委託できるように検討しているということで、本当によかったです。今、町内には教育支援センターとかフリースクールがないということで、本当に子供たちは学校か家かしか行く場所がなくて、学校や家庭以外にほっとできる場所、また家族以外につながれる大人がいるということはとても大事なことだと思います。

気をつけなきゃいけないのは、そこでもちろんいろんな支援、準備はするんですけれども、何もしない保障をしてあげるといのはとても大事だというお話がその講師の方からありました。本当に何もなくていいんだよ、ありのままでいいんだよという子供たちがほっとできる場所にしてあげる。その中で、だんだんだんだん子供たちが回復してくると、自分から元気に動き出せるようになるんだよというお話がありました。

例えば家庭でも、子供自身も行きたいけれども行けない、どうしよう、自分では行けなくて駄目だなと思っちゃって自己肯定感が低くなっている子っていると思うんですけれども、そうではなくて、家庭では例えばゲームばかりやっていたら、親が「そんなのやってるから

学校に朝起きれなくて行けないんだよ」という親もいるかもしれないけれども、逆で、子供たちがゲームをやる場しか逃げる場所がないんですというその捉え方が、そこを取り上げるんじゃないで、朝起きられないのも、精神科的に言うと体の防御反応というか、朝起きて支度をして学校に行かなきゃいけないというそのつらい部分から体を守るために、心が壊れないように朝起きれないという状況ができてくるという場合もあるので、そこら辺も気をつけてくださいというお話もありました。

その「よりみち135」は、地域おこし協力隊の方で教員免許を持っていらっしゃる方がいて、その方なんかも指導員とか、学習指導なんかをもしできたらお願いできるのかどうか、そこら辺を教えていただきたいんです。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

本当に不登校のことにに関して知識も理解も非常に深くてありがたいなと思っております。

不登校に関しては、先ほど啓蒙啓発活動が大事だと言ったんですけれども、啓蒙しなきゃならないことって結構あると思います。それこそ昭和の時代は、そういう子供たちのことを不登校と言わずに登校拒否というふうに言っていました。自分もまだ本当に若い頃、担任をしていた頃、子供の中にそういう子がいて、毎朝その子を迎えに行って、親御さんと一緒に私の車に詰め込んで、親御さんに後ろのドアを押えてもらって無理やり学校に連れてきて、1日いさせたこともありました。学校に来れば、友達もいて何とかあったんですけれども、毎朝その繰り返しで、その頃は自分も、登校拒否なもので、怠けているという意識でした。学校へ連れてきて、強制的に勉強させる、授業に参加させる。世間全体がそういう理解でした。

それがだんだんと、学校に行きたくても行けないんだよという理解が広まってきて、今は不登校という呼び方になって、居場所を探してあげなければいけないというふうに意識が変わってきたんですけれども、やはり全ての人たちがそういう理解をしてもらえるかというと、なかなか難しいところがあるもので、そういう意味で、講演会等を開きながら地域の方々にもそういう不登校に関する理解を深めていただければありがたいなと思いますので、そんな形で講演会については前向きに考えていきたいと思っています。

ただ、先ほど指導主事とソーシャルワーカーさんが参加した葦山で行われた講演会に参加させてもらったんですけれども、やはり以前、栗原議員から紹介いただいた伊東の公認心理士の方がやられた講演会だったんですが、午前の部が保護者向けになっている、午後の部が

支援者向けのやつだったんですけれども、そうやって2つに分けていただけるとすごく参加しやすいし、分かりやすい。支援者の中にもまだ理解が浅い方もいます、もちろん深い方もいるんですけれども、そういう方がいらっしゃれば保護者向けの講演会の内容と支援者向けの内容と分けてくださるような方がいれば、ぜひやっていきたいなと思っていますので、またお力添えをいただけるとありがたいなと思います。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 協力隊の方が支援者になれるかということで、もちろんそういった免許を持っているので、なることは可能だとは思いますが。ただ、やはり協力隊も、私はこういうことをやりたいといった形で来られている方なので、その意思を尊重しながら。ただ、3年間過ごした中で、どうやって独立していくかということの中の一つとしては可能かなとは思いますが。

ただ、こういった事業で教員免許を持っているからといって、すごい経験があるかどうかというところもあると思いますし、どういった方が核となって、その協力隊の方なのか、それとも元教員の方をまず核としてそこをサポートする形で支援するという形か、そういったことを考えながら、協力してもらえるかを促すことは可能だと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

協力隊のことを伺ったのは、やっぱり担任の先生を初めとして、学校の先生方の御負担が非常に今いろいろ増えているということで、担任の先生はもちろん登校してくる生徒たちの対応をする、そして不登校の子の対応もする。いろんな中で、やっぱりほかの人が代われるもの、代われる部分はいろいろみんなで負担し合ってやれる体制というか、仕組みがあったほうがいいのかなというふうに思って、居場所でも学習支援も併せてできたりしたらいいなと思って伺ってみました。

その学習支援なんですけれども、静岡バーチャルスクールが今試験運用中で、4月が開校なので、まだまだ形として整い切れていない部分もあると思うんですけれども、今の子どもたちって、意外とオンラインでのゲームとかに慣れていたりすると、そんなに抵抗感はなく使えるのかなというふうに思います。県がやっている事業ですし、そのログインして入ってくる人たちも年齢とか身元もちゃんとしている人たちなので、そこら辺の不安というものもないし、

お金もかからない、町の負担もないとなったら、これやらない手はないんじゃないかなと個人的には思うんですね。実際、自分じゃなくてアバターを使って友達とか、指導の先生とやり取りしたり、勉強の分からないところを聞いたりとかという形が取れるということで、申込が東伊豆町はゼロだったということで、賀茂地域でもすごく少人数だったみたいですけども、知らない保護者の人も多かったのではないかな、例えば情報としてこういうのがあるんだなというのは知っていても、もっと興味をもらえるような啓蒙の仕方は必要だったのかなというふうにはちょっと思います。

県のほうではっきりした回答はいただけなかったんですが、例えば生徒さん個人の申込みではなくて、居場所だったり、教育支援センターがある市町なんかは、そのどなたかが申し込んで、そこにデモ的に居場所だったりを置いておいて使ってみればという形で、使ってよければ、その生徒さん個人が申し込むという形を取れるのではないかなというふうに思うんです。

伊東の教育支援センター「なぎさ」というところがありまして、そこで静岡バーチャルスクールの試行運用をやっている子がいるそうなんです。意外と使いやすくて、指導する方たちは、県のほうでこんな面白いコンテンツを用意されちゃうと、子供たちはこれで済んじゃうよねというような声もあったぐらいで、教科書も1年生から中学3年生まで学年に沿った問題の教科書もあるし。

先ほどオンラインで学校の授業をそのまま自宅で見れるようになっているということでしたけれども、もし私不登校で家にいたら、学校でやっている授業が映っているやつ見る気はないなって正直思うんですね。やっぱり自分がやって楽しいことじゃないと。でも、子供たちの中には学びたいという意識も絶対あると思うんです。おうちで平日の10時から3時という限られた時間ではあるけれども、その中で、ああ、ちょっと見てみようかなという気持ちがあれば、その選択肢を増やしておいてあげるとするのはとても大事なことで、例えば学校を不登校になって、また再び登校するようになって、どこか転校して新しい学校に行くようになったときに学習がすごく遅れていると、それでまた嫌になっちゃうというケースも少なくはないようですので、その学習支援の部分、4月開校に間に合うかどうか分からないし、また途中の入学に間に合うかどうか分からないですけども、1人でも多くのお子さんがそこら辺にアクセスできるように、また進めていただけたらなというふうに思うんですけども、教育長いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君）　ありがとうございます。

バーチャルスクールに関しては、自分も何で出なかったのかなというふうに思っているところでは。当初150人の枠があまりにも参加希望者が多くて、350人に広げたと、県のほうでそんな実績もあるようです。今現在どのぐらい活用しているんですかという質問に対しては、いや、常時活用しているのは50人ぐらいですという回答でした。ですが、4月から本格実施をする中で、新たな募集もあるかもしれませんと。そういう可能性もありますので、またその段階では、先ほども申し上げましたけれども、また参加の呼びかけをしたいなというふうに思います。情報発信の仕方がちょっとうまくいかなかったかなということもありますので、現場の先生方とまた相談しながら、周知の仕方、あるいは魅力を発信することも必要かなというふうに考えております。

○議長（笠井政明君）　7番、栗原議員。

（7番　栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君）　ありがとうございます。

その子の心を回復するための居場所であったり、また学習支援であったり、不登校の子供たちが1人でも多くしっかりとまた心が元気になって、学校に行けたり、行けなかったりかもしれないけれども、その子らしく将来を考えながら勉強を補充できるような、そういう支援をまたぜひお願いしたいと思います。

以上です。終わります。

ありがとうございます。

○議長（笠井政明君）　以上で、栗原議員の一般質問を終結します。

この際、1時45分まで休憩とします。

休憩　午後　1時29分

再開　午後　1時45分

○議長（笠井政明君）　休憩を閉じ再開します。

◇ 須 佐 衛 君

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員より、一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

10番、須佐議員の第1問、医療・介護事業への支援についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 皆さん、こんにちは。

それでは、私のほうから2問通告しておりますので、順次質問させていただきたいと思えます。

1問目、医療・介護事業への支援についてということで、医療・介護事業所での人材不足は深刻で、医療現場での診療科目の減少や、週末の救急医療体制の脆弱化が問題になっている。一方、介護事業所の経営環境は悪化の一途をたどり、昨年の全国の倒産件数は過去最高の172件に達し、町内でもデイサービス5件、訪問看護1件が撤退し、見過ごすことはできない状況にある。この件については、今年度から改定された介護報酬の引下げなどが大きな要因とされているが、運営コストの高騰や業界内の慢性的な人材不足も大きな要因となっている。

そのような点を踏まえ、以下の点について伺う。

（1）社会福祉協議会が3月末で介護事業所を閉鎖するという報道があったが、町はどう受け止めているのか。

（2）今年度新事業として介護人材育成支援事業に当初予算で40万円措置されているが、制度の中身と実績を問う。また、補助を受けた方は介護事業所で勤務しているか。

（3）伊東市では医療・福祉人材確保のための新生活応援事業として、医療、福祉の専門資格を持つ者を対象にした移住定住支援を実施している。隣接する当町でも検討できないか。

（4）1月の議会全員協議会では物価高騰対応重点支援、地方創生臨時交付金の使い道について医療・介護事業所への支援が議論になったが、医療・介護事業所への支援について町の考え方を改めてお聞きする。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 須佐議員からの御質問にお答えをいたします。

まず、医療・介護事業への支援についてということで、1つ目でありますけれども、当町の社会福祉協議会が3月末で介護事業を閉鎖するということに関しての御質問をいただきました。

まず、東伊豆町の社会福祉協議会が3月末で事業所を閉鎖することについては、先般、社会福祉協議会の正副会長及び事務局職員が来庁し、直接報告を受けたところです。閉鎖の理由としては、訪問介護事業では人材確保が難しくなり、訪問介護事業所の人員基準を満たすことができないことが明らかとなったため、もともと赤字であった居宅介護支援事業も合わせ介護事業所を閉鎖することが自治会、そして評議委員会での決議を経て決定されたとのことでした。また近年、利用者の減少により赤字経営が続き、令和6年度についても大幅な赤字が見込まれるため、事業継続は不可能と判断し、事業を廃止することにしましたと聞きました。

介護保険制度が始まった当初は介護事業所がほとんどない状況の中で、社会福祉協議会という立場は非常に大きな役割を果たしたというふうには思っております。ほかの事業者の選択肢がなかったということだと思っておりますけれども。

一方、現在は多くの介護事業者がそれぞれの介護サービスを行っておりまして、サービス利用者が介護事業所を選択できるという状況に、当時とは少し状況が変わってきているということもございます。当然、収益的事業である介護事業においては、東伊豆町社会福祉協議会もほかの介護事業所と同様でありまして、町として一介護事業所である社会福祉協議会に対し何か特別な支援もなかなかできないという状況でもあり、その存続については一事業所の経営判断に委ねられていくところだと思います。

なお、東伊豆町社会福祉協議会で介護サービスを受けていた利用者は、閉鎖するというこの後が心配なところではありますので確認を取ったところ、これまで東伊豆の社協さんが介護サービスを受けていた利用者の方々は事業所閉鎖の発表から3週間後、2月中旬には引受先が決定しておりまして、引き続きほかの介護事業所で同様のサービスが受けられるという報告もいただいております。

町としても、社会福祉協議会の存在自体はとても重要だと思っております。地域福祉の推進における中核的な役割を担っていただいているという認識がございます。長年、町に貢献してきた介護サービス事業からの撤退は誠に残念なことではあります。介護事業以外にも社会福祉協議会の果たす役割というのは多岐にわたりますので、そのあたりをしっかりと町と連携して応援をしていきたいというふうに思っております。

町としては、引き続き社会福祉協議会を支援していきませんが、支援の在り方を中心に業務内容の再点検や委託事業の見直し、法人運営の改善を図るため、社会福祉協議会の事務局と町の関係する部署とで包括的な協議の場を設けることを先日決定したところでございます。

続きまして、今年度新事業として東伊豆町が行い始めた介護人材育成支援事業についての御質問をいただきました。

介護人材育成支援事業は東伊豆町が先行実施をしている事業でございまして、制度の中身については令和6年4月より東伊豆町介護人材育成支援事業補助金交付要綱に基づき実施されております。この事業の目的については、介護職員の資質向上及び安定的な人材確保を図るため、介護職員研修を受講し、介護事業所等で町内に就労している者に対し、予算の範囲内で補助金を交付しているということです。

研修につきましては、介護職員初任者研修や更新研修を含め11種類の研修を対象とし、補助金の交付の対象となる経費については、研修に要した受講料及び教材費が対象となっております。補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を限度としております。

御質問の今年度の実績については、1件2万4,000円となっております。また、補助を受けた方は当然、地元の介護事業所で勤務をされているということが前提条件でございます。なお、次年度については、受講予定者として現時点で何と8名の方が予定をされているとの報告をいただいております。今後さらに増えることが予想されているところです。

続きまして、伊東市で行われている医療・福祉等への支援について、その比較ということでございますが、伊東市では医療・福祉人材確保のための新生活応援事業として、令和5年度より伊東市へUターンや移住を希望する方のうち、専門資格を持ち、市内の保健・医療・福祉・介護・保育関連の事業所に勤務する方に補助制度が設けられています。対象となる資格は、医師、看護師、保健師、助産師、医学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健衛生士、保育士、視能訓練士、柔道整復師、介護支援専門員、かなり多岐の職種にわたっております。

補助メニューとしては5つの支援を実施しておりまして、いずれも移住した日において40歳未満の方という条件の下、1つ目は奨学金返還支援として月額2万円を上限として、最長120か月支給するもの、2つ目は家賃支援として月額2万円を上限に、最長60か月支給するもの、3つ目は子育て支援として、1子につき3万円を最長60か月支給するものとなっております。また4つ目は、結婚支援として、移住後結婚した夫婦に10万円を支給するもの、5

つ目は定住継続支援として、移住から5年を経過した方に10万円を支給するものとなっています。

一方、当町において現在行われている移住定住事業については、職業資格に限定した補助金は設けておりませんが、幅広い方を対象とした補助金を用意しております。まず、東京圏から当町に移住して就業または起業した方に対し最大100万円を支給する東伊豆町移住就業支援金を、これは元年度から開始をしております。補助金額は、単身での移住の場合は60万円、2人以上の世帯での移住の場合100万円で、18歳未満の家族がいる場合は200万円を限度、1人につき100万円を加算する内容となっております。

また、当町への移住を機に住宅を取得する若者夫婦世帯に対し補助金を交付しております。補助対象者は40歳未満の夫婦で、補助金額は、基本枠30万円、加算額は、町内業者を利用した場合に10万円、中学生以下の子がいる場合は30万円を限度に、1人に対して10万円の補助を出しています。

これらについては町のホームページ、移住定住ポータルサイトを開設し、広く発信させていただいております。

伊東市の移住定住支援制度は、医療・福祉人材確保の面で確かに大変参考になると思っております。地域医療がなかなか難しい局面を担っている中で、その方々に対する焦点を当てた支援というのは効果的な面もあるかと思っております。

一方、町として現在行われている移住定住支援事業ももう既にあることから、それらとのバランス等も図りながら、これが一番大きいんですけども、財源等の問題も考慮しながら調査、検討をし、よりよいものに変えていけるのであれば、変えていきたいというふうにも思っております。

4つ目ですけれども、1月の全協で話題になりました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についての御質問をいただきました。

議員が御質問の交付金は、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の支援に加え、国の推奨事業メニューの中から町の実情に合わせて行う事業の合算額が交付される内容となっております。今回、奨励事業メニューについて医療・介護事業所への支援が議論になったとのことですが、限られた期間及び財源の中で優先順位をつけて対応を図る必要があったことから、ベビーファーストのまちづくりに取り組む等、町の施策をより一層推進するとともに、新入学や新学を控え物価高騰の影響が大きい子育て世代の負担を軽減するため、18歳以下の子供1人につき2万円を給付し、支援を図る内容といたしました。担当には、現時点で医

療・介護事業者から支援を求める声は上がっていないことを確認しております。医療・介護事業所に限らず、町内の各事業所も同じ状況に置かれておりまして、個別の事業所への支援は今回は見送りをさせていただきました。

今後も、財源確保及び費用対効果を考慮した上で情報の収集に努めながら必要な措置を講じていきたいと考えております。

先ほど国からの臨時交付金で時間が限られた中での判断というお話をしましたけれども、いずれにしても日頃から問題把握とその解決のための検討イメージというのを私たち自身が持つておくことが必要だと感じておりますので、その考えも役場内で共有をしながら今後の対応を図っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 質問も多岐にわたったんですが、長く詳しく答弁いただきましてありがとうございます。

まず、社会福祉協議会、本当にこれ衝撃が走ったといいますか、私の承知しているところでは、先ほど町長も言われていましたように、まだ介護施設というものが十分でなかった高齢者福祉の黎明期の社会福祉協議会が先進的な形で事業所というのを立ち上げて、ある意味、いい意味で言えばその役割を終えたと言ったらあれなのかな、ちょっと応援しているのかというふうに思われるかもしれないですけども、実際のところ赤字を抱えているということの中に、社協がそういう形でやっていることが赤字を抱えているということは、民間も同じように非常に厳しい状態であるということはまず1つ申し上げなければいけないのかなというふうに思っております。

社会福祉協議会は、言うまでもなく高齢者福祉だけやっているわけじゃないもんですから、いろんな形の福祉ということに関わっておられる、今、町長が答弁の中で言われました業務内容の再点検というなお話がありました。ちょっと私も見ていて、専門的に見ているのではないのであれなんですけれども、役場と社協のコミュニケーションといいますか、これ非常に難しいんですけども、包括支援センターと社協との関わりとか、そういったことも十分に連携を取ってこれまでいたのかなということが、ちょっと疑問点が私どもにあるんですよね。

そういった中で、もっと事前にいろんな形でコミュニケーションを取っていれば、うまく

解決できた対応もあったんじゃないかと思うんですけれども、今後、業務内容の再点検ということで、どういったことに視点を当ててされていくのかということのひとつお伺いしたいと思うんですけれども。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、社協自体が時代の変化に伴い、その位置づけが多分変わってきているのと同時に、国の大きな政策の中で、ある意味民間企業を取り入れて、例えば介護事業についてはそういうことが行われたと思っております。

一方で、社協というのは民間企業でありながら公的役割を求められるという、今の郵便局のような感じになっているのかもしれませんが、要は、民間というのは自由競争の中で自由にやれるという存在なんですけれども、そこに公的な役割という非常に大きな、重要な役割を担っているというところについては、これちょっと普通の民間企業ではないのかなとは思っています。

とは言いながら、一方で、ある意味、民間企業的な役割も持っているということであるので、経営的な手腕というか、運用みたいなものも求められるところもあると思います。その辺いろいろ複雑な状況の中で、もう一度役場との関係性とか、ほかの関係機関との役割分担とか、そういうものを一度見直す必要があるのかなと思っております。もう少し自分の考え方で物事を進めるような原動力、力を蓄えていただくということも重要かというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 半官半民というような意味合いだと思うんですけれども、やはり町は事業をお願いしてやってもらっている部分というのはかなりあるわけですね。町のほうで補助金という形で委託という形でやってもらっているような部分もあるので、より一層緊密な関係をとっていただく、公的な部分に関してはですね。公的な部分のことをやってもらうに対してはやっていただきたいなというふうに思うわけです。そのことがまず1点目です。

2番目の介護人材育成支援事業ということで、私は本当にこの事業に期待しておりましたし、以前、介護人材が不足している中で、シルバー人材センターにそういった形の研修をやっているようなところがあるので、そういうところを町が支援して、女性もシルバー人材に、

会員を増やすということも含めて進めたらどうかというお話をしたこともあったんですけれども、町が直接にこういう形でやるというこの精神的な部分、40万円支出されていたということで、私はこの事業というのはいいい事業だなというふうに思うんですけれども、2分の1、5万円と。それは初年度というところもあるんですけれども1件の方だったと、非常に残念ですよね。ですので、その辺のところ、広報をどういう形でやっているのか、特段、この広報として目立ったことをやっているということが感じられなかったんですけれども、どういう形の広報をやられていたのかと、まずひとつお聞きします。

その中で、いわゆる初任者研修、かつてのホームヘルパーの普及ですね。この研修を受けるに当たっては、大体、スクールに通っているスクーリングというのものもあるようですが、大体最低でも3万円から十何万円かかるという形の中で、果たして上限が5万で2分の1ということで、それで足りるのかなというのがひとつ印象としてあります。

それと、実際に在宅で、自宅で勉強することもできるようなプランもあるんでしょうけれども、必ず研修に行かなきゃいけないスクーリングというのがあるんですね。この辺でスクーリングができるということになると、ちょっと調べてみると沼津市ですとか富士市ですとか、東海道沿線ぐらいまで行かないといけないというようなことをちょっと調べさせていただきました。そうしますと、教材費とか受講料とか、そういったことに対してということでしたけれども、交通費ですとかということも考えると、かなり資格を取るのが大変だということは感じられるわけなんですね。なので、その辺のところをどういうふうにお考えになっているかなということを、まずひとつお聞きしたいなということでもあります。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） どうもありがとうございます。

この補助金につきましての広報なんですけれども、あくまでも事業所で研修を受けるということになっています。ということで、事業所関係の方、限られた方ですけれども、そちらのほうに広報して事業の説明のほうは行っております。

2つ目の交通費、ホームヘルパーに代表されるような初任者の研修につきましては、今回、教材等に限定した形になっております。これ事業が始まったばかりですから、ここら辺は今後やっていく中で検討材料としていきたいと思っています。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 今課長のほうから検討課題ということでありました。それこそ社会福祉協議会が窓口になって、そういう資格を取ろうとしている方のスクーリングのお手伝いですとか、そういったことができないのかどうか、その辺のところも今後、業務内容の再検討の中に含めていただけるとありがたいのかなというふうに思います。

その次、3点目といたしまして、伊東市での医療・福祉人材確保からの新生活応援事業ということで、今日、お手元に資料を御用意させていただきましたが、先ほど町長から丁寧に御説明いただきましたので、あえて私のほうから説明することはしませんが、今必要としているところに特化した人材をまさにピンポイントに来ていただくことで、受け入れるあれとしては非常に都合のいいような話なわけですが、ただ、伊東市では非常に成果を上げているということがあります。12月の議会でも、この地域から伊東市のほうの病院へ行かれる方が結構多いんだよというお話もあったかと思うですが、そういった形の中で、例えば、私もちょっと議事録で拾いましたけれども、伊東市の令和5年3月定例会においては、答弁で看護師24人、それから医師10人、薬剤師7人、理学療法士16人、保育士5人など83名の有資格者の方に利用していただいたということがあります。医療関係の事業所に60人、介護福祉関係事業所に20人、保育園など3名が就職していただいたということで、かなりの実績があるということです。

まず、東伊豆町がやられている移住政策というものが駄目だとか、そういうことは一切私思いませんし、私も移住の政策、県のふれあい事業に関わっている者として、地域の移住者を増やしていこうという気持ちは本当に強いわけでございますけれども、町長も先ほど言いましたけれども、今本当に必要なところをまたちょっと検討していただいね。

財源の問題なんですけれども、友人の議員に聞いたり、関係者に聞いたりしましたけれども、社会福祉基金を活用するというですね、単年度予算で伊東市の会計で4,000万円ぐらい措置されている。全然財政規模が違うわけですよ、私どもと。ですので比べものにならないんですけれども、伊東市にしても4,000万円を措置されていて、そのうち社会福祉基金を多く活用しているということが言われていますね。今回細かく通告していないんですけれども、基金の活用ということも細かくやっていかないと、この町もためているだけじゃしょうがない、使っていかなきゃいけないんだということ。

これ常々私も言っているんですけれども、例えば先日、議会で配られました資料、基金の総括表というのを頂きました。その中で、社会福祉基金が3,397万2,000円ございます。ただ、これも積立ての取り崩しもなく、そのまま寝かせっきり、ずっと3,397万円あると。こうい

うところを少しずつ動かして、伊東市はそういうところを動かしながら、活用して少しでもそれを生かしていく。ただ貯めるんじゃなくて、こういうところも利用したらどうなんでしょうかとということを1つの提案としてお伺いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、社会福祉基金という言葉が初めて出ました。大変重要な考え方だとは思いますが、申し訳ない、最初に質問でこれを上げていただきたいと思います。なぜならば、こちらもちょうと対応するためには、事前に情報をいただいておかないとちゃんとした答えができないということになります。重要な問題だからこそ事前通告をしっかりとさせていただいてやっていただけるとありがたいと思います。

急な話なので、具体的な話があまりできませんが、何かできる方いらっしゃいますでしょうか。

総務課長からお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま社会福祉基金というお話が出ましたけれども、社会福祉基金につきましては、福祉に関する寄附をいただいた場合に基金に積み立てて、それを活用していくという内容になっております。ちょっと通告にございましたので、詳細な内容については御説明はできませんが、内容としましてはそういう内容でございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 非常に残念なんですね。確かに通告もしていなかったわけですが、ただ、財源がないですという形、私も前に同じような形で質問を移住の関係でさせてもらったときに、そのときの担当の課長から、うちの町は財源がありませんという形になっていたと思うんですね。もう少し踏み込んだことを聞きたかったということでございますので、また今後、そういう形で通告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてでございます。今回、専決という形で4,664万円余りの額が専決をされるわけなんですけれども、やはり子育て世代、低所得世帯もちろん大切でございます。それと同じように、高齢化率が50%近くになっているこの町において、高齢者でも所得が低い人たちもかなり多くいらっしゃって、そういう方

たちが医療や介護にお世話になっている方たちも非常に多い中で、このことについてもう少し柔軟に考えていただきたい。

町内の施設のLED化ということも大切なんでしょうけれども、その辺のところを見つめてもらいたいというのが1つの質問の趣旨でございました。

例えば、私もちょっと調べましたところ、県内でこの奨励メニュー、医療や介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価対応支援という形で利用しているところ、県内では島田市、掛川市、森町、長泉町といったところがございました。同じ町ということで見ますと、森町というところでは、その辺に占めているのはざっと2,300万、それから長泉町では1,200万ほど措置されて、医療とか介護の人材支援、例えば物価高騰の影響を受けずに、森町というのはもともと森町で病院を持っていますから、そういったところで1,000万使われていたりとか、それから社会福祉施設に対して334万円を使っている。また、その1,000万円を社会福祉施設の省エネ機器の導入に対して利用されているとか、あるいは長泉町では、食材費の高騰による影響を考え、食事を出している事業所にその支援をしているということで1,235万円措置されているということがございます。

今後、交付金、どういう形で地方創生交付金が配分されるかということは分からないんですけれども、今の国会で倍額の話もあるわけなので、いろんなメニューをまた検討していただいて、その辺のところ、また中小の困っているところもあつたりというようなことも先ほど町長からも御発言がありましたので、しっかりと見ていかなければなど。民間をしっかりと見ていただければというのが質問です。お願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

医療・介護・保健施設等に対する支援に分けてはどうかという話だと理解したつもりですが、これで合っていますか。

今回の交付金のうち事業者支援のメニューは、確かに医療・介護・保健施設等も入っております。その内容としては物価高騰対策支援となる食料品価格及びエネルギー価格の高騰分などへの支援というふうに言われております。一方で、今の国から提示されている枠の中で支援に対する直接的な要請というのは、医療・介護・保健施設等のサイドから具体的な報告が特に上がっていなかった、しかも短時間だったということでもあります。だからいいというわけではなくて、やはり日頃からのコミュニケーションというのがとても大事だと思いますので、こういう物価高騰対策支援というのをイメージに置きながら、該当となり得るところ

等のコミュニケーションを日頃から役場としてもさせていただいて問題抽出をしておけば、かなり柔軟な対応ができるんじゃないかなと思います。

今回に限っては、医療・介護・保健施設等に対する支援ということなんですが、具体的なそういう該当するようなところが役場まで届いていなかったということが一因かと思われます。それでいいわけではなくて、これからしっかりと確認してまいりたいと思っています。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 町長十分に御理解いただけていると思います。ただ、先ほど栗原議員とのやり取りの中でも福祉に関わっている皆さんとの意見交換ですとか、そういったこともあると思いますので、民間もこういったこととしてしっかり見ていただけるようお願いして、1問目は終わります。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、熱川の風力発電施設についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 2問目です。熱川の風力発電施設についてということで。

熱川の山間部にある民間の風力発電施設については運転開始から17年が経過し、風車の耐用年数を終了していると承知するが、最近では動いていない日が続いている。一方、運転開始と同時に始まった町、事業者、別荘地自治会の3者会議については34回で終了し、状況が把握できない。そこで、以下の点について伺う。

（1）事業計画について町は状況を把握しているか。

（2）事業を終了する場合の撤去計画について、町は状況を把握しているか。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の答弁を申し上げます。

熱川の風力発電施設は民間のものだと思いますけれども、それについての御質問ということとであります。

まず、事業計画について町は状況を把握しているかということなんですが、言えることとすると、土地利用対策委員会での審査において、事業期間は17年間を予定し、全電力を東京

電力に売電するとなっておりますが、17年経過後も売電契約によほど大きな契約変更がない限り継続するとされております。

そして、事業を終了する場合の撤去計画について町は状況を把握しているかということですが、町が締結しているC E F伊豆熱川ウィンドファーム事業計画に関する協定書にて電力会社との売電契約期間終了後、または事業継続を断念した場合は、土地利用事業で建設した風車施設を速やかに撤去するものというふうな、その程度の認識であります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 現在動いていないという状況で、今、土地利用委員会のお話があって、17年という形の中で、風車自体はその耐用年数が超えても動いている、営業できるのであればそれをするんでしょうというようなことでありますけれども、状況として、これは町の運営している風車じゃないんで分からない部分もあるでしょうけれども、全く動いていない状況で、これでそのまま終わって、そこにあのものが廃墟みたいな形で残されるのが、やっぱり地元としては一番不安なところだということなんですよ。

それともう1点、この写真、私、上のほうまで行って撮ってきたんですけども、町道奈良本天城1号線をずっと上っていきます。もし動いていないで、その状況が危ない状況といえますか、町の風車でも随分、これは間違っていることもあるんでしょうけれども、通行止めにして、上がらないでください、危ないですからというようなことがあった。この風車の下ずっとその町道があって、もう耐用年数が過ぎていて、その安全対策といえますか、そのところは大丈夫なのかというようなことで把握は、町のほうとしてはしていただきたいというのが私が考えていることなんです。

今すぐに通行止めにするとかと、そういうことを言っているんじゃなくて、状況で大丈夫なのであれば普通に通ってもいいし、私もこの写真を撮りに行ったときに、バイクですとか、他県ナンバーの車とすれ違ったりしたんですが、そういった上ってくる方がいるようですから、町道で何かあったら大変だなというのが1つの私のほうの心配だということなんです。その辺のところで御答弁いただけますでしょうか。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 風車の下の町道のほうの安全ということでのお話かと思いますが、一応この風車のほうなんですが、土地利用委員会の時点で、町長答弁にもあり

ましたように17年間の事業計画ということなのですが、風車自体はヨーロッパのドイツのほうの風車なんですけれども、実際、耐用年数は大体20年ぐらいという形で言われておりまして、今現在、風車のほうで特に何か危険があるということは、建設課としては確認しておりませんが、その辺は確認をしながら、C E Fのほうにも状況を確認しながら対応させていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すいません。具体的な話を事前にいただければ、より踏み込んだ話ができるんですが、ちょっと状況をまず確認させていただくのが先決かなと思いましたが、なるべく早いうちに現場に行って確認をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） いろいろ御質問させていただいたわけなんですけれども、まず、今課長のおっしゃられましたように、状況を把握していただきたいなということと、町長、何でしたら私がレクチャーして差し上げます、十分に資料ありますから。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（笠井政明君） 以上で、須佐議員の一般質問を終結します。

この際、2時45分まで休憩とします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時45分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山 田 豪 彦 君

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員の第1問、町の公式LINEについてを許します。

1 番、山田議員。

(1 番 山田豪彦君登壇)

○1 番(山田豪彦君) 皆さん、改めましてこんにちは。

通告してあります質問は1 問です。よろしくお願いいたします。

町の公式LINE について。

以前から町の同報無線が聞こえにくい、台風等の自然災害時には聞こえないといった声をよく聞きます。また、早朝の消防団訓練等の放送がうるさいといった残念な苦情もあると聞いたこともありました。近年は、自然災害も多く、甚大化し、停電時にはテレビ等の情報も入らない状況が続くと思われます。

また、町が行っている、いろいろな施策を知らない町民が多いことも含め、以下の点について伺います。

1 点目、2 年前に約4,500人だった登録者数は現在何人ですか。また、登録者のうち町内在住者は何人ですか。

2 点目、未登録者の登録をお願いするために戸別訪問するお考えは。

3 点目、町の情報発信の回数と時間を定刻にするお考えは。

4 点目、毎日更新のお悔やみ情報や、町長や町の予定をお知らせする考えは。

5 点目、多言語(英語)に対するお考えは。

6 点目、高齢者へのスマホ購入補助金を実施していると聞きますが、成果はいかがですか。また、今後も継続するお考えは。

よろしくお願いいたします。

○議長(笠井政明君) 第1 問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 山田豪彦議員にお答えいたします。

町の公式LINE についてということで質問いただきました。

まず、最初に、登録者数は現在何人かということでございますが、同報無線が聞こえにくい、あるいは台風などの自然災害時には聞こえないといった声があることは、町としても認識をしております。町の電子媒体による情報発信は情報配信メールも利用しておりますが、現在は防災情報のみに限定しており、町の様々なお知らせは公式LINE を中心に発信をしています。

公式LINEは令和4年4月1日より運用を開始し、友達登録をしていただくことで町政情報や暮らしのお役立ち情報、イベント情報、防災情報などを受け取ることができます。総務省が2023年6月に情報通信政策研究会の調査結果として公式サイトで発表した令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報コードに関する調査によると、LINEの利用率は全年齢層で8割を超えており、特に10代から50代では9割を超える高い普及率を示しています。また、60代でも8割台後半の利用率となっており、幅広い世代での利用が確認されています。

実績については、2月25日時点で5,907人、NTTドコモの社会科学系研究所であるモバイル社会研究所の調査によると、自治体のメール、SNS、アプリの登録、フォローしている人は全体の約4割であり、LINEの登録率は約20%というデータであります。これらと比較しても、当町の登録者数は決して低い数字ではないと認識しています。

町としては、今後もより多くの方に登録していただき、様々な町の情報を入手できるように努めてまいります。

次に、戸別訪問という話ではありますが、戸別訪問については労力に対する費用対効果や詐欺に利用されるといった懸念もあることから、現在のところ訪問による対応は考えておりません。しかし、今後も登録者を増やすための取組は必要であり、世代やターゲットごとに適した周知、誘導を行うことが重要であると考えております。スマートフォンを持っていない高齢者や、持ってもLINEアプリや町公式LINEに登録していない方、登録方法が分からない方に対しては、現在、「よりみち135」を中心にスマートフォン教室を開催し、登録のサポートを行っています。

20代から60代の多くの方は既にスマートフォンを所有しLINEアプリを利用していると考えられるため、町ホームページや各種イベントの周知を強化し、有益な情報を提供しながら登録者の増加を図ります。

また、これからスマートフォンを持つ10代以下の皆様には、保護者を通じた登録の促進を図ります。特に防災情報など重要な情報を受け取る手段として公式LINEはぜひ登録いただきたいと考えており、その重要性を各種イベントや広報を通じて周知してまいります。

情報発信の回数とか時間についてではありますが、現在、町の公式LINEでの情報発信は各担当が適当と判断した時間に行っています。一方、町の同報無線は放送を聞き逃すと内容を確認できないため、定刻での放送を基本としています。しかし、LINEについては必要なときにいつでも確認できるため、今後も定刻に固定せず、随時発信していきたいと考えています。

続きまして、お悔やみ情報等の発信についてであります。現在、お悔やみ情報については希望を取って、地元新聞やケーブルテレビ、町広報紙に掲載しています。また、町長の予定や町の行事については、週間、月間でまとめて情報をマスコミや広報紙を通じて提供しています。

町としても積極的な情報発信を心がけていますが、一方で不要な情報が多過ぎるとLINEのブロックや登録解除につながる可能性があります。一般的に公式LINEアカウントがブロックされる主な理由として、次の4つが挙げられます。不要な情報が多い、配信頻度が多過ぎる、サービスを利用しなくなった、いつも同じような内容で飽きてしまう。これらの理由を踏まえると、毎日、今日はどなたが亡くなったといった情報は、必要な方には有益かもしれませんが、多くの方にとってあまり好ましいものではないかもしれません。

情報には、登録者のスマートフォンへ積極的に情報発信するプッシュ型と、必要な方に必要な情報を町ホームページ等へ見に来ていただくプル型があると思います。このプッシュ型とプル型を分けずに全てプッシュ型として発信しまうと、関心を失わせてしまう可能性があります。そのため、毎日更新の情報は配信しませんが、町民のニーズを把握しつつ、プッシュ型とプル型をしっかりと分けながら、ブロックされにくいバランスを考えた情報提供を行っていきたいと考えます。

5番目で、多言語に対する対応ということで、多言語対応の強化は今後ますます重要になると認識しています。昨年、町のホームページを改修し、英語を中文、これは簡体・繁体両方ありますが、またはハングルに対応した自動翻訳機能を導入しました。現在、町内には一定数の外国人が居住しており、インバウンド観光も増加していることから、町内の案内標識や各種パンフレットなどの多言語対応も進めるべき課題と考えています。

また、町の公式LINEの多言語対応については、現時点では対応している自治体が少ないものの、実施している自治体では全情報を翻訳する方式チャットボットによる多言語対応、ごみ収集情報など特定の内容のみ翻訳する方式など、様々な方法で採用されています。今後は、他自治体の事例を参考にしながら、住民や観光客のニーズを把握し、当町に適した多言語対応の方法を検討、導入していきたいと考えております。

6つ目であります。最後になりますが、高齢者へのスマートフォン購入補助金について御質問いただきました。

高齢者向けスマートフォン普及促進事業補助金については、令和4年度補正第2号において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し300万円を計上し実施しまし

たが、現在は終了しています。当初から長期間の継続は予定しておらず、1年限りの事業として実施しました。事業内容は、対象者は申請時に、満65歳以上で初めてスマートフォンを購入した方、そして補助率は3分の2、上限3万円となっております。交付実績は113名、総額288万4,400円ということになります。事業の成果は一定の評価ができるものの、今後同様の施策を実施しても効果は限定的であると予測しています。

今後の対応については、近年、後期高齢者となる世代の多くは既にスマートフォンを所持していると考えられます。令和2年度の内閣府調査によると、60歳以上が情報機器を利用しない理由として、必要性を感じない、使い方が分からず面倒、このような要因となっています。この結果から、スマートフォンを持ちたいと考える高齢者にとって最大の課題は購入費用ではなく、必要性の理解や操作方法にあると考えられます。

そのため、町としては、今後、スマートフォン教室を中心にサポートを行い、高齢者が安心してスマートフォンを活用できる環境づくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） まず、最初に、私、通告書を作ったとき調べ直しましたら分かったこととお詫びしながら話を進めたいと思います。

高齢者へのスマホ補助金はやっているともしましたら、4年度で1年限りだということを後から聞きまして、大変申し訳なかったなと思っております。ただ、予算300万円に対して執行率も288万円程度あったということと、上限3万円を113名の方が利用されたということは、この当時は結構な効果があったんじゃないかなと思います。

先ほどスマホ教室のことを町長のほうから説明を受けましたが、これ2点目の戸別訪問のことも含めてなんですけれども、そもそも高齢者がスマホ教室に行くの自体が大変だということも含めたり、今町長もおっしゃってございましたけれども、お金じゃなくて、興味がなかったとかそういったことで高齢者が必要と感じていないと思われるのは、私も思うところでございます。

しかし、先ほどもそうでしたけれども、LINEの配信、すごいいろんな情報が入ってきております。私も去年の頭ぐらいに登録したばかりですけれども、本当に見やすく、ホームページのほうにもすぐ移行できたりとか、私なんかはスマホとかパソコンあんまりまだ得意じゃない分類に分けられると思いますけれども、あっという間に調べたいことが分かっ

たり、町がこれだけいろんなことをやっているんだなというのを改めて知らされたこの1年数か月のことでありまして、そういう意味では、高齢者への補助金をやれということではなくても、ぜひとも高齢者に持っていただくために戸別訪問というのは確かに難しいんですが、先ほどもちょっと出ましたけれども、地域おこし協力隊でそういう人を募集してみるとか、1軒ずつ回る労力って、確かに1日10軒回ったらどんだけかかるんだというのは誰でも分かることですけれども、LINEを皆さんが持っていただくことによって何かの非常事態、災害等になったときに非常に有効だと思っております。

その上で、改めて今回の質問をまたしていきたいと思いますが、まず、町のほうとしては、この登録者数の目標というのを何人ぐらいにして目標を持っているか、その辺を教えていただければありがたいと思います。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 明確な数字はなく、もちろんたくさんの方に持っていただきたいというところでありまして、今5,000人強ということで、それ以上を目指しているということで、ちょっと明確な数字は今ありません。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

確かにお一人でも多く増やすことが今後のまちづくりの観点からいっても大事なことだと思っております。

そんな中で、登録者を増やす取組として、沖縄県にある与那原町というところでLINEを活用して消防、警察、県立学校などに広く利用している例がありました。自分が調べたいことがもっと簡単に分かるようなメニューに増やしていったらどうかという中で、目安箱というのをつくってありました。ほかの自治体でも、先ほど町長がプル型とかプッシュ型と言いましたけれども、今東伊豆町でやっているLINEは、私たちが受け取るほうのLINEだということをお聞きしました。こっちからは返せないということで、返せるほうも取り入れていただければ、もっと増えるんじゃないかなと思いました。

この町では何をしたかといいますと、町民の声に耳を傾けて、手間のかかる手続が完了すれば友達数が伸びると見込んで、その中の一つに学校の欠席連絡を実施したそうです。うちの町よりちょっと大きいぐらいの人口の町でして、町立の学校は3校あって、親は忙しい朝

に学校へ休みますと連絡したり、学校のほうも職員が割と早めの時間から学校に出勤していなければならない。この欠席連絡がLINEを通じてできるようにすれば友達が増えるんじゃないかということで、LINEを通じての欠席連絡をできるようにしたところ、友達が一気に3,000人増えたそうです。やはり便利だ、これを使ったら簡単にできるとかということが分かればLINEの登録者数は増えていくと思いますが、その辺の提案を含めて、町長、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

先ほどの質問でも、たしかLINEを使うことでクーポンの補助を活用することによってLINEの登録者数を増やしていくというのがあったかと思います。何かそういうメリットというか、インセンティブがある中でLINEを増やす施策というのは有効ではないかと思っています。ただ、学校のことについては教育長の見解を伺えればと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 学校に関しては、欠席連絡等はLINEは使っていないんですけれども、ちょっと名前を言っではまずいのかもしれないですけれども、別の連絡方法を使っています。別の簡単な連絡方法がありますので、LINEは使っておりません。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） すいません、ありがとうございました。

さすがというか、もう先をいっているんですね。私は、このLINEの登録者数を増やして、私も以前、町長にも勧められましてコスモキャストのほうも町の公式LINEを通じて簡単に入れることができました。私なんかは、本当にスマホアレルギーのように、スマホを触ると間違ったところにいくんじゃないかと、こわごわ押すんですけれども、そんな私でも簡単にコスモキャストを登録することができました。やはり自分が少しでも使えるようになると町の情報も取り入れることができますし、町ではこんなに、私も実は議員やっていても、本当にお恥ずかしい話ですが、知らない事業とか、知らないメニューとかもあります。こんなことを町ではやっているんだとか、職員の皆さんはこんなに頑張ってくれているんだと改めて思うところがあります。多分、町民の方も、このLINE登録をすることによって、町がこんなに最先端のことをやっているんだとか、ほかの町ではやっていないのにもうこれ

をやっているんだなというのが、まず手に取って分かるようになるかと思いますので、今後
も、まずは登録者数を増やすところからやっていただければと思います。

このLINE登録によって、先ほどもちょっと触れましたけれども、防災のほうでいい取
組をしているところがありました。これは岩手県で県のほうがやっていることでしたが、大
規模な災害時の対応力強化のために、避難者の受付業務が自宅や車の中、避難所に行けば登
録して、誰がこの避難所にいますとか、そういうのはできるわけですが、それを車の中
とか。昨日も岩手県の火事の関係で避難しているというのをニュースでもやっていました
けれども、ペットがいるから車の中にいますとか、ペットがいるから知り合いのところにい
ますという方も救援物資を頂きに來る映像が流れていましたけれども、そういう方の登録も
自治体サイドとして掌握できるというか、早い時点で把握できるということで、避難者パー
クデジタル実証実験を岩手県の2つの市で行っております。

LINE登録を事前に行っていなくても、避難所にQRコードを用意しておいて、その場
で登録することによって、通常の避難所に行きますと1世帯の避難者の登録をするのに、ま
ずは最低限、紙に書いたものを職員の方に渡して、それからそれをパソコンに入力してとい
うので大体平均4分48秒かかったのに対して、デジタルチェックインというか、LINE登
録してその場でやるだけで、平均13秒で済んでいたそうです。これは人口減少とかいろんな
こともあって、運営スタッフの少人数化とかにも効果を現わして、非常にいい取組だと、調
べていく中で思いました。

先ほども、プル・プッシュ型ということで行きますと、やはり自治体によっては多分これ
はお金がかかるんじゃないかと思いますので、あくまでも私の提案という形で受け取っても
らえれば結構なんです、公式LINEを通じて道路の傷んだところとか、木が倒れて危な
いよとか、そういったのをスマホで写真を撮って、どこの場所ですという登録をして送ると、
町にそのままそれが届いて、町のほうがその写真とか場所の特定がすぐにできますから、そ
ういったことで処理が早くできたということにシステムができております。

なので、今後今は町民ないし登録者が受け取るだけのLINEになっていますが、今後は
多分いろいろ予算のことも調べてからではないと取り入れることができないと思いますが、
町民とかLINEの登録者からいろんな意見を取り入れる方策を取っていただきたいと思
っております。

そして、さらには、メニューを先ほど増やしたらどうかという提案をしましたが、ふるさ
と納税とかそういった面で、町民でなくても登録している人、もちろん私の子供たちも登録

してまして、お父さんこんなことがあったんだね今日東伊豆町ではというような連絡が来たりします。なかなか親子でも年を取ってくると連絡とかが疎遠というか、少なくなってきたりする中で、町の公式LINEを通じて家族の会話もできたりしております。

そんな中で、これは先ほどちょっと1点目の質問では質問したんですけども、その後調べたらLINE登録者の町民と町民でない方の人数は分かりますかという質問はしてあったんですけども、それは当然分からないということが自分で調べて分かりました。とにかく、登録した人が町民じゃないとか町民であるなんていうのは分からないそうです。

ただ、このメニューの中に、町民が調べたいことと町外に住んでいる人が調べたいこと、これを分けてあげることによって、自分の情報を探すのにまた早くできると思います。ですので、これはまた希望ですけどもメニューを増やすことによって、町民に対してすごいいい情報だとか、町外に住んでいる人に対していい情報、そういったのを分けていってもらえたらと思っております。

だからふるさと納税なんかは画面にはありますけれども、さらに町外の人がふるさと納税をしたいなと思ったときにも町外の方向けのページがあれば分かりやすくいいかと思います。

多分答えを求めても答えられないと思うんですけども、町長の今後のこのLINEに対するお気持ち今のようなのが聞かせてもらえると非常にありがたいんですが、どうでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

御質問というかお話の中であったLINE登録の実績が2月25日の時点で5,907人ということで、内訳がある程度分かっていますので、町内が3,886人、町外が399人、設定未完了というものがあまして、その方が1,624人ということで、やはり町内の方が非常に大きいということです。

LINEについては、活用の広がりというのがたくさんあると思っております、すでに当町においてもライドシェアノックルの予約においてもLINEを活用しておりますし、今まだ具体的な話にはならないとは思いますが、もしかしたら地域通貨とかそういうところの話の中でLINEがリンクしてくる可能性は出てくるのかなと、支払いとかも多分今できるというふうになっているので、なので、その辺は広がりはとてもあるのかなと思って、あまりアプリをたくさん使っていると混乱してしまうので、なるべくシンプルイズベストでいくの

が いいのかなとも同時に思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1 番、山田議員。

（1 番 山田豪彦君登壇）

○1 番（山田豪彦君） そうですね、分かるんですね、ありがとうございました。1 万1,000 人弱になったこの町で三千数百人も登録しているというのが分かってちょっとほっとしているところです。

これが本当に5,000人とか目標をもって広げられたら多分どこかに避難するときにしても何さん一緒に避難しようよとか、情報がない人でも親族であったり、親戚であったり知り合いであったり一緒に声をかけることもできると思いますので、全ての人がLINEをもつのが一番早いとは思いますが、昔からのよく町長がいう御近所づきあいじゃないですけども、小さい町だからこそできることもあるかと思いますが、ぜひ目標を5,000人ぐらいにもっていただいて、増やしていったいただければと思います。

登録者数が増えていけば町のやりたいこと、例えば今町長も触れてくださいましたがノッカルまだまだ、何だいノッカルってというのをよく会う人に聞かれますけれども、ノッカル仕組みだったり、ノッカルを試してスマホ教室に行けるようなこともできるわけで、そのやり方、とにかく登録すればそういうのも利用しやすくなるんだよということを皆さんにお知らせしながら円滑な町政運営をしていただければと思っております。

毎回思うことですが、もう私の考えていることが既に町のほうで取り組まれていることや、いろいろありますが、今後もちょうといろんなことを調べて町のほうの事業、施策のほうを聞いていきたいと思っております。

本日はこれで終わります。

ありがとうございました。

○議長（笠井政明君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、3 時30分まで休憩とします。

休憩 午後 3 時 1 5 分

再開 午後 3 時 3 0 分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◎発言の訂正

○議長（笠井政明君） 町長より市政方針の一部訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

町長。

○町長（岩井茂樹君） 市政方針の語句の訂正をお願いしたいと思います。

先ほど現在の熱川中学校にという言葉がございましたが、その部分を具体的な候補地を選定しに訂正させていただければと思います。

よろしく願いいたします。

◇ 鈴 木 伸 和 君

○議長（笠井政明君） 次に、2番、鈴木議員の第1問、白田川橋の検討結果と今後についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 皆さんこんにちは。2番、鈴木でございます。

本日最後の一般質問です。よろしく願いいたします。

2問通告をさせていただきました。まず1問目です。

白田川橋の検討結果と今後について。

令和4年4月1日に全面通行止めとなりました白田川橋については、令和5年の第2回定例会において一般質問をさせていただきました。

町長は、架け替えをするしないという単純なものではないという御回答をいただきました。

その上で、片瀬白田地区の将来の人口問題や、公共交通、学校統合問題、地域の在り方等を見据えて、広範的な検討をする考えをお示しになりました。現在は、日々N T Tの設備布設工事が実行中で行われています。

通行止めから3年余りの間、さまざまな調査検討がされていますが、今後の見通しを含め、以下について伺います。

1点目、この3年間、どのような調査検討がされたのか、また、それぞれのかかった費用と結果はどうであったのか。

2点目、今後まだ必要とする調査検討内容がありますか。

3点目、通行止めに伴い、白田川橋周辺の歩行者を含めた交通安全対策はどのようなことをされてきましたか。

4点目、令和4年に白田区、片瀬区から200名を超す区民からの要望書が共同で提出されていますが、それらの対応はどういたしますか。

5点目、町長の任期があと1年となる中、就任中にこの結論を出されるのかどうか。

以上5点、よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 鈴木伸和議員の質問にお答えをいたします。

白田川橋の検討結果と今後についてということですが、令和4年度は白田川橋架け替えに伴う概略検討業務委託319万円を発注し、架け替えに関わる事業費及び工程等について概略検討を行いました。現在の場所に架け替えをした場合、この当時で事業費は7億円程度、事業期間は10年程度を要することが示されました。検討結果を基に地域や議員の皆様への説明や町内での協議に活用しております。

同じく、令和4年度に町道稲取片瀬線白田川橋橋梁解体工事に伴う設計業務委託、707万円、そのうち補助金額が388万8,000円、単費で318万2,000円にて、橋脚及び上部工の解体設計を道路メンテナンス補助事業を活用し実施いたしました。

令和5年度では、町道稲取片瀬線白田川橋橋台調査業務委託、計231万、うち補助金額が126万5,000円、単費で104万5,000円を発注し、橋台の非破壊検査を行い、不明であった橋台の形状を把握いたしました。こちらの業務も道路メンテナンス補助事業を活用し、実施をしたところでございます。

同じく令和5年度白田川橋方針検討業務委託62万7,000円にて、白田川橋の必要性について、周辺の都市利用状況や、産業人口の推移などの動向及び地域住民の動線などを踏まえ、客観的な評価検討を行いました。結果としては、撤去による影響は歩行者のみと限定的であ

り、かつ、将来の人口減少は避けられないため、最もコスト縮減となる単純撤去が望ましいとの結果でした。

なお、まちづくりの方向性が策定された段階で、歩行者空間ネットワークの一端を担うのであれば、歩道橋の架設も考えられるとの意見も示されております。

令和6年度は、白田片瀬コンパクトシティ検討会議の中で、地域の将来像やゾーニングを考えながら白田川橋の必要性についても検討しています。

また、地域の歴史や現状に詳しい方からヒアリング、聞き取り調査を行わせていただいて、白田川流域で過去に起きた災害等についてや、地区の中で安全、危険と思う場所、避難所に向かうルートなどを教えていただきましたので、今後の事業の方向性を考察する際の参考にさせていただければと思います。

なお、細かい検討の結果につきましては後ほど担当課長より説明していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、これからまだ必要とされる調査検討内容はあるかということでございますが、現時点では新たな調査等は予定されておりませんが、少なくとも工事実施に伴う測量や設計の業務は追加されることになると考えております。

そして、通行止めに伴い、白田川橋周辺の歩行者を含めた交通安全対策はどのようなことをされたかということですが、まず立ち入り防止措置として橋の兩岸にバリケードを設置し、人が入り込まない措置を行いました。また、国道にかかる側道等から町道片瀬11号線の歩道を利用する住民が増えることを想定し、歩道の切り下げの実施と、国道の歩道側側道橋の白田側に入口に段差があったため県にお願いし段差の解消を行いました。

4番目ですが、令和4年に白田区片瀬区から要望が出たというお話でございますが、令和4年4月13日に片瀬区白田区連名にて架け替えの要望をいただいております。まさにその対応としてこれまでさまざまな検討を行ってきたということでもあります。

これまでの白田川橋に関わる検討に関して不明確な点がありましたので、まず事業の全体像、例えば架け替えの費用とか、必要な業務スケジュールなどを把握するための概略検討を発注いたしました。加えて、これまでの検討結果を踏まえ、白田川橋の必要性についての客観的な整理を実施し、さらに白田片瀬コンパクトシティ検討会議や、防災まちづくりの観点から地域の方からヒアリング、聞き取り調査を実施させていただきました。また、橋を架けるにしろ、架けないにしろ、必要となる橋台の布設状況を確認する必要があったため、それを確認する調査も実施したところです。

これらも踏まえ客観的にこれまでの検討結果等を整理しているところです。

ちなみに、スパンの狭い、古い橋脚を残すことは安全面で問題があるため、解体の設計も早急に行ったところです。

5番目、町長の任期中に結論を出すのかという話であります。白田川橋につきましては、令和3年の橋梁定期点検にて構造物の機能に障害が生じる、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずるべき状態、判定区分でいうと4とされ、前町長の太田町長より、翌年の令和4年の3月4日に議会議長に、そして3月7日に議会全員協議会に4月1日から白田川橋を通行止めにする事が報告をされました。

白田川橋の撤去並びに架設工事のような大きな建設事業ともなると、たとえ国の補助金を得たとしても、町民の負担も多く、しっかりとした根拠の下で事業を進めたいという考えがありましたので、本事業を進めるうえで検討されていない部分について、町長に着任してすぐに検討を開始した次第です。

検討を行ったのは、架け替えに関わる事業費及び工程等についての概略検討、白田川橋の必要性について、周辺の土地利用状況や産業人口の推移などの動向及び地域住民の動線などを踏まえ、客観的な評価検討を実施いたしました。

この間、解体はどちらにしても行わなければならないので、町道稲取片瀬線白田川橋橋梁解体工事に伴う設計の検討も実施し、その結果を基に来年度橋の取り壊しを予定しております。

以上のように、これまでの調査検討によって状況把握に努めてまいりました。今後はこのような背景も踏まえ、しっかりと必要な情報の整理、確認を行いながら、状況が整えば可能な限り早急に報告できればと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） それでは、私のほうからそれぞれの業務の成果や検討結果等について説明をさせていただきます。

令和4年度の白田川橋架け替えに伴う概略検討業務委託では、事業の全体増、架け替えに係る事業費や必要な業務スケジュールなどを把握することを目的とし、概略検討を行いました。比較検討も含め、現在の場所に車道橋、もしくは人道橋を架ける案、国道の上流側に側道橋を架ける案、国道より30メートルほど上流側に人道橋を架ける案にて、全体事業費や工程、橋梁一般図の作成を行いました。

現在の場所に車道橋を架ける場合は、当時の試算で7億円程度、期間が10年ほどと試算をされております。人道橋の場合は、5億円強、期間はやはり10年、それから国道の側道橋並びに上流側の人道橋では5億円程度、期間が9年程度と示されております。

次に、白田川橋橋梁解体工事に伴う設計業務委託ですが、安全面で問題がある古い橋脚と上部工の撤去を行うため、撤去工法の比較検討、経済性、工期、周辺への影響も含めた測量設計業務を委託し、工法としてはブロック撤去工法と大型ブレーカー撤去工法の2通りにて、積算に必要な数量等を算出しております。

令和5年度の橋台調査業務委託では、橋の既存図面がなく、橋台の詳細形状が不明であったため、今後の撤去計画を行っていく上で、既存の橋台の形状を把握することが必要であり、橋台の非破壊検査、衝撃弾性波試験というそうですが、こちらを行い形状を把握いたしました。

調査の結果、既設の橋台は高さが約6メートル、底面の幅が約6メートルの重力式橋台であると推定できました。

次に、白田川橋更新検討業務委託ですが、白田川橋の機能の保持の必要性、もしくは役割を終え、橋梁の単純撤去などの措置とするのか、周辺の土地利用状況や産業、人口の推移などの動向並びに地域住民の動線などを踏まえつつ、客観的な評価検討を行いました。車道橋の架橋、人道橋の架橋、単純撤去の措置について、買物や通勤など地域住民の生活の利便性、緊急車両や防災拠点へのアクセスなどの防災機能、医療、福祉施設への移動、架け替え維持管理コストなどの経済性など、総合的に、また客観的に評価をしていただきました。結果といたしましては、撤去による影響は歩行者のみと限定的であり、かつ将来の人口減少が避けられないため、最もコスト縮減となる単純撤去が望ましいとの結果でした。なお、まちづくりの方向性が策定された段階で歩行者空間ネットワークの一端を担うのであれば、歩道橋の架橋も考えられるとの意見も示されております。

車道橋への架け替えについては、移動による時間距離の短縮や、人口減少及び新たな公共交通と架け替え維持管理コストの比較から、必要性がないとの判断でした。

令和6年度は、白田片瀬コンパクトシティ検討会議の中で地域の将来像やゾーニングを考えながら、白田川橋の必要性についての検討を行っております。

また、防災まちづくりの観点から、地域の歴史や現状に詳しい方より聞き取り調査を実施させていただき、白田川流域で過去に起きた災害等についてや地域の中での安全と思う場所、危険と思う場所、避難所に向かうルートなどを教えていただきましたもので、今後の方向性

を考えていくうえでの参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 御答弁ありがとうございました。

一つずつまた再質問をいただきたいと思いますんですけども、1点目で今後必要とする調査はもう今のところないという話の中で、架け替えをするということが決まればそれに必要な詳細設計であり、令和5年度に内容変更した例のボーリング調査等もしなければならないという認識でいいんでしょうか。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 架け替えを行うとなりますと、まず詳細設計は当然ですけども、ボーリングの調査、それから周りの周辺に関する移設とかそういうことも発生しますんで、そういう調査のほうも必要になりますし、河床のほうを工事をやるときに動かさなければならないというのもありますので、そういう河床のほうの委託業務というものも必要になってくるかと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 平成の18年でしたかね、町の単独事業で白田川橋の安全性について調査検討をした結果、もうその時点でNGが出ている中で重量規制をかけて、町の自主運行バスも迂回してもらうような形を取って、今町長の答弁にもあった最終的な定期検査でもう本当にだめな状況が分かった段階で急に通行止め、急にという言い方失礼ですけども、急遽止めなきゃならないということで議会に報告があったという中で4月1日が通行止めになった。その頃ちょうど町長が入れ替わった段階の中で、いろいろな状況が把握できない中のいきなり通行止め、地元から要望書が上がっているとかいろいろ話があって混乱も大変だったんじゃないかと思いますが、大前提として我々の世代が考える社会インフラというのが駄目になった場合はやり替えるというような大前提があったと思うんですけども、先ほど言いました町の橋梁の長寿命化計画が27、28年でしたか町道にかかる全部の橋について報告を上げていますけれども、その中でも白田川橋については架け替えという文字があって、それに向かって動くのかなと思っていたんですけども、とにかく危険だということを何があって

落ちて落橋しても町が責任取れないから止めるという判断のもと、今の状況に陥っているんですけども、町長がその時点で引き継いだ時に、先ほどもちょっと御答弁ありましたけれども、これ単純に架け替えじゃないなと思った要因は何でしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、架け替えに対する決定的な検討したものがあまり見つからなかった。当時の担当者に聞いていましたけれども、少し人口の人の人通りぐらいの調査は確か見たことあるんですが、そのほかの調査がほとんどなかったということ、社会通念上、国道と並行してしかもかなり近い距離の橋、私も土木の技術者なのでその辺の話はいろんな案件知っていますけれども、その辺の説明がどうなるのかなという確認もするようなものもなかなかなかったんで、先ほど答弁でもお答えしたように、分からないところについては、例えば工期とか、コスト全体で架け替え多分それまでの検討している内容ということは、今ある、今架かっている白田川橋を補強してもう一度使えないか使えるかの検討は多分やられていると思うんですけども、そこは確か架け替えなきゃいけないという答えだったかと思いますが、その検討以外はなかなか見つからない中で、国の補助金を使うにしても数億、今の値段でいうと多分10億とかになってくると思いますが、その金額を全体で負担していかなければいけないというところを考えると、インフラの整備というのはひとつしっかりとした根拠というのが必要なと思いました。

今、議員御質問の中で、インフラはだめならやり替えるという話ありましたが、おそらくその考え方というのは高度成長期時代の話だと思います。今国のほうも人口減の中で、インフラのある程度維持管理のことも考えると、なかなか難しい面が出ているということで国土交通省のほうも適切な集約化みたいな話はもう既にもう何年も前からやられているという現状も知っていたので、もう一度そこはしっかりとフィーリングで駄目とかいいとか言えないので、まず検討を開始したという経緯でございます。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） この間の埼玉の国道の陥没事件もそうですがやはり古いインフラが高度成長期時代のものがどんどん壊れていく日本の中で、今町長がおっしゃるように聞くとところによりますと、災害復旧についても今後は検討しなければならないというような、非常に今インフラに対しての予算の使い方、お金の使い方が問題になっている状況の中で、まさに

白田川橋地区住民にとってはなくてはならない橋が今後どうなっていくのかというの非常にいまだ結論が出されていない中で、1点目2点目については今の言葉でそろそろなんですけれども、その中で、今後検討が今もう架け替えをする場合についてのみ詳細設計だとかボーリングが必要になってくる、周りの切り回しが必要になってくるという御答弁でしたけれども、令和5年の第1回定例会の施政方針の中で町長は懸案である白田川橋の架け替えについては概略の事業費と工程が判明したので、今後は国や県と調整を図りつつ議会の皆様及び地域住民の方々と合意形成を図っていくというような施政方針でした。

やはり全国的に老朽橋の撤去、架け替えについてはいろんな市町で自治体でやはり巨額な建設費用がかかるのと、時間が必要と思うんですけれども、問題になっている中で、中には近隣の違う道路管理者と、地域の新しい交通の状態、あるいは歩行者の切り回しの状態だとかを協議して共同でやっているようなのも見たことがあります。それも社会資本整備かなんかの国交省の事業でしたけれども、午後ここに町長が述べましたとおり、国は補助金の話だと思うんですけれども、国道135を所轄する静岡県とも今のあの辺一帯の135の側道橋を整備していく中で、もう一度協議はしていくということはもうないという感覚でいるのか、それとも町だけでもうとにかくさっきお示しになった3案の中からどこか決めていくということかというふうに聞きたいんですけれども。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すいません、正確な話は担当課長からしていただければと思いますが、確かにその間課長がちょっと交代はしているのでもしかしたら今の担当課長じゃ分からないかもしれないんですが、ちょっとうろ覚えで申し訳ないんですけれども、いろいろな代替案を考えました。国道の山側に側道、歩道橋をできないかとかそんな話もしていて、確かに県にいろいろなことを聞いたんですけれども、対象にならないというお話をいただいた記憶がございます。もし、担当課長この辺分かれば少しお話をしていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） ただいまの国道の側道橋の関係ですけれども、先ほどの概略検討の中でも国道の山側のほうに側道橋のほうを設置できないかというような形で、この点については当時県のほうにそこに位置に設置ということについて確認を取ったという経緯がありました。自分の記憶している中ですが、その中で回答としましては、その部分について側道橋を検討することは難しいというような回答がきていたというのを書類で確認しております。多分白田側のほうにつきましては、ちゃんと歩道橋の整備がなされているん

ですが、片瀬側に渡ったあとの部分について何も整備されているものがないというもので、もしそこに側道橋というような話を今後していくとなると、片瀬側のほう一帯の整備という形というものも発生してくるのではないのかなというちょっと自分が思っているところです。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） そうなりますと、結論の話になっちゃいますけれども、新年度から解体が始まりました。この期間というのはどれぐらいかかるでしょうか。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） まず、来年度新年度予算で計上させていただいておるのは、まず川のほうの工事を施工するための切替えのほうの設計のコンサルのほうの委託、まずそれを行いまして、県と河川協議をいたします。それから11月以降、渇水期ではないと橋の工事はできないもので、その渇水期におきまして、取り壊すほうの工事をを行う予定です。その期間のほうは今予定コンサル解体業務の中で出ている日数が確か七十何日かだったと思います・工期のほうは。2つの工法での壊し方と言ったんですけれども、ブロック型で切りながらというのはすごい時間がかかり簡単にはいかないし、金額も大きいというので、大型ブレーカーで壊していくという工法での試算にはなるんですけれども七十数日間かの工期だったので、実際もうちょっとかかるとはしましても年度中のちょっと繰越しで来年度8年度の早い時期までくらいな形での予想をしております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

渇水期以外が川の中の工事ができないので、8年度までかかるんだろうという見込みは今されているところですが、この間、今NTTが敷設替えやっていますけれども、これが5月いっぱいまでという回覧板が地域の皆さんのところには入ってきました。

これがまた地域の皆さんにこういうことがポストインされることによって、改めて今まで通行止めだったことがより一層に無意識といいますか、きっかけとなってああそうだよね、いつどこでどうなるのかな、この先どうしていくのかな、町長あと1年だよという話を、ごみステーションであつたり、いろんなところの集会で私も聞かれて回答はそれなりにまあ

まあという形でしておりますけれども、やはりあとの2年間、今の状況のままで通行止めになったままということは状況は変わらないと思います。その間には先ほどご答弁はなかったんですけれども、この解体が終わるまでの間には結果が出ると思ってよろしいのでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 議員から御質問いただいている文章の中にも片瀬白田地区の将来の人口問題や公共交通、学校統合問題等地域の在り方を見据えて幅広の検討というふうに書いてあるんですが、まさにそういうことでありまして、一つの要素としては橋自体の架け替えの話があります。それをずっと今までいろいろ検討をした結果がある程度集まってくるので、それを基に、しかるべきタイミングで判断をさせていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） しかるべきタイミングということで、なかなか分かりにくい期間ですけれどもこれはしょうがない話でしかるべきタイミングということで承っておきますけれども、でも、私もこのひとつ町長にお願いしたいのが、付近の交通安全対策で、以前の一般質問のときにも、例えばあの橋を通らないで片瀬の人が神社から上登って町道使うようになったけれども、風が吹くたびに倒木があったり落石があったりという話を伺って、私もここでお話ししたと思います。それから、白田川のスタンドがあります、サガミシードさんのスタンドがあります。あの横の道路町道は都市計画決定もされている都市計画道路なんです。町道の中で最上位の規格の道路なんですけれども、そういうところの今度走っていただければ分かりますけれども、センターラインも分からないし右折レーンもどこだか分からない、それが向こうとこっちで上り下りで右折レーンわざわざ設置して、土地区画整理事業のときに設置したそれが分からない。ましてや、白田の駅行きますと、あそこはロータリーになっているんですけれども、ここのロータリーどうやって回るの、外側線矢印も何も書いてないんです。今我々が使っていても非常にインバウンドの方とかそれからそういう方をお迎えに来る観光バスですとか、町外車、あれば私もノッカルであそこの駅は常連のお客様に聞きますけれども、やはりちょっとこれ観光客を迎えるについてはちょっと貧相だよね。ほかにはいろんなことでたくさんお金を使っているけれども、ここどうなのという形で、その先に線路をくぐって保健福祉センターがある。こんな中で、センターラインがある道路なんて本当に町道の中で何メートルもないので、その辺はちょっと全部が一同にやれじゃないんですけ

れども、少しずつ地域の住民の皆さんに分かるように、通行止めになっているけれども周りで交通量が増えるから町はそれなりの心配をしてこういうことをしているというのが目で見て分かるような安心安全の一つに必要なのかなというふうに思うんです。

もう1点は、今小学生中学生がスクールバスで通ってもらっていますが、それ以前は、熱川ホンダさんというオートバイ屋さんがあるんですけれども、あそこを歩いてきた小学生が135の歩道から非常に急な階段を子供には、大人もちょっときつい蹴上がりなんですけれども、勾配なんですけれども、あそこを歩いてきて、角度が悪い国道のアンダーパスのあそこちょっと見通しが悪い、そこを歩いて旧農協のほうへ行って通学、帰りもというような状況も見受けられました。

そういうことを見回していくと、そういう子供たちの注意喚起、一般ドライバーへの注意喚起もこの3年間見たことないし、もう一つ言いたいのは、最初に4年の4月1日に通行止めをかけたときには、多分町で作ったと思われる木製のバリケードに白田側と片瀬側にそれぞれ白田川橋の通行止めの表示がありました。あれが経年劣化で朽ち果てて、今は何もそこにはないです。ですから、片瀬側からも白田側からもあの橋に向かってくると、この先この橋が通れないというような道路標示、道路管理者が出すべきなものも出ていないので、そういうのもちょっともう少し検討していただけないかな。

1つには、人材不足の話がありましたけれども、片瀬についても交通指導員さんが通常3名で朝の通学の時間とか交通安全やっていただいたんですが、現在1名しかいらっしゃなくて、なかなかほかの2名が成り手がいない中でその1名の方が担ってやってらっしゃいます。そんなのも踏まえて、一度町長、私今回のすぐに結論を出せというような一般質問ではないんですけれども、ただ早くに今年中に4回目のコンパクトシティの結論は出るというこの間の話ですけれども、そのコンパクトシティの結論によって今言われる架け替えするしない、するとしたらこの案でいくとかという最終ファイナルアンサーが出るのでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 少し繰り返しになって恐縮なんですけれども、工事の判断については先ほどお話ししたように人口問題と公共交通の状況と学校の統合問題と地域の在り方、それはあのあたりだと例の津波浸水区域というところもあったり、その辺のことも総合的に見ながらちょっと判断をさせていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ぜひと両区民、先ほど言いましたけれども、始まって以来の要望書上げたりなんかして非常に興味があるので、そういったの。先にどうぞ。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 加えて今お話しいただきました道路標識というか、道路の白線とかその辺については、少し確認を経て要望が出ていればある程度の対応は一応図るようにしております。各地区から要望が年に一度、年に一度ではなくても単発で来たものに対してもなるべく担当者に現地に行っていていただいて、確認を取っていただければ必要があると思われるものについてはなるべく予算を取って対応していくということをしておりますので、今日ご指摘していただいた件についても、既にもう来ているのかもしれませんが確認を取らせていただいて適切な対応を図らせていただければありがたいと思います。

子供たちの通学については、今御指摘というか言及いただいたんですけれどもあそこの堀切のところ非常に危ないという御指摘の中で、子供たちをスクールバス、これは仮にの運用になると思いますけれども、速やかに対応をさせていただいたということでございます。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 途中になりましたけれども、しかるべきときにファイナルアンサーが出るということで非常に両区民の皆様も首を長くしてその結果を待っていると思いますので、その辺これ以上調査するものがなくなってきた中で、コンパクトシティはあと1回の開催でしたよね。その中で回答が出ることをお願いして1問目は終了とさせていただきます。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、町長の政治姿勢についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 続きまして2問目に入ります。

町長の政治姿勢について。

令和4年3月に町長に就任され、早くも3年が経過いたしました。国政からの転身で、また、慣れない地方自治を担う者となられたことで、町政の運営に大変御尽力されてきたと思います。

そこで、この3年間で自ら振り返り、ここまでの町政運営に対する姿勢や、今後の御自身の以後についてなど、以下について伺います。

1点目、選挙で掲げた公約や所信で述べられた主要な施策に対して、町長はこの3年間で

振り返り、御自身をどのように評価いたしますか。

2 点目、残りの任期が 1 年となる中で、実行されていない施策等についてはどのようにお考えになっていますか。

3 点目、まちづくり総合指針の目標年次、令和12年を見据え、町政 2 期目を目指すお考えはありますか。

○議長（笠井政明君） 第 2 問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第 2 問によってお答えをいたします。

なかなか自分の評価というのは何かこうやりづらいところはあるんですけども、なるべく客観的に今まで起こったことを振り返りながら少しお話ができればと思っております。

私は令和 4 年 3 月東伊豆町長選挙に出馬をし、当選をさせていただきました。その際のスローガンは未来の話をしろということで、とにかく後ろ向きな話ではなくて、未来、創造的な話をこれからしていきましょうということでありました。東伊豆町が明るい未来のために対話による町政ということを考えておりました。

町民の皆様、観光客、事業者、各種団体の声を丁寧に伺い、それを町政に反映させる姿勢で現在も変わらず続けております。町長と語ろうまちづくりの会や、まちづくり総合指針の策定に当たっても、本当に多くの町民の方や団体の方々に参画をしていただいて、御意見、アドバイスをいただいitてつくり上げたというふうに考えております。

選挙公約で 4 つの指針を柱として挙げました。

1 つ目が、東伊豆町の安全安心の確保。

2 つ目が、郷土東伊豆愛の醸成。

3 つ目が、東伊豆町の課せる力の復活。

4 つ目が、東伊豆町に移り住んだ方々への支援ということで 4 つ挙げさせていただきました。

これらの指針と具体的な施策については、令和 4 年第 2 回 6 月の定例会にて所信表明として説明をし、その後発表した 33 のプロジェクト、町長になってから 33 のプロジェクトを各担当課の方にお願ひ、共有をさせていただいてぜひこれをしていきたいと思いますということを示させていただいたものがございますが、そこにも反映させています。

また、東伊豆町まちづくり総合指針にもしっかりと反映をさせていただきました。3 年間

の所信表明で振り返りますと、まず東伊豆町の安全安心の確保です。ここでは、防災、減災対策の見直しを掲げましたが、能登半島地震の影響もあり、さらなる修正が必要となりました。現在、地域防災計画の改定や、防災マニュアルの作成に取り組んでいるところであります。

ドローンを活用した海上輸送訓練の経験や、土木学会からアドバイス、また前石川県副知事を招いた研修会の内容や、能登半島地震に派遣した役場職員の教訓を今後の見直しに反映をさせ、観光客の安全確保や、当然地域住民の方々もそうではありますが、その皆様の安全確保や災害対策本部機能維持の強化に努めてまいりたいと思います。

また、地域内交通の改善にも取り組みました。ノッカル東伊豆を導入させていただきました。これは国に先駆けたライドシェアの実施ということで、多分その時点で全国でほとんど事例がなかったんではないかと思います。幾つかしかなかったんではないかと思いますが、そのライドシェアの導入、これはなくてはならないという判断の下にかなり早いタイミングで導入をさせていただきました。

加えて、新年度予算には、巡回型グリーンスローモビリティの実証実験を計上させていただいております。これは、町の中にいろんな公共交通があるかもしれませんが、1つだとなかなか足りなくて補完できないので、ライドシェアに加えて、ライドシェアは予約をしなければいけないというその関係があるので、観光客の皆様方には使い勝手が悪いということもあり、当然東伊豆町は観光地ということもあるので、その辺を念頭において、予約しなくてもすぐ乗れるというグリーンスローモビリティ、少し速度の遅い公共交通の実証実験というのを計上、予算に計上させていただいております。来年度実施ということになろうかと思います。

これにより、高齢者の免許返納後の移動手段確保と、観光客の利便性の向上、先ほどお話ししたとおり図っているところです。

2つ目は、郷土東伊豆愛の醸成であります。ブランニング戦略、これはSDGsを念頭においているんですけども、ごみリサイクル再チャレンジの推進を表明しましたが、これに対して、食品残渣たい肥化事業を推進し、オーガニックビレッジ計画、これもそこに入れていきたいというふうに思っております。

また、女性の活躍の推進を表明し、レディーファースト宣言や、保育園留学の導入、女性活躍推進イベントを開催したところです。教育環境の整備に対しては、幼小中高一体的整備の提案を行いました。現在、候補地の検討を行っているところです。また、町の宝である細

野高原の持続可能な活用の基盤を構築するため、細野高原未来協議会を設立させていただきました。

3つ目として、東伊豆町課せる力の復活としてふるさと納税の拡充に着手をいたしました。町長就任後すぐにプロジェクトチームを立ち上げました。ちなみに私が着任する前、直前の令和3年度のふるさと納税の寄附額は2億4,423万円でしたが、着任後の中で、例えば一昨年、令和5年度の寄附額というのが6億1,020万3,700円、そして本年度は令和6年度見込みでありますけれども、若干能登半島震災の影響とか、制度が少し変わったとか、あとは9月の米不足の影響でふるさと納税がそちらに流れたという話もある中で、寄附額は5億5,000万円となり、どちらにしても約2.3倍から2.5倍の寄附額の増額になっておりまして、今まで以上に多額の財源を確保することができたというふうに思っております。

また、財源確保の面では、入湯税引上げもこの3月から実施できました。今後年間約9,000万円のこの財源を活用して魅力ある観光地整備を行っていきたいと考えております。

1次産業の活性化については、食品残渣たい肥化事業、オーガニックビレッジ事業の推進により、付加価値の高い農業の育成に努めていきたいとも考えております。観光PR、地場産品の販路拡大では、熱川九份まちづくり、稲取温泉場整備の検討開始や、雛のつるし飾り技術減少のための地域おこし協力隊を採用するとともに、トップセールスにも努めてまいりました。熱川九份まちづくりについては、その効果として、伊豆急行、直近の話であります。伊豆急行の伊豆熱川駅、これ今熱川バナナワニ園駅と副駅名がついているんですけども、乗降者数が台湾提灯をつるす前の2023年と、つるした後の2024年の同時期、4月から12月の期間を比べると、つるした後のほうが4万人、率にして17.4%増加をいたしました。宿泊数自体も同期間で比べると4万4,406人の増加、熱川駅だけの話です。増加をしています。

最後に時代変化への順応です。

ここではDX推進を表明しましたが、電子決済の導入やDX計画を策定いたしました。またワーケーションの推進等、移住者増加の表明については、ファンクラブの立ち上げに加え、寄り道135これ来年度完成予定でありますけれども、そこにコワーキングスペースや移住者の交流も役割として持たせていますので、この整備を進めていきたいといふうに考えております。

コンパクトなまちづくりの表明については、白田片瀬コンパクトシティ検討会議を開催し、現在報告書の取りまとめを行っているところです。

自己評価ですが、施策とその効果や結果について、よく農業に例えることがあります、

私の場合、町政運営を農業に例えるならば、就任1年目は土を耕し肥料を与える土づくり、2年目は種まき、3年目は種をまきながら少しずつ芽が出始めた段階だと認識をしております。私は小さく始めて大きく育てる、私自身も小さく生まれて大きく育ったんですけれども、という政治スタンスを持っていますが、全ての事業が完成したわけではなくて、目標を達成したとは考えておりません。むしろ多くの施策まだ種をまいたばかりであり、ようやく芽が出た、出始めたところのところもあります。そのため、どれだけ実績を出したかとか、効果が出たかという点ではまだまだ評価できる段階ではないのかなと思っております。ただ、町民や各種団体の意見を伺いながらまちづくり総合指針もまとめ、さまざまな分野で多くの種は撒いたなというところは自分でも評価したいと考えております。

今後は、目の前にある課題を一生懸命解決していきたいと思っております。

そして、2つ目の残りの任期が1年となる中、実行されていない施策ということなんですが、多分幾つかあると思います。たくさん33も挙げてしまったので、それプラスアルファあるので。公約や所信表明の中にもまだ実施していない事業が幾つかあると思います。まったく検討していないものはほとんどないと思いますが、具体的な姿がまだ見えていないものとして、例えば地域通貨や、空き家バンクの見える化などがそれに当たるかもしれません。しかし、全然対応していないかというところでもなくて、地域通貨については、当町の商工会や町外の民間企業を巻き込んで地域通貨のきっかけとなりうる動きが少し最近出てきているのかなと認識をしております。

空き家バンクの見える化については、民間事業者に委託事業を出させていただき、空き家物件調査発掘業務として活用が見込めそうな空き家物件の調査発掘や、空き家バンク専用のサイトの更新やレイアウト修正を実施させていただいたところでございます。これはもう完了しております。

今当町には多くの課題があります。町長就任前にもある程度の課題は把握しておりましたが、実際に就任して初めて知る課題もそれたくさんあるんですけれども、毎日のようにいろんな課題が生まれてくるということで、そんな中で町長にならないと分からない課題というのが今痛感をしているところでございます。また、この3年間で能登半島地震の発生や、人件費、物価高騰といった環境の変化もありました。これ結構大きなものだったと思っておりますが、そのため、事業の優先順位も変わってきています。私は土木技術者でもあります。大学の土木の恩師に教えられた言葉を今でも大切にしているんですけれども、それは動態観測が大切であるという言葉です。例えば盛土構造物造成工事において、施工中、施工後の盛

土及び基礎地盤の変形圧力挙動を把握し、盛土の安定並びに施工の安全性を確保し、同時に沈下量の予測結果等、随時にフィードバック施工にフィードバックしながら施工を円滑に進めるということが求められますが、これが動態観測というによる施工ということなのですが、つまり、事業施策、事業例えば施策もそうですけれども、それを進めるうえでもこの考え方が重要で、つまり状況をよく観察し、場合によれば柔軟に変更を加え、安全で的確に事業施策を進めるということが求められていると思います。

一度決めたからといってそれに固執することなく、周りの周囲の状況の変化に柔軟に対応しながらやっていくというのがとても大事だと今でも思っております。

私が町長に着任してからさまざまな変化がありました。令和5年の1月には新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更がなされ、経済が再び回り始めました。また、日本の各地で豪雨災害が多発し、加えて能登半島地震をはじめとする地震災害も大きな被害を出しています。私たちを取り巻く環境が激変する中、その変化に対応すべく、柔軟に対応を図ると同時に、それまでの施策についてどうやって調整を図り、限られた人的、財政的資源をどこに投じるかを考えながら慎重に判断をしていきたいというふうに思っております。

長くなってすいません。

最後でございます。

まちづくり総合指針の目標年次令和12年を見据え、町政2期目を目指す考えはという話がありますが、先ほど今まで種をまき、芽が出始めたばかりという説明をさせていただきました。熱川九份化計画や地域交通、細野高原未来協議会の取組もまだスタート地点です。今後はこれらをどうやって育て、実を結ばせるかが重要になってまいります。全員参加をコンセプトの一つとして掲げています。私一人では事業を成長させることができません。町民の皆様の協力を得ながら各事業を大切に育てていきたいと考えております。

以上を踏まえ、今は目の前に山積する東伊豆町の課題をいかに皆さんと協力をして解決していくか、そして、これまでまいた種をいかに育てて収穫に持っていくか、そのようなことに専念していきたいと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

会議時間を延長します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） いろいろ思いをお伺いしました。もとは、この作られたものをずっと見ながら、今までの3年間でちょっと振り返ってみているんですけども、1つにやはりいろんなことを町へお願いする町民からすると、例えばカーブミラー1つにしても税金を使うので費用対効果の検証をしていかないと回答ができないとか、先ほどの区画線なんかもそうなんですけれども、そういったところに目に見えるところのお金が使われていないのではないかなと見えところがあってみたい、今言われるように耕して種をまいてというところの中で、シティプロモーションだったりワーケーションの環境整備だったりというところにはそれなりの税金が毎年のように使われています。

これまでを見ているとやはりここをどこにどれだけのお金をどうやって使うのかとまさしく町長の手腕が示されるところで、これらについて、どれだけいい施策であってもどれだけいい補助金の補助率の事業が来たとしても、これらを実際に町民のために実行してもらうのはやはり職員の皆さんの活躍がなくしてできないわけで、今現在いろいろな事業を多岐にわたって種をまいていますけれども、それを一緒にやっている職員の皆さんとの交流といいますか、それはどのように町長としては行っていますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すいません職員と交流というのがどういう面での交流でしょうか、教えていただければありがたいんですが、質問はできないので、あれなので、基本的にはコミュニケーションをなるべくしっかり取りたいというふうに思っております。ただ、やはり東伊豆町の状況として、フロアが違うとなかなか顔が出せないというところがあって、そこは私も問題意識の一つとしてもっています。同じフロアであれば毎日のようにいろんな話をし、いろんな相談事があるんですけども、フロアが1個変わるとやはり窓口業務が多いということもあるんですけども、その辺は少しこれからコミュニケーションという面では少し変えていきたいなと思っているところであります。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 分かりました。ちょっと時間がなくてすみません、答申も私も下手で申し訳なかったですけれども、これからさっき言った地域通貨とかいろいろ上のほうに上段のほうにも書かれていましたけれども、違う方の答弁でもありましたからいろいろ頭の中ではめぐっているのではないかなと思うんですけれども、とにかく中間でもいいですから具体的な数字がない中でやはり今のようにこの中にも書いてあります必要であれば見直しをするというふうにまちづくり総合指針の中にも書いてありますので、これらに基づいて、ベイベーファーストもそうなんですけれども、一番最初はやはり住民、住んでいる方々のファーストということで、まちづくりのために今やっていることを途中途中でちゃんと振り返ってチェックをしていく姿勢というのは、今後必要だと思いますし、これが今言われる2期目に向けての原動力になってくるのかなと思いますけれども、そういう形で中間的に自分を町の動かし方を新しい施策も振り返ってみてこの予算の使い方でよかったのかどうか、そういう評価も自ら行っていく勇気を持って行っていきたいをお願いをして私の2番目のこれで終了いたします。

○議長（笠井政明君） 以上で、鈴木議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（笠井政明君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時29分

令和7年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和7年3月7日（金）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

6. 8番 西 塚 孝 男 君

1) 学校の統合について

2) 消防団について

7. 14番 山 田 直 志 君

1) 東伊豆町まちづくり総合指針の位置づけについて

2) 東伊豆町まちづくり総合指針の政策目標について

3) 町民支援の避難所等の状況について

日程第 2 発議第 1号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 専決承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号））

日程第 4 議案第 1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 7 議案第 4号 東伊豆町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について

日程第 8 議案第 5号 東伊豆町住民参加型自家用有償旅客運送条例の制定について

日程第 9 議案第 6号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第 7号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第 8号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 9 号 東伊豆町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 10 号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第 11 号 東伊豆町観光施設整備基金条例の一部を改正する条例について

日程第 15 議案第 12 号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第 16 議案第 13 号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 17 議案第 14 号 東伊豆町風力発電事業特別会計条例を廃止する条例について

日程第 18 議案第 15 号 東伊豆町風力発電事業基金条例を廃止する条例について

日程第 19 議案第 16 号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について

日程第 20 議案第 17 号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町いきいきセンター）

日程第 21 議案第 18 号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町奈良本けやき公園）

日程第 22 議案第 19 号 令和 6 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 11 号）

日程第 23 議案第 20 号 令和 6 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 24 議案第 21 号 令和 6 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 議案第 22 号 令和 6 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 26 議案第 23 号 令和 6 年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 27 議案第 24 号 令和 6 年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 28 議案第 25 号 令和 6 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 29 議案第 26 号 令和 6 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 30 議案第 27 号 指定金融機関の指定について

出席議員（12名）

1 番 山 田 豪 彦 君

2 番 鈴 木 伸 和 君

3 番 楠 山 節 雄 君

6 番 稲 葉 義 仁 君

8 番 西 塚 孝 男 君

1 1 番 村 木 脩 君

1 3 番 定 居 利 子 君

5 番 笠 井 政 明 君

7 番 栗 原 京 子 君

1 0 番 須 佐 衛 君

1 2 番 内 山 愼 一 君

1 4 番 山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 岩 井 茂 樹 君

教 育 長 横 山 尋 司 君

総 務 課 参 事 森 田 七 徳 君

税 務 課 長 木 田 尚 宏 君

健 康 づ くり 課 長 山 田 義 則 君

観 光 産 業 課 長 梅 原 巧 君

防 災 課 長 鈴 木 尚 和 君

会 計 課 長 国 持 健 一 君

副 町 長 鈴 木 嘉 久 君

総 務 課 長 福 岡 俊 裕 君

企 画 調 整 課 長 太 田 正 浩 君

住 民 福 祉 課 長 鈴 木 貞 雄 君

健 康 づ くり 課 参 事 柴 田 美 保 子 君

建 設 整 備 課 長 村 上 則 将 君

教 育 委 員 会 事 務 局 長 齋 藤 和 也 君

水 道 課 長 補 佐 兼 業 務 係 長 土 屋 秀 明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 村 木 善 幸 君

書 記 榊 原 大 太 君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定足数の半数に達しております。

よって、令和7年東伊豆町議会第1回定例会2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇ 西 塚 孝 男 君

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員より一般質問で資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

8番、西塚議員の第1問、学校の統合についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） おはようございます。

私の質問は2問ですので、よろしくお願いします。

では1問目、学校の統合について。

東伊豆町出生数が年々低下している中において、次の点について伺う。

1、小中学校の統合について。町は学校教育環境整備委員で示された方向性に従い進めると言っているが、何年後を考えているのかお伺いします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第1問、西塚孝男議員の御質問にお答えをいたします。

学校の統合についてということでありまして、小中学校の統合について、どのような方向性に従い進める、進めていくかということも踏まえての、あとは、タイムスケジュール的な話だと思います。

昨年7月31日に学校教育環境整備委員会から教育長に対して町内の幼小中学校を統合し、幅広い年齢集団の中で多様性に富んだ子供たちの関わり合いを重視した教育を進めることは、心豊かな人づくりを目指す東伊豆町の教育の方向としては望ましいという答申がなされました。

できるだけ当町といたしましては、できるだけ答申を尊重する形で新たな学校の整備を進めていきたいというふうに考えております。新しい学校を整備するためには、一般的には、一般的なこの、何というんですか、スケジュール観というようなお話を申し上げますと、用地等の条件が整ってから基本構想と基本計画の策定に大体2年、校舎等の設計に2年、工事に2年の少なくとも合計6年程度の期間を要すると考えられております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 町長に資料を渡してあるとおり、この資料の出生数、学校、生徒数を見ると、いわゆる6年たつとちょうど今、4歳ぐらいの子が18人ぐらいしか東伊豆町、いないんですね。そういうことを考えると、なるべく統合を早く進めていかないと、こういう子供たちがいわゆる同じ教室、1年からずっと同じだと変化もなくて、そして、その中でいろんな人間関係も出てくるのは確かだと思うんです。それがやはり、自分たちの頃はクラス替えとかいろいろあって、そういう中で新しい人と会うとか、そういう一つの節目みたいなのができて、子供心にワクワクしたり、そういう感情ができていたと思うんです。だから、

やはり、同じクラスでずっといるのではなくて、やはり、統合してクラスを多くして、そして、その中でめりはりがあったりとか、そういう教育をしていくのが一番かなと思うんです。

今、昨日も不登校とか、そういう問題とかいろいろ出ているけれども、やはり、そういう中に、やはり、人間として、人間というか、子供同士でもいろんな不安とかいろんなものを持って新しく人に会うとか、新しい友達と会うという中で、いろんな心が形成されたり、勉強なんかもできなかったら格好悪いからちょっとやっておこうとか、そういう気になったりするところもあると思うので、なるべくちょっとその6年と言わず、早めにやってもらいたいところなんですけれども。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

よく学校教育においては適正規模と適正配置という話があって、今回いろいろ経過がある中で私が県の教育委員会のほうに御提案申し上げたのは、表面的な数を合わせるのではなくて、適正規模についてもう少し工夫をしたらどうかというお話をしたという経緯がございます。

今回この、当町の小学校の統合について、正直な印象を受けると、もう少し早い段階でももう少し適切な対応が取れなかったのかというのは正直思います。現状西塚議員がお話をされるように、子供たちの適正規模というのはとても大事な考え方で、ある程度の人数がいなければ、いたほうがより刺激があって、よりいろんな相乗効果が生まれるのではないかということだと思います。

ただ、今回、今のお話の中で、6年というお話でありまして、これ、1回、ひとつ1回その前に統合するとなると準備でどれぐらいかかるのか、統合して移ったのはいいけれども、また、そのすぐ数年後にまた移るというような話にもなる、なりかねないということも予測されます。その辺はとても重要な話ですので、どういうやり方があるとか、どのようなタイムスケジュールになるかというのは注視しなければいけないのかなと思っております。

教育関係の話なので、もし、可能であれば教育長のお話をこの点に関しては少し伺うと、よりの確な情報が分かるのではないかと思いますので、もし、よろしければ教育長のほうから御答弁いただければと思います。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

早めというのがどのぐらいの年数のことを言っているか、ちょっと分からないところがあ

るのですけれども、学校の統合に関しては公立の学校ですので、町だけで決められないところがあります。というのは、例えば、中学校を統合する、小学校を統合するときに職員の数が変わるんです。職員の数が減るもので県の承認を得なければなりません。ですので、じゃ、来年から統合するよというわけにはいかないんです。少なくとも県のほうに2年前には、少なくともです、2年前には何年に統合しますよ、統合する予定ですよということを言わなければなりません。というのは、職員の数が減る関係で、採用する人数の関係も出てきます。通常でいくと退職する人が、退職する先生が何人、辞める先生の数から今度は採用する人数を決めたり、そういう調整があるもので、それに2年ぐらいはかかります。

順調にいったって、順調に減っていく計算できる範囲の中で採用する人数が決まっていくもので、そこに統合で人数が減った場合には、また、その人数を調整しなければならないという形で、少なくとも、最低でも2年ですので、なるべく早くやるといっても、最低でも2年後には、2年後、3年後にはなってしまいます。さらに、こちら側の準備等もあるもので、どれだけ早くと言われているのかちょっと分からないところがあるのですけれども、必要な年数は3年以上はかかってしまいます。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 町長、この問題は二、三年前ですか、渡辺健司君が言っているんですよ、町に。答申を。そのあれもたっているのに、そういう動きは一切なかったということですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 正確なタイミング、その言われたという話が多分、答申のタイミングのことを言われているのかと思いますけれども、既にそのタイミングの中、その時期で稲取高校をはじめとする学校の統廃合の話が出ている中で、それは当時の環境整備委員会の会長になるのでしょうか、会長の渡辺会長といろいろなその点でも話をしております。

何というんですかね、伊豆半島全域の学校環境がもう、激変する可能性があったので、そこは最初に県立高校の話も踏まえて、県の教育委員会と話しを始めたのがその頃のタイミングだったということで、物事にはやらなければいけない順序があって、その中で学校の在り方については統廃合するという方向がやっと答申が示され始めたというところで、それからの検討になっております。

決して何もやっていなかったわけではなくて、全体の幼小中高の話の中で位置づけをちゃ

んと考えながら、県ともいろいろな面で調整を図りながら今に至るということになっております。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） よその地区、河津でも伊東でも、もう早く統合しているじゃないですか。伊東市なんか4校を1校にしたりとか。そういう中で、よその地区がどんどんしているという中で、我が町のこの生徒数を見て、そういう中でやはり、これは町長がさっき言ったように、やはり、大勢の、多くの人数の中で育ったほうがいろんな、心も環境もよくなっていくと思うんです。だから、私が思うにはそういう打診も出ていて、今回、じゃ、正式に統合に向かって小中統合に向かっていくという答申が出されたなら、それを先生の数とかは2年かかるとか。けれども、学校は新しく造らなくても今の、中学校、どちらにするか分からないけれども、使える中であると思うんです。土地だってあれだけあって、生徒数だって大体、統合したって1学年2クラスぐらいにしかならないのなら、そんなに校舎を、新しい校舎というのは考えなくてもいいんじゃないかなと、直すだけでと思うんです。だから、そういうことをやはり、町長、6年ではなくて少しでも早くやってもらいたいというのが、みんなの、子供を持っている親の考えだと思うんです。また、幼稚園とか熱川小学校には今、バスで、スクールバスとかそういう環境もできているので、どちらに行くにしてもそういうバスを使っただけの通学というのもできていると思うのですから、なるべく、本当に真剣にやってもらいたいと思うんです。

町長、よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 真剣にやっていないわけでは全くなくて、統合一つするにしても様々な検討が必要になると思います。今、通学体系バスと言われましたけれども、今、公共交通におけるバスの在り方が結構問われています。かなり経営的に厳しいということもあって。そういう中で、どのような交通体系を図るかとか、様々な検討をしなければいけないということで、やるべきことを一つ一つ今まで積み上げているという状況であります。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 他市町の統合に関しては、実際に何年というのがちょっと分からないところがあるのですけれども、本町の校舎、各学校の校舎の、例えば、耐用年数というのがありまして、一般的に70年ぐらいと言われているんですけれども、その耐用年数にほぼ近

づいています。ですので、どこかの校舎を使って、じゃ、統合すればいいじゃんというふうに考えられてもちょっと困るところがあって、今、町長のほうからもいろんな面で考えなければいけないというのはそういう面です。じゃ、統合してどこかの校舎を使ってそっちに移りましょう。でも、すぐ耐用年数が来て、また、校舎を建て替えなければいけなかったり、改修工事が始まったりと。それならば、そういうことも全部含めていろいろ考えて進めていこうということになっているもので、ちょっと若干遅れてしまっているというところがあります。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） そう言われても、けれども、そうですね。普通だったら先、統合していて、新しいところは造るは造るで、それは考えていけばいいことじゃないですか。先統合していて、使っていて、耐久年数が70年になるまでに、その間に違うところに造るのか、もっと、じゃ、熱川に移ったり稲取中学校を壊して、そこに新しく造るのか、そういう問題を統合していても考えられることですよね。どうですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 一口に統合と言っても、実際に動くのは子供たちです。子供たちが新しい環境でスタートをまたして、またすぐに新しい環境に移ってスタートを切り直すという話については慎重な議論が必要かなとちょっと思いますし、当然移るには移るなりのコストがかかると思います。その辺も財政的な面も含めて、幅広い視点でこの話については考えなければいけないのかなと、ちょっと今のお話を伺って思った次第です。

以上です。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 様々な面で考えなければいけないという点で、1個、今、校舎のことを言ったのですけれども、新しい学校をつくるときには先生方といろいろ相談をしながら、新しい教育課程をつくったり、新しい教育課程というのはいろんな授業をどうしていくとか、例えば、細かいことで言うと制服どうするか、ジャージどうするか、校歌どうするか、新しい学校の校名をどうするか等々いろいろな面があります。細かいところで言うと。それにもやはり、二、三年はかかってしまいます。どうしても。行ってから、じゃ、そうしようというふうに、取りあえず行っちゃえばいいじゃん、統合しちゃえばいいじゃんという問題ではなくて、いろいろなことがあります。それを生徒、児童生徒から意見を聞いたりとか、

保護者からの意見を聞いたりとかいろいろな準備があります。単純に統合すればいいじゃんというふうに思われてしまうと、子供のことを考えなければならないもので、いろいろな準備に時間がかかってしまうというところです。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） よく分かりました。子供のことを考える。

自分も子供のことを考えてしゃべっているんですけども、これで1問目は終わります。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、消防団についてを許します。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 2問目、消防団について。

現在消防団の存続が厳しい現状にあると聞くが、次の点について伺う。

1、消防団の組織体制の強化と見直しを図ることが住民の安心につながると思うが、どのように考えているのか。お願いします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御答弁を申し上げます。

消防団の組織体制の強化と見直しについて御質問をいただきました。

現在全国の消防団において少子高齢化等により団員不足が進んでおります。当町においても例外ではなくて、平成30年度に329人いた消防団員が令和6年度において281人、うち機能別団員が85名ということになりますが、まで減少をいたしました。

消防団員が減少することを見込み、令和2年度から機能別団員の導入を実施し、現在の団員数を何とか維持しているということでございます。

今後も減少が予想されることから、昨年12月に消防団員にアンケートを実施し、131人から回答をいただきました。組織体制の強化はしたほうがよい、しなければならないと思っております。現在課題は、消防団員から行事や訓練回数が多いことを指摘されていることや、管轄エリアの問題も含め、今後現場の声も聞きながら見直しが必要であるというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） いわゆる今、181名の中に85人の機能別団員が入っているということですか。ではなくて、181人の別に85名の機能別がいるんですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 281人の中に85人の機能別団員の方がいらっしゃるということです。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当に目に見えて若い人がいなくなったというのは自分たちも経験している中で、いわゆる300人を超えていた時代と、今こうやって聞いたら、そういう人数になって、その、いわゆる機能別というのが組織されたということは、いわゆる機能別には年報酬とか退職制度とかないわけですよ。ただ、保険があるだけです。その85名で、今、ちょっと若い人たちに聞くと自分らのときには28で消防を卒業したのだけれども、今は45まで延びたのかな、と言うと、それを過ぎてというともう、体が、年が年で動かないとか、そういう中で、機能別ならできると、という人たちがいると。そういう若者がいると。であつたら、その85という数字を変えて、そういう子たちを機能別に増やしたらどうかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今年度消防団の在り方についていろいろ考え直さなければいけないという事案も幾つか発生をしている中で、もう少し役場が消防本部とも連携を取りながら、課題解決のために少し、何かちょっと取組を始めようと思っております、その中で今、御提案した、いただいたような内容も含め、イメージとしては全国の先進事例を学びながら町におけるあるべき、一番ふさわしい在り方というのをみんなで、皆さんと一緒に考えていければいいなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当に、それと、地域のいわゆる地域、自主防ですか、そういう中で可搬ポンプというのが各町、西町とか田町とか東とか、ミヤタイ地区とかよその地区もあると思うんですけれども、そういうのはいわゆる、今現状としては全部残っているんですかね。各町にその可搬ポンプというのは何台か、西町なんかもあったのですけれども、そういうのはちゃんと機能して、区とかそういう自主防での使い勝手をやっている訓練とかしていますか。

○議長（笠井政明君） 防災課長。

○防災課長（鈴木尚和君） 各区にあります可搬ポンプとかにつきましては、消防団であったりですとか、区の防災委員さんのほうで点検とか訓練をしていただいているのが今の現状となっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 聞くとところによると、そういうのも壊れたらもう、新しいのは入れないとかという話もちよっと聞いたりするんですけども、いわゆる今、消防も最初、初期消火が、自分らの頃は大切だと。何しろ最初、見つけたら消せという中で教わっていて、今の消防団は署が来るまでは触るなとかと言われているというのは本当ですか。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時54分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

防災課長。

○防災課長（鈴木尚和君） 一応サイレン、火事がありまして、出動する感じで指令が入って出動していますので、署隊が来るまでに触るなということではなくて、一応それぞれの団、消防団のほうで初期消火あるいは町民であったりとか、その辺の人間が初期消火をすることも実際今のところではそういう感じでやっている、動いているというふうに認識しております。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） それを聞いて安心しました。

何か聞くと、本署が来るまでは消火はできなかつたりとかという話を聞いていたもので、何しろ初期消火が一番大切なのに、まして、昼間いる消防団の数が少なくて周りの人が手出ししなければ消せない状態だと思うんです。各分団だって本当に昼間いる団員というのが少

ない。そういう中で、昔みんなやっていたんだから、知っていることはできるわけじゃないですか。

それと、いわゆる町長がさっき言ってくれたように機能別団員を増やすというのは、いわゆるそういう関係でも、そういう同じ消火に当たって、みんな知っているからその中に飛び込んでやる。けれども、機能別に入っていない人、2人けがをしたときに片方には保険が出て、片方には保険が出ないとなるわけじゃないですか。だから、やはり、そういうのはいわゆる動ける人だったらそういう機能別にどんどん入れて、誰もみんなほっぽって見ていくわけじゃないから、いわゆるそういう中で、やはり、体制をつくってもらおうと。その少ない人数で出動しなければならないというふうに、最低4人ですか、今、いなければ出動できないという中で、方々出していて、現場に着く、来て4人になってもいいんじゃないかなと。方々やで4人になるまで待つのがという問題があると思うんです。それで、水利、じゃ、水利のほうへ回していくとか、そういう臨機応変な対応がこれから必要になってくるんじゃないかと。ただ、人が来なければ出せないではなくて、そういう一つの訓練の仕方とかもあるんじゃないかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（笠井政明君） 防災課長。

○防災課長（鈴木尚和君） 一応出動に関しましてはルールで、そういうふうに3人というこ
とで決まっておりますので、それは事故防止にもつながりますので、一応そういう人数がそ
ろってから出動するというふうな決まりがありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

初期消火は消防団はするなというようなお話があったのですけれども、この間、稲取新港
のところで発災をした火災については、私の記憶だと消防団がまず、最初に駆けつけて消火
をしていただいたというふうに認識をしておりますので、そのあたりはそういうふうになっ
ているのかなと思います。

機能別消防団員の話については、非常に今、過渡期というか、検討すべき状況に消防団が
あるという認識ではある中で、逆に言うと、その位置づけがあってよかったなと思ってお
ります。今後の消防団の在り方の、あるべき姿のヒントになる可能性もあって、ここにつ
いてはこれから少し時間をいただいて、検討というか、さっき、先ほどお話しもしましたけれども、
東伊豆町にとってあるべき消防団の姿はどういうものかというのをいろいろなことを皆で勉
強しながら、少し探っていきたいなというふうに思っております。

(8番 西塚孝男君登壇)

これで終わります。

この際、10時10分まで休憩とします。

休憩 午前 1 0 時 0 0 分

再開 午前10時10分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 山田直志君

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員より一般質問で掲示板の使用の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、東伊豆町まちづくり総合指針の位置づけについてを許します。

14番、山田議員。

(14番 山田直志君登壇)

○14番(山田直志君) 3問通告してありますが、各問ごとに質問いたします。

東伊豆町まちづくり総合指針の位置づけについて伺います。

町は令和6年3月に東伊豆町まちづくり総合指針を決めました。その位置づけと内容について以下のとおり伺います。

1点目、東伊豆町まちづくり総合指針の町政上どのように位置づけをしておりますか。

2点目、これまでの総合計画との違いについてはどのようにお考えですか。

3点目、各分野の現状と課題についたまとめた冊子や副読本などがありますか。

以上、お願いします。

○議長(笠井政明君) 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 山田直志議員の質問にお答えをいたします。

東伊豆町のまちづくり総合指針の位置づけについてということで質問をいただきました。

まず最初に、東伊豆町のまちづくり総合指針は町政上どのような位置づけかというお話がありますが、現在町の計画の最上位に位置するのが東伊豆町の国土強靱化地域計画であります。東伊豆町では令和3年3月に国土強靱化地域計画を策定しました。この計画は国土強靱化基本法第13条に基づくものであり、町の様々な分野の計画等における指針として位置づけしております。そのため、今回策定した東伊豆町まちづくり指針は東伊豆町国土強靱化地域計画の次に位置する計画として位置づけています。

続きまして、これまでの総合計画との違いは何かということですが、第5次東伊豆町総合計画が令和3年度で終了したことに伴い、一度は今までどおりの総合計画を策定しようとしておりましたが、過去の総合計画を拝見し、同じものを策定してもあまり町民の皆様も含め、多くの方に読まれないのではないだろうかということで、一旦ストップをかけさせていただきました。過去の計画を振り返り、次のような課題があるとそのとき判断をいたしました。

例えば、従来の総合計画はあまり皆さんに厚いものであるので読みにくいというところ、あと、経済成長や人口増加を前提とした計画は現状に適合していないのではないかと、総花的であり、町の進む方向や政策の優先度が分かりにくいのではないかと、

個別計画を、個別計画と内容が重複をしているのではないかと、策定に係るコスト、例えば、人員とか時間とか財源に見合う効果が得られないのではないかと、長期計画のため、財源の裏づけがなく実効性に乏しいのではないかと、社会状況の変化や町長の交代に柔軟に対応できないのではないかと、こうした課題と総合計画については、地方自治法の改正により議会の議決を経て基本構想を定める義務が廃止されたことも踏まえ、総合計画に替わるものとして東伊豆町まちづくり総合指針を策定いたしました。

この新たな指針では、機動性と柔軟性を確保し、町民に分かりやすく職員が活用できるものとするを重要視しました。また、従来の総合計画審議会では公共的団体等の代表と学識経験者が委員として選ばれておりましたが、今回は一般募集を行い、役職にかかわらず多くの方に参加していただいたことが特徴的だと考えております。さらに、私が自ら計画策定に携わったことでこれまでの計画と比べて実施に向けた実現度が大きく異なると考えております。

町民の皆様の思いをしっかり受け止め、この指針の実現に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えております。

続きまして、各分野の現状と課題についてまとめた冊子とか副読本のようなものはないのかということでございますが、今回策定しました総合指針はできる限りコンパクトで誰が読んでも分かりやすい内容を意識して作成をいたしました。従来の総合計画は内容が膨大であり、町民や職員にも十分読まれないという課題がございました。また、個別計画においても同じ現状分析や課題が繰り返し記載されるケースが見られました。そこで、東伊豆町まちづくり総合指針では不要な情報を削減し、町の将来像を明確に示すこと、重点的に伝えるべき内容にフォーカスすることを重視しました。

各分野の現状と課題をまとめた冊子や副読本があるかという御質問についてでございますが、現時点では冊子や副読本は作成しておりません。ただし、個別計画に現状や課題を反映するとともに進捗状況等について総合戦略の検証を公表することで町民の皆様にお伝えしていきたいと考えております。また、町長と語ろうまちづくりの会や、各種事業の実施時になぜその事業が必要なのかを説明しながら町の課題や政策の背景をお示ししたいと考えます。

そのほか、今年度は町ホームページをリニューアルし、新年度予算には広報紙のページ数増加のための予算を計上しました。今後もこれらのツールを活用し、町の政策を分かりやすく説明できるように努めてまいります。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

(1 4 番 山田直志君登壇)

○ 1 4 番 (山田直志君) 町長、位置づけ的には国土強靱化計画の次の最上位という位置づけだということで、非常に重要な位置づけがあるということ。

総合計画との違いで言うと、今、町長言われたことという、私の認識でちょっと違う点があります。というのは、総合計画が地方自治法改正の中で議決案件から外れたということについては、認識的に言うとそれをやらなくていいから外したのではなくて、地方制度調査会等の答申においてその本来それぞれの町がやるべき計画であって、法律でいわゆる上意下達でやるべきではないんだと。こういう、やはり、経過の中で法律の中から外れたと。しかし、現状では当然議会基本条例を制定するところとか、また、その議決案件の拡大という中では地方自治法の案件と変わらず議決案件として重視している市町はたくさんあります。これは、やらなくていいということで削ったのではなくて、地方自治の観点から中央から強制する問題ではないよという認識の中で削られたんだと私はちょっと認識してしまして、その点はちょっと町長と見識が違います。

確かに、町長が言われたように今までの総合計画、5次総合計画だとこれだけの、130ページぐらいの冊子ですから、確かに読みにくいだろうというふうには思うし、現在のこのまちづくり総合指針でいけば実質二十数ページということで分かりやすいと。これは確かに、特にこの総合指針で3つのコンセプト、7つの政策目標、2030年にありたい姿、これはまとめてあって、これはだから、町民向けには非常に分かりやすいものだと思います。そうあってほしいと。納税者である町民に皆さんのお金を使って、こういう町をつくっていくという方向性として示されている点はいいだろうなというふうには私も思います。

ただ、3点目にある現状と課題の問題で、どうなのかなと。昨日来の一般質問を聞いていまでも、やはり、現状の認識について一体町はどう考えているのかなと。議員が問題意識を見ているところと、どうも認識のずれがあって、これは昨日一般質問の中でもあったように、現状という問題がもしかしたら町長と職員においても現状の見方について違いがあるのではないかな。当然議員と町長の間でも違いがあるんだろうなと。もしかすると、そうすると、総合指針でこういうまちづくりをしますというときに、現状がそれぞれ違った見方をしていたら違った動きをするんだろうなと。そうすると、本当にまちづくりの指針のある、ありたい姿の方向に町って進んでいくのかなという私は疑問を感じるんです。

だから、もっと言うと、言い方をちょっと変えると、羅針なき、羅針盤なき航海をしているような、それぞれ今、どこの位置にあるのか、認識が職員の皆さんと町長とも本当に同じ

なのかな。我々議員が見ている町民の実情や実態から見ても、どういう方向、今どこにいるという認識があるのかな、こういう、何か共通の認識が、総合計画では現状と課題という形であって、具体的に確かにいっぱいあって、全てが正しかったかどうかは別として、そういう共通に語られるべき現状と課題があったんです。今、それが町長が思っている認識と職員の皆さんが考えている認識、議員が見ている現状の認識と、本当にこれ、一致できるのかなと。今後こういう議会で話し合いをするんだけど、やはり、現状認識が、やはり、違ったら、やはり、そこに出てくるその先の政策決定というのは違ってくるわけです。

小道具は使ってはいけないということであれでしたけれども、例えば、町長のその手元にある水差しのコップも、横から見ればこれ、四角いコップです。四角いコップ。こちらから見れば。でも、それを取って見てみたら、ぐるっと回してみればコップだなと分かるけれども、上から見たら丸いコップにしか見えなかったりするじゃないですか。だから、やはり、先ほど来のいろんな教育の、今日のところもそうなんだけれども、教育の問題にしても、どの問題にしても本当に現状の課題や認識ということの共通的にあるべきものがなかったら、町長はもしかしたら替わらなくても、職員だって2年、3年で替わっていく中で、本当に2030年のありたい姿のほうに政策展開がしていくのかなというのが私は非常に疑問に感じているところなんですけれども、こういう冊子や副読本もないということで、本当にこの羅針盤なき航海をして、本当に目的地に到達できるんでしょうか。どう町長はお考えですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

何か羅針盤なき航海というよりは、もし、議員が言われるような状況であるとするのであれば、何ですかね、羅針盤というよりも何か、方位磁石みたいな感じでしょうか、ちょっとニュアンスがあるかなと思うんですけれども、現状の認識がずれているのではないかというお話をいただきました。

議員の方、議員の皆様とも認識が違うというお話もありましたが、まさにそれは日頃の活動の中でいろいろ御意見もいただいておりますし、この議会という場が皆様のいろいろな考え方を伺うとてもいい機会だと思っておりますし、別に議会に限らず個別にいろいろお話をしていただける方々もいらっしゃるということで、そこで十分フォローアップできるのではないかなというふうに考えております。

町民の、町民とのずれがあるかというところは、もし、ずれが少しあるのであれば反省をしなければいけないところかもしれませんが、町長を語る会とか町長と語ろう、語る会とか、

あとは、町民の声、いろいろな、何ていうんですかね、ものをいただいております。それをやり始め頃にはかなり多かったんですけども、最近はだんだんと数が取れんされてきたというか、いただいたものについて解決できるものは政策として打ち出しているという中で、少し減ってきたのかなという印象を、まだまだ足りないんですけども、少しもらっているということと、目安箱的なものも設置をさせていただいて、もっと気軽に御提案をいただけるような環境づくりをしているということでもあります。

大きな問題は何かというところ、これまでの町政で本当によかったのかというところだと思います。私自身感じておりますけれども、先送りが一番よくないと思います。分かっているやらないことが一番よくない。そこを踏まえて、やらなければいけないことはある程度一定のスピード感を持ってやっていかなければいけなくて、それは長期のビジョンを持ちながら、ここは大事なんですけれども、なるべく合意形成、ここは大変重要だと思いますが、スピード感を持ってしっかりと実行していくということでもあります。

町役場職員との、何ていうんですかね、認識のずれについては、管理職会議を月に一度やっておりますし、管理職からの意見に対しては真摯に受け止めているつもりであります。その辺がもし、足りないところであれば、何かそういう声をちゃんと伝えるものがあったらいいのかなと思いますが、特にそれを拒んでいるわけではないということでもあります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 私は非常にその現状と課題という部分を共有化していくことが、町長言われたように柔軟に対応していく上でも、やはり、しっかりと、やはり、共有できるベースというものがあることが大事だし、検証する上でもその認識が間違っていたか、間違っていなかったかという問題も含めて、やはり、そこに返ってくるのは、現状や課題というその共通のベースがあることは、少なくとも必要なんじゃないのかな。だから、町民に対して言えば、これは分かりやすいですよ、確かに。そこは私も否定しませんが、現状運営していく上ではそういうものを私は感じています。

あと、具体的な問題としてひとつここで伺っていききたいのですが、3つのコンセプトの中で町長、これ、全員参加とある。強調してコンセプトだということでもあります。確かに全員参加、とても大事なキーワードだと思っています。けれども、昨年の予算、今回若干の説明はされていますけれども、来年度の予算というような形の中で見たときに、例えば、コ

ンセプトの中に具体的にこの総合指針の中に書いてある全員参加のところで、いわゆるノッカルの事業をまさに全員参加でやっていくんだと具体的にここには書いてあるわけです。けれども、今年度の予算、また、提案されるであろう来年度の予算なんかを見て、じゃ、一体このノッカルの問題がどういうふうに全員参加で取り組むんだというふうに展開されているのかなという、この全員参加というコンセプトの持っているものが私はなかなか見て取れないんですよ。だから、それじゃ、このコンセプトって何なんだろうと。これはとても大事な言葉なので、具体的にこの出した、ノッカル1つ取って、本当に全員参加でこれをやっていくというような、今、状況になっているのかなというちょっと疑問を感じたりするわけで、そうすると、具体的な事例として挙げたノッカルでさえこうだと、ほかの問題でもコンセプトには上がっていても全員参加というのは、この、前の総合計画でもそういうことはいろいろ言っていましたけれども、コンセプトとして大きな位置づけを持っている問題で具体的な問題で、そういうものが本当に見られているかなという、私は見られていないように思うんですけれども、町長、これで本当に全員参加というコンセプトの下に取組が進んでいると思いますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

ノッカル、ライドシェアの事業についてお話をしますと、人口減の中でいろいろな地域が課題を抱えていると。東京になくて地方にあるものは何かというと、単純なあれですけども、それぞれ自家用車を持たれているということで、それを逆手に取ってフル活用するのがとてもいいことだというふうに、公共交通が脆弱になってきている中でそういう発想に至り、その中で国の施策でライドシェアというのが可能性を帯びてきたので、ライドシェアを導入したということであります。

今、お話し、冒頭お話をしたところにも関わるんですけれども、それぞれの皆さんが地方の方は車、一家に一台どころではなくて所有をしているというところが、そこがメリットというところがスタートのところだったということを見ても分かるように、地方の方々が持っている資産、つまり、例えば、移動するための車というところをシェアリングして、有効活用していくことがライドシェアの肝だと思っております、そういう意味では当然参加される方がなるべく多いほうが、その効果を発揮できるという、当初からそれは考えております。

現状どうかという話であります、昨年の2月に国の大きな動きよりも先にライドシェアを導入したのは、間違いなくこのライドシェアという考え方を導入しない限り、ドライバー

を専任するようなモデルというのはこれからどんどん人手不足の中で厳しくなっていて、なるというのは予測をされております。それは、町内におけるタクシー事業者の方々を見てもそうですし、バスについても、公共バスについてもなかなかドライバー不足という話を多く聞いております。

そういう中で、ドライバーに特化したモデルじゃないモデルということで、それぞれが自分の持っている車を相乗りサービスでシェアリングをしていくというモデルをやるべきだと考えました。昨年２月にスタート、ちょっとこれ、かなり全国的にもちょっと早いスタートだったと思いますけれども、その思いは何かというと、恐らくこの問題はなかなか日本の中でこのモデルを具体的にやったところがまだ、ほとんどない中で、恐らく実装させている中でいろんな課題が出てくる。その課題を一つ一つを問題が出てきたときに１個１個潰していって、最終的には今議員が言われたように全員参加に近い形で、そのライドシェアが使えるようになると、私たちの見える世界が変わってくるという思いの下で今、やっているということであります。

当然ライドシェアのノックアルについては、まだまだ改善しなければいけない点がたくさんございます。それを一つ一つ潰していこうというのが考え方に大本に流れています。１年間やる中で少しずつ広げているという、エリアを広げていくというのもその改善策の一つでありますし、今度実証実験をさせていただく夜間に限っておりますけれども、当日予約、なるべく１時間前ぐらいに予約ができるようなものがないかとか、支払いについても事前にチケットを買うのではなくて、現金で決済できないかというような話を一つ一つ新しい課題を解決することによって、制度がもっと使いやすいようになった時点で多くの方が参画いただけるような取組を全力で挙げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 私は、町長、コンセプトの、それはじゃ、見方の問題なのかなというふうにちょっと思ったのですけれども、やはり、僕はこの全員参加という形でこのノックアルの事業ということであれば、もっとやはり、多くの町民の皆さんにこの事業の必要性、または利用していただく方のほうも含めて、運転者の必要性もそうだし、利用していただける方はこういうサービスがあるということを、やはり、もっと多くの方に理解していただく取組というのがある、あるべきであったんじゃないかなと。その上で、具体的な、やはり、目

に、形が目に見えてくることの中で、利用者も運転手も増えてくるということはあるんだろうと思うけれども、だから、全員参加というふうにコンセプトとしてあるということは、最終的に全員参加であればいいなのか、やはり、最初からこの事業全体を町民の皆さんに運転手としての協力、また、足が不自由で我慢しているような高齢者の方々や町民の皆さんがこれを率先して利用していただくという形も含めて、その運転手もまた、利用する方も町民全員が参加できるような枠組みとしての、やはり、示しというのが、やはり、私は町民の皆さんにあってしかるべきではなかったのかなと。

確かに、具体的にやり方としては一部のエリアからエリアを拡大していくとかというのは、それはやり方の問題としては、実践的にはそうかもしれません。ただ、いつまでも本当に全員が参加というコンセプトの中でありながらも、運転手はやはり、なかなか増えないとか、利用者もそこそこということで、事業全体もそんなに町民に浸透していないという面で見ると、コンセプトという位置づけが、やはり、ちょっと違うのかなという、ちょっと私は認識を、だって、みんなが同じ方向でこういうノックルというものの一つの移動手段の中で、また、高齢者の生活の中で、安心した生活の中でこういうやつに取り組むよということを、みんながまだ、見えていないんじゃないかなというふうに私は思います。

と思いますが、時間の関係もあるので、この、ここは総論のところなので、次の各論のほうに移りたいと思います。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、東伊豆町まちづくり総合指針の政策目標についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 先ほどの位置づけやコンセプトの問題をさらに具体的な問題で町長に質問したいと思います。

東伊豆町まちづくり総合指針の政策目標について。総合指針の各論として、政策目標の一つに健康で安全・安心な暮らしの実現があります。総合指針では2030年のありたい姿を掲げています。3つの分野の現状についてどう見ているのか、これにどう取り組んで実現しようとしているのかを伺いたいと思います。

1点目に、超高齢化社会突入している中でも老々介護、高齢者の独り世帯、障害者が安心して暮らせる町になっていきますとあります。現在の課題をどう見えていますか。そして、これからどのようにこの問題に取り組むお考えか。

2点目に、未病の考えが浸透し、生活習慣病や介護予防の対策により、町民が健康で、健康を向上させ、安心して暮らすことができていますとあります。現状の課題をどう見、これ、そして、これらの問題をどのような取組を行うお考えか。

3点目に、安全面では防災対策を常に見直しを行いながら暮らしの安全を確保していますとあります。現在の課題をどう見て、これをどのように対応するお考えでしょうか。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の答弁を申し上げます。

この総合指針の政策目標、ゴールというのが結構ハードルが高いなとは思っております。逆に言うと、全ての問題がとても大切な問題で、2030年までというところでなかなかハードルが高いとは思っていますが、ただ、これはしっかりと考えていかなければいけないというふうに思っております。

最初の御質問をいただいた超高齢化社会における高齢者の世帯の取組、そうですね、安心・安全でいかに高齢者の皆様方に住んでいただけるかというような取組なんですけれども、これも非常に大変難しい課題ではあります。少し、ちょっと、これかなり答弁長くなるんですけれども、急いで読ませていただきます。

まず、老老介護高齢者の関係ですが、令和7年1月末現在の高齢者世帯の状況であります。65歳以上の高齢者の単身世帯については1,898世帯で、割合は30.2%、高齢者の単身世帯を含む老人のみの世帯については2,889人、割合は46%と大変高い数値であります。高齢化が進んでいる状況がうかがえます。特に、団塊の世代が後期高齢者に移行している昨今、超高齢化社会に向けた対応が求められている状況であります。

これらの課題についてですが、主なものとしては、まず、認知症を抱える高齢者が増えていくということでありまして、今後高齢者の5人に1人が認知症になると言われておりまして、社会全体で取り組むべき課題となっています。認知症により自己管理ができない状況で介護サービスの問題や金銭、財産の管理、そして、様々な手続が自分でできないなどの問題が生じ、自宅で生活が困難になるという人が増えております。

次に、戦後核家族化が急速に進んだ中、身寄りがない人や家族がいても長年音信不通の状態で、高齢者の面倒を見ない方が、見る方が、面倒を見る方がいないケースが増えておりまして、高齢者の孤立化が目立ってきております。また、この町特有の問題として、マンショ

ン、別荘地に住む単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯が年々増えておりまして、マンション内や別荘地内の近隣住民同士のトラブルの発生で、管理事務所の方を中心に地域包括支援センターへの相談が近年増加をしているという状況でもあります。特に東伊豆町に居住実態はありますが、ほかの市町村に住民票があるケースの方の相談が増えておりまして、令和6年度1月末現在で29件もの相談が地域包括支援センターに寄せられており、基礎情報がない、足りない中での対応に現場サイドは苦慮しているという状況もございます。

これらに対する町としての取組ですが、地域包括支援センターでは地域社会の中で高齢者を見守る取組を先進的に取り組んでいるというところです。現在町内86機関の団体、民間事業者の協力を経て、東伊豆町あんしん見守りネットワーク事業を展開しており、日々の業務の中で気になる方への声がけや、地域包括支援センターへの連絡をはじめ、認知症を患っている方であらかじめリストに登録されている方が行方不明になった場合、ネットワーク機能を生かし、早期発見につながる仕組みが構築をされているところです。年に1回の模擬捜査訓練や関係機関との連絡会などを開催しており、高齢者の方が安心して暮らせる環境づくりをさらに進め、地域社会で高齢者を見守っていくという機運を高めたいと思っております。

マンション、別荘地の高齢者問題を解決するための取組ですが、マンションや別荘地管理会社、管理組合の方々を集めて司法書士、社会福祉士、民生委員、介護事業所、保健師、社会福祉協議会、静岡県関係部局の参加の下、地域課題解決連絡会議と称し定期的に事例検討や意見交換を行っております。課題解決に向けた手法の習得やマンション、別荘地の関係者間の情報交換、会議の中で相談先の確保につながったなどの効果もある一方、特に閉鎖的なマンション、別荘地の高齢者情報の把握にもつながっております。

高齢者の社会的孤立を避ける上でも重要なのは、地域社会の見守りとともに困ったときの相談対応も重要と認識しております。地域包括支援センターや保健福祉センターでの日頃の窓口での対応や住民相談によるものがありますが、東伊豆町では独自に年に6回、土曜日に専門分野の方々を招き、医療・福祉・司法なんでもかんでも相談会を役場1階の会議室で開催をしています。この相談会は複合的な要素により簡単には解決できない問題を専門分野の方々がアドバイスをするもので、伊豆半島の市町の中では東伊豆町と伊豆市のみがZ o o mなども活用し取り組んでおり、今後も関係機関の協力が得られる限り継続していきたいと考えております。

問題事案の解決に当たっては、当町では暮らし会議と呼ばれている個別地域ケア会議を開催し、当事者を含めた関係者や支援機関が集まり、解決に向けた手段、支援体制の役割分担

などが話し合われています。

なお、障害者福祉に限らず福祉全般において住民の課題やニーズは年々複雑化、複合化してきており、現在の行政組織の構造では適切な対応に結びつきにくい事例が増加してきております。そのため、町では現在重層的支援体制の整備に取り組んでおり、来年度、令和7年度を移行準備の年とし、職員研修の実施や庁内の連携、町外他機関との連携方法など重層的支援会議の在り方について協議検討し、令和8年度から新たな体制で支援を行っていただけるよう体制整備を進めてまいりたいと考えております。

2番目でありますが、未病についての考え方であります。

この話については、ちょっと個人的な話もあって、知り合いの医者といろいろ話している中で未病という言葉を教えていただいて、実際にこの東伊豆町においてその医療機関とある携帯関係の民間企業を連携して何かできないかというのを検討を過去にやったことがあります。なかなか実を結ばなかったところがあるのですが、そんなことも踏まえてこの未病という考え方をここに入れさせていただいております。

答弁であります。2024年の9月に静岡県が市町別のお達者年齢を発表し、東伊豆町は男女共に県平均を下回っておりまして、健康寿命の延伸が課題と認識をしております。具体的には医療費の分析から高血圧などの生活習慣病の方が多く、心疾患や脳血管疾患のリスクが高くなるため、重症化予防対策が必要であるということであります。また、後期高齢者医療の分析からは、骨折の入院医療費が増えていること、介護を受けている方の原因疾患からも骨折などの骨、筋骨格系疾患が多いこと、虫歯になっているお子さんが県平均に比べ多くなっていることなど、現状の課題として把握をしております。

未病対策を実施していきますが、未病とは健康と病気を二分論の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の課程を表す概念でありまして、2025年2月に閣議決定された健康医療戦略においてもその重要性が盛り込まれております。限りある医療資源を効果的に効率的に機能させ、持続可能な社会保障を確立するには、病気を未然に防ぐことや疾病の重症化を防ぐ対策と実践が必要と考えています。

これからの取組としては、健康寿命の延伸化に向けた未病対策として、各種検診の受診しやすい環境づくりや検診実施後の重症化予防対策を引き続き実施していきたいと考えております。一方で、新しい技術や考え方を取り入れることも重要だと考えております。少し先の話になるかもしれませんが、例えば、スマートウォッチやスマートリングなど、ヒア

ラブル端末の活用、医療AIの導入による地域の壁を越えた最新、最先端医療の提供、医師の身体的、精神的負担の軽減、新しい診察、診断方法や治療法への取組など、今までには考えられなかった様々なメリットを生じる可能性が、この地方においてもそういうことを使えば実現可能になってくる時代が来るのではないかなというふうに考えております。

介護予防についてはフレイル対策として骨折転倒予防のための運動、栄養、口腔ケア等の事業を引き続き実施をしていきたいと思っております。口腔ケアについては、お子さんや高齢者向けのフッ化物を利用した事業実施を継続していきたいと考えます。7年度の新たな動きとしては、未病対策の一つとして講演会と様々な健康チェックができるブースを盛り込んだイベント、健康祭りや、東伊豆町の医療の現状について町民の皆様と考える健康フォーラムを計画しているところでございます。

続きまして、3問目であります。安全面、防災対策についての質問であります。

まず、どのような取組を、課題を踏まえて防災が抱える課題を踏まえて行っていくかという御質問であります。私が考える課題というのはいろいろあるんですけれども、ざくっと大きく分けると2つございます。

1つ目は、能登半島地震のように各地区が孤立した場合の想定が不十分であり、対応マニュアルが整備されていないことです。能登半島地震では防災倉庫から広域避難所へ食料を届けようとしたものの道路が寸断され、多くのケースで輸送が困難となりました。こうした事態を防ぐためにも、避難所には十分な食料や簡易トイレをあらかじめ備蓄しておくことが不可欠だというふうに現時点では認識をしております。当町でもすぐに対応を、指示をいたしました。各地区が孤立した場合の具体的な対策が十分に想定されていなかったことが課題として浮き彫りになりました。

既に当町においては上位計画である東伊豆町国土強靱化地域計画や、災害時に住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として地域特性を考慮して作成をする東伊豆町地域防災計画をはじめとする防災に関わる各種計画やマニュアルが策定をされています。昨年の8月に南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表され、初めての対応に少し混乱を生じたことは否めません。これをきっかけにして、当町における防災に係る計画及びマニュアルの見直しをかけることを指示し、現在その作業を現場全員体制で先ほどの全員というところでありますが、臨んでいるところであります。

一部かもしれませんが、その中には古い情報がそのまま残り、現状に合っていないもの、形式的表現にとどまっており、具体的な行動が分からないもの、また、事実誤認で間違った

内容になっているものなど、見直さなければならぬ箇所も散見をされております。時間はかかるかもしれませんが、これらの見直しをまず、取り組んでいきたいと考えております。

課題の2つ目は、東伊豆町で予想をされている大規模地震として考えられるのは南海トラフ地震とか相模トラフ地震とか、ほかにもありますが、そのような、どちらも大きな規模が、規模が大変大きく、超広域災害になることが予想されます。

能登半島と伊豆半島は似ているとよく言われますが、大きく異なる部分があると思います。

昨年発災した能登半島地震では、多くの自治体から総括支援チームや対口支援チーム、加えて応援職員が派遣され、復旧復興に大きな力を発揮しました。当町からも職員がもう、かなりの数、被災地に手伝いというか、協力に行ったということであります。

ところが、伊豆半島では、伊豆半島で被害が予想されている南海トラフ地震と相模トラフ地震等の大きな地震では、能登半島地震よりかなり被害が広域となり、能登半島のような他地域からの重層的な支援は受けられないと考えております。国からの支援も県からの支援も他地域からの支援もなかなか届かないことが予想されます。

このような中で最も大切と考えるのは、やはり、自助、共助、公助、この役割分担をどうしていくか、それぞれの立場で何ができるかをしっかり考えていくことが重要だと思っております。これまで以上に自助、共助、公助の精神を具体的に町民の皆様方に説明しながら、また、一緒に考えながら理解を促進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、具体的に聞けば総合計画と同じで、個別課題とか、やはり、大事なことをいっぱい述べられたと思います。これも聞いたから分かったなという話なんですけれども、最初のその福祉の問題も、認知症の問題であれ、高齢者世帯の現状であれ、そういう問題があるよねということを明確にしていくこと、これは今後も含めて継続していくんだと思うんですけれども、これ、こういうものが先ほど言ったように文書として今回聞いたけれども、共通の問題とずっと継続していくためには残されていくことが必要なんだよというのは私の1問目の問題でいくとそういうことなんです。

健康づくりの問題でも非常に大事な問題に取り組んでいるし、新しい取組もしているということも、これは個別に聞くとよく分かるんです。けれども、それがちゃんと継続されるような仕組みというのは、今、町長言われたような課題や方向性について、やはり、文書化さ

れて残されていくということが、私は必要だと思っています。

例えば、介護の問題については詳しくは文教厚生常任委員会の所管事務調査で恐らく委員長が詳しく報告をしてくれると思いますので、全体はそこに譲りますけれども、町長言われたような視点から考えていくと、例えば、制度的な問題で見ても、いわゆる成年後見の問題または日常生活自立支援事業の問題ですとか、町の支え合う東伊豆事業の問題だとか、個別に重視されていかなければならない問題というのも浮き彫りになってくると思うんです。

健康づくりの問題でもいろんな形をやっているけれども、健康増進計画なんかでも出てくるように、一体これを、フレイル予防とか健康予防の問題なんかもどうやって町民に広げていくのか、こういう点は個別課題としても残されている問題だと思うんです。そういう意味では、本当に今日町長述べたことはとても大事なことなんだけれども、残された、ちゃんと文書で残されて確認でき、検証できるようにしていくことが大事だと思いますし、例えば、最後の防災の問題で見ると、先ほどの西塚議員の質問にもありましたけれども、私はあと、消防団もそうですけれども、やはり、自主防も言えば各町内会がイコール自主防の組織ということになっているので、組織はあるわけです。

ただ、機動力というのか、動きとして今までのような動きができるのかな、消防団も人数やいろんな問題もある、抱えてあるわけですがけれども、やはり、自主防というか、町内会の皆さん、この地域コミュニティーの組織も大変、やはり、変わってきて、申し上げ、言い方が悪いかもしれませんが、やはり、昔と違って絆というのが、やはり、弱まっている部分というのもあるんじゃないかと思うんです。

そうすると、やはり、防災の対策だって今言われたような問題がそのように動く、町としてやるべきところはそうなんだけれども、実際孤立集落が出た、町長、そこを含めていろんなことを考えている。けれども、実際それが本当にその下で、自主防の動きが取れるのかなというようなことまで目配りはする必要があるんじゃないかな。方針を立てただけでは進んでいかないような、今、現状ではないかという、私は認識をしています。

そういう点では、全体、各論的にも申し上げましたけれども、非常に大事なことを町長は今回答弁されていますけれども、それがちゃんと引き継がれるし、検証されるときに大事なポイントとして残されるようにしていただきたいと思いますし、また、議員も我々、今日の今の、町長のこの分野の報告については、こういう町長の課題、問題意識について再度また、質問をさせていただくというふうにしたいと思います。

2 問目は終わります。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、町民支援の避難所等の状況についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第3問、町民支援の避難所等の状況について伺います。

発災が心配される地震、土砂災害に対する町の備えについて、発災時に町民支援の最前線となる自主防災本部と避難所について伺います。

自主防災の本部となることが計画されている各地区公民館のうち、田町区以外の稲取地区の3区、白田地区の公民館は耐震性や被災するリスクがあり、その機能しない可能性は、機能しないという可能性があるのではないかというふうに考えますが、どのようにお考えですか。

2つ目に、避難生活の支援リーダー、サポーターが必要だが、町は人材育成をしていく考えがありますか。避難所の命を守るトイレ、キッチン、ベッドを整備するという考えについてはどのようにお考えですか。

4点目に、避難所にルーターを整備してWi-Fi環境を整えることが必要だと考えますが、これらについてはどのようにお考えですか。

5点目に、ペットに対する対応として大小のケージやペットフードの備蓄、確保というものはできていますか。

以上、5点についてお考えをお聞かせください。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問について御答弁を申し上げます。

町民支援の避難所等の状況についてということで質問をいただいております。

まず最初に、田町区以外稲取地区の3区の、3区と白田区の公民館について耐震性や被災するリスクを考えたときに、機能しないのではないかというお話しであります。

町が指定している避難所ではありませんが、田町区以外の稲取地区3区の避難所について、南海トラフ等の巨大地震が発生した場合、これらが昭和56年5月31日以前の旧耐震基準の建築物のため、基本的に耐震基準を満たしておらず、地震後にその機能が維持できなくなる可能性があることを認識しております。また、白田区の湯ヶ岡公民館については、区の所有する昭和60年の建築物で、最低限必要な耐震は満たしていると思われませんが、土砂災害警戒区域

内、地滑り危険箇所指定されておまして、自然災害により被災するリスクが存在し、被災後の機能を維持することが難しくなる可能性は、これはあると、少なからずあるというふうに認識をしております。

続きまして、2番目であります、避難生活支援リーダーやサポーターについての御質問をいただきました。

避難生活支援リーダー、サポーターとは、避難所運営の基本的スキルを習得し、自治体や支援者等と共に避難所の生活環境向上に率先して取り組むことができる人材というふうになっております。内閣府では災害の激甚化、頻発化等により避難生活が長期化する中、地域のボランティア人材に避難生活環境改善のための知識、ノウハウを身につけてもらうためのモデル研修を令和4年度から開始をしております。こうした取組を通じて、地域のボランティア人材の発掘、育成を図り、災害時には行政職員や支援者等と連携し、良好な避難生活環境の確保を図ることにより、災害関連死ゼロの実現を目指すということになっております。

東伊豆町としても災害関連死ゼロを目指すためにも避難生活支援リーダー、サポーターの育成は大切だというふうにも考えておまして、内閣府の実施するモデル研修を積極的に活用したいというふうにも考えております。研修を受けていただくターゲットは、災害により近い各種、各自主防災会の防災委員やボランティア団体、社会福祉協議会等から一般の町民などに対してもその必要性を説明しながら募集を募っていきたいというふうにも考えております。

続きまして、避難所に必要なトイレ、キッチン、ベッドの整備についてであります。

災害関連死とは、地震や津波などの直接的な被害による死亡ではなく、避難所生活での過度のストレスや環境変化、医療体制の不備などによって引き起こされる死亡のことです。2016年4月に発生した熊本地震においては、死者数270名のうち直接死者数50人で、災害関連死者数は220名、何と災害関連死者数の割合は81.4%に達しました。2024年1月に発生した能登半島地震においては、2025年2月25日の時点の話ではありますが、死者数535名のうち直接死者数228人で、災害関連死が307人、その災害関連死の割合というのが57.3%でありました。災害関連死の割合が高いということがいずれのある一定以上の災害、大規模災害においては言えるということが分かりました。

災害関連死を防ぐには、重要視されている3要素、これ、TKB48というらしいんですけども、快適で十分なトイレ、数のトイレ、温かい食事、雑魚寝しなくてよい簡易ベッドを48時間以内に避難所に届けることが重要ということで、TKB48、フォーティーエイトと言っているらしいんですけども、昨年12月に能登半島の被災現場を私もこの目で見てまい

りました。その経験の中で特に重要だと感じたのがトイレでありまして、しかも、十分な数かつ快適なトイレが必要だと思いました。

東伊豆町においては、トイレの十分な数の確保については簡易トイレ、ベンクイックという様式で蓄便型の仮設トイレが54基、ユニットイレという便座型の蓋付簡易トイレが90基、簡易トイレエマという段ボールの便座型の蓋付簡易トイレが635基、合計使用回数については34万9,010回分にて対応することとなっております。また、快適なトイレについては今回、令和6年度に国の補正予算債にてトイレトレーラー、循環型バイオトイレと自動ラップ式排泄処理ユニット搭載型ポータブルトイレ、3種類のトイレについて令和7年度には整備される予定となっております。

先ほど触れた災害関連死を防ぐために重要視される3要素のうち1つである温かい食事について、避難所となっている場所の調理環境についての課題だと、これは調理環境についての課題だと認識をしております。町で避難所として指定している指定避難所の中で調理環境が整っている場所は、片瀬地区防災センターや北川地区防災センター及び奈良本公民館の3件、そのほかの指定避難所には調理環境が整っていないという状況です。簡易コンロとかはまた置いておいているんですけども、これらの、調理環境が整っていない指定管理、指定避難所は7件ありまして、ここについては可能な限り調理環境の整備を進めていきたいとも考えております。

調理環境の整備については、今後の詳細な検討が必要かと思われませんが、具体的な、例えば、具体的な手法としてLPガスを使った調理環境、炊き出しセット等の配置とか、あとはキッチンカーを活用した調理環境の整備などが候補として挙がるのかもしれませんが。LPガスを使った調理環境については、調理器具、炊飯器やコンロなどの整備が必要になると思いますが、対象となる避難所の規模なども考慮しながら整備については検討していきたいと思っております。また、それらの、それを使うには燃料が必要でありまして、それらの燃料の確保や備蓄などについては、先日静岡県LPガス協会賀茂地区会と災害援助に必要なLPガスの供給等に関する覚書を締結しましたので、この協定も活用しながら進めていければと思っております。

災害関連死を防ぐために重要視される3要素のうち1つであるTKBについては、各所設置されておりますが、まだまだ足りないところがございます。時間もなかなか迫ってまいりましたので、これで終わりたいと思いますが、いずれにせよ、しっかりと皆様のお話を聞きながら具体的な策について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、11時25分まで休憩とします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（笠井政明君） 休憩前を閉じ再開します。

◎日程第2 発議第1号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第2 発議第1号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） それでは、発議第1号について、朗読をもって説明させていただきます。

発議第1号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月7日提出。

東伊豆町議会議長 笠井政明様。

提出書 東伊豆町議会議員 稲葉義仁。

賛成者 東伊豆町議会議員 山田直志。

今回の改正は、人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給率の引上げを行うため、条例の

一部を改正するものです。

新旧対照表の第1条関係を御覧ください。

改正文の第1条関係の改正内容となります。

第4条第2項の下線部分の100分の175を、6月に支給する場合においては100分の175、12月に支給する場合においては100分の185に改め、12月の支給率を100分の10引き上げるものです。

新旧対照表の第2条関係を御覧ください。

改正文の第2条関係の改正内容となります。

第4条第2項の下線部分の6月に支給する場合においては100分の175、12月に支給する場合においては100分の185を100分の180に改め、議員の期末手当の支給率について平準化を図るものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用します。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行します。なお、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなします。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第1号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度
東伊豆町一般会計補正予算（第10号））

○議長（笠井政明君） 日程第3 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第1号 専決処分の承認を求めるこ
とについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規
定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付され、
物価高騰対策に資するための事業を予算計上し速やかに執行するため、令和6年度東伊豆町
一般会計補正予算（第10号）を処分したものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたし
ます。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました専決承認第1号 専決処分の承認を求め
ることについての令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号）について、概要を御説明
いたします。

令和6年度東伊豆町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,694万6,000円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億885万7,000円とします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目総務費国庫補助金、補正前の額に4,664万4,000円を追加し、2億3,997万6,000円といたします。

1節総務費補助金、細節7物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,664万4,000円の増は、地方自治体が各人に実施する物価高騰対策への事業費に充当することができる国からの臨時交付金であります。

19款繰入金、3項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正前の額から969万8,000円を減額し、1億9,156万6,000円といたします。

1節、細節1財政調整基金繰入金969万8,000円の減は、今回の補正予算において発生した財源余剰額を財政調整基金からの繰入金へ組み戻す予算措置であります。

7ページ、8ページを御覧ください。

次に、3歳出について御説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、9目物価高騰対策事業費（民生費）、補正前の額に383万6,000円を追加し、8,037万1,000円といたします。

事業コード5物価高騰対策給付金（非課税世帯）給付事業費383万6,000円は、国の臨時交付金を受けて物価高騰対策として非課税世帯に1世帯3万円を支給することになり、支給を開始するまでの事前の準備にかかる職員の時間外手当や支給システム改修の委託料などを計上しております。

10目子ども支援費、補正前の額に1,887万4,000円を追加し、1,887万4,000円といたします。

事業コード1子ども支援給付金給付事業1,887万4,000円の増は、国の臨時交付金を受けて実施する事業で、物価高騰に苦しむ子育て世帯への支援策として18歳未満の子供1人当たり2万円を支給する子ども支援給付費とそれに関わる事務費などを計上しております。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額67億7,191万1,000円に3,694万6,000円を追加し、68億885万7,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額67億7,191万1,000円に3,694万6,000円を追加し、68億885万7,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金を4,664万4,000円の増、財源余剰額を基金へ繰戻しするため、一般財源は969万8,000円の減といたします。

以上、簡単ではございますが、専決承認第1号の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 専決承認第1号について反対の立場から討論をいたします。

しかし、調べたところこの交付金事業について、全協を開いて議会と協議してその内容を決めたという市町は、実は伊豆半島の中でも少なかったようで、その点は議会と協議をされたという点は評価をしたいと思います。

しかし、私は全員協議会等でも申し上げましたけれども、物価高騰対策とこの交付金について言えば、国の施策の及ばない町民全体にその効果が及ぶようなプレミアム商品券の発行など対策が必要であったこと。また、特に介護事業所などの経営が大変悪化しているところへの配慮など、もっと検討すべき事案があっただろうというふうに考えております。

そういう点で時間的な問題もあったとは言いますけれども、私はそういう2点について不足があったというふうに考えておりますので、この議案については反対でございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに討論ございませんか。

6番、稲葉議員。

○6番（稲葉義仁君） 初めてで緊張します。

それでは、今回の専決承認第1号、賛成のほうの立場から討論させていただきます。

14番、山田議員からも説明にありましたとおり、本件に関しては事前に議会のほうにも理解を求めるということで協議の場を設けていただきました。そこで、用途というか使途については、いろいろな議論がされたわけですが、その中でもプレミアム商品券については時期の問題であったりとか、そもそものこの交付金が来るタイミングとそれぞれの施策をまとめるスピード感の問題、そういったものがもろもろあって、今回はこの形でという説明を受けました。

いろいろやはりやってあげたい、何でしょう、苦しんでいる町民がいるという意味ではいろんなところに手を差し伸べたいという気持ちは私もありますが、今回の交付金の金額水準、

それとこの時間的な余裕、そういったものをもろもろ含めると、今回の内容はそれなりに適正だったのかなと考えておりますもので、今回は賛成とさせていただきます。

○議長（笠井政明君） ほかに討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（笠井政明君） 日程第4 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。なお、本議案につきまして、地方自治法第240条の2第2項に基づき監査委員に意見を求めたところ、お手元に配付したとおり回答がありましたので御報告いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法第243条を引用する東伊豆町条例の条文の整備を図るものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして概要を説明させていただきます。

お手元の議案第1号資料を御覧ください。

令和6年6月26日公布の地方自治法において、特定歳入等の収入に関する規定が地方自治法第243条の2の7として新設されました。これにより、従来の地方自治法第243条の2の7を地方自治法第243条の2の8に、地方自治法第243条の2の8を地方自治法第243条の2の9にそれぞれ繰り下げる改正をいたします。

なお、法令の制定、改廃等に伴って2つ以上の条例を改廃する必要がある場合には、1つの一部改正条例等の本則で条立てにより関係条例の改廃を行うことから、一括した条例といたします。

また、この条例は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行します。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（笠井政明君） 日程第5 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、語句の訂正が生じたため関係条例の条文整理を図るものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、お手元の資料により概要を説明させていただきます。

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行され、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑である拘禁刑として単一化されることにより、関係する11条例の語句を改めるものでございます。なお、この条例は令和7年6月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第２号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第３号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（笠井政明君） 日程第６ 議案第３号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第３号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の条文の整備を図るものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第３号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、お手元の資料により概要を説明させていただきます。

す。

それでは、末尾に添付してございます議案第3号資料を御覧ください。

まず、①の条例の一部改正の理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、番号法の条項に条ずれが生じたため、関係条例を一部改正するものでございます。

対象となる条例は③の表により記載しております。東伊豆町税賦課徴収条例、東伊豆町個人番号の利用に関する条例、東伊豆町議会の個人情報保護に関する条例の3条例となります。

改正内容は、同表に記載したとおりでございます。

施行日は、令和7年4月1日からとなります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号 東伊豆町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（笠井政明君） 日程第7 議案第4号 東伊豆町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第4号 東伊豆町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について提案理由を申し上げます。

町内の中小企業及び小規模企業の振興を明確に宣言することにより、町、関係団体、町民が相互に理解し、連携して活性化を目指すことを目的とした本条例を制定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては観光産業課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

（観光産業課長 梅原 巧君登壇）

○観光産業課長（梅原 巧君） ただいま提案されました議案第4号 東伊豆町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料の4ページ目、最後のページを御覧ください。

この条例の目的は、中小事業者、小規模企業者（以下、中小企業者等といたします）の振興について、基本理念及び基本方針を定め、本町経済の持続的発展及び雇用の創出を図り、豊かで活力ある地域社会の実現と町民生活の向上に寄与することを目的としています。

次に、基本理念として、中小企業者等が地域経済の重要な担い手であることを認識し、これら企業の健全な成長を支援すること。また、地域の特性を生かした産業振興を目指し持続可能な経済発展を促進することとしております。

基本方針といたしまして、第1号 産官金の連携により、事業承継の促進。2号 経営の革新の促進及び経営基盤の強化。3号 創業の促進及び事業の承継の円滑化並びにこれらの連携。4号 事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに勤労者の福利厚生増進。5号 事業活動に必要な資金の供給の円滑化。6号 販路拡大及び地域資源を活用した製品やサービスの開発の促進・盛業化。7号 受注機会の増大。8号 中小企業者等支援機関の組織及び支援機能の強化。

続きまして、災害発生時における支援といたしましては、中小企業者等が速やかに事業を

継続することができるよう関係機関と連携し、必要な措置を講じることとしております。

さらに、意見の聴取といたしまして、中小企業者等の振興のため、必要なときは関係団体で構成する会議やその他の方法により意見の聴取をすることとしております。

この条例は、全国の市町村の多数が制定しておりますが、東伊豆町独自の条文として、第4条 町の責務にて、社会情勢や景気動向に鑑み、必要に応じ中小企業者等を支援するための要綱を別途定めることができることとしております。これは町内の中小企業者が困っている事態に対し、臨機応変に対応していくという町の姿勢を示すため条文を整備するものです。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上、条例の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 内容は特になんですが、町の責務というのはここで分かるわけですが、中小企業者であったり、金融機関とまた町民に対しても役割という項目があるわけですが、これらについてはどういう形でその問題について徹底をされていくということになりますか。ここでつくって終わりですか。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 失礼いたしました。

こちらの条例につきましても、町民の方々の御協力を求める内容にはなっております。こちら、今のところ商工会だよりなどにも載せていただいて、町民の方にも協力を求めるようなお知らせの仕方をするつもりではいるんですけれども、周知が足りていないという形に今後なる可能性もありますので、ただ広報「ひがしいず」のほうにお願いしてみたり、いろいろ今後の振興のやり方を考えていかなければなとは思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第4号 東伊豆町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてを採

決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、13時まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第8 議案第5号 東伊豆町住民参加型自家用有償旅客運送条例の制定について

○議長（笠井政明君） 日程第8 議案第5号 東伊豆町住民参加型自家用有償旅客運送条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） 議案第5号 東伊豆町住民参加型自家用有償旅客運送条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の制定では町が進めている住民参加型移動サービスについて、有償で運賃を受ける根拠を明確にするため条例を整備するものです。

詳細につきましては企画調整課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

(企画調整課長 太田正浩君登壇)

○企画調整課長（太田正浩君） それでは、ただいま提案されました議案第5号 東伊豆町住民参加型自家用有償旅客運送条例の制定についてを御説明いたします。

今回の制定は、現在町が進めておりますノッカルひがしいず事業について、その運賃が諸収入、雑入として歳入しておりますが、有償で運賃を受ける根拠を明確にするため条例を整備するものであります。

それでは、条例について主な部分を説明させていただきます。

資料を1枚おめくりください。

東伊豆町住民参加型自家用有償旅客運送条例。

第1条は、目的として、当町における交通の利便性の確保及び住民の福祉の向上を図ることを目的としております。

第2条は、定義として、住民参加型移動サービスについて定義をしております。

第3条は、運行区間等として、運行区域、エリア、運行回数、運行日について規則で定める旨を規定しております。

第6条は、利用料について別表で定める旨を定めております。

第9条は、業務の全部又は一部を委託することができる旨を定めております。

また、第6条関係の別表として、本事業の区分と利用料の額を定めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 条例の関係ですけれども、骨格的な条例になっていると思うんですけれども、現在運行しているやり方だと停留所があつてとか、時間ごとに運行の予定時間を決めたりとかというふうになっていると思うんですけれども、条例の骨格でないそういう問題については、いろいろ運行上は弾力的に運用できるというふうに考えていいのかどうかというのが1点。

それと2点目なんですけれども、今やっぱり委託経費等もかかっている部分があると思うんで、9条で業務の全部又は一部を委託することができるという部分でいうと、これは運行管理者か何かの資格等の問題が絡むだけなんではないでしょうか。これは町でも対応できるということにはなるわけですね。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） まず、弾力的な運用につきましては、この後規則で定められておまして、規則につきましては、エリアを現在、奈良本エリア、片瀬・白田エリア、稲取エリアとするといった形で現在の運行状況に沿った形で定められておまして、これもまた変える場合には規則のほうを変えさせていただくような形で弾力的な運用をしていきたいと思っております。

9条につきましてはの委託につきましては、今、運行管理の委託ということもありましたが、それ以外にもシステムの大本であります博報堂さんのほうに委託している委託などもあります。運行管理につきましては町でも行うことはできますが、今のところは個別に委託をしているような状況であります。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑はありませんか。

10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） では、質問させていただきますが、利用者についての損害賠償のお話が第8条にありますけれども、肝腎なドライバーの方の規定が何もどこにも書いていないということがあります。保険の利用ですとか、自分の車を使って運転することの規定だとか保険の利用ですとか、町がどれぐらい不測の事態には賠償するのかとか、そういったドライバーの方の補償についての規定がないのはなぜなのでしょう。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） ドライバーにつきましては、現在、保険をまずドライバーの保険を使っただきまして、そこで賄えない部分を町の保険で使っております。そのあたりは、また規則ですとか募集のところの説明をしているところであります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） 非常に大切なところなんで、そういうことも条文の中にはないとおかしいのではないかなと思うんですけれども、当局の判断というのはそういう形で、規則に載せればよいという形でよろしいんですね。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 今、そのような認識であります。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほか質疑はありませんか。

2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） すみません。いろいろなところで何度も同じ話しているかもしれないんですけども、提案理由の中で利用料徴収しているということなんですけれども、昨年の2月から本格稼働に、試験的な運用から本格稼働へ変えてもう1年もたっているんですけども、今現在でも利用料徴収しているんですけども、これらについてなぜ今になって本格運用するときに条例を制定しなかったのはなぜかというのと、今も徴収しているこの段階で、条例制定前は自治法上問題はないのかどうか、その辺の意見をちょっと聞きたいです。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 今現在、雑入として受け入れておりまして、これが最初から手数料ということであれば、当然条例が必要であったのでありますが、当初雑入で受けていたので、そこで条例は必要ないという判断でございました。ただ、そのあたりを顧問弁護士さんと相談した結果、やはり雑入であっても特定の利用者から特定のサービスを受けている方への料金ということで、こういった法的根拠は必要だろうといった御指摘をいただきまして、現在提案させていただいた形であります。

これまでにつきましては、そのあたりも弁護士の先生と相談させていただいておりまして、今までが決して無効であるということではないということとで相談は受けております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） たしか、おとしの9月の補正あたりで当初予算の実証実験を本格的に変えますよという話で、暮れからドライバー集めたりいろいろしながら2月の運用だったと思うんですけども、決して時間はなかったことはないと思うんですけども、その辺当初の見込みが甘かったのか、その顧問弁護士が言わなきゃ、じゃ条例しないのって逆に言うよね。その辺はやっぱり、自治体職員としてちょっと首をかしげるような話なんですけれども、その辺の御認識はどうなんでしょうか。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） これにつきましては、もっと早ければということではなくて、その認識の解釈のちょっと違いがありまして、ただ弁護士の先生からそういった指摘があったということであれば、直すべきだったというところで少し反省すべきところではありますが、雑入だったということで私たちが必要ないと判断してございましたので、そこで今までは条例

制定しておりませんでした。

以上です。

○議長（笠井政明君） 鈴木議員、もう一回だけ大丈夫ですか。

2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） 分かりました。じゃ、これを制定して、今午前中にも町長答弁のあった町内に広げていくかせじゃないですけども、実証じゃなくて本格的運用を広げていくという形のためにも、この時期に今の時期に条例を制定したいということによろしいですね。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） はい。しっかり根拠を定めた上で、今後も広めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） 今私は、この条例案については、反対の立場で討論させていただきます。

まず、質疑もさせていただきましたけれども、ドライバーの方の車、自家用車の使用についての保険の適用等の非常に大切な部分について、私はこの条文の中に載せるべきだというふうに考えます。

規則等で定めるという話でしたけれども、しっかりとした形で条例に載せるべきだというふうに思いますし、また運行範囲につきまして、今の話ですと、北川・大川地区は運行しない、あるいは別荘地内も運行しないというふうな形と認識しました。町長もこの始める際に、令和6年度内にそれなりの整備をするという話があったわけですが、それがなかなか進まないという状況の中であって、ドライバーの確保が難しい、で、役場の職員がほとんどそこに関係してくるという形になって、役場の職員が町内でその車を運行するに際して、私は憲法の理念に反しているというふうに思います。

つまり、憲法第15条、すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないという条文がございます。町の公務員であるということを考えますと、町内の全域でそこが運

行しているということがあるということであれば、私は理解はできるんですが、一部の地域に運行しないということがはっきり分かっている中であって、そこに公務員に運転をさせるということについて、どうもそのところが納得できないということでございます。

その2点、ノッカルの事業自体に私はあえてそういった形で、真っ向から反対するという事じゃないんですが、この条文については今述べた分について、反対を申し上げるという立場でございます。

○議長（笠井政明君） ほかに討論ありませんか。

6番、稲葉議員。

○6番（稲葉義仁君） 私は賛成の立場から討論をさせていただこうと思います。

当局からの説明を受けてこちらの条例を見る限り、目的については、弁護士先生から御指摘をいただいた運賃、使用料の取る根拠を明確化するために今回は条例として仕立てたというふうに向いました。

須佐議員からありました運転手、それから車の問題であったり、エリアの話、この辺を中途半端にこの条例の中に入れるのであれば、逆にいうと本サービスを網羅した全てにおいてきっちり明確に打ち出していく必要が出てくるのかなとも感じております。

どこかの部分でそういったものをしっかりと規則なり規程なりで明示しておくというのは必要かとは思いますが、今この段階で、今出てきたこの条例制定の目的を考えた場合は、この内容でよろしいのではないかと考えております。

あと、エリアの部分で憲法云々という話がありましたが、何をもって全てに対してのという部分がどうしても出てくると思うんですね。例えば、東海バスも道が狭いところには行かないですし、今回は特にサービスの内容、それから運転してくれる方の規模、こういった部分でエリアを区切って区切ってスタートしていると理解をしておりますので、これをいきなり全域に広げろというのはちょっと難しいのではないかなとも感じております。

以上の理由から、今回はこの条例に賛成をさせていただきます。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時16分

○議長（笠井政明君） 町長、御発言をどうぞ。

○町長（岩井茂樹君） すみません、いろいろな御意見ありがとうございます。

今、運行エリアについて、北川については運行しないというお話がありまして、確かに今の現時点では運行は具体的には、これから順次広げていく話で、あまりこういう公の場でちょっと誤解を招くような発言はいかかなものかなと思いました。基本的には将来的には東伊豆全体になるべくこの制度を行き渡らせたいという思いでおりますので、御理解いただければと思います。

再開 午後 1 時 1 7 分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

ほかに討論ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第 5 号 東伊豆町住民参加型自家用有償旅客運送条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

須佐議員、すみません、マイクをオフに。

◎日程第 9 議案第 6 号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第 9 議案第 6 号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第 6 号 東伊豆町特別職の職員で常勤の

者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

職員の人事院勧告による期末勤勉手当支給率の引上げに準拠し、常勤特別職の期末手当支給率を年間4.6月分に引き上げる内容でございます。

詳細につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） それでは、ただいま提案されました議案第6号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の議案第6号資料により概要を説明させていただきます。

令和6年度人事院勧告に伴い、職員期末勤勉手当支給率0.1月分引き上げ、年間4.6月分とする改正に準拠し、町長、副町長及び教育長の期末手当支給率を0.1月分引き上げ、職員の年間支給分に合わせる内容でございます。

第1条において、一般職の改正後の支給率に合わせ、令和6年12月期の期末手当を0.1月分引き上げ、2.25月分を2.35月分とする内容です。これにより、6月支給済の2.25月分と合わせ年間支給率を4.6月とします。

以上、第1条の改正につきましては公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用します。

次に、第2条において、期末手当の平準化を行います。第1条で改正しました支給率4.6月を平準化し、6月、12月ともに2.3月ずつとする改正でございます。

第2条は、令和7年4月1日から施行します。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第6号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第10 議案第7号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第7号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

主な改正内容につきましては、人事院勧告により民間の支給割合との均衡を図り、令和6年度給料表水準及び職員の期末勤勉手当の引上げ、また令和7年度以降の職員の扶養手当、地域手当、通勤手当などの改正となっております。

詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第7号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の議案第7号資料により概要を説明させていただきます。

令和6年8月8日に国家公務員給与に対する人事院勧告がなされ、12月17日に国家公務員の給与法改正が成立したため、それに準じ当町の給与条例を改正するものです。

まず、第1条ですが、①の職員の期末勤勉手当について、人事院勧告で示された期末勤勉手当の支給率を民間の支給状況である年間4.6月に見合うよう、期末手当は現行1.225月を1.275月に、勤勉手当は現行1.025月を1.075月にそれぞれ0.05月ずつ引き上げる内容です。

これにより、期末勤勉手当の年間支給率を4.6月といたします。

次に、②の行政職給料表第1表及び第2表を改正いたします。

民間給与との格差を解消するため令和6年度における給料表の水準を引き上げる内容となります。この改正により、主に初任給をはじめ若年層を大幅に引き上げ、そこから改定率を逡減させる形となります。例といたしまして、大卒初任給は、月2万3,800円、高卒初任給は、月2万1,400円、それぞれ月額で引き上げる内容となっております。また、行政職給料表第2表におきましても、同程度の改正となっており、職員全体で約2.45%の引上げとなります。

以上を第1条とし、令和6年4月1日より遡及適用いたします。

次に、第2条ですが、③といたしまして扶養手当の見直しを行います。現行の配偶者6,500円、子1人当たり1万円のところ、配偶者3,000円、子1人当たり1万1,500円に見直します。

次に、④の地域手当の支給についてですが、従来、東伊豆町で勤務している職員は、地域手当の対象外でしたが、令和7年度から静岡県内に地域手当が支給されることとなるため、今回改正を行います。

次に、⑤の通勤手当の見直しですが、現在、通勤手当の上限額が月5万5,000円、これは在来線の運賃相当額となります。こちらと新幹線等の特別料金の2分の1相当額、上限2万円の合わせて7万5,000円だったものを、1か月当たりの上限を新幹線等の特別料金の額を含め15万円に引き上げます。

次に、⑥の管理職員特別勤務手当の支給時間の拡大ですが、平日深夜に緊急時などの理由により出勤した場合の支給対象時間を従来の午前0時から5時までから、午後10時から午前5時までに改めるものです。

次に、最後に⑦として、先ほど年間4.6月とした期末勤勉手当支給率を平準化し、6月、12月ともに2.3月とする内容です。なお、第2条については、令和7年4月1日より施行いたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第7号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第11 議案第8号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第8号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

主な改正内容につきましては、人事院勧告において職員に支給されることとなった地域手当について、会計年度任用職員にも支給可能とするための条例改正です。

詳細につきましては総務課長より説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第8号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、概要を説明させていただきます。

令和6年12月17日の国家公務員給与法改正成立に伴い、当町会計年度任用職員の給与関係

条例を改正し、地域手当を支給可能とするものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。

初めに第3条についてですが、フルタイム会計年度任用職員に対する給与の内容に、地域手当を加えるものです。

次に、第7条の2として、フルタイム会計年度任用職員に支払う地域手当は、職員の給与条例に準じて支払う内容を新たに加えます。

最後に、第18条第4項において、パートタイム会計年度任用職員に対し、従来の月額報酬に地域手当相当率を乗じた金額を基準月額報酬として支給する内容となります。

なお、この条例は令和7年4月1日より施行いたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第8号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第12 議案第9号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第9号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例の改正につきましては、本部班長が廃止されたことによる別表第1の第14条第1項関係、消防団員の処遇改善のため、別表第2の第14条第3項関係、訓練報酬の条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、防災課長より説明しますのでよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 防災課長。

(防災課長 鈴木尚和君登壇)

○防災課長（鈴木尚和君） ただいま提案されました議案第9号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の改正につきましては、本部班長が廃止されたことによる別表第1の第14条第1項関係、団長報酬から団員報酬の金額の表示及び本部班長を削除し、新旧対照表のとおり変更するものです。

また、消防団員の処遇改善のため、別表第2中「訓練報酬1回2,000円」を「訓練報酬1回3,000円」、「4時間を超えて活動に従事した場合は、6,000円とする」に改めます。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第9号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 10 号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第13 議案第10号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第10号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例の改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、防災課長より説明いたさせていただきますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 防災課長。

(防災課長 鈴木尚和君登壇)

○防災課長（鈴木尚和君） ただいま提案されました議案第10号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものです。

改正の内容についてですが、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害

補償等共済基金等が、市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに「35年以上」区分を追加したことに伴い、東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の退職報償金支給額表の勤務年数区分に新たに「35年以上」区分を追加いたしました。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第10号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号 東伊豆町観光施設整備基金条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第14 議案第11号 東伊豆町観光施設整備基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第11号 東伊豆町観光施設整備基金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例が令和6年8月7日に公布され、本年3月1日から施行されたことにより、入湯税の税率が1人1日150円から300円に見直されました。増額分については観光財源として活用することが決定しており、基金に積み立て、観光施設整備に限らず、観光の振興のための財源として処分できるよう、条文の整備を図るものです。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第11号 東伊豆町観光施設整備基金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

お手元の新旧対照表にてご説明いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

まず、題名を「東伊豆町観光施設整備基金条例」から「東伊豆町観光振興基金条例」に改め、第1条中「観光施設の整備充実」を「観光の振興」に、「東伊豆町観光施設整備基金」を「東伊豆町観光振興基金」に改めます。

次に、附則に見出しを付すとともに、第2項として次の1項を加えます。「積立期間の特例」第2項「令和7年度から令和16年度までの間に限り、基金として積み立てる額は、第2条の規定にかかわらず、入湯税の2分の1を下回らない範囲において予算に定める額とする」、なお、この条例は令和7年4月1日より施行いたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） すみません、一般質問でも入湯税の関係やらせていただいたですけれども、基本的なちょっと考え方を教えていただきたいなと思います。

値上げ分150円分については基金に積み立てるということで新聞報道も、町長のとか、予算でもそういうふうな予算措置されていますけれども、今までの既存の部分も観光関係にも使われていたと思うんですけれども、その辺の使途の関係については何か区分けをして使っていくのかどうか、そこをちょっと教えてください。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） 既存の150円部分につきましては、入湯税の財源としましては、環境と消防と観光関係ということで予算措置をしております。そのうちの2分の1は観光に今使っております。ただ、今回増額された増額分につきましては、観光の振興のための財源として使うということがこれまでの会議の中でも決定し、関係者等もそういった認識の中で税のほうを150円増やすということは決定しております。そういったことで、その分については基金のほうに積み立てまして、観光財源として活用できるような対応が図れるように改正するものです。

また、基金の内容につきましても、これまでは観光施設の整備に限ったものでしたが、観光の振興、ソフト面も含めまして全て対応できるように基金のほうを改める内容となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） もう一度確認ですけれども、値上げ分については観光振興に使うために基金に積み立てると、今までの既存の部分については、観光ですとか、教育、それから環境整備ですとか、消防、こういうものに使われてきたんですけれども、既存の150円分については今度は観光に対する使途というのは一切ないということですか、それとも、その中でもやっぱり観光振興ですとか観光整備等にその既存の部分も使われるという認識でいいんですか。ちょっとその辺のことを教えてください。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） 既存の部分につきましては、これまでと同様、予算の配分につきましては、その内容によって配分は変わってくることは考えられますけれども、あくまでも増額した部分については観光振興の財源として措置をするということになりますので、確実に観光財源が確保できるような基金への積立てということになっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第11号 東伊豆町観光施設整備基金条例の一部を改正する条例についてを採

決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 12 号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第15 議案第12号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第12号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

水道法施行令の一部改正に伴い、条文の整備を図るため議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しが行われることに伴い、条文の整備が必要になったため改正する内容であります。

併せて、そのほか所用の改正を行います。

詳細につきましては、水道課長補佐より説明いたさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長補佐。

(水道課長補佐兼業務係長 土屋秀明君登壇)

○水道課長補佐兼業務係長（土屋秀明君） ただいま提案されました議案第12号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、最後に添付しております資料をご覧ください。

この条例改正は、生活環境等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の

公布に伴い、令和6年3月29日に水道法施行令の改正等を内容とする整備法の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことにより、令和7年4月1日から布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されるため本条例においても同様に改正するものです。

併せて条例の整備を行います。

今回の改正内容としましては、布設工事監督者の資格要件について、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程の追加や実務経験年数の見直し、水道技術管理者の資格要件の区分の新設及び実務経験年数の見直しを行うものです。

また、行方不明や相続人不明などの理由により水道の中止手続が行えない事例が発生していることから、職権で水道の中止が行えるよう条文を追加します。

あわせてその他、所要の改正を行います。

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件につきましては、資料裏面の表のとおりとなっております。

次に、附則についてですが、この条例は、令和7年4月1日から施行といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第12号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 13 号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第16 議案第13号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第13号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院勧告に伴い、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、先ほどの議案第7号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部改正と同じく、公営企業についても同様に改正する内容であります。

詳細につきましては、水道課長補佐より説明いたさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長補佐。

（水道課長補佐兼業務係長 土屋秀明君登壇）

○水道課長補佐兼業務係長（土屋秀明君） ただいま提案されました議案第13号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明させていただきます。

今回の条例改正は、人事院勧告に伴い、条文の整備が必要となったため改正する内容です。恐れ入りますが、3枚目の新旧対照表をご覧ください。

第2条第3項中、「住居手当」の次に「地域手当」を加えます。

次に、第6条の3の次に、次の1条、「地域手当」、「第6条の4 地域手当は、職員に対して支給することができる。」を加えます。

恐れ入りますが、新旧対照表裏面をご覧ください。

次に、第12条の2、第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮し

て給与規定で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して給与規定で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削ります。

次に、第19条の2中「住居手当」を削ります。

次に、附則についてですが、この条例は、令和7年4月1日から施行といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第13号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号 東伊豆町風力発電事業特別会計条例を廃止する条例 について

○議長（笠井政明君） 日程第17 議案第14号 東伊豆町風力発電事業特別会計条例を廃止する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 議案第14号 東伊豆町風力発電事業特別会計条例を廃止する条例につ

いて提案理由を申し上げます。

平成15年12月から運転を開始しました町営風力発電所について、特別会計で運営をしてまいりましたが、風車撤去に伴い、このたび東伊豆町風力発電事業特別会計を廃止するものがあります。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたしますのでよろしくご審議お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

（企画調整課長 太田正浩君登壇）

○企画調整課長（太田正浩君） それでは、ただいま提案されました議案第14号 東伊豆町風力発電事業特別会計条例を廃止する条例についてご説明いたします。

今回の制定は、平成15年12月から運転を開始しました町営風力発電所を今年度廃止したことに伴い、平成14年東伊豆町条例第14号東伊豆町風力発電事業特別会計条例を廃止するものであります。

附則といたしましては、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第14号 東伊豆町風力発電事業特別会計条例を廃止する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 8 議案第 1 5 号 東伊豆町風力発電事業基金条例を廃止する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第18 議案第15号 東伊豆町風力発電事業基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 議案第15号 東伊豆町風力発電事業基金条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

町営風力発電事業及び東伊豆町風力発電事業特別会計の廃止に伴い、東伊豆町風力発電事業基金を廃止するものであります。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたしますのでよろしくご審議お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

（企画調整課長 太田正浩君登壇）

○企画調整課長（太田正浩君） それでは、ただいま提案されました議案第15号 東伊豆町風力発電事業基金条例を廃止する条例についてご説明いたします。

今回の条例は、平成15年12月から運営を開始しました町営風力発電所を今年度廃止したことに伴い、平成15年東伊豆町条例第37号 東伊豆町風力発電事業基金条例を廃止するものであります。

また、現在の基金残高はゼロ円となっております。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第15号 東伊豆町風力発電事業基金条例を廃止する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号 静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約
について

○議長（笠井政明君） 日程第19 議案第16号 静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第16号 静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について提案理由を申し上げます。

今回の変更は、本組合を構成する1組合の名称変更に伴い、同組合理約を変更するものがあります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第16号 静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約につきましてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、本組合を構成する「西豆衛生プラント組合」の名称を「西豆広域行政組合」に変更することに伴い、同組合の規約を変更するものであります。

なお、施行期日は令和7年4月1日からとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第16号 静岡縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、14時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎日程第20 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町いきいきセンター）

○議長（笠井政明君） 日程第20 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町いきいきセンター）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町いきいきセンター）の提案理由を申し上げます。

東伊豆町いきいきセンターの指定管理者に東伊豆町シルバー人材センターを指定するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明いたさせますのでよろしくご審議お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

(住民福祉課長 鈴木貞雄君登壇)

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町いきいきセンター）について概要を説明させていただきます。

現在、いきいきセンターにつきましては、東伊豆町シルバー人材センターを指定管理者として協定を締結しておりますが、令和7年3月31日で指定期間満了となるため、東伊豆町いきいきセンターの設置及び管理に関する条例（平成13年東伊豆町条例第25号）第10条第1項の規定により、東伊豆町いきいきセンターの指定管理者を次のとおり指定するものであります。

施設の名称、東伊豆町いきいきセンター。

指定管理者所在地、東伊豆町稲取410番地の1。

名称、東伊豆町シルバー人材センター。

指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） この指定管理者の指定については、公募なり、随契なりとか、また指定管理者選定委員会等あると思うんですけども、この辺ではどういう取扱いがなされましたか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいま山田議員のご質問ですが、庁内で行いますその指定管理者の選定委員会、こちらで審議をしていただきまして、これまでの実績等もありますの

で、引き続きということでシルバー人材センターのほうを指定させていただく流れとなっております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうすると、指定管理者のこの全期間の間の管理実績等を評価した上で、指定管理者選定委員会で、言えば随契でそのまま契約継続をしていいということの判断があったというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） 山田議員のおっしゃるとおりで、一応そのような見解でこの場に及んでおります。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ございませんか。

6番、稲葉議員。

○6番（稲葉義仁君） すみません、1点だけ。

前回に引き続き契約の更新というか、再指定ということだと思いますけれども、指定管理料なんかについてはこれまでのものと何か変化があるのでしょうか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） これは新年度はまだ予算審議がこれからにはなりますけれども、一応予定といたしましては、これまで同様の金額ということで予定をさせていただいております。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町いきいきセンター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町奈良本けやき公園）

○議長（笠井政明君） 日程第21 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町奈良本けやき公園）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町奈良本けやき公園）の提案理由を申し上げます。

東伊豆町奈良本けやき公園の指定管理者に合同会社R o o t i l i z eを指定に当たり議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設整備課長より説明いたさせますのでよろしくご審議お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

(建設整備課長 村上則将君登壇)

○建設整備課長（村上則将君） ただいま提案されました議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町奈良本けやき公園）について説明をさせていただきます。

東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理等に関する条例第16条第1項の規定により、東伊豆町奈良本けやき公園の指定管理者を次のとおり指定するものです。

施設の名称、東伊豆町奈良本けやき公園。

指定管理者の所在地、東伊豆町奈良本50番地の1。

名称、合同会社R o o t i l i z e。

指定の期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となっております。

合同会社R o o t i l i z eは、現地域おこし協力隊でけやき公園を管理している鈴木敦士さんが設立した法人になります。3月で鈴木さんの地域おこし協力隊としての3年の任期

が終了いたします。その実績や経験を生かし、指定管理者として指定し管理をお願いするものです。

参考資料といたしまして、法人の履歴事項全部証明書、指定管理業務の概要、事業計画、けやき公園全体の平面図を添付させていただきました。

指定管理の区域につきましては、きぼうの館、陶芸窯、足湯、けやき広場、しだれ桜広場を含めたけやき公園全体でございます。

なお、指定管理料につきましては、一応これから予算の審議となりますが、440万円を予定しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） この選定についても指定管理者選考委員会等々ではどのような取扱いがなされたのかというのが、まず1点。

2点目に、きぼうの館自体で言えば、奈良本の女性の方々が一定の保健所の許可を取ったりしていろいろ物品を作成して販売するとかということを取り組んでいらっしゃいましたけれども、その辺の方々との話はどうなったのかという問題と、あと、前この周辺の草刈り等については福祉会がやっていたようなところもあったかと思うんですけれども、この辺についてはどのような形で協議がなされたんですか。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 指定管理者選定委員会のほうの關係に、まず、なりますけれども、こちらにつきましては、今回、公募によらない選定という形で選定委員会のほうに担当課として上げさせていただきました。こちらにつきましては、鈴木敦士さん、地域おこし協力隊としましてこの遊休施設であったけやき公園の管理を行っていただき、もともと地域おこし協力隊としましては奈良本けやき公園活性化事業を担うということで、地域おこし協力隊として活動していただいておりますもので、そのような形で地元のゆかりの場とか交流スペース、こういうものを復活させていただいたというのは実績もありますもので、そのようなものを指定管理者として実績があるということで、適正ではあろうということで、担当課としましては公募によらない選定という形で審査をお願いいたしました。

また、地域おこし協力隊自体の目的というものはその地域おこし協力隊隊員のその後の定

住というものも含まれておりますもので、そういうものも支援していくということも含めて公募によらない選定という形でお願いをいたしました。そして、認められて、今日という形になっております。

これ、きぼうの館は調理室のことになろうかと思えますけれども、くらしの里奈良本さん、地域の方の調理室として保健所の許可を取って、今、活動を行っていただいているということが今現状ですが、こちらのくらしの里奈良本さんとはきぼうの館全体を含めたけやき公園全体の指定管理という形でお願いをしたいというのが、こちら側の意向ですので、くらしの里さんとは今も協議をさせていただいております、今後の活動の仕方やその点につきまして今も現状打合せをさせていただいているというのが今の状況です。

それから、つくし会のほうの関係ですけれども、こちらにつきましては、現時点でまだ決定はされていないんですが、鈴木さんとは引き続きつくし会のほうには委託業務を発注してほしいということで、今、協議はしているという状況です。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 奈良本の女性の方々も保健所の許可を取り、この間もマルシェや何かも含めていろんな形で地域のイベントに参加をしていらっしゃるわけで、そうするとこの地域おこし協力隊の人がこのまま残るために、そこから出ていってもらって、残ったほうの地域おこしの人たちが使いやすいようには使っていくのかもしれないけれども、何かある面では、今まで地域に合ったその婦人の方々の活躍の場というものがある面奪われていくような感じもするんですけれども、この辺はどうなんですか、それでいいんですか、あそこの使い方として。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） その経緯もよく理解をしているつもりでありますので、今、協議中であります。ただ、忘れてならないのは、あくまでもあの土地というのは町の町有財産というところの中でどうやって活動していただけるかというのはしっかり検討しなければいけないのかなと思っております。ただ、これまでのきぼうの館の皆さんの活動という実績、実際にいろんなところで拝見をしておりますので、その辺りは十分承知しておりますので、丁寧な協議というか、それを行わせていただいているということでございます。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 14番議員とかぶる形にはなると思うんだけど、前にその奈良本のご婦人の方と話し合いをもった席にも私も参加させていただきました。そのときに、やっぱり指定管理の関係については、たしか、もう鈴木さんがずっとそこを維持管理をして、その方がふさわしいということは私も分かりますし、建設整備課長言われたように、移住定住というそのところにつなげるということは、そういうことが望ましいだろうなというふうには思う。だけれども、透明性だとか公平さだとかをやっぱり担保する意味でも、やっぱり公募によるその形を取ってほしいというふうなことは、あのときの会議の中でも声としてから上がってきているわけですから、きっとそういうものを公募にしたってほかの人が手を挙げるということは多分なかったと思うんですよ。それで、形とすると、結果とするとこういう形になったんだろうけれども、その部分を公平さみたいなものをやっぱりつくってほしかったなというふうな思いがしますし、町長は、今も話し合いを続けていたり、これからも続けるということですので、ぜひその辺はやっぱり奈良本の女性の方の意にもしかしたら沿えない結果になるかも分からないけれども、しっかりと話し合いをつくしていただきたいなと思います。

ともかく一番は、せっかく地域の伝統文化だとか食みたいなのをやはりそういうものをあそこのきぼうの館で展開をしていくということが私は必要だと思っているんだけど、そこをやっぱり鈴木さんもうちょっとないがしろにした部分があるじゃないかなという、その声もやっぱり上がってきていますので、うまく協調してやっていただきたいなとその努力をしていただきたいと思いますけれども。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

きぼうの館の皆さんはもう私も何回もお会いをして、お話をされていて、実際に商品も買ったことがありますんで、とても伝統的なおいしい食を提供していただいているという認識がありますので、ご指摘のように、ちょっと副町長が中心となって協議のほうを、担当課長のみならず、そういう体制で今協議を行わせていただいているということでもあります。

公募についてなんですけれども、これなかなか難しい、難しいというか、東伊豆町としては東伊豆町の活性化のために今、地域おこし協力隊の方を積極的に採用をしています。地域おこしの方を採用するに当たり、もう何代かわたってきているんですけども、その中で学んだ教訓というのは、入るときだけいいことを言って入ってもらうだけではなくて、彼らが3年それを地域おこしを務めて卒業した後のことまでしっかり考えないと、何て言うんです

かね、人生をある意味かけて東伊豆町に来ていただいているということもあるので、その辺も役場としてしっかり出口戦略も一緒に考えていこうというスタンスにこの数年で変えました。

その中で、当該の指定管理者になるであろう方は、これまでもけやき公園でいろいろな活動をしかりとやってきて、その経緯も分かっている中で、ある意味地域おこしの手本となるように活躍をしていただきたいという思いの中で、今回は公募ではなくて、そのまま継続ということでありました。ただ、これは担当課に確認をしていただければと思うんですけども、聞くところによると、任期がある程度限られていて、次の任期のときは何か公募をかけるという話も聞いているので、その辺は担当課のほうで補足をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 任期といいますか、指定管理の期間ですけれども、ただいま町長からも話がありましたように、今回につきましては公募によらないという形で3年間という期間にさせていただきます。この3年間でどのような形になるか分かりませんが、力を蓄えていただきまして、この3年後につきましては、担当といたしましては、公募によって広く募集をかけたいと考えております。あくまでこの地域おこし協力隊として終了して、その応援ということで3年間という形で今考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 町長言われたことは全く否定じゃなくて同調で、そのとおりなんですけれども、ちょっと確認をしたいんですけども、前のシルバー人材センターは期間5年で、このきぼうの館を3年にした理由と、あと、やっぱり私たちが心配するのは、しっかりとこのけやき公園の維持管理ができるかという、その心配もひとつにはあるんですよ。そうしたのは担当部署とすると定期的に報告書を上げるだとか、あるいは1年間に一遍ぐらいは監査じゃないんですけども、現地へ赴いて、しっかりと管理がされているかどうか、その辺の確認というのはされる予定ですか。そこをちょっと教えてください。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 当然、指定管理ですので、年に1回は確実に報告書はいただくんですけども、管理していく上で草刈りとかいろいろ出てきますもので、ほかにもイベント等、また、ほたるまつり等もやっておりますので、そういう関係で、鈴木さんのほうになったとしましたら、当然のごとくそこで協議をしながら進めていくという形になりますの

で、建設課のほうとしましては完全に現地のほうは確認しながら、お互いで一緒にやっていきたいと考えております。

あと3年という理由ですけれども、通常、大体、指定管理を頼むときに5年とか7年とか長い時間にするんですが、先ほどお話ししましたように、次は公募によらないということを考えておりますもので、一応3年間という形の短い期間での形で今回は期間のほうは設定させていただいております。

以上です。

(「公募によらないじゃなくて、公募による」と呼ぶ者あり)

○議長(笠井政明君) 建設整備課長。

○建設整備課長(村上則将君) 申し訳ありません、公募によるということです。

○議長(笠井政明君) ほかに質疑ありませんか。

2番、鈴木議員。

○2番(鈴木伸和君) すいません、今のにちょっとかぶっちゃうかもしれないですけども、参考資料の中に事業計画がございまして、6番目に財務の健全性という形で記載がされています。これらの1ポツの2行目に収益基盤を強化するとあるんですが、それらの内容の確認というのは、現課としてはどういう形でチェックをされるように考えているのか、御答弁お願いします。

○議長(笠井政明君) 建設整備課長。

○建設整備課長(村上則将君) こちらのほう、財務の健全性ということで、収益基盤強化という形になります。カフェの運営というものになってくるかと思うんですが、こちらにつきましては、当然、毎年の報告書の中に上がってくるもの、それから、そちらのほうで毎年、経理のほうの関係につきましては収益基盤を確認するという形になろうかと思います。

○議長(笠井政明君) 2番、鈴木議員。

○2番(鈴木伸和君) そういう形で、先ほど管理のほうも、指定管理ですのでチェックされていくということで、それはそれでしっかりとした確認をお願いしたいと思うんですけども、これを指定管理をさせるがために、もう1月に合同会社をつくっていただいて、個人では指定管理できないので合同会社でやるという形ですけども、合同会社の場合ですと決算の報告義務とかいろいろない、一番緩い法人になりますので、ぜひその辺のお金のやり取り、カフェでの収入と町からの指定管理料が400幾らでしたかね、当初予算、そんなのがってくるので、その辺の内容をしっかりとチェックをしていく必要があるのかなというふうにも思

いますので、その辺チェックの仕方をお願いします。その内容はどのような形でやられていくつもりですか、お答えできますか。

法人のほうとの利益相反にならないように決算報告を作らなくてもいいんだけど、こういうふうにしましたよというのは相手にどうやって求めていくのかなというのが今の段階で分かっているものがあれば、お願いします。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 法人のほうの報告ということになりますと、ちょっとまだそこまで自分たちのほうも検討していないので、これから承諾を得られたら協定書を結んでということになりますので、またその時点で協議をさせていただいて、可能な限りで連絡というか、報告がいただければというような形で協議をさせていただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町奈良本けやき公園）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおりに決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）

○議長（笠井政明君） 日程第22、議案第19号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第19号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,007万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の予算の総額を69億1,893万3,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容ですが、町税の上振れ収入分の増額、地方交付税交付額の確定による増額、新たな国庫補助事業を行うための補助金収入の増額などを行っております。

次に、歳出の主な内容ですが、事業の終了または終了見込みを受けて不用額となる予算の減額をする一方、人事院勧告に基づく職員人件費の増額、よりみち135の整備事業費や災害用トイレの購入費を新規で計上しています。余剰となった財源については、財政調整基金、教育振興基金や環境設備等整備基金などへ積み立てるなどをして将来の財政出動に備えます。また、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正をそれぞれ行っております。

詳細につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第19号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）について概要を御説明いたします。

令和6年度東伊豆町の一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入最終予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,007万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,893万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費の補正。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費補正によります。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の追加は「第3表債務負担行為補正」によります。

地方債の補正。

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は「第4表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開きください。

2歳入について御説明いたします。

1款町税、1項1目固定資産税、補正前の額に1,830万3,000円を追加し、10億7,527万8,000円といたします。

2節、細節1滞納繰越分1,830万3,000円の増につきましては、固定資産税の滞納繰越分の収入が増額したため、実績に合わせて増額補正するものでございます。

5項1目入湯税、補正前の額に870万円を追加し、9,825万1,000円といたします。

1節、細節1現年課税分870万円の増は、入湯客数の現在までの実績と今後の見込み数を精査した結果、当初予算よりも人数が増えることが見込まれるため、それに合わせて収入を増額するものでございます。

14ページ、15ページを御覧願います。

6款1項1目法人事業税交付金、補正前の額に700万円を追加し、2,700万円といたします。

1節、細節1法人事業税交付金700万円の増は、県の推計に基づき増額するものでございます。

11款1項1目地方交付税、補正前の額に1億81万5,000円を追加し、16億9,699万2,000円といたします。

1節地方交付税、細節1普通交付税1億81万5,000円の増は、普通交付税の再算定に伴う追加交付分を増額したものでございます。

16ページ、17ページを御覧願います。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、補正前の額から640万8,000円を減額し、1,459万3,000円といたします。2節児童福祉費負担金、細節14広域受託児童小規模保育所運営費負担金381万3,000円の減につきましては、実績見込みによる減額でございます。

18ページ、19ページを御覧願います。

14款使用料及び手数料、2項手数料、3目衛生手数料、補正前の額から664万6,000円を減額し、2,115万2,000円といたします。1節清掃手数料、細節3廃棄物処理手数料、ごみ堆肥化事業分433万6,000円の減につきましては、当初予定していたごみ堆肥化事業の開始日が変更になったことに伴い、手数料の収入額を減額するものでございます。

20ページ、21ページを御覧願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目消防費国庫補助金、補正前の額に1,940万7,000円を追加し、2,298万8,000円といたします。2節新しい地方経済生活環境創生交付金、細節1

地域防災緊急整備型補助金1,940万7,000円の増につきましては、災害用トイレ購入事業に対する国からの補助金であります。

6目土木費国庫補助金、補正前の額から3,085万5,000円を減額し、4,584万5,000円といたします。1節道路橋梁費補助金、細節2道路局所管補助金3,085万5,000円の減につきましては、補助金の交付額確定に合わせて減額するものでございます。

7目総務費国庫補助金、補正前の額に3,187万8,000円を追加し、2億7,185万4,000円といたします。1節総務費補助金、細節7物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,984万6,000円の減は、交付金給付事業の歳出予算の減額に合わせて国からの補助金を減額するものでございます。

細節8共創・MaaS実証プロジェクト補助金880万8,000円の減は、町が当該補助金を受けて実施する予定であった事業が国の不採択となったため、補助金を皆減するものでございます。

細節9新しい地方経済生活環境創生交付金1億1,043万2,000円の増は、よりみち135の改修事業に対する国からの補助金であります。

24ページ、25ページを御覧願います。

18款1項寄附金、1目ふるさと納税寄附金、補正前の額に2,000万円を追加し、5億3,000万円といたします。1節、細節1ふるさと納税寄附金2,000万円の増は、これまでの寄附実績額と今後の見込額から推計し増額措置するものでございます。

3目企業版ふるさと納税寄附金、補正前の額に300万円を追加し、610万円といたします。1節、細節1企業版ふるさと納税寄附金300万円の増は、3社の企業からそれぞれ100万円ずつの御寄附があったため、実績に基づき増額措置するものでございます。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目ふるさと納税基金繰入金、補正前の額から4,630万8,000円を減額し、2億1,572万2,000円といたします。1節、細節1ふるさと納税基金繰入金4,630万8,000円の減につきましては、ふるさと納税を充当している事業の事業予算の減額に合わせてふるさと納税基金の取崩額を減額するものでございます。

3目財政調整基金繰入金、補正前の額から3,391万2,000円を減額し、1億5,765万4,000円といたします。1節、細節1財政調整基金繰入金3,391万2,000円の減につきましては、今回の補正予算に係る財源余剰額を財政調整基金に組み戻すための予算措置を行います。

26ページ、27ページを御覧願います。

21款諸収入、4項2目雑入、補正前の額から1,828万5,000円を減額し、8,892万3,000円と

いたします。9節雑入、細節33新型コロナワクチン接種助成金1,245万円の減は、接種者数が当初の想定よりも減る見込みのため、見込みの人数に合わせて減額するものでございます。

28ページ、29ページを御覧願います。

22款1項町債、2目土木債、補正前の額から6,960万円を減額し、9,750万円といたします。1節土木債、細節1社会資本整備総合交付金事業660万円の減につきましては、道路整備事業費の確定に伴う地方債借入額の調整でございます。

細節2道路局所管補助金事業7,350万円の減につきましては、橋梁保守工事費の確定及び国の補助金の確定に伴う地方債借入額の調整でございます。

細節3稲取片瀬線改良事業1,080万円の増につきましては、地方債のメニューを変更し、事業費に対する充当率が上がったため、借入額を増額措置するものでございます。

5目消防債、補正前の額に1,940万円を追加し1,940万円といたします。1節消防債、細節1災害用トイレ整備事業1,940万円の増につきましては、今回の歳出で計上した災害用トイレ整備事業に充当する地方債の計上であります。

6目総務債、補正前の額に1億140万円を追加し、1億140万円といたします。1節総務債、細節1よりみち135改修事業1億140万円の増につきましては、今回の歳出で計上したよりみち135の改修事業に充当する地方債の計上であります。

30ページ、31ページを御覧願います。

次に、3歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に3,163万円を追加し、7億9,260万7,000円といたします。事業コード11職員共済事業、3節職員手当、細節16退職手当組合特別負担金799万4,000円の増につきましては、早期退職者に支払う退職金に対応するため、町が退職手当組合に支払う特別負担金の増額でございます。

32ページ、33ページを御覧願います。

事業コード15ふるさと納税寄附推進事業、7節報償費、細節1ふるさと納税寄附謝礼900万円の増につきましては、寄附金収入が増える見込みに伴う返戻品費用の増額措置であります。

11節役務費、細節3ポータルサイトシステム等利用料1,109万5,000円の増は、寄附金収入の増額見込みに伴うポータルサイトへ支払う手数料の増額措置であります。

34ページ、35ページを御覧願います。

9目企画費、補正前の額に1億9,068万5,000円を追加し、2億9,956万5,000円といたしま

す。

36ページ、37ページを御覧願います。

事業コード6 政策推進事業、12節委託料、細節6 よりみち135旧稲取幼稚園改修工事管理委託料346万5,000円の増及び17節備品購入費、細節1 よりみち135旧稲取幼稚園備品3,000万円の増につきましては、よりみち135全世代型交流施設へ改修するための事業費であります。

17目財政調整基金繰入金、補正前の額に2,724万円を追加し、2億6,739万1,000円といたします。

事業コード1 財政調整基金管理事業、24節積立金、細節1 基金積立金2,724万円の増につきましては、普通交付税の再算定増額分の一部で、次年度以降の地方債の償還費に充てるべき金額2,724万円を財政調整基金に積み立てるものであります。なお、補正後の基金残高は17億8,671万円となります。

18目環境施設等整備基金費、補正前の額に1,000万円を追加し、1,000万円といたします。

事業コード1 環境施設等整備基金管理事業、38ページ、39ページを御覧願います。24節積立金、細節1 基金積立金1,000万円の増につきましては、将来のインフラ整備等に充てる財源として環境施設等整備基金に積み立てるものでございます。なお、補正後の基金残高は6,700万円となります。

2項徴税費、3目物価高騰対策事業費徴税費、補正前の額から388万6,000円を減額し、8,218万4,000円といたします。

事業コード1 定額減税補足給付金給付事業調整給付金、18節負担金、補助及び交付金、細節1 定額減税補足給付金調整給付金358万円の減につきましては、給付金の支給額確定に伴う予算不用額を減額措置するものでございます。

続きまして、42ページ、43ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、補正前の額から1,984万8,000円を減額し、4億1,333万5,000円といたします。

44ページ、45ページを御覧願います。

事業コード4 自立支援医療事業、19節扶助費、細節1 身体障害者更生医療費1,880万8,000円の減につきましては、給付費の支払い見込額に合わせて歳出予算を減額するものでございます。

3目老人福祉費、補正前の額から721万円を減額し、3億545万8,000円といたします。事業コード3 敬老会実施事業、7節報償費、細節1 長寿者敬老祝い金420万2,000円の減は、75

歳以上3,912人に対する祝い金の支給を見直したこと及び88歳と100歳に支給した人数の確定による不用額の減額措置であります。

46ページ、47ページを御覧願います。

8目介護保険費、補正前の額から794万3,000円を減額し、2億1,152万1,000円といたします。事業コード1介護保険特別会計支援事業、27節積立金、細節1介護保険特別改会計出金794万3,000円の減につきましては、介護会計で行われている事業の見込額を精査した結果に基づき、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

9目物価高騰対策事業費（民生費）、補正前の額から5,596万円を減額し、2,441万1,000円といたします。事業コード1電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業追加給付分、18節負担金、補助及び交付金、細節1電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金追加給付分385万円の減につきましては、支給額の確定に伴う予算不用額の減額でございます。

事業コード2物価高騰対策給付金給付事業非課税化給付分、18節負担金、補助及び交付金、細節1物価高騰対策給付金非課税化給付分3,070万円の減につきましても、支給額の確定に伴う予算不用額の減額でございます。

48ページ、49ページを御覧願います。

事業コード3物価高騰対策給付金給付事業均等割のみ課税化給付分、18節負担金、補助及び交付金、細節1物価高騰対策給付金均等割のみ課税化給付分1,836万円の減につきましても、支給額の確定に伴う予算不用額の減額でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正前の額から1,928万円を減額し、2億3,443万2,000円といたします。事業コード2地域型保育事業、12節委託料、細節1保育ママ委託料941万円の減及び細節2小規模保育入所委託料641万円の減につきましては、保育ママの人数の減少と利用者の実績見込み数が当初見込み人数より減少したため減額するものでございます。

事業コード7こども医療費助成事業、19節扶助費、細節1こども医療費扶助費316万3,000円の減につきましては、医療費助成の実績見込額が現計予算で見込んでいた額よりも減るため、実績見込額に合わせて減額するものでございます。

50ページ、51ページを御覧願います。

2目児童措置費、補正前の額から449万円を減額し、9,122万8,000円といたします。事業コード1児童手当給付事務事業、19節扶助費、細節1児童手当449万円の減につきましては、

3歳以上第3子に区分される児童数が予想よりも少なかったため、その分の児童手当を減額するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正前の額から2,144万3,000円を減額し、5,079万9,000円といたします。

事業コード2成人予防接種事業、52ページ、53ページを御覧願います。12節委託料、細節3新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,770万円の減につきましては、65歳以上に対するワクチン接種の実績が当初見込んだ人数よりも少ないため、実績及び今後見込まれる人数に合わせて委託料を減額するものでございます。

54ページ、55ページを御覧願います。

2項清掃費、2目塵芥処理費、補正前の額から2,290万4,000円を減額し、4億1,834万1,000円といたします。

事業コード1ごみ処理対策事業、12節委託料、細節6ごみ堆肥化業務委託料保守・メンテ代等2,075万1,000円の減につきましては、これまでのメンテナンス費用と今後実施する予定の堆肥化業務委託料を精査し、当初予算と比較した結果、不用額を減額措置するものです。

続きまして、58ページ、59ページをお開きください。

6款1項商工費、2目商工振興費、補正前の額から572万7,000円を減額し、5,886万5,000円といたします。

事業コード1商工振興事業、18節負担金補助及び交付金、細節6宿泊業の経営力基盤強化事業事業費補助金572万7,000円の減につきましては、支給した補助金の額の確定に伴い予算上の不用額を減額措置するものでございます。

60ページ、61ページを御覧願います。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、補正前の額から1億121万8,000円を減額し、1億8,735万5,000円といたします。

事業コード1道路新設改良費、12節委託料、細節1道路橋梁補修設計業務委託料1,992万6,000円の減につきましては、対象となる橋梁を4橋から2橋に減らしたため事業費が減額し、それに合わせて予算不用額を減額するものでございます。

62ページ、63ページを御覧願います。

8款1項消防費、1目常備消防費、補正前の額に588万1,000円を追加し、3億432万9,000円といたします。

事業コード1駿東伊豆消防組合事業、18節負担金、補助及び交付金、細節1駿東伊豆消防

組合負担金588万1,000円の増につきましては、組合に勤める職員に支払う給与が人事院勧告に基づき増額したため、構成市町の負担割合により負担金を増額措置するものでございます。

2目非常備消防費、補正前の額から675万2,000円を減額し、3,331万1,000円といたします。
事業コード1 非常備消防事務事業、1節報酬、細節1 消防団員報酬304万8,000円の減につきましては、消防団員に支払う年額報酬の確定に伴い予算上の不用額を減額措置するものでございます。

64ページ、65ページを御覧願います。

4目防災対策費、補正前の額に3,483万6,000円を追加し、8,096万1,000円といたします。
事業コード4 総合防災対策事業、17節備品購入費、細節1 災害用トイレ3,227万円の増につきましては、災害等で断水になった際にも使用できるトイレトレー1台、バイオトイレ1台、ラップポン・トレッカー2台の購入費用を計上しております。

66ページ、67ページを御覧願います。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興基金費、補正前の額に1億円を追加し、1億円といたします。

事業コード1 教育振興基金管理事業、24節積立金、細節1 基金積立金1億円の増につきましては、将来の学校整備事業に備えるため教育振興基金に積み立てるものでございます。なお、補正後の基金残高は1億7,936万円となります。

続きまして、72ページ、73ページをお開きください。

11款1項公債費、1目元金、補正前の額から600万6,000円を減額し、5億74万8,000円といたします。

事業コード1 起債元金償還事業、22節償還金利子及び割引料、細節1 元金償還金600万6,000円の減額につきましては、今年度の地方債償還の元金分が確定したことにより不用額を減額措置するものでございます。

恐れ入りますが、5ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正であります。

よりみち135の改修事業、防災トイレ整備事業、物価高騰対策給付金給付事業など、こちらに掲載されております12の事業につきまして翌年度へ繰り越す内容となっております。

6ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正であります。令和7年度に実施する資源ごみ、可燃ごみ等収集業務委託料を追加しております。

7 ページ、8 ページをお開きください。

第4表地方債補正であります。7 ページに新規事業としてよりみち135改修事業と災害用トイレ整備事業を追加しております。

8 ページは、既に地方債を計上した事業について限度額を変更した事業をそれぞれ掲載しております。

9 ページをお開きください。

9 ページは地方債の借入れをやめて廃止した事業を1事業掲載しております。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額68億885万7,000円に1億1,007万6,000円を追加いたしまして、69億1,893万3,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額68億885万7,000円に1億1,007万6,000円を追加いたしまして、69億1,893万3,000円といたします。

次に、補正の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が384万3,000円の増、地方債が4,843万3,000円の増、その他財源が5,571万4,000円の減、一般財源が1億1,351万4,000円の増となっております。

以上、補正予算の概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） すみません、何点かお伺いします。

37ページなんですけれども、総務費の総務管理費、よりみちの関係ですけれども、ここに改修工事の費用は書いてありませんが、頂いた資料と、その前に頂いた議会全員協議会の資料とで2,000万程度上振れしているので、その辺の理由を教えてください。

それから、同じページのノックアルヒがしいずのプランニングの業務委託料の減額の内容と減額した理由を教えてください。

それから、61ページの土木費の橋梁のところなんですけれども、今の説明で、4橋を2橋に減して減額になっているということなんで、この4橋を2橋にした理由を教えてください。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） まず、よりみち135の上振れでありますけれども、こちらにつきましてはあくまでも概略設計から、さらに詳細設計のところで計算した中で増となっているものであります。

また、プランニングの減につきましては、当初、共創・M a a Sの財源をいただきまして実施しようとした中で、共創・M a a Sの国の補助金が取れなかったということで、その中のドライバー募集のところをやめた中で実施させていただきたいということで、議会全員協議会で説明させていただいたところを減額したところであります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 土木費の橋梁費のほうの減額、4橋を2橋にしたという理由ですけれども、こちらにつきましては道路メンテナンス事業ということで国の補助金をもらって行っている事業になるんですけれども、今回、国のほうに要望を上げている金額に対しまして交付決定額が非常に厳しいというのが今年度の現状でございまして、実質、要望額に対して40%よりも少ないぐらいの交付決定という状況で、その中で設計業務等を行っていくのに4橋で上げてありましたが、そちら4橋を全てやるというのが難しいという状況になりましたもので、それを集約して2橋にさせていただいて、残りの2橋については来年度実施という形で計画をさせていただいております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） よりみちに関係しましては詳細設計をかけた中での実質単価等々で上振れしたという内容でよろしいですね。

それで、このプランニングなんですけれども、説明のところでドライバーの利用と利用者の増、それらの今お話でしたけれども、これ共創・M a a S実証プロジェクトのためだけなのか、今やっているノックアルのほうでそういった事業に振替ができなかったのかというのを、もう一回そこで教えてください。せっかくドライバーと利用者を募集しているという話でしたので。

それから、今の橋梁の話は国のほうの交付決定ということで、四十数%、あまり聞いたことがないですけれども、これはかなりの根拠があって皆さんも当初予算に上げてきた内容だと思うんですけれども、そこまでこの交付金が減ってくる理由というのは、何か聞いていますか。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） ノッカル東伊豆のドライバー募集のところでありまして、そのほかタクシー事業者や旅館のバスなどとの連携ですとか、当日予約ということも含めた中で一緒にやろうとしていた中で、なかなか国の補助を取れない、一般財源だけでやるのはというところで、このドライバー募集につきましては別の形でやりたいということで、今回は減にさせていただきました。

その中で、今後、当日予約などもして、さらに便利していきながら、ドライバーを募集していければいいなという考えで、今回は減としております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 道路メンテナンス事業の関係ですけれども、こちらにつきましては、国のほうの状況ですけれども、これ5年に一度の橋梁点検という形で、5年に一遍、国のほうの法律とかの決まりによりまして点検をする中で、日本全国が3判定の出た橋梁等につきましては改修を行っていかねばならないというような形で、これはうちの町だけの話ではなく日本全国の話で、実際、多分、国のほうのお金自体がそこまでないというのが現状で、実際は今年度は36%ちょっとなんです。そのような状況というのが現状になっております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

橋の関係ですけれども、全国で少ないパイを取り合っているというのはいろいろなところから聞く話ですけれども、この辺も5年に一度の橋梁点検でということで、やはり安心・安全を高めるまちづくり設計システムの中にも含まれる話だと思いますので、ぜひとも町長にも足を運んでいただいて、要望等の活動をしていただいて、橋梁が安全に通れるように、小さな道でも農業者がたくさん通りますので、そういう形をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） 何点かお伺いします。

まず、30、31ページですが、職員共済事業につきまして退職手当組合特別負担金、こちら

中途退職者だと思いますが、何名分になるのか教えてください。

それから、32、33ページ、ふるさと納税寄附推進事業につきまして、ポータルサイトシステム等利用料ということで1,100万増になっておりますけれども、随分高いなという気がするんですが、この辺のところの事情をちょっとお知らせいただきたいのと、その3段下、ふるさと納税クラウドファンディング活性化、これやるのかと思っていたら、結局、最終的にはどうなったんでしょう。マイナスということで、その後どうなったのかをちょっとお知らせ願いたいです。

それから、34、35ページになりますが、交流定住促進事業につきまして、こちらやはり肝入りで、関係人口応援事業ですとか、かなり力を入れてやってこられた事業だと思いますけれども、全体的に500万減になっている状況についての御説明をお願いいたしたいと思います。

すみません、多岐にわたりますが、36、37ページにつきましては、よりみち135についてですけれども、確か福祉事業者でわたもこさんという方が入られると思いますが、わたもこさんが入られる部分に関して、このよりみち135の改修工事に関してどのような関係になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、その下、地域公共交通対策事業ということで、生活路線バス運行委託料89万減ですが、実績ということだと思いますけれども、見込みに対してどれぐらい減だったのかということをお聞かせください。

それから、44、45ページですが、重度心身障害者（児）タクシー等利用助成事業につきまして134万8,000円減、この辺の実績についてお知らせください。

それから、同じページですが敬老会実施事業で、今御説明ありました長寿者敬老祝い金につきましてですが、この見直しを行って420万ぐらい減になっているわけですが、その見直しの内容とその減の内訳についてお知らせいただきたいと思います。

それから、最後ですけれども、48、49ページ、地域型保育事業、保育ママ委託料ということで940万と随分大きな減になっておりますけれども、ママの人数とその見込みが少なかったということですが、実際の人数のことについてお知らせ願いたいと思います。

その下の段、小規模保育入所委託料についても大きな減になっておりますので、そこもお聞かせ願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいまの退職手当組合特別負担金ですが、対象は2名となっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） まず、34ページ、35ページの交流事業での506万5,000円の減ではありますが、まず大きなところとしましては、ホームページのサイト12－5移住定住等特設サイト作成委託料が減となりました。町のホームページ作成に伴いまして、その中で特設サイトができたということで、ここは無料となったということで減となっております。

その他、若者定住促進住宅補助のほうは実績がなかったため減となっております。

関係人口応援事業補助金につきましては、想定より減になったということでありまして、ただ利用としましては幾つかありましたので、そういった状況となっております。

ワーキングホリデーにつきましても、保育士の方がかなり利用されているんですが、ちょっと見込みのほうが多かったということで減となっております。

続きまして、36ページ、37ページのよりみち135でのわたもこさんの話ですが、4月1日からこちらのほうで事業を運営されるという話を伺っております。ただ、工事のほうが恐らく、この後、予算通りでしたら入札等が行われて、予定ですと7月入札を想定しているんですが、その頃になりますと一旦保健福祉センターのほうで事業をしていただくということを聞いております。

続いて、そのままのページで、生活路線バス運行委託料であります。こちらは89万3,000円の減ということで、こちらは調査のほうを行いまして、そのときにたくさんお客様が乗っていただくと委託料が下がる、そのときに少ないと委託料が上がるというような形になっておりまして、その結果となっております。今、細かい数字はありませんので、またお渡ししたいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） それでは、ページがちょっと戻って申し訳ございません、33ページのふるさと納税関係です。ポータルサイトのシステム利用料1,109万5,000円の増なんですけれども、確かにふるさと納税の歳入2,000万の増額ということで、ふるさと納税が当初の見込みよりいっぱい入りますよという計算をした。2,000万に対しては高いなという感覚があるかもしれませんが、歳入のほうで上げた額よりも多く入ったらなくなってし

まうというのが困りますので、全協でもちょっと説明させていただいたとおり、ちょっと見込みを多く歳出のほうは見込ませていただいております。その結果こうなっていると御理解いただきたいなと思っております。

クラウドファンディングのほうなんですけれども、当初、もちろん見込みがありまして、キャンプ関係で実施するという見込みがあったんですけれども、自力で行うというふうに向転換をされてしまいましたものですから、その点でクラウドファンディングのほうの活用がなくなったという形でございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） それでは、まず、タクシーの使用料金の助成費の関係ですが、これまだ年度途中なので確定ではないんですけれども、一応年間の見込みといたしまして491万5,452円という見込みとなりましたので、不用額の部分を減額させていただいております。

それと、次の敬老会の関係ですが、これまで町のほうで集合型のイベントということで敬老会を実施しておりましたけれども、コロナの関係でしばらく実施を見送りしておりまして、本年度、予算は計上した中で、どうあるべきかというのを庁内で検討させていただいて、参加率も低いということなどもありまして、開催のほうをなしにさせていただいたということで減額をさせていただきます。

次に、保育ママの関係ですが、こちら見ていただく保育ママのほうで1人おやめになられたということで、それで減額が若干大きくなっております。

あと、小規模保育の関係ですが、ゼロから2歳児の保育の関係ですが、こちらも実績が少なかったということで641万円の減ということになっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第19号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、3時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時45分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎議案第20号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（笠井政明君） 議案第20号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第20号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から4,565万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億783万2,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では収入見込みによる国民健康保険税の減額、交付決定による県支出金の減額及び繰入金の減額であります。

歳出につきましては、実績等に基づく特定健診事業費の減額及び基金積立金の皆減が主な内容であります。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 山田義則君登壇）

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第20号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について概要を説明させていただきます。

令和6年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,565万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,783万2,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

1款1項国民健康保健税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正前の額から63万3,000円を減額し、2億8,486万9,000円といたします。

1節現年課税分、細節2医療給付費分普通徴収現年課税分181万7,000円の増は、1月の調定額等に基づき年間見込額を算出し増額いたしました。

細節3介護納付金分現年課税分92万円の減は、1月の調定額等に基づき年間見込額を算出し減額いたしました。

2節滞納繰越分、細節1医療給付費分滞納繰越分151万6,000円の減及び細節3後期高齢者支援分滞納繰越分59万9,000円の減は、同じく1月の調定額等に基づき年間見込額を算出し減額いたしました。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正前の額から2,688万9,000円を減額し、13億4,343万5,000円といたします。

1節、細節1普通交付金147万4,000円の増は、今年度交付金の交付決定による減額です。

2節特別交付金、細節1保険者努力支援分295万8,000円から細節4特定健康診査等負担金17万2,000円までの減は、今年度交付金の交付決定によるものです。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正前の額から53万6,000円を減額し、1億1,267万2,000円といたします。

1節、細節1保険基盤安定繰入金164万8,000円の減、3節、細節1予算費等補助金繰入金

66万6,000円の減は、今年度交付金の交付決定による繰入金の減額です。

4 節、細節 1 財政安定化支援事業繰入金213万円の増は、今年度交付金の交付決定による繰入金の増額です。

7 ページ、8 ページをお開きください。

2 項基金繰入金、1 目国民健康保険事業基金繰入金、補正前の額から1,709万2,000円を減額し、306万9,000円といたします。

1 節、細節 1 国民健康保険事業基金繰入金1,709万2,000円の減は、今回の補正における財源調整により基金からの繰入金の額を減額するものです。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、補正前の額から50万8,000円を減額し、149万2,000円といたします。

1 節、細節 1 一般被保険者延滞金50万8,000円の減は、本年度の実績を見込み減額といたします。

9 ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の額から125万6,000円を減額し、1,283万7,000円といたします。

12節委託料、細節 5 特別徴収交付金、結核・精神申請支援業務委託料100万1,000円の減は、契約差金により減額するものです。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正前の額に147万4,000円を追加し、1 億8,159万2,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節 1 一般被保険者高額療養費保険者負担金147万4,000円の増は、予算に不足額が見込まれるため増額するものです。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、補正前の額から100万円を減額し、300万2,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節 1 出産育児一時金100万円の減は、実績見込みにより減額するものです。

11ページ、12ページをお開きください。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、補正前の額に50万円を追加し、225万円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節 1 葬祭費支援支給金50万円の増は、予算に不足額が見込まれるため増額するものです。

6 款保健事業費、2 項 1 目特定健康診査等事業費、補正前の額から795万5,000円を減額し、2,182万1,000円といたします。

12節委託料、細節 1 特定健診委託料410万円の減から細節 5 生活習慣病重症化予防における保健指導委託料63万5,000円までの件は事業実績見込みにより契約差金を減額するものです。

13ページ、14ページをお開きください。

7 款 1 項基金繰入金、1 目国民健康保険事業基金積立金、補正前の額から3,703万8,000円を減額し、ゼロ円といたします。

24節積立金、細節 1 国民健康保険事業基金積立金3,703万8,000円の減は、基金からの取り崩しにより財源調整を行うため積立金への予算措置が不要となったため皆減するものです。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入についてですが、合計で申し上げます。

補正前の額18億2,349万円から4,565万8,000円を減額いたしまして、17億7,783万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額18億2,349万円から4,565万8,000円を減額いたしまして、17億7,783万2,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金2,688万9,000円の減、その他財源が1,762万8,000円の減、一般財源が114万1,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 1 点、県補助金の減の関係なんですけれども、いわゆる保険者努力支援分だとか特別調整交付金の分だとかありますけれども、これらの減額になった要因というのは、この国保事業の関係ではどういう要因が加味されているということなんでしょうか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） 保険者努力支援分、これらにつきましては健診等いろいろ予防措置がございます。それが結局、予算書のほうを見ても分かるとおり、歳入のほうが減

っております。ということで、こちらのほうの努力支援分ということも減るということになっております。

あと、ほかにもいろんな補助をもらっている関係がございまして、そちらのほうも全て勘案した中で減になっているということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第20号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（笠井政明君） 日程第24、議案第21号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第21号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1,027万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,524万5,000円とするものであります。

内容を申し上げますと、歳入では、納入見込みによる保険料の増額と保険基盤安定負担金の交付決定による繰入金の増額でございます。

歳出では、歳入で増額補正したことに伴い、広域連合への納付金を増額するものでございます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 山田義則君登壇）

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第21号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について概要を説明させていただきます。

令和6年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,027万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,524万5,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、補正前の額に813万6,000円を追加し、1億9,410万2,000円といたします。

1節現年度分、細節1特別徴収保険料520万7,000円の増及び細節2普通徴収保険料292万9,000円の増は、収納見込みによるものです。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正前の額に213万5,000円を追加し、5,896万8,000円といたします。

1節、細節1保険基盤安定繰入金213万5,000円の増は、今年度の交付決定により繰入金額が決定したことによるものです。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の内容について説明いたします。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額に1,027万1,000円を追加し、2

億5,467万4,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節1 後期高齢者医療広域連合納付金1,027万1,000円の増は、歳入において増額補正した金額について後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものです。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額2億4,497万4,000円に1,027万1,000円を増額いたしまして、2億5,524万5,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額2億4,497万4,000円に1,027万1,000円を増額いたしまして、2億5,524万5,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源のその他が213万5,000円の増、一般財源が813万6,000円の増といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第21号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（笠井政明君） 日程第25、議案第22号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第22号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から2,380万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,773万8,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、給付費負担金において概算交付決定により国庫支出金を増額し、支払基金交付金、県支出金及び繰入金についてはそれぞれ減額いたします。

歳出では、保険給付費及び地域支援事業費を実績等によりそれぞれ減額するものでございます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 山田義則君登壇）

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第22号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）について概要を説明させていただきます。

令和6年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,380万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,773万8,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額から57万円を減額し、2億3,909万6,000円といたします。

1 節現年度分負担金、細節 1 現年度分介護給付費負担金57万円の減は、概算交付決定によるものです。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正前の額に1,034万7,000円を追加し、7,633万6,000円といたします。

1 節現年度分調整交付金、細節 1 普通調整交付金1,034万7,000円の減は交付見込みによるものです。

2 目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業、補正前の額から223万円を減額し、431万3,000円といたします。

1 節現年度分交付金、細節 1 地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業223万円の減は、交付見込みによるものです。

5 目保険者努力支援交付金、補正前の額に171万9,000円を追加し、434万4,000円といたします。

1 節、細節 1 保険者努力支援交付金171万9,000円の増は、交付見込みによるものです。

4 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付交付金、補正前の額から1,454万3,000円を減額し、3 億4,256万5,000円といたします。

1 節現年度分交付金、細節 1 第 2 号被保険者介護給付費交付金1,454万3,000円の減は、交付見込みによるものです。

5 款県出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、補正前の額から198万6,000円を減額し、1 億8,819万8,000円といたします。

1 節現年度分負担金、細節 1 介護給付費県負担金198万6,000円の減は、交付金の決定によるものです。

7 ページ、8 ページをお開きください。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正前の額から57万5,000円を減額し、269万6,000円といたします。

1 節現年度分交付金、細節 1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）57万5,000円の減は、交付金の決定によるものです。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正前の額から267万4,000円を減額し、1 億6,265万3,000円といたします。

1 節現年度分繰入金、細節 1 介護給付費繰入金267万4,000円の減は、事業見込額によるものです。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正前の額から57万5,000円を減額し、269万6,000円といたします。

1 節現年度分繰入金、細節 1 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）57万5,000円の減は、事業見込額によるものです。

5 目低所得者保険料軽減繰入金、補正前の額から487万1,000円を減額し、1,688万2,000円といたします。

1 節現年度分繰入金、細節 1 低所得者保険料軽減繰入金487万1,000円の減は、事業見込額によるものです。

2 項基金繰入金、1 目介護保険給付費準備基金繰入金、補正前の額から961万1,000円を減額し、6 万8,000円といたします。

1 節、細節 1 介護保険給付費準備基金繰入金961万1,000円の減は、財源調整によるものです。

9 ページ、10ページをお開きください。

9 款諸収入、3 項雑入、1 目第 3 者納付金、補正前の額に209万1,000円を追加し、209万2,000円といたします。

1 節、細節 1 第三者納付金209万1,000円の増は、第 3 者行為に関わる納付金の発生によるものです。

11ページ、12ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の額に65万1,000円を追加し、853万7,000円といたします。

12節委託料、細節 3 システム改修業務委託料55万円の増は、診療報酬改定による追加システム改修作業を行なうためのものです。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、補正前の額から3,800万円を減額し、6 億1,963万1,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節 1 居宅介護サービス給付金保険者負担金3,800万円の減は、訪問介護サービス等の利用見込みによるものです。

3 目地域密着型介護サービス給付給付費、補正前の額に600万円を追加し、1 億8,889万9,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節 1 地域密着型介護サービス給付費保険者負担金600万

円の増は、地域密着型通所介護サービス等の利用見込みによるものです。

13ページ、14ページをお開きください。

5 目施設介護サービス給付費、補正前の額に1,400万円を追加し、3 億3,787万円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節 1 施設介護サービス給付費保険者負担金1,400万円の増は、特養や老人保健施設等の利用見込みによるものです。

8 目居宅介護住宅改修費、補正前の額から100万円を減額し、330万円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節 1 居宅介護住宅改修費保険者負担金100万円の減は、住宅改修の利用見込みによるものです。

2 項介護予防サービス等諸費、3 目地域密着型介護予防サービス給付費、補正前の額から140万円を減額し、61万6,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節 1 地域密着型介護予防サービス給付費保険者負担金140万円の減は、地域密着型介護予防サービス給付額の見込みによるものです。

15ページ、16ページをお開きください。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所介護サービス、補正前の額に100万円を追加し、3,172万6,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節 1 特定入所者介護サービス保険者負担金100万円の増は、低所得者への食事、居宅費の補足給付である特定入所者介護サービス費の見込みによるものです。

5 款地域支援事業、1 項 1 目介護予防生活支援サービス事業費、補正前の額から370万円を減額し、1,821万1,000円といたします。

12節委託料、細節 1 短期集中予防訪問サービス費100万円の減。

18節負担金、補助及び交付金、細節 1 訪問型サービス費負担金120万円の減及び細節 2 通所型サービス費負担金150万円の減は、各サービスの利用見込みによるものです。

2 目介護予防ケアマネジメント事業、補正前の額から100万円を減額し、199万8,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節 1 介護予防ケアマネジメント事業費100万円の減は、サービスの利用見込みによるものです。

19ページ、20ページをお開きください。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、補正前の額から54万円を減額し、

2,949万円といたします。

22節償還金、利子及び利子割、細節1低所得者保険料軽減負担金過年度返還金54万円の減は、低所得者保険料軽減負担金に関わる過年度分の精算によるものです。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してございます。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額14億4,154万6,000円から2,380万8,000円を減額いたしまして、14億1,773万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額14億4,154万6,000円から2,380万8,000円を減額いたしまして、14億1,773万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が656万5,000円の増、その他が1,491万1,000円の減、一般財源が1,546万2,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 12ページの居宅介護サービス給付のところで3,800万の減というのがあります。また一方で、地域密着介護サービスのところは600万の増、あと、施設介護サービスのところが1,400万の増、介護予防生活者支援サービス事業というのがマイナスの370万、ケアマネジメント100万、この辺の動いた要因というのを担当課のほうはどのように見ていますか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） まず、予算組みをするに当たりまして、過去2年間の実績等を見た中で、まず予算組みをします。そういう中で、請求が来ているものについて補正対応をするということで、見込みも含めて対応するんですけれども、いかにしてこういうふうになったかというのが、ちょっとまだ現状把握できておりませんので、またそれは改めて決算等で御報告したいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） マイナスの部分が居宅介護とか、デイサービス含めて、今問題になっている訪問介護の報酬減に伴っていろいろうちの町の中でもサービス提供というのが減っ

ているので、そういうことに僕は関連してこういう形になって、ヘルパーとか居宅で対応できなくなった人は施設に移り、場合によってはサービスが受けられない、切り捨てというような現象が起きているのではないかと推測するんですけども、この辺の見解はいかがですか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） まだうちのほうも現状分析がはっきりできておりませんので、確かなことは言えないんですけども、いろんな事情があってそういうことになっているとは思いますが。

あと、決算を見比べてもらえば分かると思うんですけども、年によって出っ込み引っ込みがすごい激しくなっております。ですから、これがすぐにそのサービスが低下してこういう結果になったという形で結論づけるのはちょっと早計かと思いますので、それは現状分析を見た中で、また決算等で御報告できればと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第22号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（笠井政明君） 日程第26、議案第23号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正

予算（第 1 号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第23号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に9万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を82万1,000円とするものでございます。

まず、歳入の内容ですが、テングサ事業収入及び前年度繰越金の確定により、それぞれ歳入を増加させていただきます。

次に、歳出の内容ですが、今回の補正に基づく余剰財源を一般会計に繰り出すため、一般会計繰出金を増額させていただきます。

詳細につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第23号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和6年度東伊豆町の稲取財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82万1,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正前の金額に4万5,000円を追加し、77万円といたします。

1節その他普通財産貸付収入、細節2配分金4万5,000円の増につきましては、今年度の

テングサ事業の漁期終了に伴い財産区会計への配分金が確定したため、その確定額に合わせるための増額補正でございます。

2款1項1目繰越金、補正前の金額に5万円を追加し、5万1,000円といたします。

1節、細節1前年度繰越金5万円の増につきましては、前年度繰越金が確定したため、その確定額に合わせるための増額補正でございます。

7ページ、8ページを御覧ください。

次に、歳出になります。

2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金、補正前の額に9万5,000円を追加し、34万8,000円といたします。

27節繰出金、細節1一般会計繰出金9万5,000円の増につきましては、補正予算調整後に発生した余剰財源34万8,000円を一般会計に繰り入れるため繰入金の予算を増額するものでございます。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額72万6,000円に9万5,000円を追加いたしまして、82万1,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額72万6,000円に9万5,000円を追加いたしまして、82万1,000円といたします。

次に、補正の財源内訳ですが、一般財源を9万5,000円の増といたします。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第23号 令和6年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長について

○議長（笠井政明君） お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

会議時間を延長します。

◎議案第24号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（笠井政明君） 日程第27、議案第24号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） 議案第24号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ219万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ323万1,000円とするものであります。

このたび本特別会計を廃止するに当たり剰余金を一般会計に繰り出す内容です。

詳細につきましては企画調整課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

(企画調整課長 太田正浩君登壇)

○企画調整課長(太田正浩君) ただいま提案されました議案第24号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

令和6年度東伊豆町の風力発電事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ219万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323万1,000円とします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

5ページ、6ページをお開きください。

まず、歳入についてですが、1款繰越金及び2款諸収入の増減については、本特別会計を廃止するに当たり、実績に基づいた増減を計上させていただきました。

続いて、7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出についてですが、歳出につきましても、1款電気事業費及び2款予備費の減額については、歳入と同様、特別会計を廃止するに当たり実績に基づいた減額を計上させていただきました。

次に、3款1項1目27節繰出金、細節1一般会計繰出金の補正額270万7,000円の増は、本特別会計を廃止するに当たり剰余金270万6,491円を一般会計に繰り出し、本特別会計の残高をゼロ円にするものであります。

3ページ、4ページにお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で補正内容を総括しております。

補正前の歳入及び歳出予算の総額543万円から歳入歳出それぞれ219万9,000円を減額し、補正後の歳入及び歳出予算の総額をそれぞれ323万1,000円とします。なお、補正予算の財源は特定財源のその他が240万8,000円の減、一般財源が20万9,000円であります。

以上、簡単ではありますが説明いたします。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第24号 令和6年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(笠井政明君) 日程第28、議案第25号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第25号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に9万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ223万9,000円とするものであります。

内容を申し上げますと、歳入は国庫補助金の交付決定による増額補正と前年度繰越額の確定による繰越金の減額補正であります。

歳出につきましては、歳入の増額分を幼児教育アドバイザーの活動に伴う一般管理費に充てるものであります。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 教育委員会事務局長。

（教育委員会事務局長 齋藤和也君登壇）

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第25号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）について概要を説明させていただきます。

令和6年度の下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223万9,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目教育支援体制整備事業費交付金、補正前の額に9万5,000円を追加し、99万5,000円といたします。

1節、細節1教育支援体制整備事業費交付金9万5,000円の増は、補助金の交付決定により増額するものです。

3款1項1目繰越金、補正前の額から2,000円を減額し、3万8,000円といたします。

1節繰越金、細節1前年度繰越金2,000円の減は、前年度繰越額の確定により減額するものです。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の内容について説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に9万3,000円を追加し、223万9,000円といたします。

8節旅費1万8,000円及び10節需用費7万5,000円の増は、事業コード1幼児教育アドバイザー共同設置事業に歳入の増額分をそれぞれ充てるものです。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額214万6,000円に9万3,000円を追加いたしまして、223万9,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額214万6,000円に9万3,000円を追加いたしまして、223万9,000円といたします。

補正額の財源内訳ですけれども、特定財源の国県支出金が9万5,000円の増、一般財源で2,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第25号 令和6年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（笠井政明君） 日程第29、議案第26号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第26号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）について提案利用を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的収入の既決予定額から283万4,000円を減額し、総額を4億3,610万7,000円とし、収益的支出の既定予定額に958万9,000円を追加し、総額を4億5,440万3,000円といたします。

また、予算第4条に定めた資本的収入の既決予定額から6,800万円を減額し、皆減とし、資本的支出の既定予定額から1億5,467万2,000円を減額し、総額を2億1,359万7,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、実績に基づく給水収益の減額や人事院勧告に伴う人件費の調整、工事請負費の減額を行っております。

詳細につきましては水道課長補佐より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長補佐。

（水道課長補佐兼業務係長 土屋秀明君登壇）

○水道課長補佐兼業務係長（土屋秀明君） ただいま提案されました議案第26号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）について概要を説明させていただきます。

総則。

第1条 令和6年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

業務の予定量の補正。

第2条 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中232万7,000立方メートルを233万7,000立方メートルに、同条第3号中6,375立方メートルを6,402立方メートルに改めます。

収益的収入及び支出の補正。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額4億3,894万1,000円から283万4,000円を減額し、4億3,610万7,000円といたします。

第1項営業収益、既決予定額4億2,319万9,000円から283万4,000円を減額し、4億2,036万5,000円といたします。

次に、支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億4,481万4,000円に958万9,000円を追加

し、4億5,440万3,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額4億2,696万8,000円に246万2,000円を追加し、4億2,943万円といたします。

第2項営業外費用、既決予定額1,684万6,000円に712万7,000円を追加し、2,397万3,000円といたします。

資本的収入及び支出の補正。

第4条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億26万9,000円を2億1,359万7,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,463万9,000円を1,057万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億7,563万円を2億301万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

次のページを御覧ください。

収入第1款資本的収入、既決予定額6,800万円から6,800万円を減額し、ゼロ円といたします。

第9項企業債、既決予定額6,800万円から6,800万円を減額し、ゼロ円といたします。

次に、支出、第1款資本的支出、既決予定額3億6,826万9,000円から1億5,467万2,000円を減額し、2億1,359万7,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額2億7,272万2,000円から1億5,467万2,000円を減額し、1億1,805万円といたします。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正。

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めます。

第1号職員給与費、既決予定額8,940万4,000円に246万2,000円を追加し、9,186万6,000円といたします。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的収入及び支出についてですが、収入、1款事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金500万円の減及び2目簡易水道収益、1節水道料金180万円の増がそれぞれ実績に基づき調整させていただく内容であります。

5目他会計負担金、1節他会計負担金36万6,000円の増は、消火栓修繕費及び能登半島地震に係る災害救助法に基づく負担金の確定に伴い一般会計からの負担金を増額させていただく内容であります。

次に、収益的支出についてですが、支出、1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、2 目配水及び給水費及び5 目総係費につきましては、人事院勧告に伴う給与費関係の調整を増額させていただく内容であります。

2 項営業外費用、2 目消費税、1 節消費税712万7,000円の増につきましては、最終補正後の消費税納付見込額が予算額を上回ったため、差額分を増額させていただく内容となっております。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出についてですが、収入、1 款資本的収入、9 項企業債、1 目企業債、1 節企業債6,800万円の減は、新白田浄水場建設予定地既存構造物撤去工事を実施しなかったことにより地債の借入れを行わなかったため減額するものであります。

次に、資本的支出についてですが、支出、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目原水及び浄水施設整備費、39節工事請負費 1 億4,714万8,000円の減は、水道認可変更の許可が下りず工事を実施できなかった4 号、5 号井戸関係の工事3 件と新白田浄水場建設予定地既存構造物撤去工事を実施しなかったことに伴い減額するものであります。

5 目調整費、19節委託料752万4,000円の減は、新白田浄水場建設費湧水対策設計業務委託を実施しなかったことに伴い減額するものであります。

なお、12ページに給与明細書を添付してございますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3 番、楠山議員。

○3 番（楠山節雄君） 課長がいないものですから、課長補佐にお願いをします。

通常考え方だと、収益が減っているじゃないですか、それにもかかわらず消費税が当初の金額よりものすごい増えているんだけど、計算をしたらこういう金額になって、足りない分を今回補正ということだろうけれども、この要因というのは何か分かります。

○議長（笠井政明君） 水道課長補佐。

○水道課長補佐兼業務係長（土屋秀明君） 消費税につきましては、水道料金等の借受消費税と工事費や経費などの仮払消費税の差によって納付がされますけれども、今回、工事費を、特に4 条予算なんですけれども減額したことにより収入が支出を大幅に上回ったために消費税の納付が見込まれることになりました。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第26号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号 指定金融機関の指定について

○議長（笠井政明君） 日程第30、議案第27号 指定金融機関の指定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第27号 指定金融機関の指定について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、下記のとおり金融機関を指定し、東伊豆町の公金の収納及び支出事務を取り扱わせるものとする。

記。

指定する金融機関名、静岡県三島市芝本町12番3号、三島信用金庫。

指定期間、令和7年7月1日から令和9年6月30日まで。

現在、東伊豆町指定金融機関となっている三島信用金庫の指定期間が令和7年6月30日をもって満了となるため、継続の打診をしたところ了承を得たので、令和7年7月1日から2年間業務を継続し、当町の指定金融機関として指定するものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第27号 指定金融機関の指定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（笠井政明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時48分

令和7年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和7年3月10日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第28号 令和7年度東伊豆町一般会計予算
日程第 2 議案第29号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
日程第 3 議案第30号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 議案第31号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計予算
日程第 5 議案第32号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
日程第 6 議案第33号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西
伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算
日程第 7 議案第34号 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算
-

出席議員（12名）

1番	山田豪彦君	2番	鈴木伸和君
3番	楠山節雄君	5番	笠井政明君
6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
11番	村木脩君	12番	内山愼一君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	福岡俊裕君
総務課参事	森田七徳君	企画調整課長	太田正浩君
税務課長	木田尚宏君	住民福祉課長	鈴木貞雄君
健康づくり課	山田義則君	健康づくり課参事	柴田美保子君

観光産業課長	梅原 巧 君	建設整備課長	村上 則 将 君
防 災 課 長	鈴木 尚 和 君	教育委員会 事務局 局長	齋 藤 和 也 君
会 計 課 長	国 持 健 一 君	水道課長補佐 兼業務係長	土 屋 秀 明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 木 善 幸 君	書	記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	---	---	-----------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和7年東伊豆町議会第1回定例会5日目は成立しましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第28号 令和7年度東伊豆町一般会計予算

◎日程第2 議案第29号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第3 議案第30号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第4 議案第31号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第5 議案第32号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第6 議案第33号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

◎日程第7 議案第34号 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（笠井政明君） 日程第1 議案第28号 令和7年度東伊豆町一般会計予算、日程第2 議案第29号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算、日程第3 議案第30号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、日程第4 議案第31号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計予算、日程第5 議案第32号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会

計予算、日程第6 議案第33号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算、日程第7 議案第34号 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算を一括議題とします。

町長より順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第28号 令和7年度東伊豆町一般会計予算について概要と提案理由を申し上げます。

既に施政方針でも御説明させていただいておりますが、当初予算の規模は67億円となり、令和6年度当初予算に比べ7億1,300万円の増額となっております。

まず、歳入予算の内容であります。自主財源は前年対比6.1%増の33億670万9,000円で、構成比は49.4%となります。このうち町税については、景気回復による町民所得の上昇や入湯税を1人当たり300円にしたことによる増収などを見込み、18億9,715万5,000円となり、前年対比1億2,827万2,000円、7.3%の増となっております。

寄附金については、ふるさと納税寄附金の収入実績に基づき、前年度よりも約2,000万円の増収を見込んでいます。

繰入金では、政策的事業に充てるための財源をふるさと納税基金から繰り入れ、また、財源不足額については財政調整基金から繰入れをし、調整をしております。

次に、依存財源は前年対比18.2%増の33億9,329万1,000円で、構成比は50.6%となります。このうち国庫支出金につきましては、国の補助金を受けて実施する事業の種類、事業費ともに前年度よりも大幅に増加したため、前年対比109.2%増の8億8,866万1,000円となっております。

また、町の借金に当たる町債の借入額につきましては、臨時財政対策債の借入額が0円になったため、前年対比5.5%減の2億2,810万円となっております。

次に、歳出ですが、経常的経費のうち人件費につきましては、人事院勧告を受けての職員及び会計年度任用職員の報酬、勤勉手当の上昇、また地域手当2%の支給開始により12億1,817万8,000円で、前年対比5,426万5,000円、4.7%の増となります。

扶助費につきましては、制度改正による児童手当の増などにより5億7,864万8,000円で、前年対比6,443万9,000円、12.5%の増となります。

公債費につきましては、地方債残高の減少により4億8,977万5,000円で、前年対比3,016

万1,000円、5.8%の減となります。

物件費につきましては、小中学校に配布するクロームブックの新規購入費や委託料が増えたことなどにより、15億293万4,000円で、前年対比5億2,419万7,000円、53.6%の増となります。

補助費等につきましては、東河環境センターや駿東伊豆消防組合への負担金が減ったことにより、15億1,741万1,000円で、前年対比6,053万8,000円、3.8%の減となります。

また、積立金では、ふるさと納税基金への積立金や入湯税値上げ分を観光振興基金へ積み立てる予算など3億6,380万4,000円を計上しています。

次に、投資的経費についてですが、全体で5億1,515万8,000円となり、前年対比3,453万円、7.2%の増であります。そのうち補助事業では、国の交付金を受けて実施していた町道の改良事業が完了したことなどにより2,351万5,000円、8.4%の減となっております。

一方、単独事業では、庁舎非常用発電機の更新工事、町道湯ヶ岡赤川線の用地測量委託料、小学校特殊教室への空調機器設置工事などを実施するため5,804万5,000円、30%の増となります。

以上、令和7年度一般会計予算の概要説明及び提案理由とさせていただきます。

人口減少や物価高騰など多くの問題や課題がある中で、町民の満足度を上げるための事業を行い、東伊豆町が持続可能な町であり続けるための様々な施策を展開してまいります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第29号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について概要を申し上げます、提案理由といたします。

令和7年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は17億4,866万4,000円で、前年度当初予算に比べ2,868万5,000円、1.6%の減となっております。

まず、歳入につきましては、主な内容を申し上げますと、国民健康保険税が2億8,038万2,000円で、前年度当初予算に比べ1.8%の減で、歳入総額の16%となっております。

県支出金が13億898万7,000円で、前年度当初予算に比べ2.7%の減で、歳入総額の74.9%となっております。

繰入金は1億4,589万8,000円で、前年度当初予算に比べ9.6%の増で、歳入総額の8.3%を占めています。

諸収入は1,314万9,000円で、前年度当初予算に比べ0.4%の増で、歳入総額の0.8%を占め

ております。

次に、歳出の主な内容につきましては、保険給付費が12億7,198万1,000円で、前年度当初予算に比べ2.5%の減で、歳出総額の72.7%となっております。

国民健康保険事業費納付金は4億1,965万7,000円で、前年度当初予算に比べ1%の増で、歳出総額の24%となっております。

保健事業費は3,209万円で、前年度当初予算に比べ9.2%の減で、歳出総額の1.8%となっております。

諸支出金は1,220万4,000円で、前年度当初予算に比べ0.2%の増で、歳出総額の0.7%となっております。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第30号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和7年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は、2億6,298万7,000円で、前年度当初予算に比べ1,961万5,000円、8.1%の増となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、後期高齢者医療保険料が2億217万8,000円で、前年度当初予算に比べ8.7%の増で、歳入総額の76.9%となっております。

繰入金金は6,023万6,000円で、前年度当初予算に比べ6%の増で、歳入総額の22.9%となります。

歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が2億6,241万6,000円で、前年度当初予算に比べ8.1%の増で、歳出総額の99.8%となる内容でございます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第31号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計予算につきまして概要を申し上げます、提案理由といたします。

令和7年度の介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は13億9,552万7,000円で、前年度当初予算に比べ1,291万円、0.9%の減となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、介護保険料が2億6,893万2,000円で、前年度当初予算とほぼ同額で、歳入総額の19.3%となっております。

国庫支出金は3億2,654万円で23.4%、支払基金交付金が6億5,714万3,000円で25.6%、

県支出金が1億9,697万2,000円で14.1%、繰入金が2億4,372万8,000円で17.5%となります。

次に、歳出の主な内容につきまして、総務費が3,416万9,000円で、前年度当初予算に比べ42.9%の増で、歳出総額の2.4%となっております。

保険給付費は12億9,759万4,000円で、前年度当初予算に比べ1.7%の減で、歳出総額の93%、地域支援事業費は6,142万4,000円で、前年度当初予算に比べ1.6%の減で、歳出総額の4.4%となる内容でございます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の総額は72万7,000円で、前年度に比べ1,000円の増となりました。天草事業の配分金の増収を見込み、財産収入を増額いたしました。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第33号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

令和元年度より賀茂地域1市5町において実施しております幼児教育アドバイザー共同設置事業の特別会計予算を計上するものです。

特別会計歳入歳出予算の総額は220万8,000円となっております。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第34号 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

水道事業収益は4億5,803万6,000円で、前年度に比べ1,909万5,000円、4.4%の増といたしました。前年度の実績を参考に積算しております。

水道事業費用は4億3,978万1,000円で、前年度に比べ270万8,000円、0.6%の増といたしました。修繕費の増額などを見込んでおります。

資本的収入は3億8,643万円で、前年度に比べ3億1,843万円、468.3%の増といたしました。

新浄水場建設候補地の既存構造物撤去工事等に関わる企業債などを計上しております。

資本的支出は5億8,100万1,000円で、前年度に比べ2億5,403万2,000円、77.7%の増となりました。

新年度の主な事業ですが、新白田浄水場建設候補地の既存構造物撤去工事や新規井戸整備の最終工程といたしまして、4号、5号井戸の滅菌設備設置工事、流入管設置工事、遠方監視装置設置工事を実施し、令和8年度の供用開始に向けて整備を進めてまいります。

詳細につきましては水道課長補佐より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第28号 令和7年度東伊豆町一般会計予算の主な内容を御説明させていただきます。

初めに、令和7年度予算書の1ページをお開きください。

令和7年度東伊豆町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によります。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によります。

一時借入金。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7億円と定めます。

歳出予算の流用。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 ページをお開きください。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきます。この説明の中で「本年度」と申し上げますものは「令和7年度」であり、「前年度」と申し上げますものは「令和6年度」といたします。

また、比較につきましては、令和7年度と令和6年度との比較で申し上げますので御理解をお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の歳入について御説明いたします。

1 款町税につきましては、18億9,715万5,000円、前年対比1億2,827万2,000円、7.3%の増で、構成比は28.3%であります。

まず、1 項町民税につきましては、5億464万4,000円となり、前年対比2,641万5,000円、5.5%の増であります。増額した要因については、前年度よりも景気が回復傾向になると見込み、個人町民税、法人町民税ともに増となっております。

2 項固定資産税につきましては10億4,985万5,000円で、前年対比942万4,000円、0.9%の減となります。土地については若干減、家屋については既存の建物の経年劣化の影響により、昨年度よりも減額しています。

3 項軽自動車税につきましては、前年度とほぼ同額で4,266万1,000円で、前年対比5万3,000円の増となっております。

4 項町たばこ税につきましては、前年度より若干減の9,899万4,000円で、前年対比0.2%の減となっております。

5 項入湯税につきましては2億100万1,000円で、3月から入湯税が150円から300円に値上げすることと、入湯客数が前年度よりも増える見込み、前年対比1億1,145万円、124.5%の大幅な増額を見込んでいます。

次に、2 款地方譲与税につきましては5,200万円で、前年度と同額を計上しております。

1 項自動車重量譲与税につきましては3,500万円で、前年対比100万円の減となっております。

2 項地方揮発油譲与税につきましては1,000万円で、前年対比100万円の減となっております。

3 項森林環境譲与税につきましては700万円で、前年対比200万円の増となっております。

3 款利子割交付金につきましては50万円で、前年対比10万円の増であります。

4 款配当割交付金につきましては700万円で、前年対比100万円の増であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては500万円で、前年と同額であります。

6 款法人事業税交付金につきましては2,500万円で、前年対比500万円の増であります。

7 款地方消費税交付金につきましては2億8,000万円で、前年と同額であります。

8 款ゴルフ場利用税交付金につきましては900万円で、前年対比100万円の減であります。

9 款環境性能割交付金につきましては750万円で、前年対比100万円の増であります。

10 款地方特別交付金につきましては350万円で、前年対比50万円の減であります。

ただいま説明いたしました2 款から10 款の地方譲与税及び各種交付金につきましては、国の地方財政計画や県から示された試算数値、現在の経済情勢などから、町が推測し、それぞれ予算計上をしております。

次に、11 款地方交付税につきましては15億円で、前年対比3,000万円の増であります。そのうち普通地方交付税では、国と県からの情報提供や留意事項を踏まえた上で推計をし、前年度より2,500万円増の14億円を計上しています。また、特別交付税につきましては、前年度より500万円増の1 億円を計上しております。

12 款交通安全対策特別交付金につきましては60万円で、前年対比20万円の減であります。

13 款分担金及び負担金につきましては1,866万2,000円で、前年対比727万9,000円、28.1%の減となっております。

14 款使用料及び手数料につきましては6,431万5,000円で、前年対比529万1,000円、7.6%の減となっております。

1 項使用料につきましては3,660万3,000円で、前年対比30万7,000円の増となっております。

3 ページを御覧ください。

2 項手数料につきましては2,771万2,000円で、前年対比559万8,000円の減となっております。廃棄物処理手数料と廃棄物処理手数料ごみ堆肥化事業分を減額しております。

次に、15 款国庫支出金につきましては8 億8,866万1,000円、前年対比4 億6,391万8,000円、109.2%の大幅増で、構成比は13.3%となっております。

1 項国庫負担金につきましては3 億6,921万4,000円、前年対比6,468万円、21.2%の増で、子どものための教育・保育給付費負担金や児童手当負担金を計上しております。

2 項国庫補助金につきましては5 億467万8,000円、前年対比3 億8,639万7,000円、326.7%の増で、従来の社会資本整備総合交付金や道路局所管補助金に加え、システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを新

たに計上しております。

3 項委託金につきましては1,476万9,000円で、参議院議員通常選挙費委託金を新たに計上しております。

16款県支出金につきましては3億8,643万円、前年対比3,531万6,000円、10.1%の増で、構成比は5.8%となっております。

1 項県負担金につきましては2億3,103万6,000円、前年対比810万円、3.6%の増で、障害者自立支援給付費負担金や国民健康保険基盤安定負担金などを計上しております。

2 項県補助金につきましては1億2,019万円、前年対比2,280万7,000円、23.1%の増で、重度心身障害者医療費補助金や地震津波対策等減災交付金などを計上しております。

3 項委託金につきましては3,520万4,000円で、県税徴収委託金や国勢調査委託金などを計上しております。

17款財産収入につきましては5,977万2,000円、前年対比183万8,000円、3.0%の減であります。

18款寄附金につきましては5億3,000万円で、ふるさと納税寄附金収入額を前年対比2,000万円増の5億3,000万円に設定しております。構成比は7.9%となっております。

19款繰入金につきましては4億7,551万7,000円、前年対比5,122万5,000円、12.1%の増で、構成比は7.1%となっております。

1 項財産区繰入金につきましては5万4,000円で、稲取財産区特別会計からの繰入金であります。

2 項特別会計繰入金につきましては27万4,000円で、後期高齢者医療会計及び国民健康保険会計からの繰入金であります。

3 項基金繰入金につきましては4億7,518万9,000円、前年対比5,140万円の増で、育英奨学基金からの繰入金288万円、ふるさと納税基金からの繰入金2億4,930万9,000円を計上しております。また、当初予算を編成する際に生じた財源不足を補填するため、財政調整基金から2億2,300万円を一般会計へ繰入れします。なお、基金取崩し後の残高は15億6,371万円となります。

20款繰越金につきましては、前年度と同額の1億7,000万円を計上しております。

21款諸収入につきましては9,128万8,000円、前年対比647万8,000円、7.6%の増となっております。

1 項延滞金、加算金及び過料につきましては160万円で、町税延滞金であります。

2 項町預金利子につきましては1,000円で、前年度と同額を計上しております。

3 項貸付金元利収入につきましては93万2,000円で、育英奨学金の返還金であります。

4 項雑入につきましては8,875万5,000円で、前年対比669万8,000円の増となっております。
消防団員退職報償金や社会保険料等被保険者負担金などを計上しております。

最後に、22款町債につきましては2億2,810万円、前年対比1,320万円、5.5%の減で、構成比は3.4%となっております。平成13年度の制度創設以来、毎年借入れをしていた臨時財政対策債の借入額が本年度は0円となります。

4 ページをお開きください。

歳出につきましても、款項の区分で御説明申し上げます。

まず、1 款議会費につきましては6,296万3,000円、前年対比4万7,000円、0.1%の増となっております。議員報酬、議員旅費、議会事務局職員の人件費を計上しております。

2 款総務費につきましては18億7,931万4,000円、前年対比3億3,852万6,000円、22%の増で、構成比は28%となっております。

1 項総務管理費につきましては16億3,196万1,000円で、ふるさと納税への謝礼、返礼品に係る経費、ふるさと納税基金への積立金、また、標準化システム移行業務委託料などを計上しております。

2 項徴税费につきましては1億3,454万6,000円で、固定資産基礎資料更新業務委託料や不動産鑑定評価委託料などを計上しております。

3 項戸籍住民基本台帳費につきましては7,700万円で、戸籍電算システム改修委託料や伊豆斎場組合負担金などを計上しております。

4 項選挙費につきましては2,790万2,000円で、参議院通常選挙費や東伊豆町長選挙費を計上しております。

5 項統計調査費につきましては1,369万1,000円で、国勢調査に係る費用などを計上しております。

6 項監査委員費につきましては114万4,000円でございます。

次に、3 款民生費につきましては16億8,834万5,000円、前年対比2億693万4,000円、14%の増で、構成比は25.2%となっております。

1 項社会福祉費につきましては12億9,441万6,000円であります。自立支援給付費や国保・後期高齢者・介護保険会計への繰出金、物価高騰対策給付金などを計上しています。

2 項児童福祉費につきましては3億8,870万7,000円であります。児童手当、保育所入所委

託料、放課後児童クラブ運営委託料などを計上しております。

3 項国民年金事務取扱費につきましては512万2,000円であります。国民年金事務に関わる町職員の人件費を計上しております。

4 項災害救助費につきましては10万円で、前年度と同額を計上しております。

次に、4 款衛生費につきましては7 億3,372万1,000円、前年対比1,857万9,000円、2.5%の減で、構成比は11%となっております。

1 項保健衛生費につきましては2 億3,180万2,000円であります。保健福祉センターの維持管理費、予防接種、健康診断、下田メディカルセンター負担金などを計上しております。

2 項清掃費につきましては4 億8,816万9,000円であります。東河環境センター分担金、最終処分場の管理委託料、ごみ堆肥化業務委託料などを計上しております。

3 項上水道費につきましては1,375万円を計上しております。水道事業会計への繰出金となります。

次に、5 款農林水産業費につきましては1 億5,634万4,000円、前年対比2,804万6,000円、21.9%の増で、構成比は2.3%となっております。

1 項農業費につきましては7,810万5,000円であります。中山間地域総合整備事業負担金やけやき公園指定管理料などを計上しております。

2 項林業費につきましては2,453万7,000円であります。森林整備管理委託料や公園緑地維持管理委託料などを計上しております。

3 項水産業費につきましては5,370万2,000円を計上しております。稲取漁港整備事業地元負担金や北川漁港網干場護岸測量設計業務委託料などを計上しております。

次に、6 款商工費につきましては3 億3,760万7,000円、前年対比1 億1,259万円、50%の増で、構成比は5%となっております。入湯税収入の約半分を基金に積み立てる予算や町観光協会補助金、町商工会補助金などを計上しております。

次に、7 款土木費につきましては4 億4,597万1,000円、前年対比3,499万1,000円、8.5%の増で、構成比は6.7%となっております。

1 項土木管理費につきましては2,773万9,000円であります。地籍調査業務委託料などの予算を計上しております。

2 項道路橋梁費につきましては3 億5,036万3,000円であります。町道の維持管理費と新設改良費を計上しております。道路新設改良費では橋梁の補修工事を継続して行います。また、町道湯ヶ岡赤川線の用地測量委託料や北川臨港線張出道路部補修工事などを行います。

3 項河川費につきましては1,181万9,000円であります。湯ヶ岡山田水路の改修工事や上赤川改修工事などを行います。

4 項都市計画費につきましては4,576万2,000円であります。都市公園の維持管理費や唐沢汚水処理場の維持管理費を計上しております。

5 項住宅費につきましては1,028万8,000円を計上しております。町営住宅の維持管理費が主な内容となります。

次に、8 款消防費につきましては4 億393万4,000円、前年対比1,280万4,000円、3.3%の増で、構成比は6 %となっております。駿東伊豆消防組合負担金や消防団の活動費、非常用備品の購入費などを計上しております。

次に、9 款教育費につきましては4 億8,583万6,000円、前年対比2,780万2,000円、6.1%の増で、構成比は7.3%となっております。

5 ページを御覧ください。

1 項教育総務費につきましては1 億6,023万1,000円であります。児童生徒が使用するクロームブックの購入費や語学指導委託料、姉妹都市児童交流事業費などを計上しております。

2 項小学校費につきましては6,782万1,000円であります。小学校の修繕料、小学校で働く支援員の報酬、消耗品や教材用備品の予算を計上しております。

3 項中学校費につきましては4,862万7,000円であります。中学校の修繕料、中学校で働く支援員の報酬、中学校で使用する消耗品や教材用備品の予算を計上しております。

4 項幼稚園費につきましては7,500万7,000円であります。保育補助員の人件費や幼稚園の修繕料、園庭の芝生維持管理委託料などを計上しております。

5 項社会教育費につきましては3,797万6,000円であります。青少年育成事業費や町民文化祭実施事業費、生涯学習費、文化財保護費、図書館費などを計上しております。

6 項保健体育費につきましては9,730万1,000円であります。クロスカントリーコースの維持管理費や市町対抗駅伝の事業費、学校給食センターの運営費のほか、今年度は総合グラウンドの周辺雑木の伐採委託料や給食センターのピット内蒸気管更新工事などを計上しております。

7 項育英奨学費につきましては382万3,000円であります。育英奨学金の貸付金及び償還金を育英奨学基金に積み立てる予算を計上しております。

次に、10款災害復旧費につきましては619万円で、前年度と同額を計上しております。

次に、11款公債費につきましては4 億8,977万5,000円、前年対比3,016万1,000円、5.8%

の減で、構成比は7.3%となっております。そのうち元金償還金を4億7,790万1,000円、公債利子を1,137万4,000円、一時借入金利子を50万円計上しております。

最後に、12款予備費につきましては前年度と同額の1,000万円を計上しております。

6ページをお開きください。

第2表につきましては、債務負担行為として令和7年度設定分をお示ししております。事項、期間、限度額を御覧の上、御理解をお願いいたします。なお、債務負担行為が翌年度以降にわたるものにつきましては、予算書の226ページ以降に調書を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

7ページを御覧ください。

第3表地方債ですが、本年度の限度額の総額を2億2,810万円と定め、起債の方法につきましては全て証書借入といたします。借入利率については年5.0%以内とし、その他償還の方法を定めたものでございます。なお、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、予算書の230ページに記載しておりますので、後ほど御確認願います。

8ページをお開きください。

先ほど御説明いたしました各款の歳入の内容につきましては、この事項別明細書で総括しております。前年度比較も含めお示ししておりますので御確認をお願いいたします。

9ページを御覧ください。

同様に歳出の前年度比較及び財源内訳の総括表となっております。

歳出予算総額のうち特定財源につきましては、国・県支出金が12億7,474万1,000円、地方債が2億2,810万円、その他財源が10億856万3,000円となっております。また、一般財源につきましては41億8,859万6,000円となっております。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） 続きまして、議案第29号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、231ページをお開きください。

令和7年度東伊豆町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億4,866万4,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」

によります。

一時借入金。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めます。

歳出予算の流用。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

232ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税は2億8,038万2,000円で、前年度対比512万円、1.8%の減で、予算全体の16%を占めております。保険料率は前年度据置きにより計上したものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料は25万円で、督促手数料でございます。

4款県支出金、1項県補助金13億898万7,000円、前年度対比3,638万2,000円、2.7%の減で、予算全体の74.9%を占めております。保険給付費等に要する額が県から交付されます。

6款繰入金は1億4,589万5,000円で、前年度対比1,277万1,000円、9.6%の増で、予算全体の8.3%を占めております。

1項一般会計繰入金は1億1,462万7,000円で、一般会計からの法定繰入金です。

2項基金繰入金は3,126万8,000円で、歳入歳出予算調整のため、国民健康保険事業基金から繰り入れるものです。

7款繰越金は科目存置です。

8款諸収入は1,314万9,000円で、前年度対比4万6,000円、0.4%の増で、予算全体の0.8%を占めております。

1項延滞金・加算金及び過料は200万円で、一般被保険者の延滞金でございます。

3項雑入は1,114万9,000円で、前年度の3月支払い分の保険給付費に関する精算、返還分や第三者行為の納付金等であります。

233ページを御覧ください。

次に、歳出につきましても款項の区分で申し上げます。

1款総務費は1,173万2,000円で、前年度対比318万3,000円、37.2%の増であります。

主な内容として、1 項総務管理費は757万2,000円で全般的な需用費、役務費、委託料を、2 項徴税費は355万5,000円で印刷製本費や通信運搬費等を計上させていただきました。

2 款保険給付費は12億7,198万1,000円で、前年度対比3,268万2,000円、2.5%の減で、予算全体の72.7%を占めております。

1 項療養諸費は10億8,873万6,000円で、前年度対比2,970万4,000円、2.7%の減となっております。令和6年度の医療費実績により推計し、計上させていただきました。

2 項高額療養費は1 億7,744万3,000円で、前年度対比297万7,000円、1.7%の減となっております。

4 項出産育児諸費は400万2,000円で、8 人分を計上させていただきました。

5 項葬祭諸費は175万円で、前年と同額となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金 4 億1,965万7,000円で、前年度対比405万7,000円、1 %の増で、予算全体の24%を占めております。

1 項医療給付費分は 2 億7,885万5,000円、2 項後期高齢者支援金等分は 1 億277万1,000円、3 項介護納付金分は3,803万1,000円で、国の仮係数に基づき県から示された納付金額を計上いたしました。

6 款保健事業費は3,209万円で、前年度対比326万5,000円、9.2%の減です。

1 項保健事業費は553万5,000円で、人間ドック補助金などを計上しております。

2 項特定健康診査等事業費は2,655万5,000円で、前年度対比322万1,000円の減となっております。

9 款諸支出金は1,220万4,000円で、前年度対比 2 万2,000円、0.2%の増です。

1 項償還金及び還付加算金は1,200万円で、2,000円の減となっております。保険税の還付金及び前年度の 3 月支払い分の保険給付費に関し精算の処理が必要となるため、県への返還金を予算計上しております。

2 項繰出金は20万4,000円で、2 万4,000円の増となります。

10 款予備費は100万円とさせていただきました。

234ページ、235ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、235ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

特定財源につきましては、国・県支出金が13億898万7,000円、その他財源は1億4,589万5,000円となり、一般財源は2億9,378万2,000円という内訳となっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第30号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、260ページをお開きください。

令和7年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,298万7,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

261ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料は2億217万8,000円、前年度対比1,621万2,000円、8.7%の増で、予算全体の76.9%を占めております。

2款使用料及び手数料、1項手数料は7万円で、前年と同額で督促手数料となります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金6,023万6,000円、前年度対比340万3,000円、6%の増で、予算全体の22.9%を占めております。保険料軽減分に関わる一般会計からの法定繰入金です。

4款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は50万2,000円で、内訳は1項延滞金、加算金及び過料、2項償還金及び還付加算金50万1,000円となっております。

5款1項繰越金については科目存置です。

262ページを御覧ください。

次に、歳出につきましても款項の区分で申し上げます。

1款1項後期高齢者医療広域連合納付金は2億6,241万6,000円、前年度対比1,961万5,000円、8.1%の増で、予算全体の99.8%を占めております。徴収した保険料等を後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付するものです。

2款諸支出金は57万1,000円で、内訳は1項償還金及び還付加算金で50万1,000円、2項繰出金7万円となっております。

263ページ、264ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、264ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

特定財源のその他で6,080万7,000円、一般財源で2億218万円となっております。

以上、簡単でございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第31号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、271ページをお開きください。

令和7年度東伊豆町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9,552万7,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

債務負担行為。

第2条 地方自治法214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」によります。

歳出予算の流用。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

272ページをお開きください。

次に、第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要説明をさせていただきます。

1款保険料、1項介護保険料は2億6,893万2,000円で、前年度対比4,000円の増で、予算全体に占める割合は19.3%でございます。65歳以上の方の特別徴収保険料と普通徴収保険料で、基準月額については4,840円で前年と同額になります。

2款使用料及び手数料、1項手数料は10万円を計上させていただきました。内容といたしましては督促手数料となります。

3 款国庫支出金は 3 億2,654万円で、前年度対比491万2,000円、1.5%の減で、予算全体に占める割合は23.4%でございます。

1 項国庫負担金は介護給付費負担金で 2 億3,491万円、前年度対比418万5,000円、1.8%の減で、負担率は保険給付費の施設分15%、その他分20%でございます。

2 項国庫補助金は調整交付金、地域支援事業交付金等の交付金で9,163万円、前年度対比72万7,000円、0.8%の減で、法定負担率や事業の実施で評価された点数により算出された額が交付されるものです。

4 款 1 項支払基金交付金は 3 億5,714万3,000円で、前年度対比626万円、1.7%の減で、予算全体に占める割合は25.6%になります。2 号被保険者の保険料でございます。

5 款県支出金は 1 億9,697万2,000円で、前年度対比297万7,000円、1.5%の減で、予算全体に占める割合は14.1%になります。

1 項県負担金は、現年度分の介護給付費県負担金で 1 億8,680万7,000円、前年度対比1.6%の減で、負担率は保険給付費の施設分17.5%、その他分12.5%でございます。

2 項県補助金は、地域支援事業交付金で1,016万3,000円、前年度対比0.4%の増で、負担率は介護予防日常生活支援事業12.5%、包括的支援事業19.25%でございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入は科目存置です。

7 款繰入金は 2 億4,372万8,000円で、前年度対比542万7,000円、2.3%の増で、予算全体に占める割合は17.5%になります。

1 項一般会計繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金及び事務費繰入金等で 2 億552万2,000円、前年度対比4.4%の減で、負担率は保険給付費及び地域支援事業の介護予防日常生活支援事業が12.5%、包括的支援事業任意事業は19.25%でございます。

2 項基金繰入金は3,820万6,000円で、歳入歳出予算調整のため介護保険給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

8 款 1 項繰越金は前年度と同額の200万円を計上いたしました。

9 款諸収入は11万1,000円で、主に雑入でございます。

273ページを御覧ください。

歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1 款総務費は3,416万9,000円で、前年度対比1,025万1,000円、42.9%の増で、予算全体に占める割合は2.4%でございます。

1 項総務管理費は2,225万8,000円、前年度対比1,441万1,000円の増であります。町で運用するシステム標準化に移行できない包括支援システムについて、新規に導入するための委託料が主なものになります。

2 項徴収費は396万8,000円、前年度対比11.7%の増で、納入通知書等の印刷製本費と郵便料が主なものでございます。

3 項介護認定審査会は794万3,000円、前年度対比36.6%の減で、主に賀茂郡介護認定審査会負担金、認定調査費などを計上してあります。

2 款保険給付費は12億9,759万4,000円で、前年度対比2,217万3,000円、1.6%の減で、予算全体に占める割合は93%でございます。介護給付費等の実績により計上いたしました。

1 項介護サービス等諸費12億694万4,000円、前年度対比1.8%の減で、要介護認定者の居宅介護サービス給付費等になります。

2 項介護予防サービス等諸費2,352万6,000円、前年度対比3.7%の増で、要支援認定者の介護予防サービス給付費等になります。

4 項高額介護サービス等費は3,115万3,000円で、前年度対比4.5%の減で、負担軽減額を超える介護給付費の自己負担に対して補助するもので、実績により算出してございます。

5 項高額医療合算介護サービス等費は332万8,000円で、前年度対比10.1%の減で、介護保険と医療保険の両方を利用した場合の年間負担限度額を超えた自己負担に対し給付されるものです。

6 項特定入所者介護サービス等費3,175万円で、前年度対比3.3%の増で、低所得者の施設入所時における食費、居宅費の補足給付になります。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金は科目存置です。

4 款 1 項基金積立金は、介護保険給付費準備基金への積立金です。

5 款地域支援事業費は6,142万4,000円で、前年度対比102万6,000円、1.6%の減で、予算全体に占める割合は4.4%になります。

1 項介護予防生活支援サービス事業費は2,386万5,000円で、前年度対比4.2%の減で、介護予防生活支援サービス費、介護予防ケアマネジメント費等でございます。

2 項一般介護予防事業費は130万円で、前年度対比1.1%の減で、介護予防事業費等でございます。

3 項包括的支援事業費は3,617万6,000円で、前年度対比0.1%の増で、包括支援センターの人件費や在宅医療介護連携推進事業費等でございます。

6 款 1 項保健福祉事業費は75万円で、介護用品支援事業に係る給付金でございます。

7 款 1 項予備費は100万円で、前年度と同額とさせていただきました。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は58万8,000円で、保険料過誤納還付金でございます。

275ページ、276ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、276ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

特定財源につきましては国・県支出金が 5 億2,351万2,000円、その他の財源が 3 億5,735 万円となり、一般財源は 5 億1,466万5,000円という内訳となっております。

なお、債務負担行為につきましては、274ページの第 2 表債務負担行為に記載されておりますので、御確認ください。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） 提案されました議案第32号 令和 7 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算につきまして御説明いたします。

322ページをお開きください。

令和 7 年度東伊豆町の稲取財産区特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72万7,000円と定めます。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によります。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきます。

323ページを御覧ください。

第 1 表歳入歳出予算の歳入について説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入72万6,000円で、前年対比1,000円の増となります。土地貸付料については変更がありませんが、天草事業の配分金の過去の実績額が増えているため今回の増額措置とさせていただきました。

2 款繰越金は、前年度と同額の1,000円でございます。

次に、324ページの歳出を御覧ください。

1 款管理会費、1 項管理会委員会費は62万3,000円で、前年対比20万円の増となっております。天草干し場の海側にある転落防止柵が老朽化したため、それを修繕するため修繕料20万円を新たに計上しております。

2 款諸支出金、1 項繰出金は5万4,000円で、前年対比19万9,000円の減となっております。先ほど1 款で追加いたしました修繕料20万円が新たに計上されたため、一般会計への繰出金がその分減額するものでございます。

3 款1 項予備費は5万円で、前年と同額でございます。

次に、325ページ、326ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で予算の内容を総括しております。

歳入歳出予算の総額は、歳入算出それぞれ72万7,000円で、前年対比1,000円の増となっております。また、本年度予算の財源は全て一般財源となっております。

以上、予算の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） 続きまして、議案第33号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算について概要を御説明させていただきます。

恐れ入りますが、332ページをお開きください。

令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ220万8,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

次のページ、333ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金は217万2,000円、前年度対比96万6,000円の増、こちらは賀茂地域1市5町の負担金となります。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金は1,000円、科目存置で、前年度対比89万9,000円の減に

なります。

3 款繰越金、1 項繰越金は 3 万 5,000 円、前年度対比 5,000 円の減で、令和 6 年度からの繰越分となります。

334 ページを御覧ください。

次に、歳出についても款項の区分で申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費のみとなっております 220 万 8,000 円、前年度対比 6 万 2,000 円の増。主な支出は、幼児教育アドバイザーの報酬 195 万 2,000 円となります。

335 ページ、336 ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、336 ページの財源内訳ですが、財源につきましては、特定財源の国・県支出金が 1,000 円、その他が 217 万 2,000 円、一般財源が 3 万 5,000 円となります。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長補佐。

○水道課長補佐兼業務係長（土屋秀明君） 続きまして、議案第 34 号 令和 7 年度東伊豆町水道事業会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、別冊の水道事業会計予算書の 1 ページを御覧ください。

総則。

第 1 条 令和 7 年度東伊豆町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

業務の予定量。

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりといたします。

第 1 号 給水件数、5,687 件。

第 2 号 年間総給水量、233 万 8,000 立方メートル。

第 3 号 一日平均給水量、6,405 立方メートル。

第 4 号 主な事業、4 号、5 号井戸滅菌設備設置工事、新白田浄水場建設候補地既存構造物撤去工事などを予定しております。

収益的収入及び支出。

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入。

第1款水道事業収益4億5,803万6,000円、第1項営業収益4億2,000万円、第2項営業外収益3,803万6,000円といたします。

支出。

第1款水道事業費用4億3,978万1,000円、第1項営業費用4億3,379万7,000円、第2項営業外費用498万4,000円、第4項予備費100万円といたします。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億9,457万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,428万円及び過年度分損益勘定留保資金1億5,029万1,000円で補填するものといたします。

収入。

第1款資本的収入3億8,643万円、第7項他会計補助金1,375万円、第9項企業債3億7,268万円といたします。

支出。

第1款資本的支出5億8,100万1,000円、第1項建設改良費4億9,306万5,000円、第2項企業債償還金8,793万6,000円といたします。

企業債。

第5条 企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めます。

起債の目的、建設改良費、限度額3億7,268万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用の間の流用。

議会の議決を経なければ流用のすることのできない経費。

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費9,213万円といたします。

3ページを御覧ください。

棚卸資産購入限度額。

第8条 棚卸資産購入限度額は598万3,000円と定めます。

恐れ入りますが、21ページ、22ページをお開きください。

予算参考書で概要を御説明いたします。

まず、収益的収入ですが、1款水道事業収益は4億5,803万6,000円で、前年対比1,909万5,000円、4.4%の増といたします。

1項営業収益は4億2,000万円で、前年対比319万9,000円、0.8%の減といたします。実績に基づき給水収益の減を見込んでおります。

2項営業外収益は3,803万6,000円で、前年対比2,229万4,000円、141.6%の増といたします。主な内容は消費税及び地方消費税還付金などを計上しております。

23ページ、24ページを御覧ください。

次に、収益的支出ですが、1款水道事業費用は4億3,978万1,000円で、前年対比270万8,000円、0.6%の増といたします。

1項営業費用は4億3,379万7,000円で、前年対比1,457万円、3.5%の増といたします。修繕費や動力費のほか、経営戦略見直しに関する経費を計上しております。

29ページ、30ページを御覧ください。

第2項営業外費用は498万4,000円で、前年対比1,186万2,000円、70.4%の減といたします。消費税の皆減となっております。

4項予備費は前年同額の100万円といたします。

31ページ、32ページを御覧ください。

資本的収入についてですが、1款資本的収入3億8,643万円で、前年対比3億1,843万円、468.3%の増額となっております。

7項他会計補助金は、新規の計上により1,375万円の皆増となっております。

9項企業債は3億7,268万円で、前年対比3億468万円、448.1%の増といたします。

次に、資本的支出ですが、1款資本的支出5億8,100万1,000円で、前年対比2億5,403万2,000円、77.7%の増といたします。

1項建設改良費は4億9,306万5,000円で、前年対比2億6,164万3,000円、113.1%の増といたします。新白田浄水場建設候補地既存構造物撤去工事が増の主な要因で、そのほかにも

4号、5号井戸の令和8年度供用開始に向けた滅菌設備設置工事、流入管設置工事、遠方監視装置設置工事や湯ノ沢草崎線配水管新設工事、町道入谷天城1号線配水管更新工事などを予定しております。

2項企業債償還金は8,793万6,000円です。

なお、7ページ以降に予定キャッシュフロー計算書や給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表などを添付してございますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 以上で、提案されました令和7年度各会計の当初予算の概要説明を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号 令和7年度東伊豆町一般会計予算から議案第34号 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算までの7件については、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いをします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第34号までは、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしてあります名簿のとおり指名したいと思いをします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしてあります名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました議案第28号から議案第34号までについては、会議規則第46条第1項の規定により、来る3月24日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思いをします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会において3月24日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけることに決しました。

なお、委員会室として予算審査特別委員会は大会議室を充ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため、３月11日から３月23日までの13日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、３月11日から３月23日までの13日間を休会とすることに決定しました。

ただいまから予算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る３月24日は午前９時半から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行います。

◎散会の宣告

○議長（笠井政明君） 本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前１０時５６分

令和7年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和7年3月24日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第28号 令和7年度東伊豆町一般会計予算
- 日程第 2 議案第29号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第30号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第31号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第32号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
- 日程第 6 議案第33号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第34号 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算
- 日程第 8 意見書案第1号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書について
- 日程第 9 意見書案第2号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書について
- 日程第10 意見書案第3号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書について
- 日程第11 意見書案第4号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書について
- 日程第12 同意案第 1号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第13 同意案第 2号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第14 同意案第 3号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第15 同意案第 4号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第16 同意案第 5号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第17 同意案第 6号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第18 同意案第 7号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第19 同意案第 8号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第20 同意案第 9号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第21 同意案第10号 東伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第22 常任委員会所管事務調査の報告について
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

出席議員（１１名）

１番	山田豪彦君	２番	鈴木伸和君
３番	楠山節雄君	５番	笠井政明君
６番	稲葉義仁君	７番	栗原京子君
８番	西塚孝男君	１０番	須佐衛君
１１番	村木脩君	１２番	内山愼一君
１４番	山田直志君		

欠席議員（１名）

１３番	定居利子君
-----	-------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	福岡俊裕君
総務課参事	森田七徳君	企画調整課長	太田正浩君
税務課長	木田尚宏君	住民福祉課長	鈴木貞雄君
健康づくり課長	山田義則君	健康づくり課参	柴田美保子君
観光産業課長	梅原巧君	建設整備課長	村上則将君
防災課長	鈴木尚和君	教育委員会事務局	齋藤和也君
水道課長	中田光昭君	会計課長	国持健一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村木善幸君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和7年東伊豆町議会第1回定例会19日目は成立いたしましたので、開会します。

なお、13番、定居議員より本日、本定例会を欠席するとの届出がありましたので御報告します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第28号 令和7年度東伊豆町一般会計予算

◎日程第2 議案第29号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第3 議案第30号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第4 議案第31号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第5 議案第32号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第6 議案第33号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

◎日程第7 議案第34号 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（笠井政明君） 日程第1 議案第28号 令和7年度東伊豆町一般会計予算から日程第7 議案第34号 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算まで、以上7件を一括議題とします。

報告を求めます前に、予算審査特別委員長から副委員長の同席を求めたいと申出がありましたので、これを許可します。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

12番、内山議員。

(1 2 番 内山愼一君登壇)

○ 1 2 番 (内山愼一君) それでは、朗読をもちまして審査の結果を報告いたします。

報告書を御覧ください。

令和 7 年 3 月 24 日。

東伊豆町議会議長 笠井政明様。

予算審査特別委員会委員長 内山愼一。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、付託案件。

事件の番号、件名。

議案第 28 号 令和 7 年度東伊豆町一般会計予算。議案第 29 号 令和 7 年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算。議案第 30 号 令和 7 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。議案第 31 号 令和 7 年度東伊豆町介護保険特別会計予算。議案第 32 号 令和 7 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算。議案第 33 号 令和 7 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算。議案第 34 号 令和 7 年度東伊豆町水道事業会計予算。

2、審査の経過及び結果。

本委員会は、付託された各議案について、令和 7 年 3 月 10 日、11 日、12 日及び 21 日に委員会を開催し、関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審議を行った。

その結果、令和 7 年度各会計予算は、議案第 28 号から議案第 34 号までの 7 議案について全員一致で、次の意見を付して原案を可決すべきものと決定した。

次のページをお願いします。

3、審査意見。

(1) 一般会計

①適正な補助金支出について

町の補助金の支出において、町長が会長を務める民間の協議会への支出予定のものがあった。補助金支出では、町は適正に事業が行われるよう管理・監督する役割がある。一方、補助団体は公金である補助金を受けて最大限の効果を発揮すべく誠実に事業を実施しなければならない。このような支出は、見直されることが望ましい。

特別の事由がある場合は、議会と監査委員に通告し、公正な運営を担保するため、監査委員による行政監査を受けるべきである。

また、補助金が補助団体を經由して、別団体が事業実施の予定をしている補助金も見られた。公正な行政運営が侵害されるおそれがあるため、見直す必要がある。

②ごみ堆肥化事業について

ごみ堆肥化事業だけの収支では、収入は手数料178万円及び肥料販売90万円である。一方、支出の堆肥化業務委託費の合計は3,180万円となっている。

事業実施は意義あることなので、現在の稲取地区宿泊施設対象を、全町に広げる計画・目標を策定するよう取り組まれない。

③観光関連予算に対する事業検証の報告について

観光関連事業は、複雑になり内容の把握や事業効果も分かりにくい状況にあるが、事業実施の効果はこれまでは、年間宿泊者数とされてきた。新年度予算では個別に人件費が計上され、それぞれの補助金等の事業において、費用対効果の検証が容易になったと考える。町は観光協会等補助金団体に対して、事業の検証ができる事業報告の作成を求めるようにされた。

④町民参加による福祉事業や健康づくりの取組について

高齢化率が47%を超えている当町において、安心して暮らせる町を目指す上で、行政が取り組んできた事業の実績・効果を町民全体に広げることが課題となっている。事業を町民に広げる展望を持ち、協力者づくりに取り組むべきである。

国が進める重層的な支援体制整備でも、町民・ボランティア参加が決定的に重要である。総合指針にあるように町民参加による取組を強め、福祉や健康づくりの充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを実現されたい。

次のページをお願いします。

(2) 水道事業会計

①老朽化している水道の施設設備の可視化について

老朽化が進んでいる水道の施設設備改良には多額の資金が必要であり、水道料金の改定が必要となる。しかし町民には、地盤沈下や亀裂の入った浄水場施設や漏水の実態、配管破損事故に直結する耐用年数切れの水道管の状況などは全く知られてはいない。

今年度A Iを使った水道管理システムを導入することから、老朽化の実態を分かりやすく可視化し、町民との情報共有を進めることを求める。水道事業の課題の打開には、町民の理解を得る必要がある。

4、主な質疑の内容。

(1) 一般会計

総務課。

問：国庫補助金について、当初で計上したが補助金がつかずに減額となる事業が幾つかあるが、どの程度確定しているものを予算計上しているのか。

答：各課にいろいろな補助金がある中で、補助金の内容によってそれぞれの担当課が国・県と連絡を取ってもらい、確保できる見込みがあるものを計上してもらっている。

問：文書管理システムについては、どのようなものが管理されるようになるのか。

答：文書のデジタル化をし、電子決済を導入することで業務を効率化することが1つの目的であり、文書管理関係については、電子化することでルールを明確にし、管理をしっかりとすることを目的としている。

問：1,375万円を水道会計へ繰出しとなるが、どのような内容か。

答：水道会計が実施するA Iシステム導入及び管路更新計画策定業務費の2,750万円に対する2分の1の補助金となる。一般会計で新しい地方経済生活環境創生交付金として一度受け、水道会計へ繰出す段取りとなる。

問：職員派遣についての内容は。

答：職員の派遣については、国交省へ1年間派遣となっており、半島振興法があと1年で切れてしまうため、半島振興対策の意味合いも含めたものとなる。また、後期高齢者広域連合へも当町が職員派遣をする順番となっているため、職員1名を2年間派遣する。

国とのパイプをつくること、制度をいち早く把握して町の施策に生かすことができるよう人づくりの意味も込めての派遣となる。

次のページですね。

企画調整課。

問：シティプロモーションとワーケーションの内容は変えていく予定はあるのか。

答：シティプロモーションは町内の魅力を高校生等に発信することや大学サミット等の事業を強化していき、ワーケーションは女性活躍のイベントをより強化していく。全く同じものを展開するのではなく、よりよく改善していきたい。

問：地域力創造アドバイザー業務委託料により、どのような業務を予定しているか。

答：廃ホテルの活用や稲取の見晴台、クロスカントリーコースの展望台の辺りでカフェはできないか、また旧百山荘の活用等を検討している。いろいろな可能性を見いだしていただきたいと考えている。

問：どのような意図で広報誌の増ページをするのか。

答：今までは町のお知らせが多く、他市町と比較してもページが少ないため、特集等にページが割けなかった。町で現在やっていることを特集として掲載を増やしていきたい。

税務課。

問：町民税が前年に比べ5.5%増額になっているが要因は。

答：普通徴収分については、外国人労働者が増加しており特別徴収だった者が退職により普通徴収分に切り替わることや、配当所得、譲渡所得の増加見込みが主な要因。特別徴収は賃金上昇による増加が大きな要因で、令和5年度の静岡県での春闘の妥結率は平均で3.49%の上昇、また県内の最低賃金も1,034円で5.1%上昇しているため、賃金の上昇が大きな要因となっている。

住民福祉課。

問：就学前教育・保育施設等整備交付金の内容は。

答：認定こども園の大規模修繕（雨漏りによる屋根修繕、外壁塗装修繕）を実施するため、総事業費1,540万円の2分の1（国補助率）で770万円を計上したもの。

問：町社会福祉協議会補助金の対象事業は。

答：法人運営事業、広報企画事業、ボランティア事業、日常生活自立支援事業で計1,667万6,000円となる。

問：ごみ収集委託料について、前年度4,431万5,000円から新年度5,779万4,000円への増額は、設計書を組んで予算価格の見直しをしたとのことだが、増額の要因は。

答：これまでは見積りにより、それを参考に事務を進めてきたが、今回は公共単価、県単価を使って機械的に計算できる形で精査したところによる。これまで見積り合わせを行った結果、金額が折り合わないことが多々あり、業者と交渉、お願いをした中で事務を行っていた。

次のページですね。

問：児童遊園遊具保守点検業務委託料により、児童遊園の古くなった遊具を毎年撤去しており、公園として機能していない。新たな遊具を設置していく考えはあるか。

答：町内5か所の児童遊園については、点検に伴い利用不可となった遊具を撤去している。新たな遊具を設置していく計画はないが今後、児童遊園や都市公園を集約した中で、公園を設置できたらと考えている。

健康づくり課。

問：後期高齢者人間ドック150万円の予算措置は何人くらい見込んでいるか。国保から後期になり、途切れた方への周知の仕方はどのように行うか。

答：3万円を上限に50人分を計上した。周知方法については、4月の健診案内と一緒に通知文書を同封する、町ホームページや広報「ひがしいず」でも行う予定である。

問：分娩施設通院費用助成費と妊婦健診通院費用等助成費の対象は。

答：分娩施設通院費については順天堂静岡病院を想定。通院時間60分以上でハイリスクの方。交通費については町の旅費規程で3人分3万6,000円を計上、宿泊費については14泊1人分16万2,000円を計上した。妊婦健診通院費用等助成費は、14回の健診22名分の助成で、8割を助成し2割は自己負担とし133万円を計上した。

問：令和7年度の健康増進事業はどのように運営していくのか。

答：教室の方法については令和6年度と変わりはないが、令和7年度は、令和8年度から内容を変えるための準備期間とする。また、令和7年度は教室の構成は変えないが職員の体制を変えてく予定。近隣の町では規模は小さいが住民が主体となって運動を広めている。うちの町においてもそのような方向で検討している。

観光産業課。

問：歳入項目の東伊豆町PR事業費負担金の内容は。

答：一昨年から、渋谷スクエアで雛飾りを中心とした観光イベント「渋谷温泉」を開催しているが、令和7年度については、河津町、西伊豆町と合同で開催を予定。イベントの開催負担金として、河津町50万円、西伊豆町100万円の合計150万円を受ける。事業における露出具合や宣伝は金額に見合った内容で実施する。

問：町観光宣伝委託料の内訳は。

答：長野県姉妹都市事業の一環で、SBCラジオ企画のバスツアーで、毎年補正で対応していた業務110万円を当初予算計上とした。ほかに伊豆急行のキンメ列車改装費で168万円と

なっている。

次のページですね。

問：雛のつるし飾りリブランディング事業委託料の内容と委託先は。また新規で実施する理由は。

答：現在、東伊豆町内で作成したものと、ほかで作成したものとの見分けがつかない状態である。本当の東伊豆町ブランド、東伊豆町の雛のつるし飾りを確立することを目指す。そのため、デザインができ、マスコミに対応できる方で委託をする予定。昨年度は企画調整課で地域おこし協力隊と一緒に活動をしてきたので、その方の紹介で委託を検討している。

問：観光地域づくり整備事業の熱川観光案内看板設置工事の内容は。

答：熱川駅前、お湯かけ弁財天等の交差点で、分かりにくい場所の3か所を予定している。看板のデザインにおいては、矢羽根型を考慮しており、多言語化表示も予定している。九份まちづくり協議会にも見てもらい、今の景色にマッチするように検討を重ねていく。また、お湯かけ弁財天は、美しい伊豆創造センターから支給された看板を設置する予定となっている。

建設整備課。

問：湯ヶ岡赤川線用地測量委託料の内容は。

答：令和3年度に6工区が完了し、現在7工区を計画している。この事業は県の代行事業となっている。計画は6工区から奈良本側に約800メートルとなっている。町として令和7年度には用地調査と太陽光発電等の物件補償調査の予定となっている。

問：空き家等実態調査の具体的な内容は。

答：令和7年度は町内を回って実態調査をし、報告書を作成する。令和9年6月までに空き家対策計画の更新があるので、それに向けて現地調査を行う。

問：けやき公園指定管理料の算出根拠は。

答：管理委託運營業務として、足湯・きぼうの館・陶芸窯の管理や公園施設の申込受付業務を人件費として算出している。公園維持管理業務は草刈り業務、トイレ清掃業務及び浄化槽維持管理業務。そのほかに光熱水費と電話料を見込み算出している。

防災課。

問：防災ハザードマップ作成業務委託と地域防災計画の内容は。

答：防災ハザードマップは県の洪水浸水区域指定に伴い作成するもの。地域防災計画は昨年の南海トラフ臨時情報発表の関係で災害対策基本法により必要となり、中身（8項目）を更新する。

問：防災施設等整備事業の消耗品・食糧費の内容は。どこに何を配置するのか。

答：毛布300枚、消火器・災害用トイレ処理セット50基、アルファーマイ 2 万1,000食の予定。
場所については避難所になっている小中学校。

次のページですね。

教育委員会。

問：中学校部活動地域移行推進協議会委員報酬は、何人で何回を予定しているか。

答：部活動地域移行推進協議会については、小中学校の保護者代表4名と有識者2名、スポーツ団体4名の計10名を予定しており、年2回開催予定。国から努力義務の設置年度である令和7年度に設置予定。

問：小学校空調機器設備工事で、空き教室にも空調があったかと思うが、新設という考えでよいのか。また中学校はどうするか。

答：空き教室のエアコンを移設する場合補助金がなく、移設費用と新設して補助金をもらう場合とさほど金額が変わらないため新設で計上。中学校分は令和8年度実施で検討している。

問：幼稚園、園庭芝生維持管理業務委託料の内容は。また今後も計上していくのか。

答：現在芝生を張って、最初は夏芝で苗から植えたが冬芝は種子を散布することでおおおとした状態で保て、今年度もグリーンバンクの下請け業者により散布を実施し、来年度単年契約で冬芝の管理も含め計上。

（2）国民健康保険特別会計。

問：被保険者数の状況と1人当たりの医療費を勘案して予算編成したか。

答：世帯数については、令和6年度が2,169世帯、令和7年度が2,107世帯で62世帯2.9%の減、被保険者数については令和6年度3,092人、令和7年度が2,953人で139人4.5%減となっている。

給付費に関しては、令和6年度の平均と令和3年度から令和5年度の平均から算出した。1人当たりの費用額については、令和5年度から令和6年度にかけて、5,000円程度増えている。

（3）介護保険特別会計。

問：包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費と任意事業費の講師謝礼の内容は。

答：包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、介護支援専門員資質向上に関する研修会の講師分。任意事業はリハビリ専門職派遣と専門職講師謝礼分となる。

問：生活支援体制整備事業委託料の内容と委託先は。また予算額が昨年と比べて減額となっているが、この事業が皆さんに浸透していないということか。

答：委託先は東伊豆町社会福祉協議会。内容は、移動支援事業と生活支援事業。予算額の減は、昨年度マッチングをするシステムを新規導入したので、その予算が減額となっている。
次のページをお願いします。

（４）水道事業会計。

問：ＡＩを活用した水道管理システムにより、全国的に多くなっている水道管の破損を未然に防ぐことが目的なのか、それとも別の目的があるのか。

答：現在音による漏水調査を実施しているが、時間と範囲が限られている。ＡＩを活用し管路の劣化診断を行い、管路の更新計画に活用したい。

問：町道湯ノ沢草崎線の配水管新設工事の管の口径と材質、残距離はどれくらいか。

答：ポリエチレン管75ミリを180メートル、残距離は360メートル。

問：料金審議会の予算を計上しているが、いつ頃からどのように開催していくのか。

答：来年度経営戦略の見直し予定、浄水場の方向性も決まってきて、ある程度目途がついてきたら、令和７年度中には審議会を開催したいと思っている。

以上、よろしく御審議をお願いします。

○議長（笠井政明君） これより、議案第28号 令和７年度東伊豆町一般会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号 令和７年度東伊豆町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和７年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号 令和7年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号 令和7年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号 令和7年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第1号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書について

○議長（笠井政明君） 日程第8 意見書案第1号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

7番、栗原議員。

(7番 栗原京子君登壇)

○7番（栗原京子君） それでは、意見書案第1号について朗読をもって説明とさせていただきます。

意見書案第1号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年3月24日提出。

東伊豆町議会議長 笠井政明様。

提出者 東伊豆町議会議員 栗原京子。

賛成者 東伊豆町議会議員 山田豪彦、鈴木伸和、稲葉義仁、西塚孝男、村木脩、須佐衛、山田直志、定居利子、楠山節雄、内山慎一。

次のページを御覧ください。

伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書。

伊豆縦貫自動車道は、新東名・東名から伊豆半島南部までを結ぶ高規格道路であり、日常生活や観光、産業活動の交通手段を自動車に依存せざるを得ない伊豆半島において、重要な社会基盤である。また、「経済の好循環」、「災害時の救援活動支援」、「救急搬送時等の医療活動支援」、「観光振興の支援」など、平常時・災害時を問わず様々な効果を生み出す

道路として、その役割が期待されている。

これまでも、一日も早い全線開通を目指し、昭和62年に伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会が、平成元年には伊豆縦貫自動車道建設推進期成同盟会が発足している。令和6年7月26日に開催された合同促進大会では、早期全線開通に関する決議が採択され、自然災害等から住民の命を守る「命の道」として、伊豆縦貫自動車道の整備を望む機運はこれまで以上に高まっている。

令和6年能登半島地震では、甚大な被害が発生するとともに、多くの集落が孤立した。また、国道249号や自動車専用道路などの幹線道路が土砂崩れ等により通行止めとなり、支援物資の輸送や救援部隊の移動に多大な支障が生じ、道路整備の重要性が明白となった。静岡県においても、南海トラフ巨大地震が発生した場合、急峻な地形を有する伊豆半島は陸の孤島となる可能性が高く、緊急輸送道路としても伊豆縦貫自動車道の整備が不可欠である。

東伊豆町議会は、伊豆縦貫自動車道の早期全線開通により、伊豆半島の経済的発展や観光振興だけでなく、「命の道」の役割である安全安心な生活環境の確保を実現するよう、下記事項について強く要望する。

記

1、河津下田道路について、事業を推進し早期に全線開通すること。

2、天城峠道路について、早期工事着手と未事業化区間の早期事業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月24日。

静岡県東伊豆町議会。

資料の3枚目を御覧ください。

こちらに意見書の送付先が記載されておりますので、御確認ください。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、意見書案第1号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書についてを

採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 意見書案第2号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保
を求める意見書について

○議長(笠井政明君) 日程第9 意見書案第2号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

8番、西塚議員。

(8番 西塚孝男君登壇)

○8番(西塚孝男君) それでは、意見書案第2号について朗読をもって説明させていただきます。

意見書案第2号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年3月24日提出。

東伊豆町議会議長 笠井政明様。

提出者 東伊豆町議会議員 西塚孝男。

賛成者 東伊豆町議会議員 山田豪彦、鈴木伸和、楠山節雄、栗原京子、稲葉義仁、内山慎一、村木脩、定居利子、須佐衛。

次のページを御覧ください。

公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書。

令和2年に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の附帯決議に基づき文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、教員の長時間勤

務について一定程度の改善は見られるものの、依然として歯止めがかからない状況にあり、時間外勤務の削減や業務量の軽減など働き方改革のさらなる推進が求められる。また、教員のそうした職場環境が影響し、平成12年度に13.3倍であった全国の教員の採用倍率は、令和5年度に3.4倍と年々低下している。

このように、教員不足が全国的な問題となる中、静岡県内においても定数未配置の学校が存在しており、教員の人材確保は喫緊の課題である。とりわけ、今後の教育界を支える志ある優れた人材を確保していく必要があり、そのためには教員の働き方改革等を進め、子供たちが教員の仕事に魅力を感じるようにする必要がある。

よって国においては、公立の義務教育諸学校の適正教員数を維持・確保していくため、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

1、校務のDXによる業務効率化や業務内容の見直しを進めるなど、さらなる働き方改革の推進を強力に支援すること。

2、教職調整額を直ちに引き上げるとともに、時間外勤務を抑制するための法整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月24日。

静岡県東伊豆町議会。

資料3枚目を御覧ください。

こちらに意見書の送付先が記載されておりますので、御確認をください。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 私は、意見書案第2号に反対の立場から討論をいたします。

意見書は、教職員の定数の維持・確保を求める意見書であります。現在の、学校、先生方の状況を見ますと、先生方は給与特別措置法に、いわゆる給特法で原則として時間外勤務手当、休日勤務手当を支給しない代わりに、その教職員の給料の月額4％に相当する額を調整

額として支払うという、この中で働いています。このことは、昭和46年に時間外労働時間が8時間だったときに決められたものですが、現在ではこの給特法の規定から天井知らずの働かせ放題という状況になっています。

昨年、文科省が発表した調査では、月45時間以上残業した教員は中学校で77.1%、小学校では64.5%に及んでおり、月8時間分の調整額では全く足りないというのが現状ではないかと思います。

同様に、日教組の調査では、持ち帰りによる労働時間を含め平均で月換算96時間20分、中学校だけでは116時間26分、労災の過労死ラインである長期の場合の80時間を大幅に超えるような働き方が常態化しています。

問題は、この50年間に於いて学校等に大きな変化が生じていることです。学校の要因としての成績評価の困難さ、報告書の増加、学校行事の支度の増加、子供の変化としていじめや不登校だけでなく学習障害や、日本語習得に問題を抱える子供が増加しているなど、子供や保護者に対する対応の増加が著しく存在しています。

教務においても、生きる力、学ぶ力を育てる総合学習や倫理や英語などを教える中身と、それを準備する時間が大幅に増えています。先生方の評価にも学習指導要綱どおりに授業を進めたかどうかの評価基準となり、自己評価においても学校管理職の評価においても、大きなストレスとプレッシャーが生じているわけです。

文科省の調査でも、精神疾患で休職をする教員が7,119人、3年連続で増加しており、どの分野でも一番多いのが30代の教員の離職、退職です。先生を目指す学生数は減少し続け、試験倍率は昨年度、全国平均3.2%です。

今回の意見書では、調整額の見直しを求めています。例えば30万の基本給の方が4%の支給額1万2,000円の手当が、6年かけて3万円程度になる内容です。時間外手当が支給されるなら、文科省調査による試算では45時間以上で9万円以上、日教組調査による試算によれば18万円以上の手当が本来支給されなければならないんです。

残念ながら、今回の意見書は教職員の働き方改革や、定数や定員を確保するという点では十分な内容となっておらず、引き続き現場の先生方に多大な犠牲を強いるものになっています。また、教職員を目指す学生、若者の未来を閉ざすものであり、重大な問題があると思います。

ということで、意見書は適正な教職員の維持・確保につながらない内容を持っているということから、私は反対いたします。

○議長（笠井政明君） ほかに討論ありませんか。

10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） 私は、ただいまの意見書案第2号につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今、14番議員が言われたことは、もっともな点が多く含まれていたと思います。

いわゆる教職員の調整額につきましては現在4%で、それは25年、次年度5%になりまして、段階的に2030年度までに1%ずつ上がる内容となっております。国の予算等のことを考えますと、今のところはそれが適正なアップ額になるのかと私は考えております。

そして、この意見書案ですが、今賀茂郡におきましても教職員が定員に満たないというところがあります。免許外教科担任制度というのがございまして、自分の教科以外の教科を受け持たなければならないという学校もあります。

私の娘も中学時代にそういう形で授業を受けました。例を言いますと、その社会科の先生が技術、家庭の教科を持ったり、そういうことがあるわけです。これは教職員にとりましても大変な負担ですし、一番の考えなければいけないのは授業を受ける生徒の立場に立つということだと思います。

そういったことも鑑みまして、今回の意見書案は私は賛成という立場で討論させていただきました。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） ほかに討論ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） これで討論を終結します。

これより、意見書案第2号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 意見書案第 3 号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書について

○議長（笠井政明君） 日程第10 意見書案第 3 号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） それでは、意見書案第 3 号について朗読をもって説明とさせていただきます。

意見書案第 3 号。

訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 24 日提出。

東伊豆町議会議長 笠井政明様。

提出者 東伊豆町議会議員 須佐衛。

賛成者 東伊豆町議会議員 西塚孝男、山田直志、山田豪彦、楠山節雄、稲葉義仁。

次のページを御覧ください。

訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書。

昨年 4 月に介護報酬の改定が行われ、訪問介護の基本報酬は引き下げられた。

厳しい経営状況の事業者も少なくない中で、基本報酬の引き下げにより事業収入が減収し、訪問介護事業者の倒産が昨年過去最高を更新し、ホームヘルパーの人材不足が顕著になっている。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる集合住宅併設型や都市部の大手事業所が平均値を上げているものであり、実態と乖離している。また、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約 6 万円も下回り人材不足も深刻な状況である。

当町では、昨年 8 月末まででデイサービス 5 件、福祉用具 1 件、訪問看護 1 件の介護事業からの撤退が生じている。町には要支援要介護者が 787 人いるが、介護施設が特別養護老人ホーム 50 床 1 か所と少ないことから在宅で訪問介護サービスに依拠して生活を支えられてい

る町民が数多くいる。今年度に入ってから介護事業者の事業の縮小により必要な介護サービスが受けられないことや希望するデイサービスも先延ばしされるなど介護サービスの切り捨てが行われる事態になっている。

介護事業の縮小、撤退が続けば要介護者の重症化が進み、町民も家族も生活が脅かされる危機的な事態である。

よって政府においては、住み慣れた地域で安心して介護が受けられるよう、介護事業者の経営やホームヘルパーの待遇を改善するために、地方の実情を加味し、介護報酬を引き上げるための再改定を早急に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日。

静岡県東伊豆町議会。

資料の3枚目を御覧ください。

こちらに意見書の送付先が記載されておりますので、御確認ください。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 今、須佐議員が朗読しました意見書につきましては、文教厚生常任委員会みんなで検討をして作った文章を須佐議員が読まれたと思うんですけども、その辺を報告されなかったということはどういうことでしょうか。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） 総務経済常任委員会において、所管事務調査を行われたことは事実であります。その中で、この訪問介護報酬の引下げが大きな問題であるという点は、皆さんの一致している意見でございました。

その上での意見書の提出でございます。そのことについて、この前段で触れなかったことは特にそのことについて指摘を受けるということは、私はどうしてなのかなという思いがあります。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） この文章は、須佐議員個人が作った文章ではなくて、みんながたたき台に対して意見を出し合って作った文章だと思うんですね。そういうプロセスをしっかりと常任委員会の活動として文教厚生常任委員会やった中で、朗読をあなたが受け持ったという

ことだけだと思うんですよ。そのプロセスは、私はとても町民に対する議会の責任としても大事なことだと思います。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） すみません、先ほど総務経済と申し上げて失礼しました。文教厚生常任委員会でした。

その件につきまして、14番議員からそういう指摘を受けましたことを私としては受け止めておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、意見書案第3号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第4号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書について

○議長（笠井政明君） 日程第11 意見書案第4号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） それでは、意見書案第4号について朗読をもって説明とさせていただきます。

意見書案第4号。

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年3月24日提出。

東伊豆町議会議長 笠井政明様。

提出者 東伊豆町議会議員 栗原京子。

賛成者 東伊豆町議会議員 山田豪彦、鈴木伸和、楠山節雄、稲葉義仁、西塚孝男、須佐衛、村木脩、内山慎一、定居利子。

次のページを御覧ください。

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書。

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しており、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓を余儀なくされることで、自己同一性を喪失し苦痛を感じる、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めているが、一部の国家資格や免許等では旧姓の使用が認められていない。また、通称使用では自己同一性を喪失する苦痛は解消されず、根本的な解決策にはならないほか、ダブルネームを使い分ける負担、本人や企業等の経済的なコスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題が指摘されている。

さらに、一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚などを検討する人にとっては、特に改姓への抵抗感が強く、中には結婚を諦めてしまう人もいるため、ますます非婚や少子化につながる要因と言われている。

国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。さらに、平成27年の最高裁判決に続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については「国会で論ぜられ、判断されるべき」とされたところだが、依然として国会での議論は進んでいない状況である。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、世論の動向や最高裁

の判断趣旨も踏まえた上で議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国の責務である。

よって東伊豆町議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度に係る議論を積極的に行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日。

静岡県東伊豆町議会。

資料の3枚目を御覧ください。

こちらに意見書の送付先が記載されておりますので、御確認ください。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、意見書案第4号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 同意案第1号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第13 同意案第2号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第14 同意案第3号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第15 同意案第4号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第16 同意案第5号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第 17 同意案第 6 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第 18 同意案第 7 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第 19 同意案第 8 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第 20 同意案第 9 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第 21 同意案第 10 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について

○議長（笠井政明君） 日程第12 同意案第 1 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、
日程第13 同意案第 2 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第14 同意案第 3
号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第15 同意案第 4 号 東伊豆町農業委員
会委員の選任について、日程第16 同意案第 5 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、
日程第17 同意案第 6 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第18 同意案第 7
号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第19 同意案第 8 号 東伊豆町農業委員
会委員の選任について、日程第20 同意案第 9 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について、
日程第21 同意案第10号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを一括議題とします。

町長より順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま一括上程されました同意案第 1 号から同意案第10号まで、順
次提案理由を申し上げます。

同意案第 1 号 東伊豆町農業委員会委員の選任について。

東伊豆町農業委員会委員に下記の者を選任することについて、農業委員会等に関する法律
（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町大川。

氏名、稲葉和典。

続いて、同意案第 2 号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町奈良本。

氏名、野澤 彰。

続いて、同意案第 3 号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町奈良本。

氏名、足立直仁。

続いて、同意案第 4 号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町奈良本。

氏名、加藤 沢。

続いて、同意案第 5 号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町片瀬。

氏名、前田直樹。

続いて、同意案第 6 号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町白田。

氏名、八代幸一。

続いて、同意案第 7 号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、山田弘志。

続いて、同意案第 8 号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、田村雅彦。

続いて、同意案第 9 号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、遠藤芳英。

続いて、同意案第10号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、稲葉彰一。

以上、10件の同意案のうち同意案第 1 号、第 3 号から第 5 号及び第 7 号から第10号につきましては、令和 7 年 6 月21日に前任者が任期満了となるため、新たに農業委員会委員の就任をお願いするものであります。

また、第 2 号及び第 6 号につきましては、再任をお願いするものであります。

なお、任期につきましては令和 7 年 6 月22日から令和10年 6 月21日までとなります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより、同意案第 1 号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討

論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第1号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第2号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第2号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第3号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第3号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第4号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第４号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第５号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第５号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第６号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第６号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第７号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第７号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第8号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第8号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第9号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第9号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これより、同意案第10号 東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、同意案第10号 東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第22 常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（笠井政明君） 日程第22 常任委員会所管事務調査の報告についてを議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

8 番、西塚議員。

（8 番 西塚孝男君登壇）

○8 番（西塚孝男君） それでは、朗読をもちまして調査の結果を報告いたします。

報告書を御覧ください。

令和7年3月24日。

東伊豆町議会議長 笠井政明様。

文教厚生常任委員会委員長 西塚孝男。

文教厚生常任委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

別紙。

調査事項 高齢者福祉について。

調査期間 令和6年第2回定例会から令和7年第1回定例会まで。

2、町内の高齢者の現状及び3、高齢者福祉事業の把握については、報告書に示したとおりです。

資料の5ページを御覧ください。

4、参考人からの意見聴取について。

高齢者の生活状況や介護の現場からの意見について、5名の参考人に伺った。

質問事項。

現場から見えてくる高齢者の実情について。

福祉・介護事業の課題について。

その他。

（1）参考人の意見の概要。

鈴木和美氏（こころ介護）。

地域包括ケアシステムの構築に向けて動いており、介護予防や高齢者生活支援など老人ク

ラブ自治会、ボランティアなどの協力が必要だが協力が得られるか懸念される。

働き手不足が一番の問題。募集しても来ないため、外国人の採用を進めている。民間に任せておけばよいということではない。

稲葉育代氏（さくら介護）。

リゾートマンションや別荘地では、住宅購入時に介護サービスが付いていると誤解し、貯金を費やしてしまい介護等の費用に困る人がいる。また、住宅を購入したことによりその処分に困っているという現実がある。

多くの方が周りとの交流を嫌って孤立した生活を送っており、人の介入が必要になっても嫌がる。このことによりごみ屋敷や孤独死が起こっている。

マンションでは、入浴介助が必要な状況や認知症状により管理組合とのあつれきが生じ、退去というような問題が起きている。

アパートに長く住んでいても入居者の親族までは把握されていない。入居中に部屋で倒れているなどの事態が起きると大変な苦労を要する。

町内に認知症を専門に診られる医師（脳神経外科）がいない。

飯田清久氏（ライフケアガーデン熱川）。

町は成年後見制度を積極的に取り扱っている。ケアマネとしても利用者としても安心できること。今後も必要な方に申立ての支援をしていただきたい。

独り暮らしで身寄りもなく、さらに経済的に困窮している方がいる。生活保護の対象にならないぎりぎりの収入で生活し、大変厳しい状態である。自身の努力や地域の対応も必要だと思うが、既存のサービスに町として上乘せなどがあると自分らしい生活を送れる。

「老老介護」「認認介護」では介護サービスを使いながら在宅で生活されている方が多いが、1人で入院した場合は認知症状が進み、介護サービスの不足から在宅が厳しく、施設への入所を考えざるを得ない。

働いている世代の介護の負担を感じる。親が介護状態になって介護サービスに頼れるときはいいが、夜7時から朝5時、6時までの時間は、現状において当町ではサービスが入れない。夜に何回もトイレに起こされても、翌朝は仕事に行くなど家族の負担が大きい。

デイサービス5件、福祉用具1件、訪問介護1件が撤退されている。数か月間見てもケアマネやデイサービスの稼働が落ちていることで経営は厳しく、営業人員が欠けるところも少ない。

成年後見人制度利用前に社協の日常生活自立支援事業などを充実させていくとともに、市

民後見人の育成など関わる人を増やすことがポイントである。

新しい人を入れても教育する余裕がない。新しい人に教育・指導をしているとその部分が他の職員の負担となり、離職につながっている。

鳥澤美穂氏（湯ヶ岡の郷）。

施設では加療や延命を希望される方は少なく、看取り看護が行われ終の住処になっている。療養型の病院等の受入れもあり、訪問診療や訪問看護も充実し、住宅看取りになる方も増えている。

老老介護が多くなり、介護者が病気になると在宅生活が難しくなる利用者が多い。車の運転ができなくなると買物に困る。タクシーなどを利用したくても台数が減ってなかなか利用できない状況がある。

独居や老老介護が増えており、病院受診も家族が対応できず、認知症があつたりしてケアマネが付き添わなければならないケースもある。

マンパワーの不足は深刻で利用者のペースに合わせたサービスの提供がなかなか難しい。丁寧なゆとりの介護よりも能率と効率を重視せざるを得ない状況で、本来の福祉や介護が置き去りになってしまっていることを現場で感じている。

経営上、資格要件や看護師・管理栄養士等が必要で、確保できれば加算が取れたりするが、募集しても応募がない。お客さんや職員の取り扱いになっているのかと感じている。希望のデイサービスに行けない方もいる。

ヘルパーが不足しているのでお断りする場合もあり、デイサービスを利用したくても要支援・介護の軽い方は待機期間が長くなったりする。

佐鳥和樹氏（小規模多機能ホームあたがわ）。

町で認知症の普及啓発活動をしてきた。認知症に優しいまちづくりというものを目指してどんな町なのか考えてきた。徘徊するお年寄りがいると行政と町民の連携がよく取れていて、町民や民生委員から「気になる方がいる」と報告が入りすぐ介入してくれる。二、三回続くと町での生活は厳しいのではないかという通達が来る。ケアマネはどんな場合も施設入所に対応するが、町に十分な施設があるわけでもなく、緊急の場合は入れるところがどんどん遠くなっている。認知症に優しい町とはどういう町か考えさせられる。

人員が非常に難しくなっている。毎回求人を出しても年に数件の応募しかない。ハローワークとも連携を取り、合同説明会を開いても来てくれるのは、二、三人程度である。

人手不足は止まらないと思っている。施設では基準が決められており、これが守れなくな

ると減算となり報酬がカットされる。カットされれば職員の給料が払えなくなり、事業が継続できなくなって閉めざる得なくなるぎりぎり状況が起きてくる。施設では「人が足りないから帰ってください」とか「部屋でじっとしててください」というわけにはいかない。

今年度から介護職員の研修費用の2分の1を補助する事業が始まり事業所内では好感を得ていますが、人手が足りない今は、介護で働いていない人の掘り起こしのほうが有効で、どうするのかは民間だけでなく町にも考えてもらいたい。

人口は減っていくが高齢者の数は変わらないまま進んでいく。少ないマンパワーで多くの高齢者を見るのか。特区やICT化などこの町に合わせた介護の仕組み、考え方を官民が協力しながら考えておいてもよいのかと思う。

(2) 参考人の意見により把握できた課題。

町の特有の独居や老老介護が増加しており、生活の状況はテレビ・新聞で報道されている事案に勝るとも劣らない厳しい生活状況である。

介護の人材不足は、既に介護サービスの切り捨てを生んでいる。今後も後期高齢者・介護認定者が増える状況にあり、人材不足の実態が改善されなければ介護事業の縮小・閉鎖により介護保険が崩壊し、町民は介護・福祉から置き去りにされ、安心できる老後は実現できない。

日常生活自立支援事業や「支え合う東伊豆」の取組は不十分である。健康な高齢者と施設介護を受ける高齢者の間には、在宅で暮らしている大勢の高齢者がいる。こうした高齢者は生活をサポートする施策・体制がなければ、町で安心して暮らしていけない。

5、研修について。

(1) 東村山市、高齢者福祉について。

横須賀市、終活センターについては、全国から視察希望が殺到しているため、資料の送付を依頼した。

(2) 東村山市の取組から学ぶこと。

健康づくり事業における行政の視点の違い。

町の健康づくり事業では、「自分の健康は自分で守る」ことが強調され健康を守ることは自己責任として進められてきたと考えられ、健康増進事業を計画し、それに応募するやる気のある方を対象とした事業を実施してきた。

東村山市も20年前までは「自分の健康は自分で守る」であったが、近年は「健康づくりは市民みんなの課題」として、市が市民を支えサポートしていくという方向に転換された。

市民参加の取組。

東村山市では保健師 5 人体制で、13町219人に保健推進員の委嘱がされており、保健推進員に「保健推進員養成講座」「合同研修会」「体成分分析測定」等に参加させることで、自身や家族、地域の健康づくりに役立つ「地域の健康博士」として育成している。

また、保健推進員は「楽しめる地域での健康づくり」を推進し、講習会等の集まりを通じて地域の交流を促進しており、市の健康づくり活動においても、保健推進委員会の協力のもとに行っているが、体力づくり推進委員、福祉協力員とも連携を図っている。

6、行政の取組に対する提言。

提言 1、高齢者福祉を支えている現場の声を町長は聞くべきである。

ケアマネジャーから聞いた現場の状況は、我々の想像をはるかに超えた厳しい状況であった。

町長は、総合指針に基づくまちづくりを進めるために、町の福祉事業と福祉・介護の現場のほうから高齢者の現状をしっかりと聞くべきである。

提言 2、「自分の健康は自分で守る」から「健康づくりは町民みんなの課題」へ。

町では、これまで「自分の健康は自分で守る」をスローガンにしてきたが、自己責任で健康になろうでは町の役割が曖昧である。

東村山市のように「健康づくりは町民みんなの課題」と位置づけ、町の役割・町民の役割を明確にして取り組むことで、事業を町民に広げることができる。健康事業の位置づけや視点を抜本的に見直す必要がある。

提言 3、上乗せ横出しの介護サービスで介護施策・体制の充実を。

介護報酬は国の課題であるが、介護保険により高齢者の生活を守る環境を整備することは、介護保険事業者である町の責任でもある。

介護施設が少ない当町は、介護保険料の基準額は県下一低い状況であるが介護保険料が低額でも介護サービスが受けられない状況が生じている。

高齢者が人間として老いていくことができるように、苦勞して納めてきた介護保険料が生かされる介護体制を整備することが町の喫緊の課題である。

「介護保険料を低額に抑える」を重視した運営を見直し、介護保険料に配慮しつつも、介護サービスを必要な方が必要なサービスを受けられるように、訪問介護支援による上乗せや地域包括支援センターの拡充、地域支援事業拡充など横出しによる介護施策・体制の充実を求める。

提言 4、地域包括センターの抜本的な拡充強化を求める。

町の独居老人及び高齢者夫婦世帯が2,553世帯と世帯数の42.2%を占めている中で、地域包括センターは相談の窓口として大きな役割を果たし続けている。下記の実組を進めるために地域包括センターは相談の窓口として大きな役割を果たし続けている。下記の実組を進めるために地域包括センターの抜本的な強化を求める。

多くの独居老人や高齢者夫婦に対応するために、これまでの成年後見人制度や「就活ノート」の活用をさらに進め、司法書士、行政書士、市民後見人などで構成する「終活センター」（仮称）の設置など、終活を目的にサポート体制を整備されたい。

また、孤立する高齢者が生まれないように、これまで地域包括センター係と健康増進係が連携して取り組んできた各地区や別荘、マンション等への出向き、高齢者と町とをつなげる実組を重視し拡大されたい。

提言 5、「支え合う東伊豆事業」など福祉関連事業の充実を求める。

歳を重ねて不便になるのは「買物」だけではない。「ごみを出すこと」「料理をすること」「病院に行くこと」「銀行に行くこと」など、生きることの全ての場面で手助けが必要となってくる。

町には様々なサービスを提供する制度はあるが、マンパワー不足などから限られたサービスの提供にとどまっている。

高齢者が人口の半数に近づいていることを考えると、ヘルパーなどの人材確保と共に、高齢者の支援サポートに関わる町民を増やしていくことが極めて重要であり必要である。

独居や高齢者世帯が多いことから、相談の窓口となる民生委員や地域包括支援センターと福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどを担う「日常生活自立支援事業」の連携と充実が必要である。

提言 6、事業の存続すら危うい介護事業所の経営への支援を。

介護事業所は、慢性的な人材不足と介護報酬の切下げの中で、将来に向けた事業の存続が大変厳しい状況にある。事業所の運営基準等に弾力的な運営・運用ができるものがないか、制度を精査して対応されたい。

町は介護人材育成支援事業補助金を支給しているが、人材確保が大きな課題となっていることから、さらに介護事業者に呼びかけて、介護の人材確保等について連絡・協議する場を早急に設け、連携して取り組まれたい。

提言 7、高齢者への広報の在り方の検討を。

福祉施設の利用でも老人クラブ連合会理事会でも、本来伝わってほしい方々に関心ある話題や情報が届いていない状況を実感した。（資料１参照）

町の広報は、ホームページやＬＩＮＥ、回覧板により周知されているが、読まれる情報が共有されているかなどの検証が必要である。情報の共有化は町だけの問題ではないが、町と町民のつながりが薄まればまちづくり土台を失うことになる。

資料として、１、老人クラブ連合会理事会との意見交換会資料、２、横須賀市終活センター関連資料を添付しました。

以上です。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、常任委員会所管事務調査の報告について終了いたします。

◎日程第２３ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（笠井政明君） 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（笠井政明君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長い間御苦労さまでした。

閉会 午前11時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____